竜 王 町 地 域 防 災 計 画

令和６年８月

竜 王 町 防 災 会 議

目　　次

第１編　　総　則
第１章　計画の目的および方針..... 総－ 1
第１節　計画の目的..... 総－ 2
第２節　計画の修正..... 総－ 2
第３節　計画の構成..... 総－ 2
第４節　南海トラフ地震防災対策推進計画..... 総－ 3
第５節　他の計画との関係..... 総－ 3
第６節　計画の基本方針..... 総－ 5
第２章　各機関と住民・事業所の役割と責任..... 総－ 7
第１節　行政および防災関係機関の役割と責任..... 総－ 8
第２節　住民・事業所の役割と責任..... 総－17
第３章　竜王町の概況..... 総－18
第１節　自然的条件..... 総－19
第２節　社会的条件..... 総－27
第４章　町の防災環境..... 総－28
第１節　災害履歴と災害予想..... 総－29
第２節　防災課題の整理..... 総－40

第２編　　災害予防計画
第１章　災害に強い「基盤」づくり..... 予－ 1
第１節　まちの防災機能の強化と建築物の安全化..... 予－ 2
第２節　上下水道施設災害予防対策..... 予－ 5
第３節　電力・ガス施設災害予防対策..... 予－ 6
第４節　通信放送施設等災害予防対策..... 予－10
第５節　防災施設等整備計画..... 予－13
第６節　土砂災害予防対策..... 予－18
第７節　風害予防対策..... 予－20
第８節　危険物施設等災害予防対策..... 予－21
第９節　道路施設災害予防対策..... 予－23
第 10 節　河川施設・ため池等農業用施設災害予防対策..... 予－27
第 11 節　農林業関係災害予防対策..... 予－31
第 12 節　文化財等災害予防対策..... 予－32
第 13 節　複合災害予防対策..... 予－34
第 14 節　雪害予防対策..... 予－35

第２章　災害に備えた「しくみ」づくり..... 予－36
第１節　情報の収集・伝達体制の整備..... 予－36
第２節　火災予防、緊急消火体制の充実..... 予－38
第３節　救助・救急、緊急医療体制の整備..... 予－43
第４節　避難体制の整備..... 予－45
第５節　食糧、生活必需品等の調達・確保..... 予－54
第６節　緊急輸送体制の整備..... 予－56
第７節　要配慮者の安全確保と支援体制の強化..... 予－58
第８節　清掃体制の整備..... 予－62
第９節　防災に関する調査・計画の推進..... 予－64
第 10 節　相互応援協定..... 予－66
第 11 節　その他協定の締結等..... 予－69
第３章　地域防災を支える「人」づくり..... 予－73
第１節　防災知識の普及と防災意識の高揚..... 予－74
第２節　防災訓練の充実..... 予－78
第３節　自主防災組織等の整備..... 予－80
第４節　ボランティア等との連携..... 予－83

第３編　災害応急対策計画
第１章　活動体制の確立..... 応－　1
第１節　風水害等に対する活動体制..... 応－　2
第２節　震災に対する活動体制..... 応－ 19
第３節　大規模事故災害に対する活動体制..... 応－ 28
第４節　初動期における活動..... 応－ 34
第２章　情報収集伝達・警戒活動体制..... 応－ 43
第１節　情報の収集・伝達..... 応－ 44
第３章　消防・救急救助・医療救護対策..... 応－ 62
第１節　消防活動..... 応－ 63
第２節　医療・救護対策..... 応－ 65
第４章　避難収容対策..... 応－ 68
第１節　避難対策..... 応－ 69
第２節　避難所の開設・運営..... 応－ 82
第３節　要配慮者対策..... 応－ 86
第５章　交通対策、緊急輸送対策..... 応－ 88
第１節　災害時の警備・交通規制..... 応－ 89
第２節　交通輸送対策..... 応－ 92
第６章　二次災害防止、ライフライン等応急対策..... 応－ 96

第１節　二次災害防止対策..... 応－ 97
第２節　公共施設等応急対策..... 応－ 98
第３節　ライフライン応急対策..... 応－101
第４節　農林業応急対策..... 応－105
第７章　災害別対策計画..... 応－107
第１節　水防活動..... 応－108
第２節　危険物等応急対策..... 応－109
第３節　事故等災害応急対策..... 応－112
第８章　被災者の生活支援対策..... 応－113
第１節　災害救助法の適用..... 応－114
第２節　飲料水・食糧・生活必需品等の供給..... 応－117
第３節　住宅対策..... 応－123
第４節　文教対策..... 応－126
第５節　文化財の保護..... 応－130
第６節　自発的支援の受入れ..... 応－131
第９章　衛生環境等の対策..... 応－134
第１節　行方不明者の捜索、遺体の処理等..... 応－135
第２節　防疫および保健衛生..... 応－137
第３節　災害廃棄物処理対策..... 応－139
第 10 章　南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策..... 応－142
第１節　南海トラフ地震防災対策推進地域..... 応－143
第２節　災害の拡大防止対策..... 応－144
＜災害応急対策担当一覧＞..... 応－146

第４編　　災害復旧計画
第１章　計画的な復興・復旧..... 復－ 1
第１節　総合的な復興基本計画の策定..... 復－ 2
第２節　災害復興事業の推進..... 復－ 3
第２章　被災者・被災中小企業等への支援..... 復－ 5
第１節　生活の安定..... 復－ 6
第２節　被災中小企業等への支援..... 復－12

第５編　原子力災害対策編
第１章　総則 ..... 原－ 1
第１節　計画の目的..... 原－ 2
第２節　計画の性格..... 原－ 3
第３節　計画の周知徹底..... 原－ 4

第４節　計画の基礎とするべき災害の想定..... 原－ 5
第５節　緊急事態区分および緊急時活動レベル（ＥＡＬ）..... 原－12
第６節　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置..... 原－14
第７節　原子力防災に関する竜王町の基本的な考え..... 原－15
第８節　防災関係機関の事務または業務の大綱..... 原－16
第９節　防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策..... 原－21
第２章　災害事前対策..... 原－22
第１節　基本方針..... 原－23
第２節　情報の収集・連絡体制等の整備..... 原－24
第３節　災害応急体制の整備..... 原－26
第４節　避難収容活動体制の整備..... 原－28
第５節　緊急輸送活動体制の整備..... 原－29
第６節　救助・救急、医療および防護資機材等の整備..... 原－30
第７節　住民等への的確な情報伝達体制の整備..... 原－31
第８節　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発..... 原－32
第９節　防災業務関係者の人材育成..... 原－33
第 10 節　防災訓練等の実施..... 原－34
第 11 節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応..... 原－35
第３章　緊急事態応急対策..... 原－36
第１節　基本方針..... 原－37
第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保..... 原－38
第３節　活動体制の確立..... 原－41
第４節　住民等への情報伝達・相談活動..... 原－49
第５節　屋内退避等の防護活動..... 原－51
第６節　飲食物の出荷制限、摂取制限等..... 原－55
第７節　救助・救急および医療活動..... 原－56
第８節　自発的支援の受入れ等..... 原－57
第４章　原子力災害中長期対策..... 原－58
第１節　基本方針..... 原－59
第２節　放射性物質による環境汚染への対処..... 原－59
第３節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表..... 原－59
第４節　影響調査の実施等..... 原－59
第５節　被災者等の生活再建等の支援..... 原－60
第６節　風評被害等の影響の軽減..... 原－60
第７節　心身の健康相談体制の整備..... 原－60
第８節　各種制限措置の解除..... 原－60

第９節　復旧・復興事業からの暴力団排除..... 原－61

資料編

１　地域防災計画関連資料..... 資－ 1
１－１　防災関係機関災害連絡窓口..... 資－ 1
１－２　気候の概要 ..... 資－ 5
１－３　人口、世帯数の推移..... 資－ 6
１－４　滋賀県下に影響をおよぼした地震..... 資－ 7
１－５　水防倉庫 ..... 資－10
１－６　水防用資材 ..... 資－10
１－７　水位観測所 ..... 資－10
１－８　水防区域および危険箇所図..... 資－11
１－９　浸水危険情報図..... 資－12
１－10　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域..... 資－14
１－11　消防用車両等の状況..... 資－32
１－12　消防団等の状況..... 資－32
１－13　消防水利の状況..... 資－32
１－14　危険物施設 ..... 資－33
１－15　高圧ガス製造事業所..... 資－33
１－16　火葬場処理能力..... 資－34
１－17　避難情報等と居住者等がとるべき行動..... 資－35
１－18　土砂災害の前兆現象..... 資－36
１－19　災害救助法による救助の程度、方法および期間..... 資－37
１－20　浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に存在する社会福祉施設..... 資－42
１－21　計画の対象となる原子力事業所..... 資－43
１－22　安定ヨウ素剤およびその服用に関する留意事項..... 資－45
１－23　各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて..... 資－48
１－24　備蓄品一覧表..... 資－56
１－25　用語集 ..... 資－58

２　条例、協定、書式等..... 資－65
２－１　竜王町防災会議条例..... 資－65
２－２　竜王町災害対策本部条例..... 資－67
２－３　竜王町水防協議会条例..... 資－68
２－４　竜王町消防団の設置等に関する条例..... 資－70

２－５　竜王町消防団規則..... 資－71
２－６　竜王町消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例..... 資－75
２－７　竜王町災害時要援護者支援庁内会議設置規程..... 資－82
２－８　滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱..... 資－83
２－９　応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡に関する様式..... 資－87
２－10　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について.. 資－90
２－11　被害即報および被害報告要領..... 資－92
２－12　緊急通行車両の標章、確認証明書..... 資－108
２－13　義援金募集配分計画様式..... 資－109

第１編　　総　則

第１編	**総　　則**
第２編	災 害 予 防 計 画
第３編	災害応急対策計画
第４編	災 害 復 旧 計 画
第５編	原子力災害対策編
資	料　　編

第１章　計画の目的および方針 …… 総－ 1
第２章　各機関と住民・事業所の役割と責任 …… 総－ 7
第３章　竜王町の概況 …… 総－18
第４章　町の防災環境 …… 総－28

第１章　計画の目的および方針

章の体系

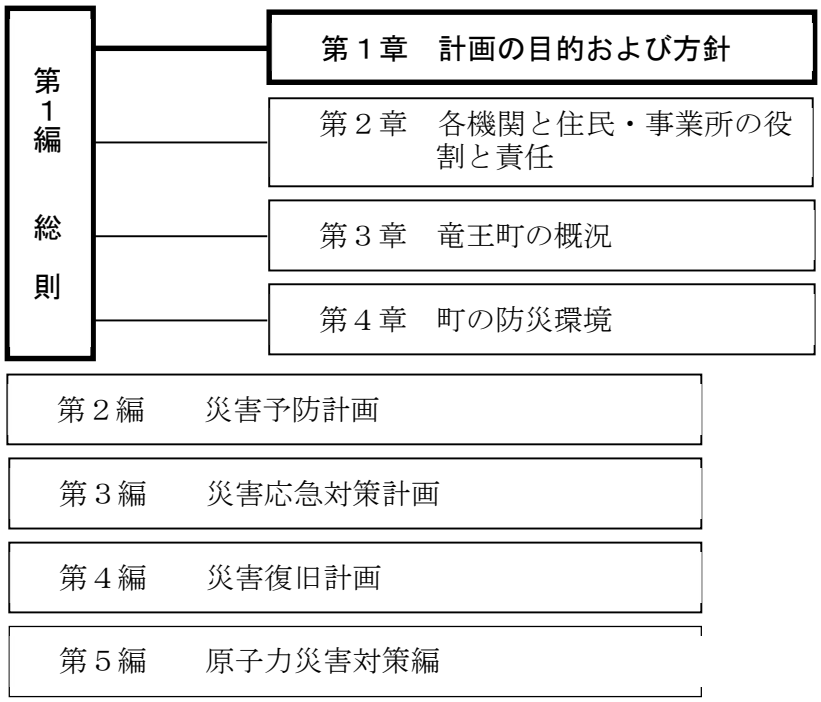

第１節　計画の目的 …… 総－ 2
第２節　計画の修正 …… 総－ 2
第３節　計画の構成 …… 総－ 2
第４節　南海トラフ地震防災対策推進計画 …… 総－ 3
第５節　他の計画との関係 …… 総－ 3
第６節　計画の基本方針 …… 総－ 5

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条および南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（旧：南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）に基づき、竜王町の地域における防災対策に関し、竜王町防災会議* が定める計画で、町および防災関係機関が相互に連携して必要な体制を確立するとともに、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

* 災害対策基本法第 16 条に基づき、町の区域に係る地域防災計画の作成および実施の推進のため設置

第２節　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、近年発生した災害からの教訓や社会情勢等の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため、必要があると認めるときは、これを修正する。

計画修正の際には、様々な立場や視点からの意見を踏まえて検討を加える必要があることから、女性や要配慮者（「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」、以下同じ。）など関係者から意見を聞く機会を設けるように努める。

第３節　計画の構成

竜王町地域防災計画は、「第１編　総則」「第２編　災害予防計画」「第３編　災害応急対策計画」「第４編　災害復旧計画」「第５編　原子力災害対策編」および「資料編」で構成する。

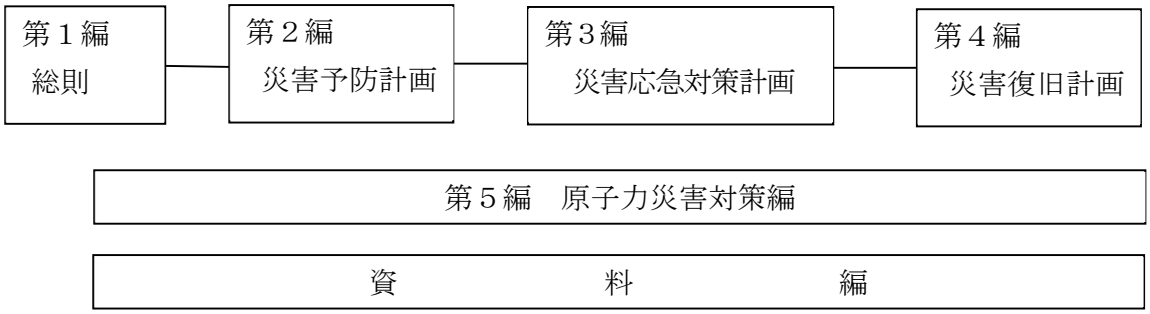

第４節　南海トラフ地震防災対策推進計画

町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月改正施行）に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。中央防災会議が作成する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和元年５月 31 日変更）を基本とし、本計画中に以下の計画を定め、これらの事項について定めた部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）と位置付ける。

①南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項ならびにその具体的な目標およびその達成の期間
②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
③関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
④「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）」が発表された場合の防災対応に関する事項
⑤その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項で政令で定められるもの

本計画における、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第４項の規定に基づく、南海トラフ地震防災推進計画の該当箇所を次表に示す。

第５節　他の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、滋賀県地域防災計画に基づき、町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、町の水防計画等を作成する場合には、本計画と矛盾しないよう、十分な調整を図るものとする。

＜南海トラフ地震防災対策推進計画該当箇所一覧＞

推進計画該当事項	地域防災計画該当箇所
第１　総則	
１．推進計画の目的	１－１　計画の目的および方針
２．防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	１－２　各機関と住民・事業所の役割と責任
３．南海トラフ地震防災対策推進地域、被害想定	３－10－１　南海トラフ地震防災対策推進地域 １－４　町の防災環境
第２　災害対策本部等の設置等	
１．災害対策本部等の設置	３－１－２　震災に対する活動体制
２．災害対策本部等の組織および運営	３－１－２　震災に対する活動体制
３．災害応急対策要員の参集	３－１－２　震災に対する活動体制
第３　地震発生時の応急対策等	
１．地震発生時の応急対策 ２．資機材、人員等の配備手配	３－２　情報収集伝達・警戒活動体制 ３－３　消防・救急救助・医療救護対策 ３－５　交通対策、緊急輸送対策 ３－６　二次災害防止、ライフライン等応急対策
３．他機関に対する応援要請	３－１－４　初動期における活動
４．南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策	３－10－２　災害の拡大防止対策
第４　円滑な避難の確保に関する事項	
１．避難対策等	３－４　避難収容対策
２．消防機関等の活動	３－３　消防・救急救助・医療救護対策
３．水道、電気、ガス、通信、放送関係	３－６　二次災害防止、ライフライン等応急対策
４．交通対策	３－５　交通対策、緊急輸送対策
５．広域防災体制の確立	３－４－１－５　広域一時滞在
第５　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
１．建築物、構造物等の耐震化	２－１－１　まちの防災機能の強化と建築物の安全化
２．避難場所、避難路の整備	
３．消防用施設、通信施設の整備等	２－２－４　避難体制の整備 ２－１－４　通信放送施設等災害予防対策
４．緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備	２－２－２　火災予防、緊急消火体制の充実 ２－２－６　緊急輸送体制の整備
第６　防災訓練計画	２－３－２　防災訓練の充実
第７　地震防災上必要な教育および広報に関する計画	２－３－１　防災知識の普及と防災意識の高揚

※ ○－○－○は、編－章－節

第６節　計画の基本方針

第１　計画の基本理念

竜王町の地域特性や今後の開発動向、過去の災害の教訓を踏まえ、住民の生命、身体および財産を災害から守るとともに、竜王町の安全性をよりいっそう高めるため、基盤整備等により、災害に強いまちづくりを実現する。

＜竜王町の防災に取り組む基本理念＞

① 災害に対して、積極的な防災型のまちづくりの推進
② 行政のみでなく、住民参加を念頭においた「災害に強いまちづくり」の推進
③ 災害発生時に迅速な対応がとれるようハード、ソフトの両面にわたる防災対策の推進
④ 住民の防災行動力の向上

第２　基本目標

基本理念に基づき、本計画で達成すべき目標を定める。

計画の目標を達成するためには、科学的な研究成果と様々な経験に基づいて検討を行い、実現に向けて住民と行政が一体となり取り組む。

１　災害に強い「基盤づくり」

町域において、平野部の多くが日野川の氾濫による洪水浸水想定区域となっている。また、祖父川などの日野川の支川による内水氾濫が発生し、浸水区域となりうることを「地先の安全度マップ（滋賀県)」が示している。丘陵地においては、急傾斜地の崩壊や土石流を原因とする土砂災害の危険区域が存在する。

このことを念頭におき中長期的な視野にたって、基盤の整備、土木構造物、ライフライン、建築物等の安全性の向上、強化など、災害を未然に防ぐための基盤づくりを行う。また、住民が自らの地域の水害・土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、町は、分かりやすい水害・土砂災害リスクの開示に努める。

２　災害に備えた「しくみ」づくり

災害時において町の役割を的確に果たし、被害を最小限に抑えるため、町内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。

３　地域防災を支える「人」づくり

災害発生の防止や発生時の被害を軽減するためには、町をはじめ関係機関が防災対策を推進するだけでは不十分である。住民一人ひとりが、災害に対する心構えを持ち「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の原点に立ち、地域

において積極的な防災活動を展開することが重要であり、防災教育・啓発の推進による住民の防災意識の高揚を図るとともに、従来型の地域コミュニティが弱体化している現状を踏まえつつ自主防災組織等の育成・指導に努める。

４　災害時の応急対策を計画する

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、組織体制の整備、情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救援・救助、衛生その他の災害応急対策に関する事項をあらかじめ定めておき、迅速な対応に努める。

５　災害復旧を計画する

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針についての計画を策定する。

第２章　各機関と住民・事業所の役割と責任

章の体系

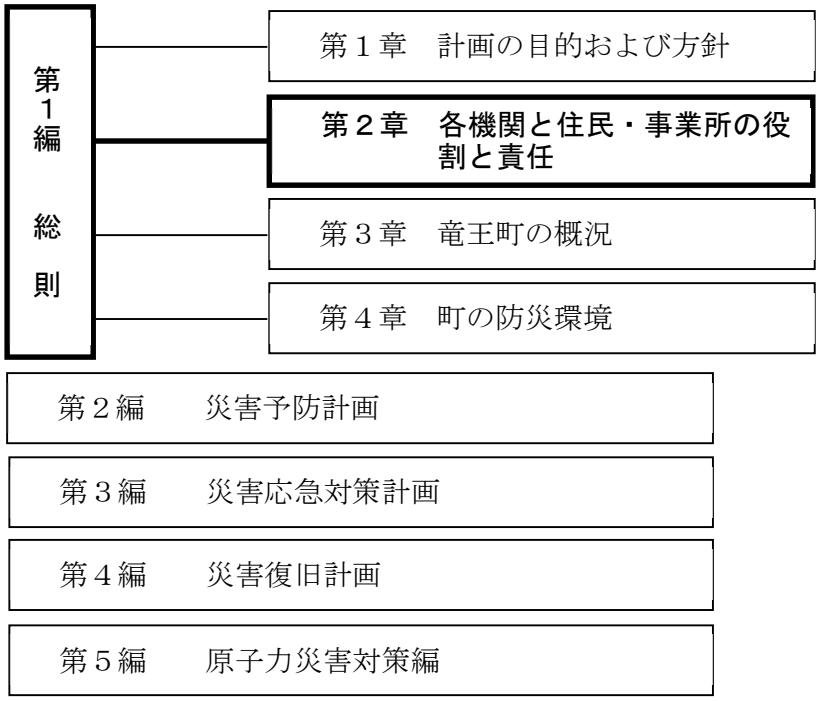

第１節　行政および防災関係機関の役割と責任 …… 総－ 8
第２節　住民・事業所の役割と責任 …… 総－17

第１節　行政および防災関係機関の役割と責任

第１　行政および防災関係機関の実施責任

１　竜王町

竜王町の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から守るため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　滋賀県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体および財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町および地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から守るため、指定行政機関の管理する施設の応急対策および業務の遂行を実施するとともに、県および町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

４　指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら管理する施設の応急対策および業務の遂行を実施するとともに、県および町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には自ら管理する施設の応急対策および業務の遂行を実施するとともに、県および町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第２　行政および防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

１　竜王町

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
竜王町	１．防災会議に関する事務 ２．防災対策の組織の整備 ３．管内における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 ４．防災施設の整備 ５．防災のための知識の普及、教育および訓練 ６．防災に必要な資機材等の備蓄および整備 ７．水防、消防その他の応急措置 ８．災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 ９．被災者の救出、救護等の措置 10．避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設 11．災害時における保健衛生についての措置 12．被災児童、生徒等の応急教育 13．災害復旧の実施 14．災害時におけるボランティア活動の支援

２　滋賀県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県	１．県の防災会議に関する業務 ２．県の防災対策の組織の整備 ３．市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 ４．防災施設の整備 ５．防災のための知識の普及、教育および訓練 ６．防災に必要な資機材の備蓄および整備 ７．災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 ８．水防その他の応急措置 ９．被災者の救出、救護等の措置 10．避難の指示ならびに避難所開設の指示 11．災害時における交通規制および輸送の確保 12．災害時における保健衛生についての措置 13．被害児童、生徒等の応急教育 14．災害復旧の実施 15．自衛隊の災害派遣要請 16．災害時におけるボランティア活動の支援

３　滋賀県警察本部

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県警察本部 （近江八幡警察署）	１．施設、設備等の整備 ２．連絡、輸送手段の確保 ３．教養・訓練および事前準備 ４．業務継続計画の策定 ５．情報通信・情報収集手段の整備 ６．関係機関との協力 ７．交通の確保に必要な対策 ８．避難誘導に係る対策 ９．県民等への情報伝達・防災訓練 10．関係機関、ボランティア団体等との相互連携 11．危険箇所、孤立化集落、重要施設の把握等 12．災害警備活動に関する調査および研究 13．警備体制の確立 14．情報の収集・報告 15．救出救助活動等 16．交通規制の実施 17．避難誘導等の措置 18．行方不明者の捜索、情報の共有 19．遺体の検視等 20．二次被害の防止 21．社会秩序の維持 22．報道対策 23．活動の記録 24．警察情報システムに関する措置 25．自発的支援の受入れ 26．警察施設の復旧および職員の健康管理 27．暴力団排除活動の徹底 28．警衛警護の実施 29．職員の参集･派遣等 30．隣接府県等との連携 31．その他警察本部長が必要と認める活動

４　東近江行政組合消防本部

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
近江八幡消防署	１．消防施設・消防体制の整備 ２．救助活動および救援施設・体制の整備

	３．危険物等施設の実態把握と防護の指導監督 ４．消防知識の普及・啓発 ５．火災発生時の消火活動 ６．水防活動の協力・援助 ７．被災者の救助・救援 ８．被害に関する情報の収集、伝達および被害調査

５　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
１．近畿管区警察局	１．管区内各府県警察の指導・調整 ２．他管区警察局との連携 ３．関係機関との協力 ４．情報の収集および連絡 ５．警察通信の運用 ６．警察災害派遣隊の運用
２．近畿財務局 （大津財務事務所）	１．　公共土木等被災施設の査定の立会 ２．地方公共団体に対する災害融資 ３．災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 ４．国有財産の無償貸付等
３．近畿厚生局	１．救援等に係る情報の収集および提供
４．近畿農政局 （滋賀県拠点）	１．農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 ２．農業関係被害情報の収集報告 ３．農作物、家畜等の防災管理指導および病害虫の防除指導 ４．被害農業者等に対する災害融資のあっせん・指導 ５．排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け ６．米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の安定供給対策 ７．災害時における主要食料の供給についての連絡調整
５．近畿中国森林管理局 （滋賀森林管理署）	１．国有林野の治水治山事業の実施、施設の整備 ２．国有保安林、保安施設等の保全 ３．森林火災対策 ４．災害応急対策用材（国有林材）の供給 ５．国有林野における災害復旧
６．近畿経済産業局	１．電力・ガスの供給の確保および復旧支援 ２．災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達 ３．災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ４．被災中小企業の事業再開に関する相談、支援

７．中部近畿産業保安監督部近畿支部	１．電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保 ２．ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 ３．鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
８．近畿運輸局 （滋賀運輸支局）	１．所管事業者の所有する交通施設および設備の整備についての指導 ２．災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ３．災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等事業実施のための調整 ４．災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 ５．特に必要があると認める場合の輸送命令 ６．災害時における交通機関利用者への情報の提供
９．大阪航空局 （大阪空港事務所）	１．災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
10．大阪管区気象台 （彦根地方気象台）	１．気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表を行う ２．気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説を行う ３．気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める ４．地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う ５．防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
11．近畿総合通信局	１．電波および有線電気通信の監理 ２．非常通信訓練の計画およびその実施指導 ３．非常通信協議会の育成および指導 ４．防災および災害対策用に係る無線局の開設等、整備の指導 ５．災害時における重要通信の確保 ６．災害対策用移動通信機器等の貸出し
12．滋賀労働局	１．工場、事業場（鉱山関係は除く）における労働災害防止のための指導 ２．被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 ３．被災者の労災保険給付に関する対応 ４．助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
13．近畿地方整備局 （琵琶湖河川事務所）	１．直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること ２．応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること

（滋賀国道事務所）	３．直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること ４．直轄河川の洪水予警報等および水防警報の発表および伝達に関すること ５．災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること ６．直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること ７．直轄公共土木施設の復旧に関すること ８．土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること ９．公共土木被災施設災害の査定
14．近畿地方環境事務所	１．災害廃棄物等の処理対策に関すること
15．国土地理院近畿地方測量部	１．災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握および提供に関すること ２．地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること ３．防災地理情報の整備に関すること

６　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
１．陸上自衛隊 （今津駐屯部隊）	１．災害派遣計画の作成 ２．県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

７　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
１．西日本電信電話㈱（滋賀支店） ２．エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ３．KDDI㈱ ４．㈱ＮＴＴドコモ ５．ソフトバンク㈱ ６．楽天モバイル㈱	１．電気通信施設の整備と防災管理 ２．災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 ３．被災施設の復旧
７．日本銀行 （京都支店）	１．災害時における現地金融機関に対する緊急措置
８．日本赤十字社 （滋賀県支部）	１．医療救護 ２．こころのケア ３．救援物資の備蓄および配分 ４．血液製剤の供給

	５．義援金品の受付および配分 ６．その他応急対応に必要な業務 ７．１～６の救護業務に関連し、次の業務を実施する。 ①復旧・復興に関する業務 ・生活再建支援 ・その他復旧・復興に必要な業務 ②防災・減災に関する業務 ・防災教育 ・その他防災・減災に必要な業務
９．日本放送協会 （大津放送局）	１．放送施設の保全 ２．県民に対する防災知識の普及 ３．気象等予警報および被害状況等の報道 ４．避難所への受信機の貸与 ５．被災放送施設の復旧 ６．社会事業団等による義援金品等の募集配分
10．西日本高速道路㈱ （関西支社栗東管理事務所）	１．名神高速道路等の整備と防災管理 ２．災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 ３．被災道路施設の復旧
11．日本通運㈱ （湖東支店）	１．災害時における貨物自動車による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
12．関西電力㈱、 関西電力送配電㈱ 滋賀本部	１．電力施設の整備と防災管理 ２．災害時における電力供給の確保 ３．被災電力施設の復旧
13．大阪ガスネットワーク㈱ （京滋導管部）	１．ガス施設の整備と防災管理 ２．災害時におけるガス供給の確保 ３．被災施設の復旧
14．日本郵政㈱近畿支社 （近江八幡郵便局） （竜王郵便局） （竜王川守郵便局）	１．郵便物の送達の確保 ２．被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 ３．郵便局の窓口業務の維持

８　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
１．一般社団法人滋賀県バス協会 ２．一般社団法人滋賀県トラック協会（湖東地区協議会）	１．災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
３．滋賀県土地改良事業団体連合会	１．ため池および農業用施設の整備と防災管理 ２．農地および農業用施設の被害調査と復旧
４．一般社団法人滋賀県医師会・近江八幡市蒲生郡医師会 ５．公益社団法人滋賀県看護協会 ６．一般社団法人滋賀県薬剤師会	１．災害時における医療救護の実施 ２．災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 ３．災害時における医薬品等の管理
７．社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	１．災害ボランティア活動の支援 ２．要配慮者の避難支援への協力
８．㈱京都放送 ９．びわ湖放送㈱ 10．株式会社エフエム滋賀	１．放送施設の保全 ２．県民に対する防災知識の普及 ３．気象予警報および被害状況等の報道 ４．被災放送施設の復旧 ５．社会事業団等による義援金品の募集配分
11．一般社団法人滋賀県ＬＰガス協会	１．ガス施設の整備と防災管理 ２．災害時におけるガス供給の確保 ３．被災施設の復旧
12．一般社団法人滋賀県建設業協会	１．災害時における公共土木建築施設の復旧 ２．災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 ３．災害時における土木資機材労力の提供

９　公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
１．グリーン近江農業協同組合	１．共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 ２．農業関係の県、市町の実施する被害調査および応急対策に対する協力 ３．被災農業者に対する融資および斡旋 ４．被災農業者に対する生産資材の確保斡旋
２．竜王町商工会	１．災害時における物価安定についての協力 ２．災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
３．高圧ガス・危険物等関係施設の管理者	１．災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
４．新聞社等報道関係機関	１．住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

（びわ湖キャプテン㈱）	２．住民に対する災害応急対策等の周知徹底 ３．社会事業団等による義援金品の募集配分
５．竜王町社会福祉協議会	１．要配慮者に対する生活支援活動の協力 ２．災害ボランティアセンターの開設および運営 ３．災害時における社会福祉団体との調整の協力
６．竜王建設工業会	１．災害応急対策および災害復旧に関する協力
７．一般社団法人滋賀県歯科医師会 ８．一般社団法人滋賀県病院協会	１．災害時における医療救護の実施 ２．災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
９．日野川流域土地改良区	１．農業用施設の整備と防災管理 ２．農業用施設の被害調査と復旧

第２節　住民・事業所の役割と責任

第１　住民

１　自己管理

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という自助の考え方に立ち、災害に備え、建物の補強、家具の転倒防止等に配慮し、食糧や日常品の備蓄、救急用品および常備薬等の緊急持ち出し品の管理等住民自らが心がけ、被害の拡大防止に努める。

２　応急対策活動への協力

町および県が行う防災に関する事業および災害発生時の救援・救護活動に協力する。

第２　自主防災組織

１　住民の相互協力

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助（互助）の考え方に立ち、災害発生時には、地域住民が協力して消火・救援活動が行えるように、日頃から地域の連帯感を高め、地域の実情に即した防災体制の確立に努める。

２　応急対策活動への協力

町および県が行う防災に関する事業および災害発生時の救援・救護活動に協力する。

第３　事業所

１　従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員および利用者等の安全を確保する。

２　地域への貢献

事業活動にあたっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくりおよび災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

３　応急対策活動への協力

町および県が行う防災に関する事業および災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第３章　竜王町の概況

章の体系

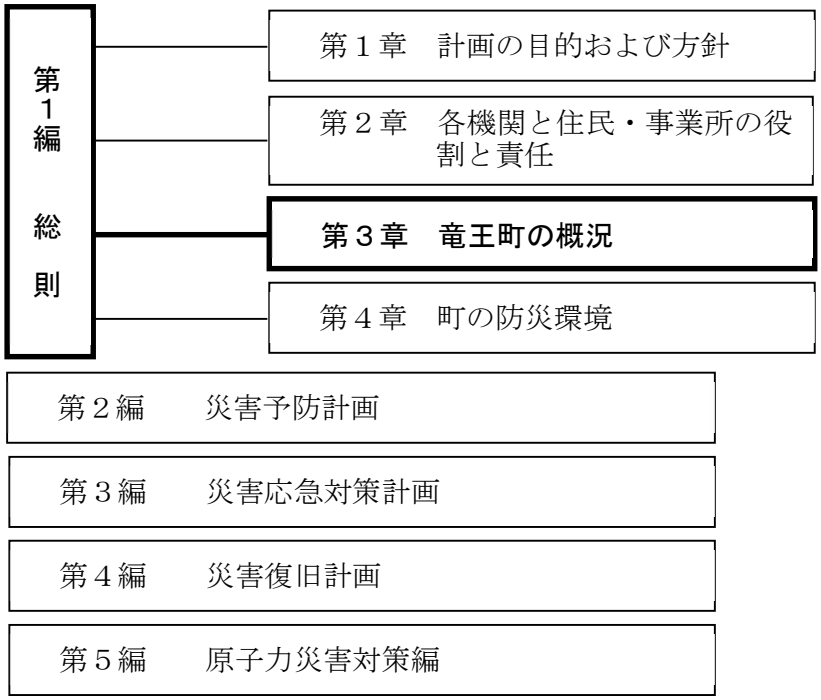

第１節　自然的条件 …… 総－19
第２節　社会的条件 …… 総－27

第１節　自然的条件

第１　位置および面積

竜王町は、滋賀県蒲生郡に属し、滋賀県の中央部よりやや南寄り、琵琶湖の東岸に展開する湖東平野に位置している。本町の北部は、日野川を隔てて近江八幡市に隣接し、東部は東近江市、南部から南西部にかけては甲賀市、湖南市、西部は野洲市と境を接している。

行政域は、東西 7.6 ㎞、南北 8.5 ㎞、面積は 44.55 ㎢を有している。

第２　地形

竜王町は、滋賀県の南東部に位置し、西に鏡山（標高 385m）、東に雪野山（標高 309m）を望み、南に丘陵地が位置し、これらの山々に囲まれた中央に比較的まとまった平野が広がっている。町域には、日野川とその支流である祖父川や善光寺川などが流れている。祖父川は天井川を形成しており、小口集落と薬師集落との中間付近では、祖父川以西の竜王町主要部低地に比べて河床が８ｍ前後も高い天井川になっている。天井川は、氾濫の危険性が高く、ひとたび破堤すると高い河床からの土砂の流出や氾濫水が河川に戻りにくいことから、被害が大きくなる。

地形ごとの特徴および、竜王町での分布、災害危険性と地形区分図を以下に示す。

＜地形の特徴および災害危険性＞

	地形概要	竜王町での分布	災害危険性
山地・山麓地	山地は、地殻の突起部である山の集まりが一つのまとまりをなしている地域。 山麓地は、山のふもと、すそ周辺の地域。	西部の野洲市・湖南市との境界一帯と東部の雪野山付近に広がっている。	○地震災害 揺れやすさは小さいが、地すべりや崩壊が発生することがある。 ○風水害 浸水することは無いが、土石流が発生する可能性がある。
丘陵地	概ね高度 300m 程度で、頂部が丸みを帯びた起伏の少ない稜線を形成した地形。 地表面は平坦で比較的良好な地盤。	南部の山中や山之上、東部の山地と祖父川の間に広がっている。	○地震災害 低地に比べ地盤がよく、地震災害を受けにくい。 ○風水害 浸水することは無いが、土石流が発生する可能性がある。
砂礫台地	洪水時に河川によって運ばれた土砂の堆積によって形成された台地。 谷底平野と後背湿地・デルタの間に分布する。	山之上の住宅地や北部の美松台、鏡工業団地あたりに広がっている。	○地震災害 低地に比べ地盤がよく、地震災害を受けにくい。 ○風水害 低地に比べ、河床からの比高が大きいため水害をうけにくい。
谷底平野	山地、丘陵地などの間を流れる河川沿いの細い低地。 砂、粘土などからなる部分の地盤は軟弱。	南部の祖父川、善光寺川に沿って広がっている。	○地震災害 比較的軟弱な地盤であることが多く、地盤地下する可能性がある。また、地層が砂、シルトからなる地域では、液状化の可能性がある。 ○風水害 低い土地であるため浸水しやすい。
自然堤防	洪水時に河川によって運ばれた土砂の堆積によって形成された河川沿いの微高地。 周辺の低地に比べて水はけは良い。	日野川、祖父川、善光寺川、惣四郎川沿いと、北部・西部の集落地域に点在している。	○地震災害 液状化の可能性が高い。 ○風水害 浸水の可能性はあるが、後背湿地などの低地よりは小さい。
後背湿地・デルタ	洪水時に自然堤防を越えてあふれた氾濫水が、ほかの自然堤防や、台地の間に長期間停滞し細粒の堆積物が沈殿した土地。 非常に水はけが悪く、地盤は軟弱。	北西部一帯に広がっている。	○地震災害 極めて軟弱な地盤であり、地震による被害が生じやすい。また、液状化する可能性もある。 ○風水害 低い土地のため浸水しやすい。
人工改変地	人為的に地形面の改変を行って形成された地形。	南部のダイハツ工場と松が丘あたりに分布している。	○地震災害 盛土地は軟弱な地盤では、不同沈下が生じる可能性がある。大規模盛土地では盛土地すべりが発生する可能性がある。また、のり面崩壊が発生することもある。 ○風水害 丘陵地等の人工改変地であれば浸水の可能性はない。

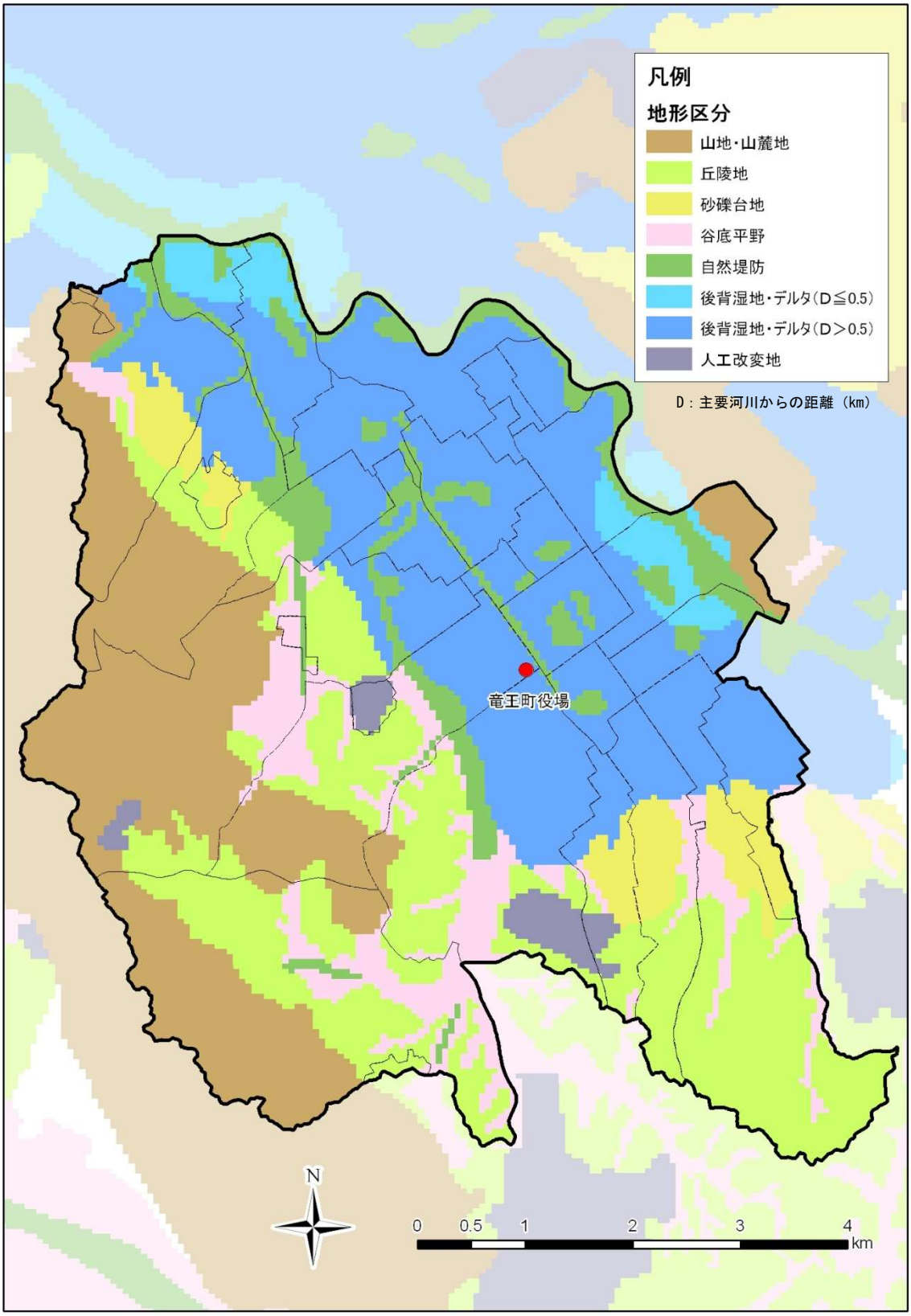
凡例
地形区分
山地・山麓地
丘陵地
砂礫台地
谷底平野
自然堤防
後背湿地・デルタ(D≦0.5)
後背湿地・デルタ(D＞0.5)
人工改変地
D：主要河川からの距離（km）
竜王町役場
N
0
0.5
1
2
3
4
km

図　竜王町地形区分図

第３　地質

竜王町の各地質の特徴および災害危険性と地質図を以下に示す。

＜地質の特徴および災害危険性＞

	地質概要	竜王町での分布	災害危険性
中・古生層（固結堆積物・火成岩類）	中・古生代（約5億7500万年～約6500万年前）に形成された層。固結堆積物や火成岩類から成り、硬い地層となっている。	西部の山地と東部の雪野山に分布。 雪野山は湖東流紋岩、鏡山は鈴鹿花崗岩である。	地盤が固く地震の揺れは小さい。
洪積層（半固結堆積物）	約170万年前～約1万年前の洪積紀に生成された地層。主によく締まった砂礫より構成され、丘陵地・台地・段丘地を構成している。	南部と祖父川以西に分布。	沖積層に比べ、地盤沈下、洪水、液状化にあいにくい。
沖積層（未固結堆積物）	約1万年前～現在までの沖積紀中に堆積した層。河川の流域や海岸沿いの低地に分布し，粘土・シルト等で構成され、軟弱層が多い。	平野部に分布。	軟弱地盤が多く、低地が多いため、地盤沈下、洪水、液状化が起こりやすく、地震の揺れも大きくなる。

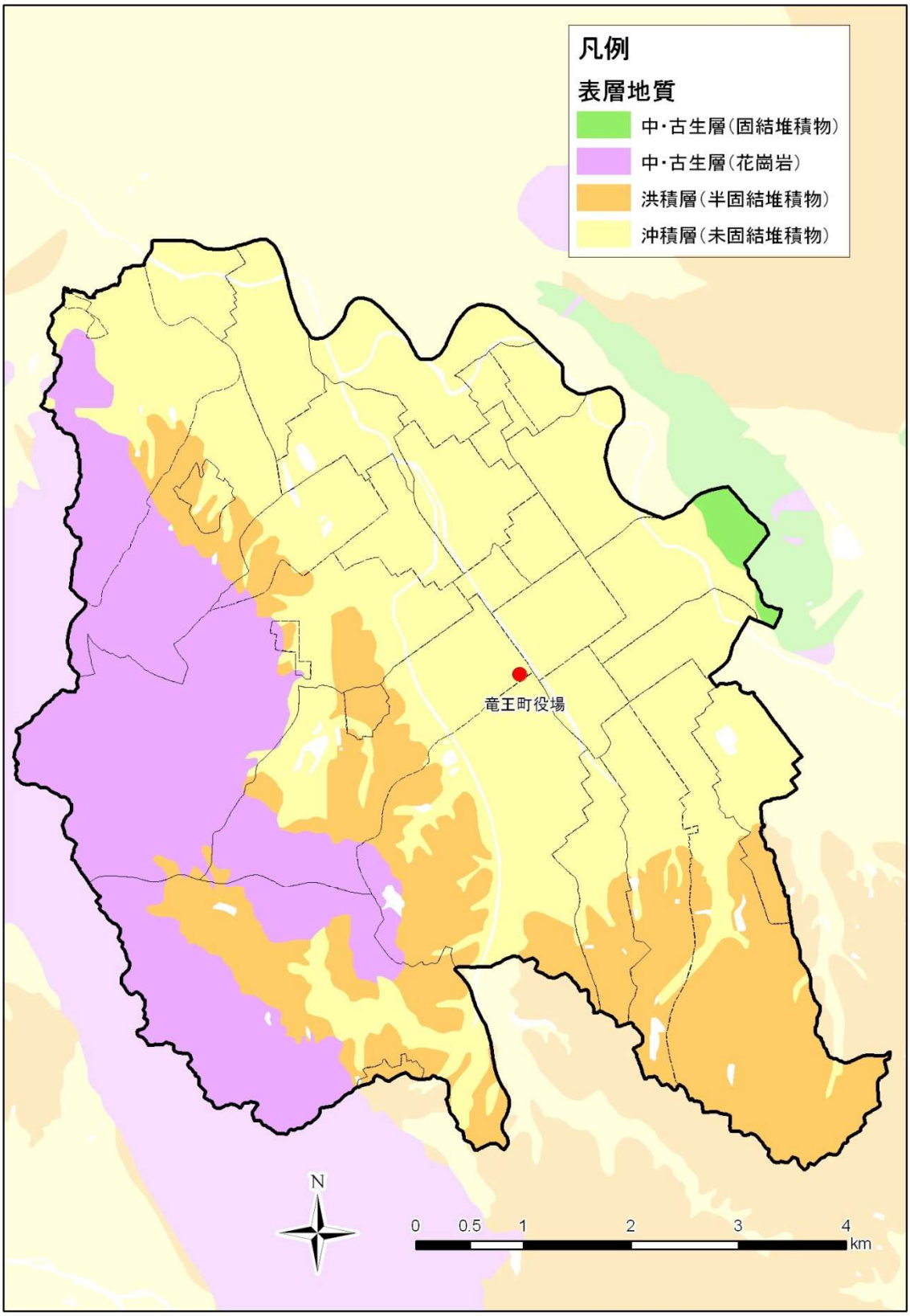
凡例
表層地質
中･古生層(固結堆積物)
中･古生層(花崗岩)
洪積層(半固結堆積物)
沖積層(未固結堆積物)
竜王町役場
N
0
0.5
1
2
3
4
km

図　竜王町の地質図

第４　竜王町周辺の活断層

竜王町周辺に分布する活断層とその特性を以下に示す。

＜活断層パラメータ＞

活断層	走向	上端深さ (km)	長さ (km)	幅 (km)	傾斜 (°)	気象庁マグニチュード	モーメントマグニチュード
大鳥居断層帯	40.6 / 335.3	3	24.1	15	90	7.1	6.8
頓宮断層	357	0	31	18	65	7.3	7.0
木津川断層帯	250	0	31	18	50	7.3	7.0
花折断層帯 （中南部）	中部：202.3 南部：354.8	0	中部：20 南部：15	中部：17.5 南部：32.5	中部：90 南部：50	7.4	7.0
鈴鹿東縁断層帯	191.2	0	47	22.5	60	7.6	7.2
鈴鹿西縁断層帯	358	0	46	35	35	7.6	7.2
琵琶湖西岸 断層帯（全体）	北部：181.1 南部：200	0	北部：23 南部：38	18	北部：45 南部：35	7.8	7.4
柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯（全体）	北部北：22.1 北部南：135.1 中部：353.4 南部：134.7	0	48 中部：12 南部：45	25 中部：15 南部：16	北半部：40 南半部：140 中部：90 南部：90	8.2	7.7

出典：地震調査研究推進本部

走向　　：断層が水平方向でどの方向に伸びているかを示す

傾斜　　：断層面が水平面からどれだけ傾いているかを示す

気象庁マグニチュード　　：地震計の波の振幅から計算したマグニチュード。すぐに計算できるが、大きな地震を正確に表現することが出来ない。普段よく耳にするマグニチュードは気象庁マグニチュードのことである。

モーメントマグニチュード：岩盤のずれの規模をもとに計算したマグニチュード。大きな地震を表現することが出来るが、計算が複雑ですぐには計算できない。

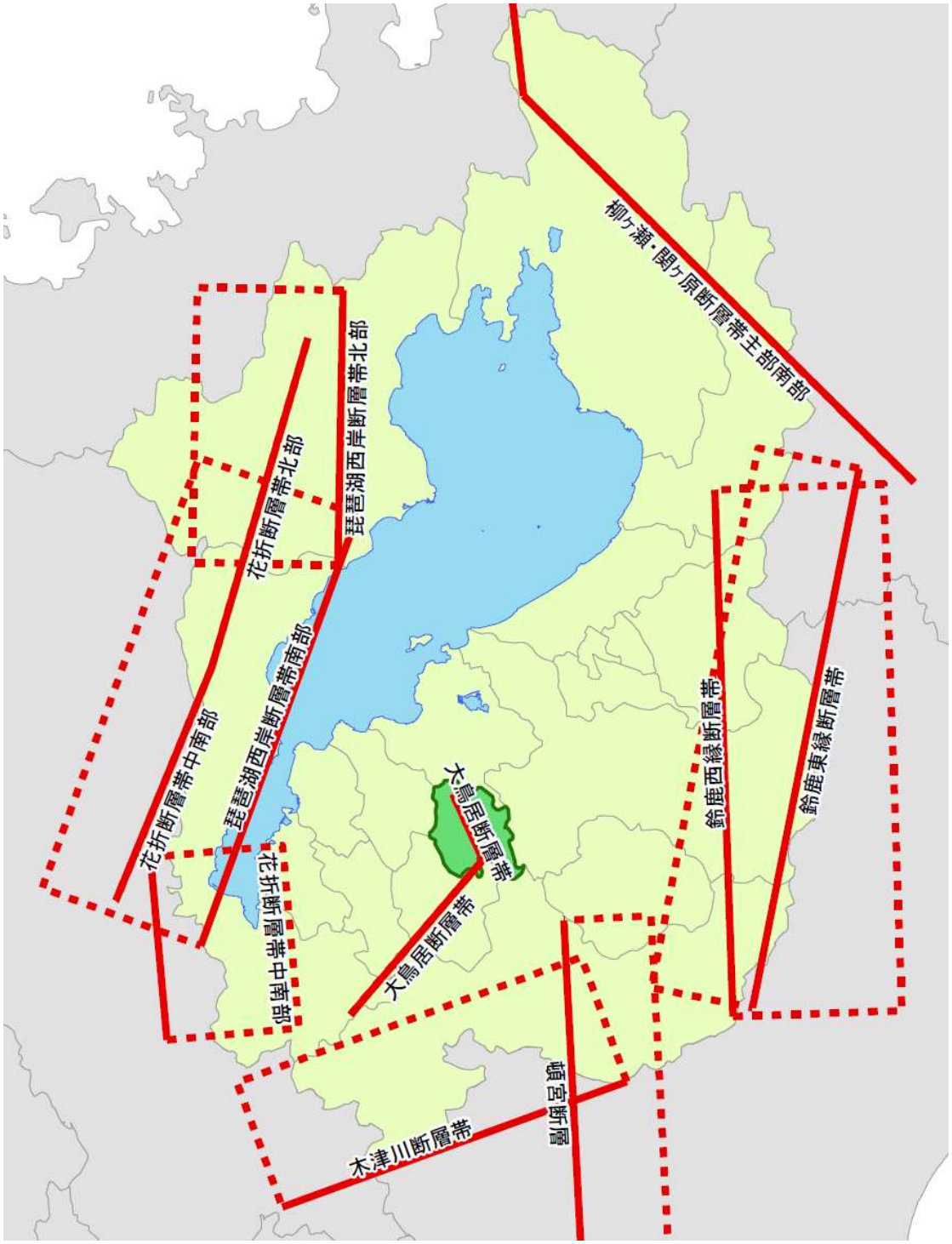
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部南部
琵琶湖西岸断層帯北部
花折断層帯北部
琵琶湖西岸断層帯南部
花折断層帯中南部
鈴鹿西縁断層帯
鈴鹿東縁断層帯
大鳥居断層帯
花折断層帯北部
大鳥居断層帯
頓宮断層
木津川断層帯

図　断層位置図

第５　気象

１　気候

竜王町に近いアメダス東近江の年平均気温は 14.5℃（注）で、滋賀県の中では温暖な瀬戸内型の気候を示す。

（注）出典：彦根地方気象台　平年値（統計期間 1991～2020〔アメダス東近江〕

２　降水量

竜王町に近いアメダス東近江の年降水量は 1440.5 ㎜で、県下でも降水量の少ない地域にあたる。降水量は、梅雨時、夏から秋にかけての台風シーズンに多く、冬季に少ない傾向にある。

（注）出典：彦根地方気象台　平年値（統計期間 1991～2020〔アメダス東近江〕

３　積雪

滋賀県では北部で大雪となることが多いが、竜王町を含む東近江で降雪が起こる頻度は、北部に比べて少ない。

※ 資　料

１　気候の概要　（資料編１－２）

第２節　社会的条件

第１　人口・世帯数

竜王町の人口（国勢調査による）は、昭和 50 年 9,301 人から増加傾向にあったが、平成７年 13,650 人をピークに、その後はゆるやかな減少傾向に転じ、令和２年現在 11,789 人である。

世帯数（国勢調査による）は、昭和 60 年以降増加傾向になり、平成 22 年 4,413 世帯をピークに、減少傾向に転じたが、令和２年には 4,435 世帯となり増加している。

第２　交通

町の北部を国道８号が、また中央部を東西に名神高速道路が走り、町内を主要地方道、県道が縦横しており、町のほぼ中央に位置する竜王ＩＣや隣接する近江八幡市、湖南市、東近江市へ通じる国道 477 号にアクセスしている。

第３　産業

竜王町の製造品出荷額は、平成 20 年度の 7,127 億円をピークに減少し、平成 23 年には、5,437 億円にまで減少したが、その後増加に転じ、令和３年に 6,998 億円となっている。産業別就業人口（令和２年国勢調査）は、平成 27 年までは第２次産業が 62.1％と占める割合が高くなっていたが、令和２年現在は第１次産業 6.2％、第２次産業 42.3％、第３次産業 50.0％であり、現在は第３次産業の占める割合が高くなっている。

商店数が 217 店舗、従業者数が 1,627 人（令和３年）、年間商品販売額が 513 億円で、大型商業施設の開業等により大きく増加している。

販売農家数は減少傾向にあり、令和２年では 391 世帯である。（竜王町統計資料編 2022）

※ 資　料

１　人口、世帯数の推移　　（資料編１－３）

第４章　町の防災環境

章の体系

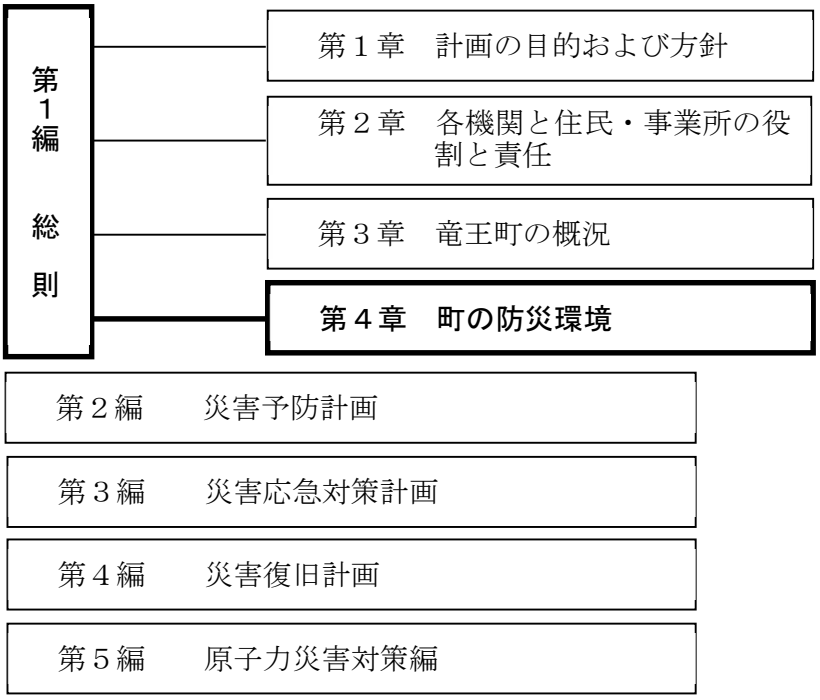

第１節　災害履歴と災害予想 …… 総－29
第２節　防災課題の整理 …… 総－40

第１節　災害履歴と災害予想

第１　風水害

１　風水害履歴

過去の風水害において顕在化した危険について、地域の危険性を把握するため、既存資料をもとに竜王町における災害記録を調査し、その概要をとりまとめた。

（１）過去の風水害

①滋賀県に被害をもたらした顕著な台風

昭和以降、滋賀県に被害をもたらした顕著な台風を次表に示す。

滋賀県に被害をもたらした顕著な台風（昭和元年以降）

項目＼台風名		室戸台風	昭和28年 台風第13号	伊勢湾台風	第二室戸 台風	平成25年 台風第18号	平成30年 台風第21号
気象状況	発生年月日	昭 9・9・21	昭 28・9・25	昭 34・9・26	昭 36・9・16	平 25・9・15	平 30・9・4
	最低気圧（彦根）	967.0mb	977.3	949.5	954.8	985.1	974.3
	最大風速（彦根）	南南東31.2m/s	北21.0	東南東 21.9	南南西 25.7	北北西 16.6	島南東24.9
	最大瞬間風速(彦根)	南南東39.3m/s	北29.0	東南東 36.0	南西　38.9	北　24.4	南東　46.2
	彦根総雨量	20 m	183	338	66	160	68.5
	政所総雨量	144 m	476	523	279	(東近江)226	(東近江)47
	大津総雨量	26 m	244	149	43	328	51
災害状況	死者	47　人	43	16	3	1	2
	負傷者	641　人	497	114	438	9	74
	行方不明		4	0	0	0	0
	家屋全壊	681　戸	522	357	610	10	1
	家屋半壊	921　戸	1,198	1,309	3,388	281	12
	床上浸水		9,390	5,920	250	39	0
	床下浸水		29,284	19,816	5,570	499	0
	非住家被害	3,973　棟		3,970	9,338	106	989

※最低気圧、最大風速、最大瞬間風速は彦根の観測値

資料：滋賀県災害誌、滋賀県消防防災年報（平成 26 年版）ほか

②竜王町に被害をもたらした風水害

明治以降における風水害の多くは、日野川やその支流の堤防崩壊による浸水によるものが多かった。その主なものを下記にあげる。

明治 18 年（1885 年）７月 25 日、暴風雨により湖面を３ｍも押し上げ、日野川筋では家屋１棟が流失、138 棟が浸水、水田 53 町１反５畝（52.7ha）が流失するなどの被害があった。

明治 29 年（1896 年）９月７日、豪雨により林付近で日野川の左岸堤防が破堤し、蒲

生郡下では死者８人、行方不明者３人、流失家屋 69 棟、全半壊家屋 129 棟など、大きな被害が出た。

昭和９年（1934 年）９月 21 日、暴風雨により鏡山村・苗村では、家屋３棟が全壊、８棟が半壊、負傷者 10 人の被害が出た。

昭和 19 年 10 月７日、台風により祖父川小口堤防が決壊し、橋がすべて流出した。

昭和 28 年９月 25 日、台風により馬淵村で日野川の堤防が２ヶ所決壊し、鏡山村も大きな被害を受け災害救助法が適用された。

昭和 34 年８月 12～13 日の豪雨や昭和 34 年９月 26～27 日の伊勢湾台風の際にも近隣で破堤し、被害が出た。

昭和 36 年には６月と 10 月の２回にわたって豪雨があり、日野川右岸が浄土寺町（現・近江八幡市）付近で破堤している。

（２）竜王町の近年の主な風水害

過去 40 年間で、竜王町に大きな被害をもたらした昭和 57 年の台風第 10 号と平成 10 年の台風第７・第８号について整理した。

①昭和 57 年　台風第 10 号（８月１日～２日）

８月１日に紀伊半島の南海上を北上し、渥美半島に上陸、中四国地方東部から東北地方にかけての広い範囲で大雨となった台風。

滋賀県では、７月 31 日の夜中から雨が降り始め、８月１日未明から大雨となり、ところどころで１時間に 20～40mm の強い雨が降った。一方、風は、台風上陸後、北上するにつれ中心付近の最大風速が弱まっており、滋賀県に相当接近してもそれ程強くはならなかった。

表　気象状況

総雨量	210mm	最低気圧	979.7hPa
最大日雨量	174mm	最大風速	N 11.6m/s
最大１時間雨量	18mm	最大瞬間風速	N 19.4m/s

（東近江地域気象観測所）　　（彦根地方気象台）

台風第 10 号による雨で、東近江観測所（竜王町役場から東に約６km）では 1976 年の観測開始以来、最大の日雨量（174mm）となった。また、県南部の河川（日野川、杣川、葉山川、大戸川等）の水位上昇は著しく、破堤、溢水等による被害は甚大なものであった。日野川では、5.73m まで水位が上昇し、警戒水位 3.0m を大きく上回った（観測所：近江八幡市桐原橋）。竜王町においても、鵜川橋で祖父川が警戒水位 1.5m を大きく超え 2.28m まで水位が上昇し、水防対策本部を設置している。

竜王町の被害は以下の通りであった。

床下浸水	３棟	田冠水	453ha	畑冠水	７ha
橋梁	１箇所	河川	26 箇所	崖くずれ	１箇所

②平成 10 年　台風第７・第８号（９月 21～23 日）

９月 21 日に８号、22 日に台風第７号と、２日連続して近畿地方に上陸した台風。

台風第８号は小型で弱く、21 日に和歌山県田辺市付近に上陸した後、彦根市付近で

弱い熱帯低気圧となった。その後、中型で強い台風第７号が和歌山県御坊市付近に上陸し、滋賀県上空を通過していった。

滋賀県では、22 日 13 時頃から暴風域に入り、雨は昼ごろから夕方にかけて激しく降った。彦根では、最大瞬間風速 36.6m/s の風が吹き、1980 年以降２番目に大きな最大瞬間風速を記録した。

表　気象状況

総雨量	83mm	最低気圧	980.0hPa
最大日雨量	42mm	最大風速	WSW 16.6m/s
最大１時間雨量	27mm	最大瞬間風速	ESE 36.6m/s
	（東近江地域気象観測所）		（彦根地方気象台）

竜王町の被害は以下の通りであった。

一部損壊　75 棟　　非住宅　79 棟
文教施設　５棟　　道路　２箇所　　河川　３箇所
停電　2,000 戸　　ブロック塀６箇所

③平成 25 年　台風第 18 号（９月 15 日～16 日）

９月 13 日３時に小笠原諸島近海で発生した台風第 18 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、14 日９時に強風域の半径が 500km を超えて大型の台風となり、潮岬の南海上を通って、16 日８時前に暴風域を伴って愛知県豊橋市付近に上陸した。台風の接近・通過に伴い、日本海から北日本にのびる前線の影響や、台風周辺から流れ込む湿った空気の影響、台風に伴う雨雲の影響で、東近江地域気象観測所では、48 時間で 223mm の降水量を観測した。

彦根地方気象台は、台風に伴う大雨や暴風等に対し、15 日 11 時 50 分に大雨注意報、同日 21 時 13 分に大雨・洪水警報、16 日３時 40 分に土砂災害警戒情報、16 日５時５分に大雨特別警報を発表した。また、日野川に指定河川洪水予報を 16 日２時 30 分～15 時０分に段階的に発表した。

この災害に対し、竜王町は初めて避難勧告、避難指示を発令した。

・避難勧告、指示　発令地域：岡屋、小口、薬師、鵜川、須恵、橋本、岩井、川守、林、庄、信濃、川上、弓削、西川、西横関
・避難者数（最大）：1,228 人（竜王小学校 472 人、竜王西小学校 176 人、竜王中学校 580 人）

竜王町の被害は以下の通りであった。

住家床上浸水　１棟　　住家床下浸水　３棟
道路冠水　６路線（町道４路線、県道２路線）
堤体損壊　４箇所（日野川：１箇所、祖父川：２箇所、足洗川：１箇所）
農地冠水　172ha

④平成 29 年　台風第 21 号（10 月 20 日～23 日）

台風第 21 号は、超大型で非常に強い勢力を保ったまま近畿地方に接近した。滋賀県では、22 日朝に強風域に入り、22 日夜のはじめ頃から 23 日未明にかけて暴風域に入

った。

この台風の影響で、20 日 12 時から 23 日 12 時までの降水量は、高島市朽木平良で 373.5㎜、甲賀市土山で 270.5㎜を観測した。また、東近江市桜川東と長浜市唐国では、22 日の日降水量が観測史上１位の値を更新した。

風については、大津市南小松で北北東の風 44.2m/s（23 日０時 31 分）の最大瞬間風速、北西の風 19.6m/s（22 日 23 時 58 分）の最大風速（日最大風速の観測史上１位を更新）を観測した。また、高島市今津、甲賀市信楽でも日最大風速の観測史上１位の値を更新した。

・避難準備・高齢者等避難開始情報　発令地域：岡屋、小口、薬師、鵜川、須恵、橋本
・避難勧告、指示　発令地域：岩井、川守、林、庄、信濃、川上、弓削、西川、西横関
・避難者数（最大）：333 人（竜王小学校６人、竜王西小学校 66 人、竜王中学校 233 人、農村環境改善センター28 人）

竜王町の被害は以下の通りであった。

住家床上浸水　１棟　　住家床下浸水　２棟　　家屋一部損壊　６棟
道路被害　土砂崩れ　１路線　　一部損壊２路線
堤体損壊（決壊）　　新川：４箇所
油流出事故　１件
農地冠水　　約 200ha

（３）まとめ

竜王町では、人的被害や家屋の全半壊等の大きな被害が出た風水害は、昭和 40 年以降発生していなかったが、平成 25 年に風水害が発生した。それ以降も６～10 月頃、台風や豪雨により床下浸水や農地の冠水、河川への被害などが発生している。特に、竜王町は日野川と密接な関係にあり、日野川の氾濫により被害が発生する。さらに、祖父川、惣四郎川、善光寺川等の河川は、町域内を貫流して日野川に合流しているため、日野川が増水して水位が高くなっている場合には十分に排水されないばかりか、逆流して合流点付近（弓削、西横関等）で常習的に浸水被害を発生している。

２　浸水危険情報図

水防法に基づき作成された「日野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 31 年３月公表）」に加え、内水・外水氾濫を扱った滋賀県独自の「地先の安全度マップ（令和２年３月公表）」を重ね合わせ「浸水危険情報図」を作成した。

「地先の安全度マップ」は、想定されている中で最も雨量の多い１/200 降雨による氾濫シミュレーション結果を採用した。

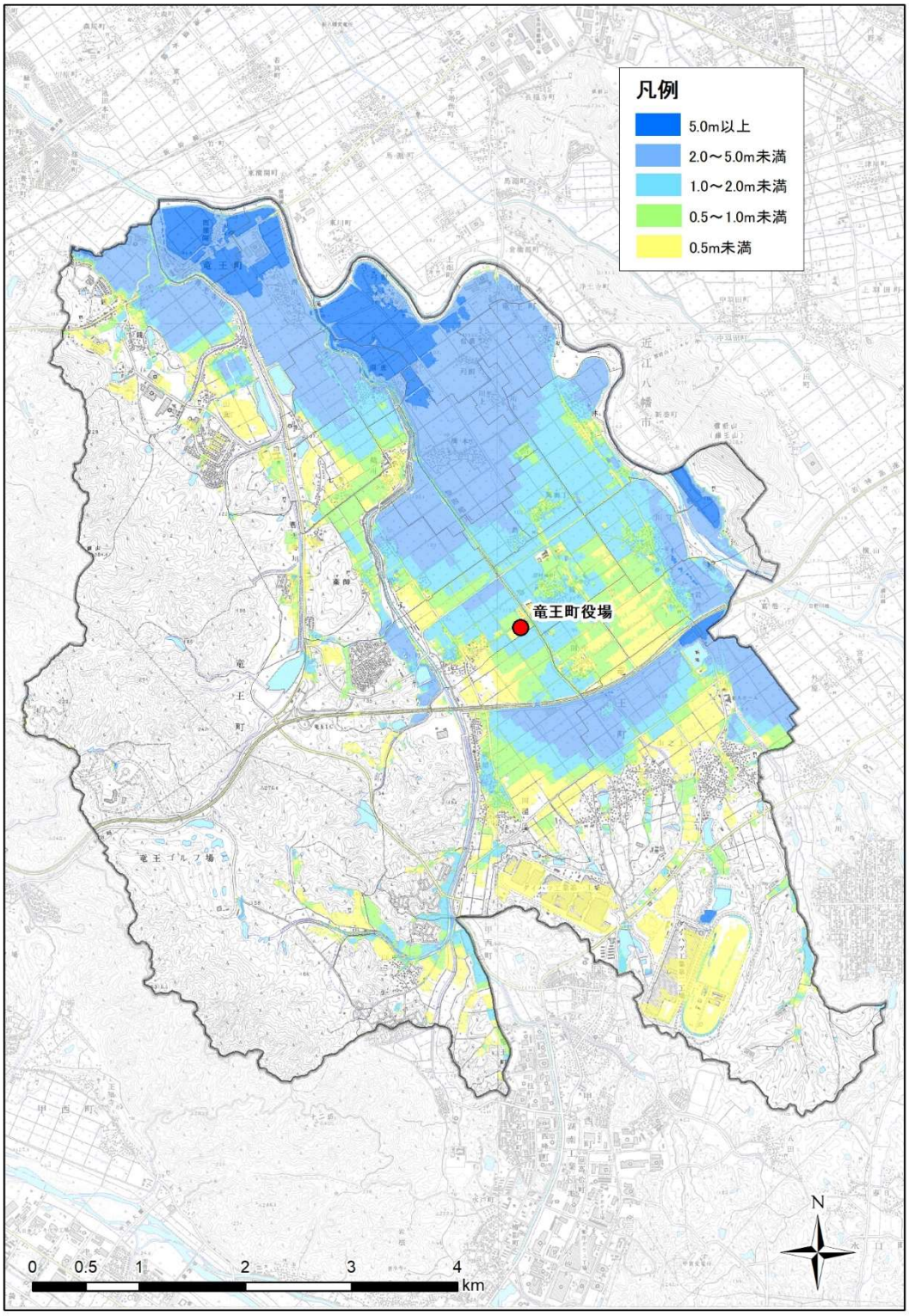

図　浸水危険情報（洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
＋地先の安全度マップ（１/200））

３　土砂災害危険度

土砂災害については、滋賀県が土砂災害防止法に基づき平成 18 年より指定した土砂災

害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が公表されている。また、平成 12 年から平成 14 年にわたり国の調査・点検要領に基づき滋賀県の調査した土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所）が公表されている。

このため、これらの土砂災害危険度情報を重ね合わせて、竜王町の土砂災害危険度情報とした。

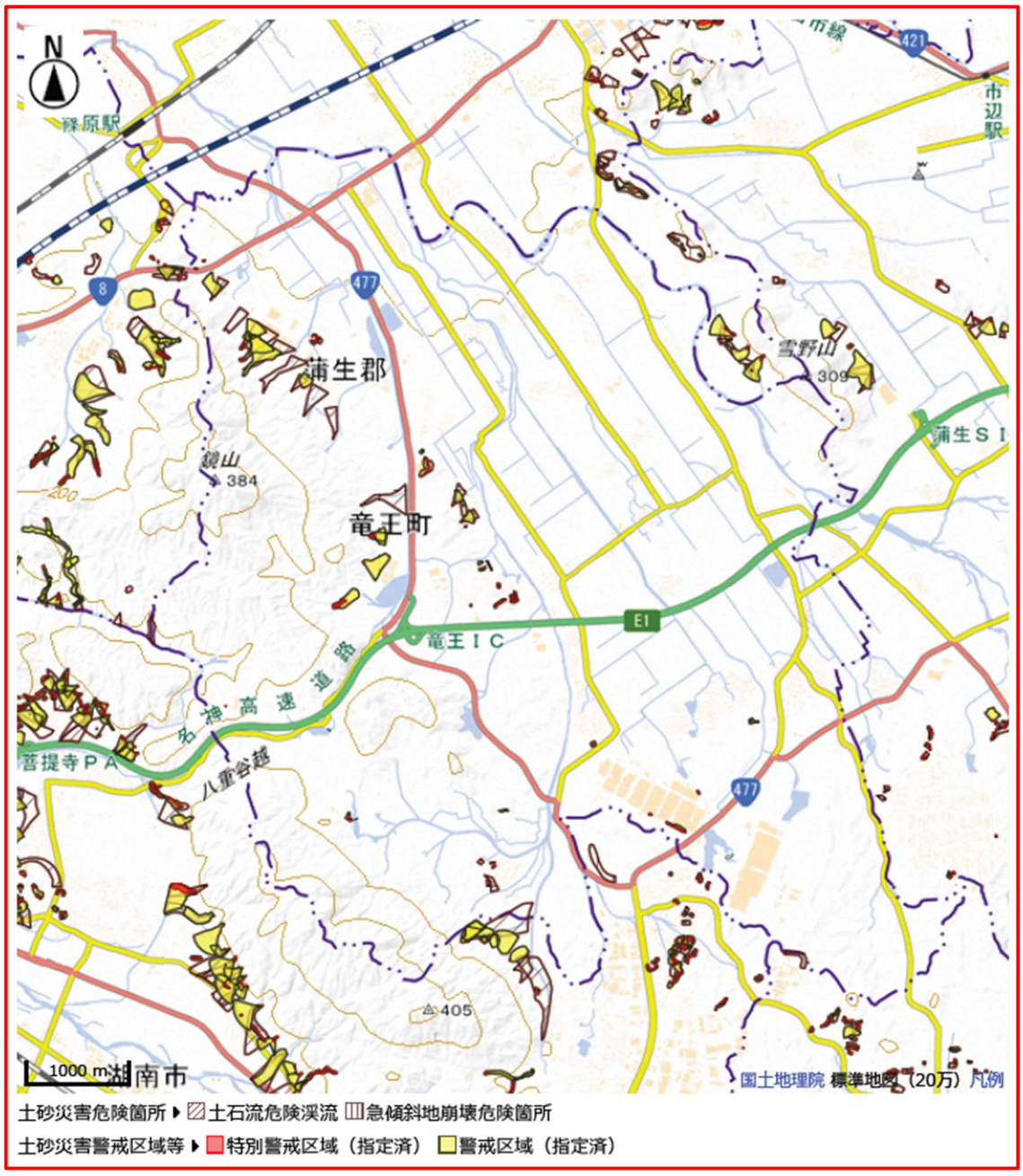

図　土砂災害警戒区域＋土砂災害危険箇所

第２　地震災害

１　地震災害履歴

地震はある一定の周期で発生すると考えられている。そのため、過去に発生した地震は再び発生すると予想され、過去に発生した地震やその被害状況を把握することは重要であるといえる。

本章では、過去の地震において顕在化した危険について、地域の危険性を把握するため、既存資料をもとに竜王町における災害記録を調査し、その概要をとりまとめた。

（１）過去の地震災害

過去、滋賀県において被害のあった主な地震を資料編１－４に示す。

（２）竜王町近辺の主な地震

過去の地震災害のうち、竜王町近辺で大きな被害の記録が残る 1819 年と 1854 年の地震について整理した。

①1819 年　文政の地震

1819 年（文政２年）８月２日 15 時頃、近江、伊勢、美濃を中心に大きく揺れたM7.3 の地震である。滋賀県中部、三重県北部では、震度６の揺れがあり、琵琶湖・伊勢湾の沿岸に大きな被害を及ぼした。

滋賀県では、近江八幡で死者５人、家屋全壊 82 棟、半壊 160 棟。甘呂（彦根の西）で 70 棟余り潰れた。

②1854 年　伊賀上野地震

1854 年（安政元年）７月９日 14 時頃、三重県伊賀市北部の木津川断層帯で発生したM7.3 の直下型地震である。滋賀県南部、三重県北西部、奈良県北部で震度６の揺れがあった。

２日前の７日正午頃、前震が発生し、その日のうちに４、５度揺れ、次の日は小さな揺れが幾度と無くあった。そして９日、大音響と地軸も崩れるような大地震があり、その後も８月３日まで規模の大きな余震が続いた。

滋賀県の被害記録は以下の通りであった。

・甲賀・野洲・蒲生で全壊 264 棟、半壊 352 棟、山崩れ 80 箇所
・石場（現･大津市）：燈籠、船番所湖水へ倒れ込み、浜通り諸家米倉大破、北条町加州米倉より観音寺辺、尾花川辺、人家残らず壊れ死人多し。其の外三井寺辺の山より大石転び出て、田畑家居損じ候由。
・膳所御城（現･大津市）：高塀損じ、湖水へ落込み、城下町家壊家もこれ有り、怪我人もこれ有る由。
・矢橋（現･草津市）：湊口崩れ候由。
・草津・石部（現･湖南市）辺：破損おびただしき由。
・八幡：木部錦織寺（現･野洲市）辺壊家 20 軒ばかり、怪我人数多これ有り、傾きし家も多きよし。
・信楽：震い強く、家潰れ圧死 5、60 人もこれ有る由なれど、山中ゆえたしかには知れず。

「地震史料より」

（３）まとめ

竜王町近辺では、滋賀県内および周辺地域で発生したM6.5 程度以上の地震により被害が発生し、特に木津川断層帯など竜王町周辺にある活断層での地震により大きな被害が発生している。また、東南海、南海地震など南海トラフで発生する地震でも被害が発生している。

1952 年の吉野地震以降 60 年間、滋賀県では死者が出るような、地震による大きな被害は発生していない。しかし、それ以前では少なくとも 100 年程度の間隔で地震により大きな被害が発生している。

２　地震動および建物被害予測

（１）地震動予測

地震災害詳細アセスメント調査で行った最大となる内陸型地震と海溝型地震の震度分布図を以下に示す。竜王町における特性は、次のとおりである。

（内陸型地震）

・想定される地震において、最大震度は震度７である。
・最大の被害を及ぼすと考えられる地震は、町のほぼ全域が震度６弱以上となる大鳥居断層帯による地震である。
・平野部は他地域より震度が大きくなっている。特に後背湿地の地域が大きく、集落が存在する自然堤防の地域は、若干小さい。

（海溝型地震）

・南海トラフ巨大地震は、最大震度６強であり、大鳥居断層帯に次いで震度６強の範囲が広い。川守、岩井などの日野川沿いでは、南海トラフ巨大地震によって最も揺れが強くなる。

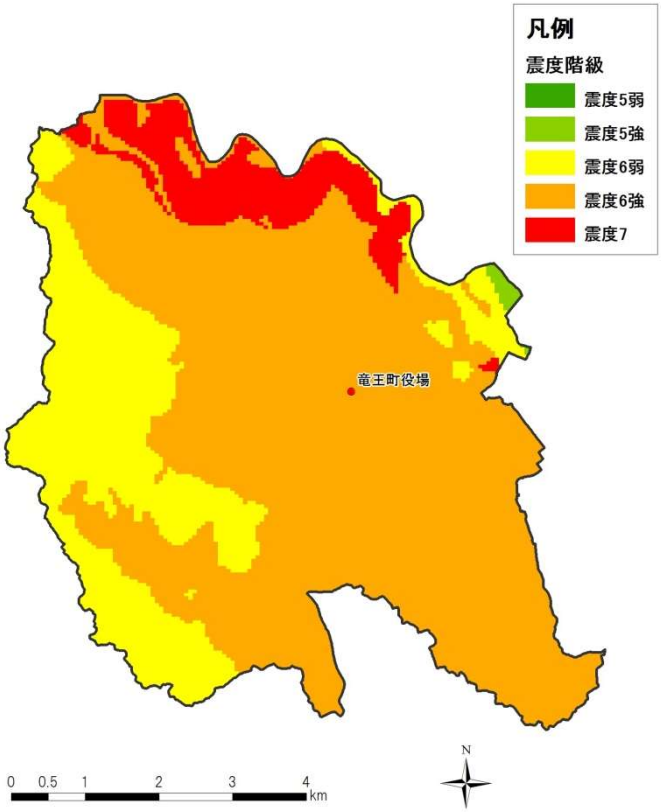

内陸型地震の震度分布（大鳥居断層帯）

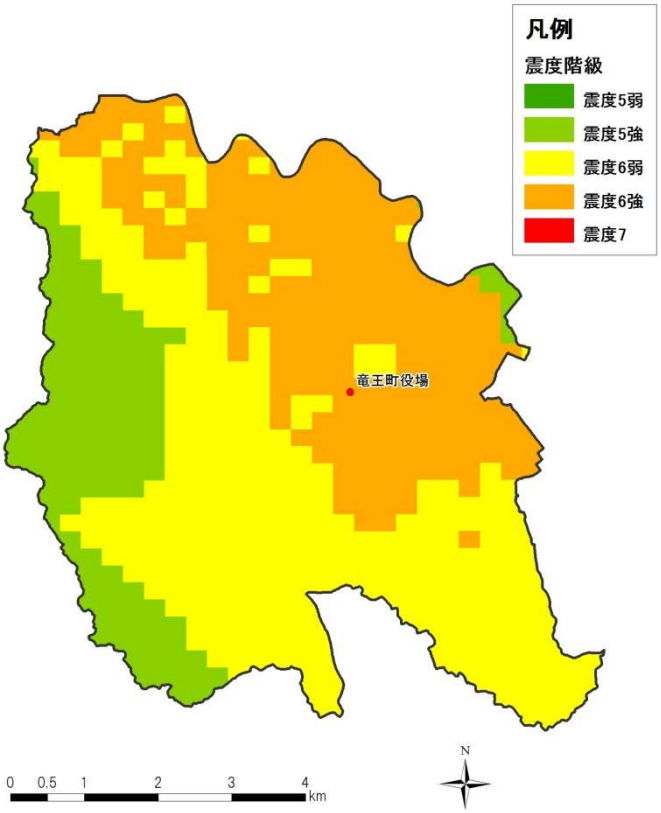

海溝型地震の震度分布（南海トラフ）

（２）建物被害予測

建物被害予測は、「①揺れによる被害、②液状化による被害、③急傾斜地崩壊による被害、④地震火災による被害」の予測を行い、それぞれの要因による被害予測結果を足し合わせた。

また、地震火災においては、地震が発生する時期による火気使用の違いを考慮し、最も被害が大きくなる冬 18 時の被害予測を示す。

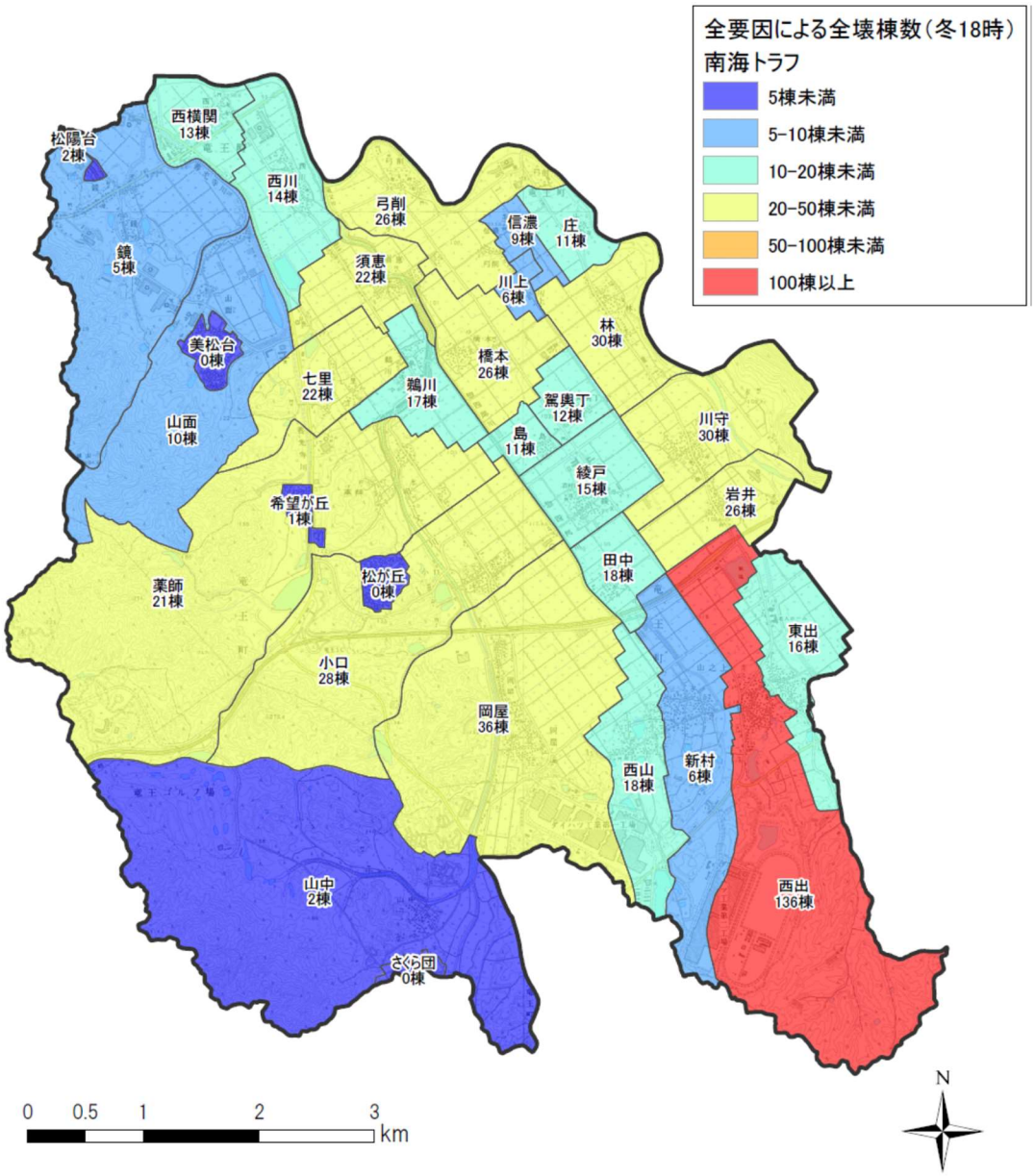

図　全要因による全壊・焼失棟数（南海トラフ）

（３）竜王町における地震被害想定結果

			大鳥居断層帯	南海トラフ
建物被害	全壊棟数		1,749	591
	半壊棟数		2,140	1,603
人的被害	死者数	5時	55	15
		12時	26	9
		18時	47	17
	負傷者数	5時	176	148
		12時	119	82
		18時	168	136
	重傷者数	5時	48	14
		12時	27	8
		18時	37	11
地震火災	炎上出火件数	5時	1	0
		12時	2	1
		18時	8	3
避難所生活者数		1日後	3,021	2,201
		4日後	2,924	2,073
		1カ月後	2,061	964

防災アセスメント調査の地震被害想定より、本計画における対象とする地震は、発生する頻度や被害規模を考慮し、南海トラフを起因とする地震とする。

第３　火災

本町で、平成28年から令和４年までに発生した火災件数は、38件であり、そのうち建物が18件（47%）、車両が10件（26%）、林野が１件（３%）、その他が９件（24%）である。

※資　料

１　滋賀県下に影響をおよぼした地震　（資料編１－４）

２　浸水危険情報図　（資料編１－９）

第２節　防災課題の整理

第１　防災アセスメント調査等より抽出された課題

１　避難所指定について

・直下の大鳥居断層や南海トラフによる計測震度を推定したところ、被害数が甚大であることがわかった。また、避難困難地域解消のため、指定緊急避難場所、指定避難所の役割の明確化や避難所の配置の見直しが必要である。

・要配慮者の増加や大規模災害時に避難の長期化が予想されるが、福祉避難所の指定が必要となっている。

２　避難行動について

・地先の安全度マップが公表され、従来の浸水想定以上に水害リスクの範囲が明示されたが、避難のタイミングについての情報が不足している。

・地区避難所の多くが洪水氾濫区域内にあることから、地区避難所の安全性や推奨される避難の方向を評価するために、時系列の浸水情報を踏まえた避難計画の検討が必要である。

・必ずしも最大規模の水害に被災するとは限らないことから、きめ細かい避難判断基準を円滑に運用することが考えられる。地区別避難判断基準の設定方法、運用方法について、検討が必要である。

３　災害拠点整備について

・迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するためには、防災拠点の整備とその活用が必要である。

４　備蓄計画について

・備蓄量の確保計画のために、配備目標の明確化や自主防災組織への防災資機材の備蓄など、効果的な対応が求められる。

５　個別避難計画について

・高齢者のみの世帯の増加などにより要配慮者は増加しており、個別避難計画作成の推進と地域コミュニティの強化が課題になっている。

６　建築物の耐震化

・耐震化されていない住宅が約 40%あり、地震に備え、住宅の耐震化が課題となっている。

第２　その他の防災上の課題

１　職員動員計画

・災害が発生し、応急活動対策時の配備体制の明確化と勤務時間外における連絡体制の強化が必要である。

２　広域応援体制について

・南海トラフ巨大地震により震度６強の強い揺れが広範囲に及ぶと予測される。広

域地震災害に備え、広域の相互応援が必要となっている。

３　県の原子力災害に関する動向

・県は、近年、毎年、地域防災計画原子力災害編の改定を行っている。その動向を踏まえた修正が必要となっている。

４　滋賀県地域防災計画や国の防災基本計画に整合

・現行の域防災計画策定以降に変更されている滋賀県地域防災計画、国の防災基本計画、その他関連計画の内容を反映する。

第２編　　災害予防計画

第１編　　総　　則

第２編　　災害予防計画

第３編　　災害応急対策計画

第４編　　災害復旧計画

第５編　　原子力災害対策編

資　　料　　編

第１章　災害に強い「基盤」づくり …… 予－ 1
第２章　災害に備えた「しくみ」づくり …… 予－36
第３章　地域防災を支える「人」づくり …… 予－73

第１章　災害に強い「基盤」づくり

章の体系

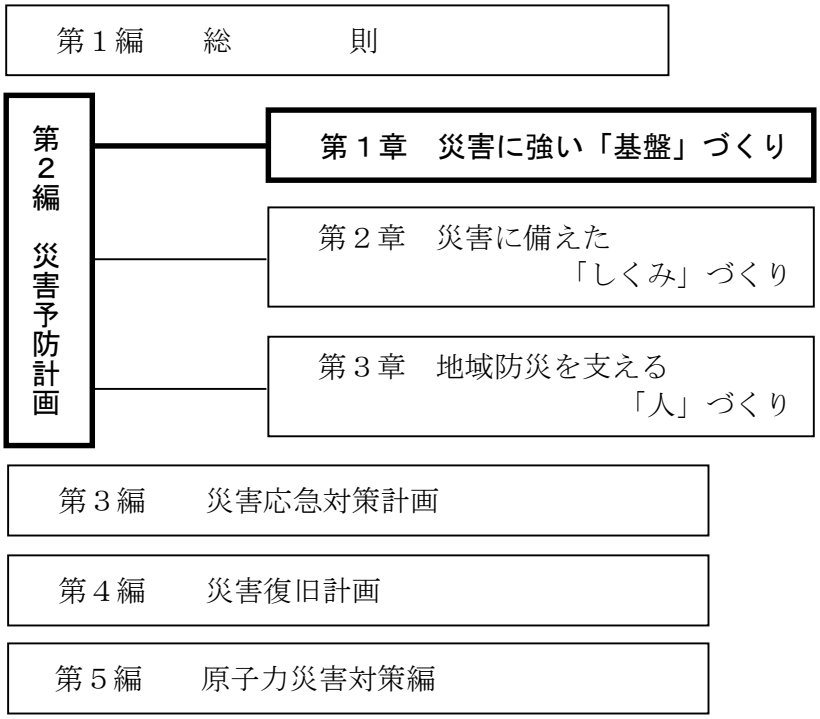

第１節 まちの防災機能の強化と建築物の安全化.....予－2
第２節 上下水道施設災害予防対策.....予－5
第３節 電力・ガス施設災害予防対策.....予－6
第４節 通信放送施設等災害予防対策.....予－10
第５節 防災施設等整備計画.....予－13
第６節 土砂災害予防対策.....予－18
第７節 風害予防対策.....予－20
第８節 危険物施設等災害予防対策.....予－21
第９節 道路施設災害予防対策.....予－23
第 10 節 河川施設・ため池等農業用施設災害予防対策.....予－27
第 11 節 農林業関係災害予防対策.....予－31
第 12 節 文化財等災害予防対策.....予－32
第 13 節 複合災害予防対策.....予－34
第 14 節 雪害予防対策.....予－35

第１節　まちの防災機能の強化と建築物の安全化

住民の生命、身体および財産を守るため、町、県および関係機関は、まちの防災機能を高めるために、防災空間の整備や建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。建築物の耐震化については、「竜王町建築物耐震改修促進計画」と整合を図り実行する。

第１　まちの防災構造化の推進

１　防災空間の確保

（１）道路の整備

道路は、災害時の避難路、緊急輸送道路、大規模火災においては延焼遮断帯として重要な役割を果たしているため、その整備に努める。特に、既存建築物が密集する集落については、狭隘道路の問題の解消に向け防災空間の確保に努める。

（２）公園・グラウンド等施設の整備

公園等は、災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは応急活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。平時は、公園、グラウンド等施設として利用されているものを災害時には転用できるよう整備に努める。

（３）災害危険区域における適切な指導、助成

災害危険区域の指定による急傾斜地崩壊危険箇所などの災害発生の危険性が高い地域において、建築物の移転等適切な指導、助成を行う県に協力する。

２　建築物の不燃化

（１）一般建築物の不燃化

建築物の安全性を確保し、住民の生命を守るため、建築物の敷地、構造および設備について、建築基準法に基づく指導・助言を行う県に協力する。

（２）避難所に利用する公共施設等の不燃化

学校、庁舎、公民館等多人数を収容し得る公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設として利用できるよう不燃化を図るとともに、新築の場合は２階建以上の耐火構造等の建築物を推進する。

第２　建築物の安全性の向上

「竜王町建築物耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率を令和７年度末に 95.0％、令和 12 年度末耐震化が不十分なものをおおむね解消し、多数の者が利用する建築物の耐震化については、令和７年度末に 96.5％にすることを目標としており、そのために必要な施策を推進する。

１　公共建築物の耐震対策

（１）防災上重要な建築物の耐震安全性の確保

災害応急対策活動や医療活動の拠点となる施設、避難や緊急物資輸送のための施設等について、建築基準法の規定や「地方公共団体施設の標準的な耐震安全性の目標と

分類例」に準じて、耐震性を確保した公共建築物の整備を促進する。

（２）防災関連施設の耐震調査および耐震化の推進

新耐震基準が施行された昭和 56 年以前に建築された施設の内、災害時に防災拠点や医療活動、避難所等、災害応急対策活動の実施に重要な役割を担う建築物については、防災性能に関する調査を計画的に実施し、必要に応じて耐震性・耐火性の向上のための補修補強に努めるとともに、施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を合わせて公表するよう努める。

２　一般建築物の耐震対策

新耐震基準施行以前に建築された建築物の内、特に、生活の基盤となる住宅、災害時に多大な被害につながるおそれがある建築物、倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物等について、下記の方法等を活用し、耐震診断や改修を促進する。

・竜王町木造住宅耐震診断員派遣事業
・竜王町木造住宅耐震改修等事業

第３　一般住民に対する防災知識の普及および啓発

風水害・土砂災害に関しては、特に、空気の乾燥による火災発生危険時期（春・秋）、梅雨期および台風期の豪雨のおそれのある時期ならびに積雪期において対策を講じる。震災に対しては建物の耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発等に努める。

（１）ポスター掲示

公民館、公共施設等の人目につきやすい場所に掲示する。

（２）町広報、町防災行政無線、竜王町公式アプリ「しるみる竜王」、新聞等の広報機関による普及

（３）講演会等の開催

（４）建築物防災相談所の開設

建築士会や建築設計事務所等の建築関係団体の協力を得て、建築物防災相談所を開設し、個々の建築物の防災について相談に応じる。

（５）事業者情報等の情報提供

町の耐震診断等担当窓口において、耐震改修の登録設計者、登録施工者情報についての町民からの相談に対応し、町のホームページに掲載するなど身近に確認できるようにする。併せて、竜王町木造住宅耐震診断員派遣事業、竜王町木造住宅耐震改修等事業について、町民に広く周知を行う。

（６）耐震診断技術者・改修施工者の紹介

町民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組むために、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者の登録名簿を、町の担当窓口および一般財団法人滋賀県建築住宅センターのホームページで公表している。

第４　建築基準法令の普及

関係団体に対する法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努める。

第５　ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要がある。具体的な取組として、滋賀県と連携し町民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」等を通じて、ブロック塀・窓ガラス・ベランダ・屋根等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、町民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図る。

また、ブロック塀の適正な施工については、これまでの防災パンフレット等による啓発に加え、適切な施工について施工者団体に要請する。

本計画に定めるブロック塀等の安全対策について、危険な既存ブロック塀等の除却を推進するため、下記の事業を実施する。

・ブロック塀等耐震対策事業

第６　地籍調査事業の推進

河川の氾濫や土砂災害などで従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。

第７　耐震シェルター等の活用の促進

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合は、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、下記の補助制度等を活用し、耐震シェルターや防災ベッドの活用を促進する。

・竜王町個人木造住宅の耐震シェルター等の普及事業費補助金

第８　地震時の住宅火災の防止対策

大地震の発生時における、電気設備、熱源等の損壊による住宅火災の発生を防止するため、下記の補助制度等を活用し、感震ブレーカーの設置を促進する。

・竜王町感震ブレーカー等設置事業補助金

第２節　上下水道施設災害予防対策

第１　上水道施設災害予防対策

生活の基幹をなす施設である上水道施設については、施設の防災性能を高め、災害時には、迅速な復旧・給水を可能とする体制の整備強化とともに、水道事業体間の相互応援体制を堅持する。

１　施設の防災機能の強化

水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、過去に布設されたものや給水重要施設（医療・福祉機関、避難所となる施設等）への配水管路の耐震化を優先的に行う等順次計画的に耐震化を推進する。

２　復旧体制の整備

被災時における速やかな復旧活動を行うため、担当部署における指揮命令系統、応急復旧用資機材の備蓄や図面等の整備を図る。

３　相互応援体制の堅持

応急時の給水能力を確保するために、隣接水道事業体ならびに災害時に同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧体制を堅持する。

第２　下水道施設整備の促進

快適で衛生的な生活に欠かせない施設である下水道施設については、施設の適切な維持管理を行い、災害時には、迅速な復旧体制の整備を図るとともに、相互応援体制を堅持する。

１　下水道施設の維持管理

下水道施設は、災害によって広い範囲に閉塞、陥没等の被害が分散して生じやすいため、点検等による異常の早期発見と補修を図りながら、適切な維持管理を行う。

２　復旧体制の整備

被災時における速やかな復旧活動を行うため、担当部署における指揮命令系統、応急措置体制の整備や図面等の整備を図る。

３　相互応援体制の堅持

災害時の復旧に備えて締結された協定等に基づき、県ならびに関係団体の応援を得て迅速な復旧ができる体制を堅持する。

第３節　電力・ガス施設災害予防対策

第１　電力施設の災害予防対策

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、電力施設の防災性能の強化および被害の軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定した電力供給の確保を図るための措置を講ずる。

１　電力設備の災害予防措置

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、保有する送電施設、変電施設、配電施設等の電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

（１）水害対策
（２）風害対策
（３）雪害対策
（４）雷害対策
（５）地盤沈下対策
（６）土砂崩れ対策

２　防災業務施設および設備の整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

（１）観測、予報施設および設備
（２）通信連絡施設および設備
（３）非常用電源設備
（４）コンピューターシステム
（５）水防・消防に関する施設および設備
（６）石油等の流出による災害を防止する施設および設備
（７）その他災害復旧用施設および設備
（８）防災機関との事前連携
（９）無電柱化の実施

３　復旧用資機材等の確保および整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害に備え、次の事項を実施する。

（１）復旧用資機材の確保
（２）復旧用資機材の輸送
（３）復旧用資機材の整備点検
（４）復旧用資機材の広域運営
（５）食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
（６）復旧用資機材の仮置場の確保

４　電気事故の防止

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

（１）電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

（２）広報活動

①電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等のよる公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

②ＰＲの方法

電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびＳＮＳ等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

５　防災教育

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

６　防災訓練

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

７　マニュアル類の整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

第２　ガス施設の災害予防対策

都市ガスは、大阪ガスネットワーク株式会社京滋導管部が竜王町の一部（ダイハツ工場

用地他）に供給している。

ＬＰガスについては、ＬＰガス事業者が集中配管方式によってグリーンヒル美松台に供給しており、町と社団法人滋賀県ＬＰガス協会近江八幡支部においてＬＰガスに係る災害応急仮復旧に関する協定が結ばれている。

簡易ガスについては、各簡易ガス事業者が松が丘と松陽台に供給している。

１　ガス施設（都市ガス）災害予防対策

大阪ガス株式会社は、ガス施設の防災性能の強化および被害の軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るための措置を講ずる。

（１）防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合または発生時に対処するため、災害応急活動体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておく。

（２）事業計画

①防災性能強化に向けた設備の充実と点検
②情報収集のための無線等通信設備の整備
③防災訓練の実施および防災知識の普及
④防災関係機関との相互協力

２　ガス施設（ＬＰガス）災害予防対策

各ＬＰガス事業者は、ガス施設の防災性能の強化および被害の軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るための措置を講ずる。

（１）防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合または発生時に対処するため、災害応急活動体制を整備し、ＬＰガスに係る災害応急仮復旧に関する協定に基づき初動措置として実施すべき事項を確認しておく。

（２）事業計画

①防災性能強化に向けた設備の充実と点検
②情報収集のための無線等通信設備の整備
③防災訓練の実施および防災知識の普及
④防災関係機関との相互協力

３　ガス施設（簡易ガス）災害予防対策

各簡易ガス事業者およびグリーン近江農業協同組合ガス事業所は、ガス施設の防災性能の強化および被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめ、安定したガスの供給の確保を図るための措置を講ずる。

（１）防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合または発生時に対処するため、災害応急活動体制を整備し、簡易ガスに係る災害応急仮復旧に関する協定に基づき初動措置として実施すべき事項を確認しておく。

（２）事業計画

①防災性能強化に向けた設備の充実と点検

②情報収集のための無線等通信設備の整備
③防災訓練の実施および防災知識の普及
④防災関係機関との相互協力

第４節　通信放送施設等災害予防対策

災害時に情報収集・伝達のシステムが十分機能するように、町および通信・放送事業者等は、保有する通信放送施設や設備の防災性を高めるとともに、災害時に故障が生じた場合も代替のルートを確保できるよう緊急通信連絡体制を整える。

第１　防災行政無線

県と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系と地上系の２ルートで構成する防災行政通信網の整備が行われている。

衛星系については、県庁・市町・防災関係機関および県出先機関を結び、各種情報の収集・伝達や気象予警報等の一斉通報を行う他、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファックス、映像での情報交換が可能である。

第２　竜王町防災行政情報システム整備

災害時における情報伝達の迅速、正確、円滑性を図り、災害応急対策等を的確に処理し、総合的防災体制を確立させ、住民の生命財産の安全を確保することおよび平常時には、一般行政事務の効率化を図ることを目的とし、令和元年度から２年度にかけて本設備を設置する。

竜王町防災行政無線は親局を町防災センター２階無線室に設置し、町内に分散配置した屋外拡声装置、戸別受信機を介して、屋内外にいる住民に情報を伝達するものである。通常の放送に加え、Ｊ－アラートやメール配信（緊急速報メール・安心ホットメール＜登録制＞）、携帯アプリ等（竜王町公式アプリ「しるみる竜王」）との連動・連携により、災害時における情報伝達を迅速且つ正確に行うこととする。

また、平常時の一般行政事務通報にも有効に活用する。

【竜王町防災行政情報システムによる情報伝達】

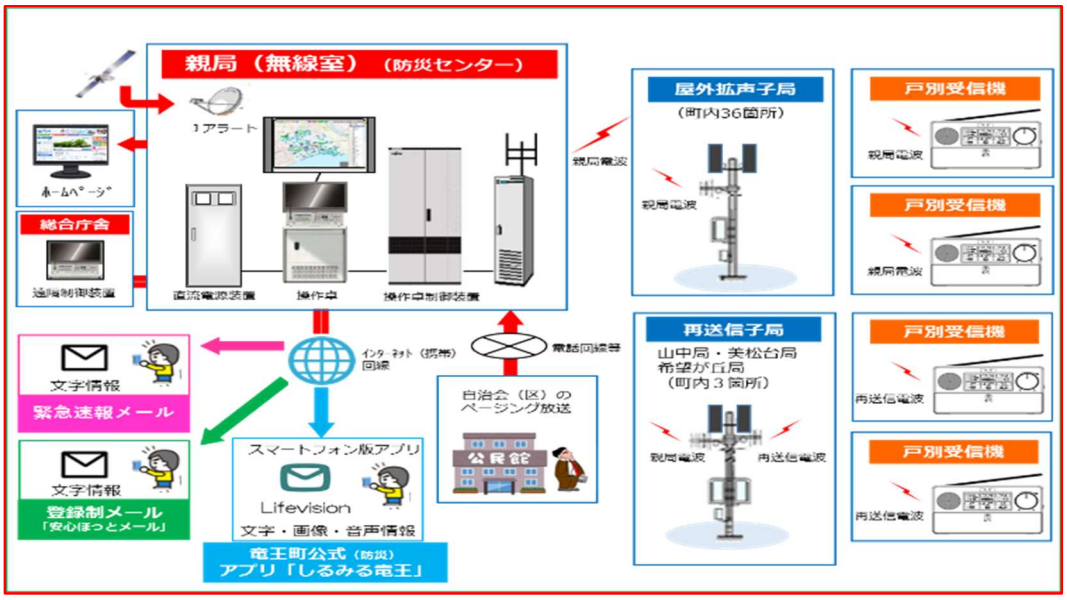

第３　電信電話設備

災害による被害を回避または最小限にするために、西日本電信電話株式会社において下記の措置を実施する。

（１）情報連絡体制の強化・充実
（２）関係設備の監視強化・充実
（３）関係設備の点検整備
（４）応急復旧用機器・資材等の把握および防御
（５）回線等の応急措置の準備
（６）災害発生危険設備の補強および防御
（７）工事中設備の防御、二次災害防止策の実施
（８）社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

第４　非常通信関係機関

滋賀県の地域における利用者の便宜をはかるため、滋賀地区非常通信協議会がその構成機関の通信設備を利用して県下各市町から県庁までの非常通信路を「滋賀地区非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに関係機関が連絡を密にし災害に備える。

第５　郵便施設の災害予防

郵便物の運送、収集および配達の確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具の整備に努めるとともに、郵便局舎における防災設備の整備および災害時における応急復旧に必要な資料・用品の備蓄等の措置をとる。

第６　しらしがメール・ＳＮＳ配信システム（しらせる滋賀情報サービス）

滋賀県では、防災・防犯等の身の回りの危険に関する情報を、希望される方へ電子メールで配信している。 あらかじめユーザ登録すると、携帯電話やパソコンに情報を届けてもらうことが可能である。

しらしがメール配信の内容

・避難情報：避難指示などが発令されたときに配信される。
・河川水位情報：河川水位観測点で一定の基準値を超えたときに配信される。
・雨量情報：雨量観測点で一定の基準値を超えたときに配信される。
・土砂災害警戒情報：土砂災害警戒情報が発表または解除されたときに配信される。
・気象情報：気象特別警報・警報・注意報が発表または解除されたときに配信される。
・地震情報：県内で地震が起きたときに震度情報などが配信される。
・その他

第７　その他の通信施設の活用

町は、災害発生時において、ラジオスイートの協力やアマチュア無線ボランティアを確保するよう努める。また、タクシーや事業所等における情報収集の協力が得られるよう平時から取り組む。

また、衛星携帯電話、衛星通信、全国瞬時警報システム（Ｊ―アラート）、緊急速報メール（エリアメール）、インターネットメール等の通信手段を整備することにより、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集伝達体制の整備に努める。

第５節　防災施設等整備計画

町は、住民の生命、身体および財産を守るため、東近江行政組合消防本部、県および関係機関と協力し、水防施設、消防施設等の整備を促進する。

第１　水防施設

水防施設に関しては、災害に対処するため、水防法の規定により竜王町の区域における水防の責任を十分に果たし、水害の防御およびこれによる被害を軽減するに必要な水防倉庫、水防資機材等を充実強化する。町内には水防倉庫が５箇所あるが、新たに東南部、北部の各地域に２箇所整備を行う。

水防従事者の安全確保のため、携行式通信機器やライフジャケットを確保するよう努める。

町は、次の施設および資機材等を整備するとともに、定期的な点検・管理を行い、災害時における活用に支障をきたさないようにする。

（１）水防倉庫
（２）水防用資機材
（３）量水標
（４）雨量計
（５）IOT 水位センサー

第２　消防施設

消防施設に関しては、最近における火災の複雑化、多岐化および大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、整備を促進する。

消防施設は、消防庁通達により定められている「消防力の整備指針」に準じ整備している。

１　消防用機械・消防用器具の整備

東近江行政組合消防本部は、危険物施設等の増加に伴い、化学化、機動化を図るため、化学消防ポンプ自動車、はしご自動車および消防艇の配備等や危険物等の火災に備える泡消火剤の備蓄等化学消防力の充実に努める。

消防団の各分団に配置してある消防ポンプ車等の更新を図り、消防力の増強を図る。

２　消防無線の充実および広域化

広域的災害に備えて、隣接市町との広域的な通信網の整備を図るため、県内共通波有効運用を推進する。

３　消防水利の確保

消火栓の新設および増設、防火水槽の設置等、消防水利の確保を図る。

国の「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日、消防庁告示第７号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。特に、消火栓以外の消防水利の整備と適正配備に努める。

（１）耐震性貯水槽・防火水槽の設置
（２）河川・ため池等の自然水利の活用
（３）プール・雨水貯留施設等の水源を消防水利に活用
（４）河川改修等における消防水利の確保
（５）住宅建設時等における消防水利の確保指導の強化
（６）建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

４　消防施設・設備の計画的な配備

高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備を検討する。

第３　防災拠点施設

町における防災活動の中で特に重要な機能を果たす公共施設等を防災拠点として位置づけ、必要な機能整備を図る。各拠点間においては、道路や情報通信網によるネットワークの充実を図る。

また、竜王町コンパクトシティ化構想に基づく各種整備については、総合的な防災拠点の機能を有する整備に努める。

１　防災中心拠点および防災拠点

町において災害による被害が発生した場合、竜王町災害対策本部を町防災センターに設置する。災害対策本部は、防災活動の中心となるだけでなく、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請など、あらゆる災害・被災情報を統括する情報通信機能を果たす必要がある。

防災中心拠点となる施設においては、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメールなどの情報通信機能の整備に努める。

また、防災中心拠点をサポートする地域拠点として、山之上地域防災拠点施設、竜王西部地区防災拠点施設と竜王北東部地区防災拠点施設の機能の充実を図る。

２　水防倉庫

水害による被害を防ぐため、水防資器材（土のう、防水シート、ロープ、杭など）を備えた水防倉庫を町内各所へ設置する。

３　輸送拠点

災害時の物資の受入れ、一時保管および配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を整備する。県内または県外と町内の輸送拠点を結ぶ広域陸上輸送拠点として、道の駅「竜王かがみの里」、山之上地域防災拠点施設、竜王西部地区防災拠点施設、町総合運動公園を位置づける。

４　医療救護所

災害発生直後、災害現場付近で搬送前の応急措置が行えるよう、学校など救護所設置予定地を事前に定めたうえ、災害の発生拡大の状況をみながら応急救護所が設置可能な体制を整える。

５　航空輸送の環境整備

町内の学校、グラウンド等にヘリコプター発着可能場所を整備し、住民へのヘリコプ

ター発着に関する注意も災害の前から普及させていく必要がある。

また、民有地では、事業所のグランドや駐車場、農地等が発着場として使用する可能性がある。対策本部、避難所、輸送拠点等を十分に勘案しながら、緊急時のヘリコプター臨時離着陸場の開設に備え、必要な協定や整備を進める。

６　応急仮設住宅の建設のための備え

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するために、建設適地の選定に努める。二次災害の危険性がある場所を避ける等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所で、水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所または仮設により容易に設置できる場所を選定する。

７　ボランティア拠点

災害時に円滑なボランティア活動が実施されるように、ボランティア拠点として町勤労福祉会館を指定する。災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うボランティア活動を支援する拠点とする。

８　災害廃棄物仮置場

災害により発生した多量の廃棄物を迅速かつ適正に処理し、町民の生活環境を確保するため、災害廃棄物仮置場を町有地に確保する。また平時から仮置場候補地を複数選定し、訓練等により円滑に開設・運営ができるようにする。

＜防災拠点施設一覧＞

施設名称	所在地	防災機能									
		防災中心拠点	地区防災拠点	水防倉庫（備蓄倉庫）	輸送拠点	避難所および救護所	ボランティア拠点	災害廃棄物仮置場	遺体安置所	ヘリポート（候補地）	仮設住宅建設場所
竜王町防災センター	小口 1672	○		○						○	
山之上地域防災拠点施設	山之上 5893-1		○	○	○					○	
竜王西部地区防災拠点施設	岡屋 2911-5		○	○	○					○	
竜王北東部地区防災拠点施設	弓削字豊楽 59-14 他		○	○							
コミュニティ消防センター	鵜川 513			○							
道の駅「竜王かがみの里」	鏡 1231-2				○						
竜王町保健センター	小口 5-1					○					
竜王小学校	綾戸 275					○				○	
竜王西小学校	山面 1-1					○				○	
竜王中学校	橋本 15					○				○	
竜王町公民館	小口 267-1					○					
道の駅アグリパーク竜王	山之上 6526					○					
竜王町総合運動公園	岡屋 3282				○	○			○	○	
竜王町勤労福祉会館	小口 3						○				
農村運動広場	川守 5									○	
町有地他	町内							○			
竜王町公共施設敷地（グラウンド等）	町内										○
東南部、北部地区防災拠点施設（予定）	町内			○							
防災公園（予定）	綾戸地先（予定）					○					
岡屋水防倉庫（予定）	岡屋 1294-3			○							

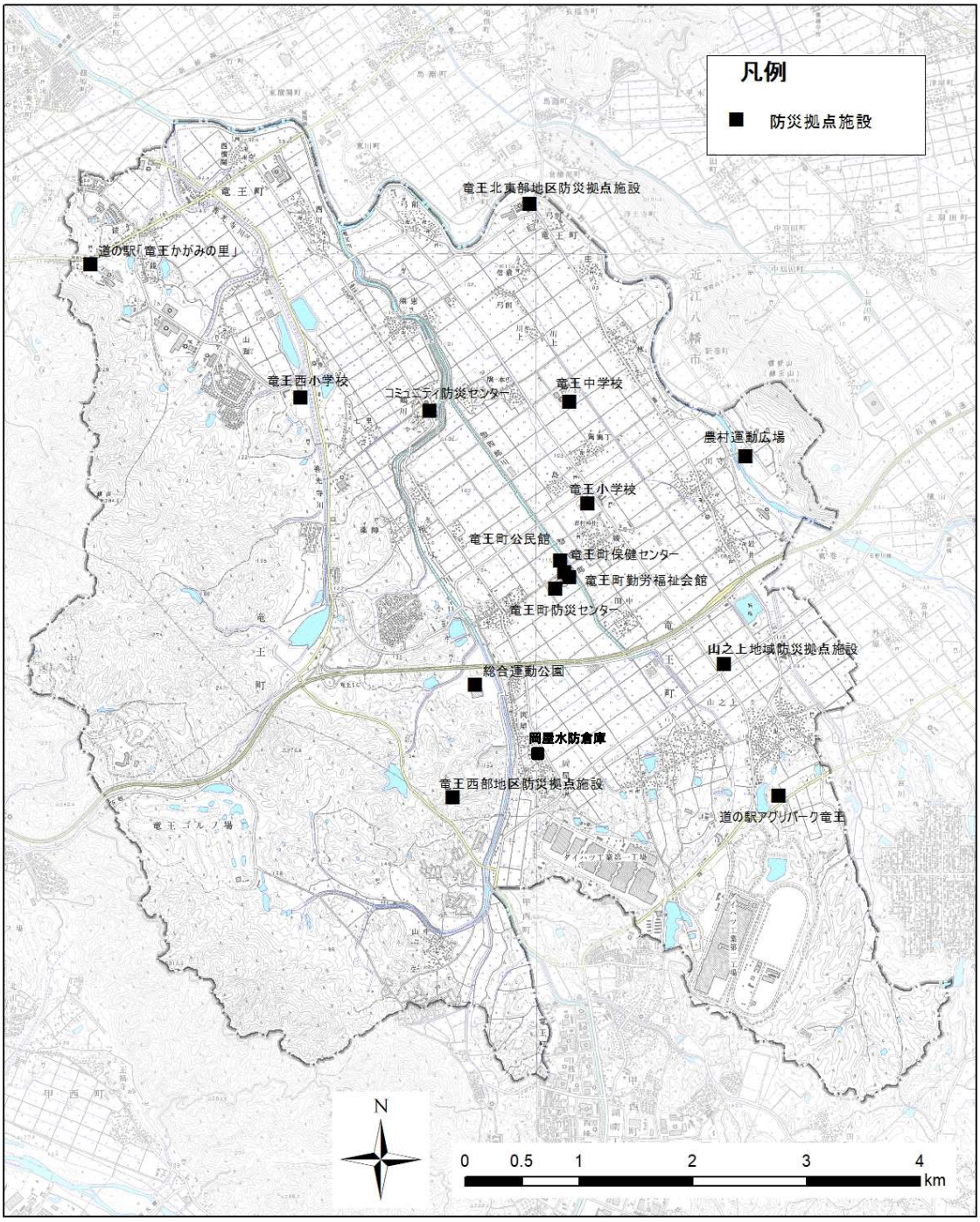

図　防災拠点施設位置図

※ 資　料

1	水防倉庫	（資料編１－５）
2	水防用資材	（資料編１－６）
3	水位観測所	（資料編１－７）
4	水防区域および危険箇所図	（資料編１－８）
5	浸水危険情報図	（資料編１－９）
6	消防用車両等の状況	（資料編１－11）
7	消防団等の状況	（資料編１－12）
8	消防水利の状況	（資料編１－13）

第６節　土砂災害予防対策

集中豪雨や地震等によるがけ崩れ、土石流等の災害から、住民の生命、身体および財産を守るため、土砂災害の予防対策を推進する。

第１　土石流危険渓流および急傾斜地の崩壊対策

町内における土石流危険渓流は 13 渓流、急傾斜地崩壊危険箇所は 28 箇所あり、地震時・豪雨時には、土砂災害に対して注意が必要である。

土砂災害防止のため、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等に基づく砂防えん堤、擁壁工等の土砂災害防止用土木構造物の対策工事を推進するよう県に要請する。

また、住民に対し、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所等危険箇所の周知、防災意識の普及に努める。

第２　総合土砂災害対策

１　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から、住民の生命、身体および財産を守るため、土砂災害の発生するおそれがある区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒特別区域を指定している。

（１）土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

（２）土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがあり、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制の対象とすべき区域。

２　警戒避難体制の整備等

（１）町は、土砂災害警戒区域の指定があった時は、警戒区域ごとに地域防災計画において土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する人が利用する施設がある場合は、これら施設の名称および所在地ならびに円滑かつ土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達に関する事項を定める。

（２）住民の円滑な警戒避難が行われるよう、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布やインターネットの表示等により必要な事項を住民に周知する。

３　開発行為・建築の制限

県は土砂災害特別警戒区域において次の制限を行っており、町はその周知に努める。

（１）特定の開発行為に対する許可制

（２）建築物の構造規制

（３）建築物の移転等の勧告

４　滋賀県土木防災情報システムの活用

県は、滋賀県土木防災情報システムや雨量情報表示盤配信システムを整備し、市町、県民向けに土砂災害警戒情報やこれを補足する危険度メッシュ情報、雨量情報等の土砂災害に関する情報を提供している。

町では、これらの情報等を利用し、警戒避難体制確立の参考にする。

第３　治山対策

町内における山地の災害危険地区は、山腹崩壊危険箇所が５箇所、崩壊土砂流出危険箇所が６箇所あり、地震時・豪雨時には、土砂災害に対して注意が必要である。

土砂災害防止のため、砂防法、森林法等に基づく山腹、谷止め工等の土砂災害防止用土木構造物の対策工事を推進するよう県に要請する。

※ 資　料

１　水防区域および危険箇所図　（資料編１－８）

２　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域　（資料編１－10）

第７節　風害予防対策

風害を防止または被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。

また、竜巻や突風等については、住民への注意喚起を行うとともに、住民生活への影響を最小限にするための対応を図る。

第１　監視・情報収集体制の整備

（１）台風の接近や発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、県および関係機関と連携した監視体制に入る。また竜巻については、気象庁が段階的に発表する気象情報、雷注意報、竜巻注意情報に注意を払う。

（２）災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

第２　各機関における対策

１　一般予防対策

公共施設の管理者および民間施設の管理者ならびに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事用建設資材等）および周辺に存置している物品等で倒壊、落下物飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置および警戒管理に努めなければならない。

県は竜巻注意情報が発表された場合は、メール・ＳＮＳ配信システム等による広報（しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等）を行う。また、住民等は、激しい突風等に備え、身の安全を守るため、屋外にいる場合は頑丈な建物などに避難し、屋内では窓ガラスには近づかないなどの対応をとる。

２　農作物の被害予防対策

水稲では、水田を深水にして倒伏防止対策を講じる。また畑地では、防風ネットや防風林等の設置が望ましい。

施設園芸では、パイプなど施設の補強を行うとともに、風が吹き込まないように穴あきなど被覆資材の修繕などを行う。

露地栽培では、寒冷紗等での被覆や支柱等の補強などを実施する。

果樹では、枝折れ等を防止するため、幹や主枝を誘引し固定する。

このほか、施設周辺を整理するなど資材の飛散防止対策を行う。

第８節　危険物施設等災害予防対策

危険物による災害の発生および拡大を防止するため、消防関係機関等と連携して、保安教育の実施、指導の強化、事業所による自衛防災組織の推進等に努める。

高圧ガス、毒物劇物に関しては、県が実施する啓発活動等に協力する。

第１　危険物施設災害予防対策

１　保安教育の実施

保安管理の向上を図るため、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等に対し、消防関係機関等は講習会、研修会などを実施する。

また、危険物安全週間や防災週間等の機会に、事業所、自衛防災組織、地域住民を含めた訓練や行事を行う。

２　指導の強化

危険物施設の現況を把握するとともに、消防署の立入検査等を通じて、指導の強化を図る。

（１）危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化

（２）危険物の運搬、積載の方法についての指導の強化

（３）危険物施設の管理者、危険物取扱者等に対する指導の強化

（４）予防規定の作成および危険物の貯蔵取扱い等の安全管理についての指導の強化

３　事業所の消防組織の強化

事業所における自衛防災組織の結成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

隣接する危険物事業所の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進する。

４　化学消防資機材の整備

（１）化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。

（２）危険物事業所における化学消火薬剤および必要資機材の備蓄を促進する。

第２　高圧ガス施設災害予防対策

町内には、一般高圧ガス第１種製造者数は３事業者あり県が検査・指導を行っている。

町は、保安意識の高揚に向け、各種講習会・研修会等の実施など県が実施する啓発活動に協力する。また、町が防災対策を実施する必要があると認めた場合は、速やかに県および消防関係機関に情報を提供する。

第３　毒物劇物災害予防対策

町は、毒物劇物の営業者、取扱者に対し、関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。また、保管状況の実態や適正管理の指導啓発等の情報を県に要請する。

※ 資　料

１　危険物施設　（資料編１－14）
２　高圧ガス製造事業所　（資料編１－15）

第９節　道路施設災害予防対策

道路は、本来の交通機能に加え、電気・電話・ガス・水道等のライフラインの収容や緊急輸送道路等の多様な機能を有している。このため各種の災害に耐えられるよう整備を進める。

第１　道路施設の災害予防

災害時における道路機能の確保のために、橋梁等道路施設の耐震性確保が不可欠であるため必要な施設の耐震補強等を推進する。

１　橋梁

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について耐震点検を実施し、重要度に基づく耐震性能の目標に合わせ適切な広報により順次耐震補強を実施する。

新設の橋梁については、最新の「道路橋示方書」（平成 29 年 11 月改訂）の基準に基づき必要な耐震性を確保する。

２　横断歩道橋

横断歩道橋については、落橋により道路を遮断することになるので、新設時には「立体横断施設技術基準」に基づき必要な耐震性を確保し、既設のものは落橋防止等の必要な対策を順次実施する。

３　道路法面

道路の自然斜面や切土・盛土法面については、耐震対策を独立したものとして考えるのでなく、豪雨・豪雪等の地震以外の原因によって生ずる崩壊や地すべり対策と一体的に対策工事を実施する。

防災総点検の結果に基づき対策を必要とする箇所について、道路災害防災事業等により緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。

４　擁壁等

背の高い擁壁などについては、新設時には地震力を考慮した設計を行い、既設のものは地震以外の原因による崩壊対策と一体的に対策工事を実施する。

５　無電柱化

災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように、緊急輸送道路を基本に無電柱化を実施する。

第２　道路情報システムの整備推進

道路管理者や交通管理者は、地震発生後速やかに道路の被害情報を収集し、関係機関と連携して道路利用者等に適切な情報提供を行うため、道路情報板、電波ビーコン、路側放送等の道路情報提供装置の整備を推進する。

第３　交通安全施設の災害予防

地震災害時における交通安全を確保するため、老朽信号機等の更新整備、地盤軟弱地帯

の調査と補強、交通信号機等電源付加装置の増設、交通情報収集・提供装置の整備等を図る。

水防上特に重大な影響を持つ橋梁

番号	管内	河川名	路線名	橋梁名	形式	位置			通行上の支障の有無	適　要
						市町	町	字		
1	東近江	日野川	近江八幡竜王線	安吉橋	Pc	近江八幡市	倉橋部		無	国道間を連絡する主要道であり重要
2	東近江	日野川	綾戸東川線	日野川大橋	Sg	竜王町	—	弓削	無	国道８号に通ずる道路であり重要
3	東近江	日野川	国道８号	横関橋	Sg	近江八幡市 竜王町	東川 —	西川	無	
4	東近江	日野川	桜川西竜王線	法教寺川橋	Pc	竜王町	—	岩井	無	主要地方道に連絡する道路で水防上資材運搬路として重要である

出典：滋賀県水防計画資料編（令和５年度）

県の指定以外による水防上特に重大な影響を持つ橋梁

番号	河川名	路線名	橋梁名	形式	位置			通行上の支障の有無	適　要
					郡市	町	字		
5	日野川	町道竜王近江八幡八日市	雪野山大橋	Sg	蒲生	竜王	川守	無	近隣東近江市に連絡する道路で水防上資材運搬路として重要
6	祖父川	春日竜王線	鵜川橋	Rc	蒲生	竜王	鵜川	無	県道であり、水防上資材その他物資運搬に重要
7	祖父川	町道小口八重谷線	竜王大橋	Sg	蒲生	竜王	小口	無	経済活動・社会活動上最重要
8	祖父川	国道 477 号	祖父川大橋	Sg	蒲生	竜王	岡屋	無	経済活動・社会活動上最重要
9	法教寺川	彦根八日市甲西線	新山之上橋	Sg	蒲生	竜王	山之上	無	経済活動・社会活動上最重要

※ 番号は次頁図の番号に対応

Pc：プレストレスコンクリート橋　Sg：対候性鋼板非合成Ｉ桁橋　Rc：コンクリート橋

出典：竜王町水防計画書（令和５年度）

次頁に位置図

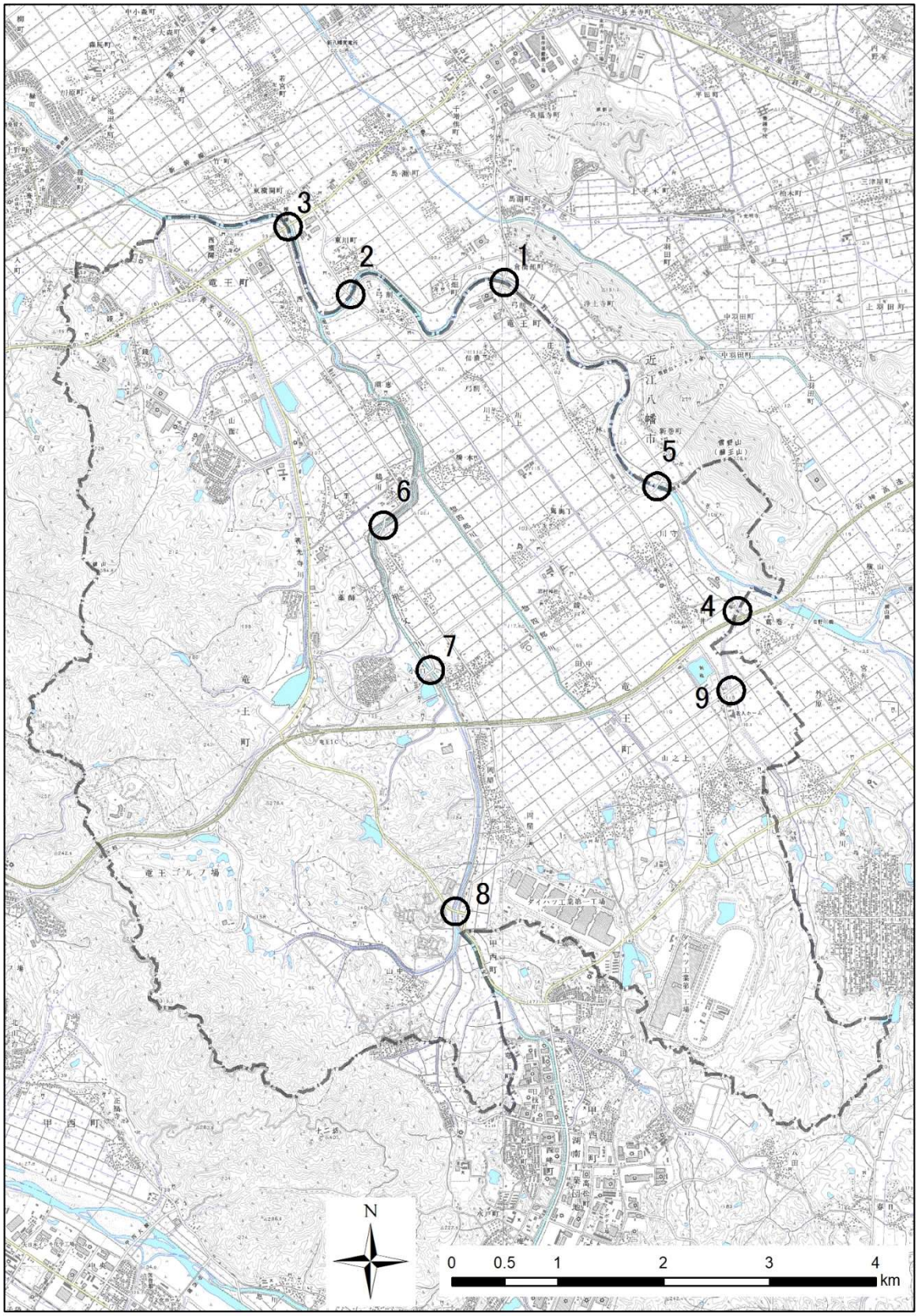

図　重要橋梁位置図

第 10 節　河川施設・ため池等農業用施設災害予防対策

災害時における河川施設、ため池等農業用施設の出水被害等を防止するため点検や整備を実施し、安全性の向上を図る。

第１　河川施設

日野川の改修をはじめ、県の事業に積極的に協力するとともに、天井川は極力河床を下げて平地河川とし、その安全度を高めるよう河川改修に努める。

１　重要な水防区間

県の指定による重要な水防区間として以下の７区間が指定されている。

番号	河川名	左岸 右岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域	
			区　域	区域（m）	区　域	区域（m）	区　域	区域（m）
1	日野川	左岸 右岸	竜王町全域 左岸　9,100m 右岸　　200m	9,300	同　左	9,300	竜王町全域 左岸　9,100m	9,100
2	善光寺川	右岸	山面地先より 日野川合流点 右岸　1,800m	1,800				
3	東川	左岸 右岸	新町橋より 善光寺川合流点 650m	1,300	同　左	1,300		
4	祖父川	左岸 右岸	岡屋地先より 日野川合流点 6,500m	13,000	同　左	13,000	湧川合流点より 日野川合流点 左岸 3,500m 岡屋地先より 日野川合流点 6,500m	10,000
5	新川	左岸 右岸	弓削地先より 祖父川合流点 800m	1,600	同　左	1,600	弓削地先より 祖父川合流点 右岸 800m	800
6	惣四郎川	左岸 右岸	祖父川合流点 左岸　3,500m 右岸　3,400m	6,900	橋本地先より 祖父川合流点 左岸　1,000m 右岸　1,000m	2,000	念仏地先より 祖父川合流点 左岸　　800m 右岸　　800m	1,600
7	法教寺川	左岸 右岸	山之上地先より 日野川合流点 左岸 5,200m	5,200	同　左	5,200	山之上地先より 国道 477 号まで 左岸　1,400m	1,400

出典：滋賀県水防計画資料編（令和５年度）

県の指定以外の重要な水防区間として以下の４区間が指定されている。

番号	河川名	左岸 右岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域	
			区　域	区域（m）	区　域	区域（m）	区　域	区域（m）
8	中津井川	左岸 右岸	信濃地先より 日野川合流地点 450m	900	同　左	900	同　左	900
9	二重川	左岸 右岸	鏡地先より鏡地先 左岸　1,500m 右岸　1,150m	2,650	同　左	2,650		
10	寒尻川	左岸 右岸	岡屋地先より 名神高速道路 600m	1,200				
11	大洞川	左岸 右岸	西横関地先より 日野川合流点 1,340m	2,680	同　左	2,680	同　左	2,680

※（Ｐ予－27）重要水防区域・防災重点ため池位置図参照　　出典：竜王町水防計画書（令和５年）

２　河川の改修等

（１）町は、洪水、浸水等の水害を予防するために、日野川改修を含め各河川において、県が進める改修整備に協力し、排水不良、護岸老朽化、漏水が早期に解決されるように努める。

（２）町は、現在改修中の河川については、早期実現を図るとともに、日野川改修の進捗状況も踏まえ、緊急度の高い河川について、風水害・地震を考慮した河川施設の整備に努める。

３　河川施設等の点検・整備

（１）各河川管理者は、堤防の決壊防止および治水機能維持のため、施設の点検・整備を行い、安全管理に努める。

（２）町は、短時間の多量降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃・整備対策を講ずる。

４　水害防止対策

県は、日野川等洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報指定河川に指定している。洪水のおそれがあるときは、彦根地方気象台と共同して、その状況について水位を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

県は、洪水予報指定河川以外で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について特別警戒水位を定め、これに達したときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

県は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町への情報提供や助言に努める。

県は、洪水予報河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定し、洪水浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町長に通知する。

また、河川だけでなく身近な水路の氾濫なども想定し、人々の暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を表示した「地先の安全度マップ」を作成・公表している。

町が洪水予報河川等について具体的な避難指示等の発令基準を設定する際や洪水予報河川等以外の河川について避難指示等の発令基準を策定する際、各地区における避難のための取組について、県は町に対し必要な支援や助言等を行う。

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他水防法第 15 条の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

町は、町地域防災計画に定められた避難場所等について住民に周知させるよう努める。

第２　ため池等農業施設の安全化

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置が令和２年 10 日に施行され、決壊による水害その他の災害により被害を及ぼすおそれがある農業ため池を防災

重点農業用ため池として知事が指定された。

町は県と連携し、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を行い、その結果を踏まえ国の補助事業を活用し防災工事を実施する。

＜防災重点農業用ため池等箇所＞

番号	ため池名	字	ため池規模			
			堤高（m）	堤頂長（m）	経過年数	総貯水量（㎥）
1	荒池	鏡	5.4	100.0	約 130 年	25,000
2	鏡新池	山面	4.3	531.0	約 130 年	60,000
3	カンゴ池	山之上	3.2	86.5	130 年	6,000
4	野口池	山之上	2.8	119.0	130 年	15,000
5	三田池	山之上	6.0	400.0	160 年	45,100
6	古宮池	鏡	2.8	81.0	約 130 年	6,000
7	込所池	七里	3.4	393.0	約 130 年	2,500
8	宝来池	山之上	2.4	108.5	100 年	2,000
9	大谷池	山之上	4.9	77.0	130 年	13,000
10	三味池	山之上	3.6	94.0	130 年	10,000
11	本ノ添池	山之上	3.0	60.0	130 年	3,000
12	鳴谷池	薬師	11.0	35.0	不明	70,000
13	八重谷沈砂池	小口・薬師	2.5	301.0	約 50 年	200,000
14	長池	山之上	5.3	120.0	約 130 年	170,000
15	長路ケ谷池	山之上	5.0	80.5	約 130 年	20,000
16	堤池	鏡	2.0	50.0	不明	18,000
17	広谷池	鏡	5.6	73.0	約 130 年	6,000
18	大谷池	鏡	4.8	94.0	約 130 年	10,000
19	向山溜	山面	8.6	82.5	約 130 年	25,000
20	新池	山之上	2.9	600.0	約 130 年	90,000
21	後の池	山面	2.3	86.0	約 130 年	4,000
22	谷の上池	山面	1.2	42.0	約 130 年	3,000
23	二号池	岡屋	7.0	130.0	不明	4,000

※ 番号は、次頁図の番号に対応　　出典：竜王町資料

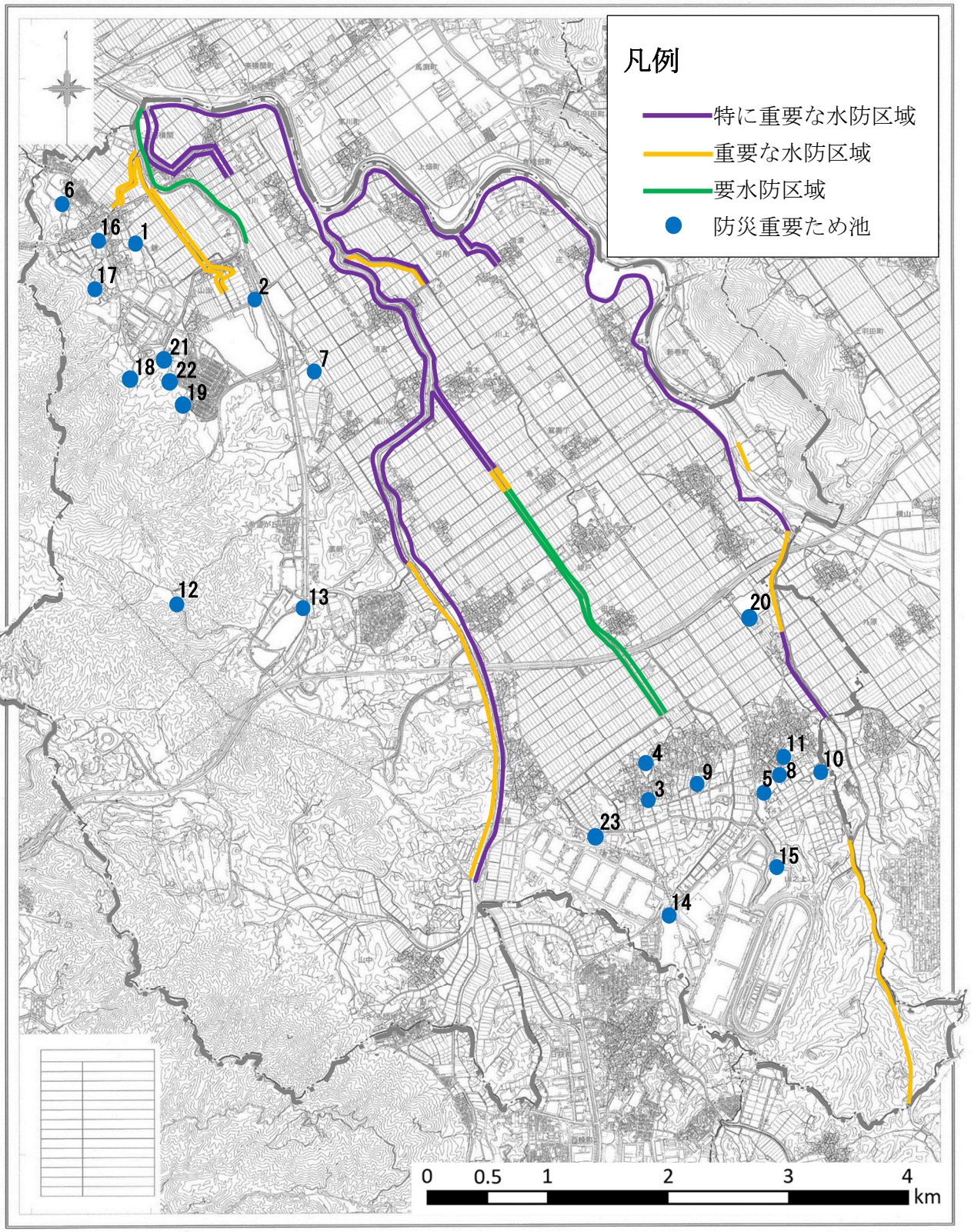

図　重要水防区間・防災重点ため池等位置図

第 11 節　農林業関係災害予防対策

各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む）の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農技術の普及ならびに気象情報等諸情報の迅速な伝達に努めるとともに、指導体制の確立を図る。また、この計画の推進のため、農業技術振興センターや病害虫防除所など関係機関、団体による情報提供をもとに的確な対策を行う。

第１　防災営農技術の確立ならびに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災に必要な技術指針を確立するために、災害を回避し被害を未然に防止するための技術、災害に耐え被害を最小にくい止めるための技術等について、県に情報の提供を要請する。

第２　家畜伝染病の発生予防およびまん延防止対策

家畜伝染病予防について、県から町および獣医師は必要な技術の指導を受ける。

近年、東南アジア諸国において高病原性鳥インフルエンザウィルスの人への感染事例が発生したこともあり、世界的にも新型ウィルスの出現が懸念されている。町は、新型インフルエンザの脅威から住民の生命と健康を守るための県の措置に協力する。

第 12 節　文化財等災害予防対策

文化財は、貴重な国民的財産であり、これを公共のために大切に保存するとともに、公開などの活用に努められるよう万全の配慮が必要であることから、町内の文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して防災対策を計画し、消火設備等の施設整備を推進し、文化財保護に関する住民の理解、保護意識を啓発し、防災訓練や定期的な点検等の現地指導を強化する。

文化財の所有者または管理者は、日頃から初期消火活動等の訓練を行うなど災害に備えた文化財の管理を行う。また、国指定、県指定文化財に関しては、国・県が助言、指導を行い、町指定に関しては町教育委員会が助言、指導を行う。

文化財の防災施設は、警報設備、消火設備、避雷設備、防火壁、消防道路、保存庫等で、これらの設置および改修事業については、所有者・管理者が行い、国および県、町等が補助し、施設の整備を行う。

第１　竜王町の文化財

竜王町は、多くの文化資産に恵まれ、国指定文化財 22 件、県指定文化財４件、町指定文化財 20 件、選択文化財１件、県選択文化財１件と多くの文化財が指定をうけている。

第２　防災設備等の整備強化

町教育委員会、所轄消防機関および文化財所有者、管理者は文化財保護法、消防法およびその他関係法令の規定に基づき、下記について具体的な事業計画を立て、順次実施する。

１　火災予防

（１）火気の使用制限、たき火・禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置

（２）漏電火災警報器の設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設、ドレンチャー、スプリンクラーの取付け

（３）防火壁、防火水槽の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設

２　防雷対策

（１）避雷針の設置

３　その他の対策

（１）環境整備（危険木除去、排水整備、擁壁、換気、防湿）、薬剤処理（白蟻、虫害、黴等の予防）

（２）防御網阻止棚等の設置

（３）文化財の施設への寄託保管

（４）防災施設の定期的な管理、点検（電気系統、非常通報器など）

第３　現地指導の徹底

町内の指定文化財の現地巡回視察などは、竜王町文化財巡視員設置要綱の規定により委嘱されたものが毎月１回以上巡視を行い、町教育委員会は報告内容を踏まえ、国が策定し

た文化財の防災に関する指針をもとに、所有者または管理団体に対して、文化財の防災上必要な指導、助言を行う。

第４　保護思想の普及および訓練の実施

文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事や広報活動を通じて防火、防災の趣旨を周知する。また、文化財所有者または管理者は、日頃地域の消防団、区民と連携して、初期消火活動訓練などを行う。さらに、町教育委員会および所轄消防機関は、文化財について防火査察、防火訓練などを随時行う。

第５　たき火または喫煙の制限区域

東近江行政組合火災予防条例第 23 条の規定に基づき、下記の区域内におけるたき火または喫煙の制限を行う。

＜たき火または喫煙の制限区域＞

所在地および名称	区域	制限区域
蒲生郡竜王町大字鏡 1289 番地 鏡神社	・境内周囲 20 メートル以内	たき火 喫煙禁止
蒲生郡竜王町大字岡屋 1247 番地 勝手神社	・境内石橋より内部	たき火 喫煙禁止
蒲生郡竜王町大字綾戸 467 番地 苗村神社	・東本殿参道を含め境内 ・西本殿コンクリート柱で区画された内部	たき火 喫煙禁止
蒲生郡竜王町大字川守 41 番地 龍王寺	・山門より内部	たき火 喫煙禁止

第 13 節　複合災害予防対策

同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、県、町および防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

第１　複合災害時の災害応急体制の整備

町は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

第２　複合災害を想定した訓練の実施

町は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

第 14 節　雪害予防対策

雪害から町民の生活を守り、冬季の交通の確保を図るために雪害対策を推進する。

第１　道路雪害対策

各道路管理者は、冬期の道路交通の安全を確保するため、毎年「雪寒対策計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。

１　除雪路線および実施区域の分担

雪寒対策計画は、各道路管理者において毎年定める。除雪の実施区域の分担は次のとおりとし、必要に応じて県および関係機関と協議する。

（１）名神高速道路：西日本高速道路株式会社
（２）国道８号　　：国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
（３）上記以外の国道、主要地方道および県道
　　：県土木交通部道路課および東近江土木事務所
（４）町道　　：竜王町

２　情報提供

各道路管理者は、管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報を提供するよう機器の整備等に努める。

３　除雪体制の整備

豪雪に備えるため、また、主要道路の交通を迅速に確保するため、除雪協力者の拡充および除雪機械の確保に努める。

第２　地域雪害対策

１　雪処理の担い手確保の推進

屋根の雪下ろしなど雪処理の基本は自助であるが、地域で高齢化等が進んでいる状況を踏まえ、町は、地域コミュニティが共同して雪下ろしを行うシステムを整備するよう働きかける。

２　要配慮者対策の推進

町と自治会等が共同して雪下ろしの困難な要配慮者をあらかじめ把握し、豪雪時には雪下ろしを支援する体制を整備する。

３　広域連携による雪処理体制の整備

消防団等による広域応援による雪処理体制をあらかじめ整備し、豪雪時には早期に応援に入る仕組みを確立する。

４　雪処理ボランティアの活用

豪雪時には、町内および町外から雪処理ボランティアを募集し、速やかに雪処理の担い手の確保を図る。

第２章　災害に備えた「しくみ」づくり

章の体系

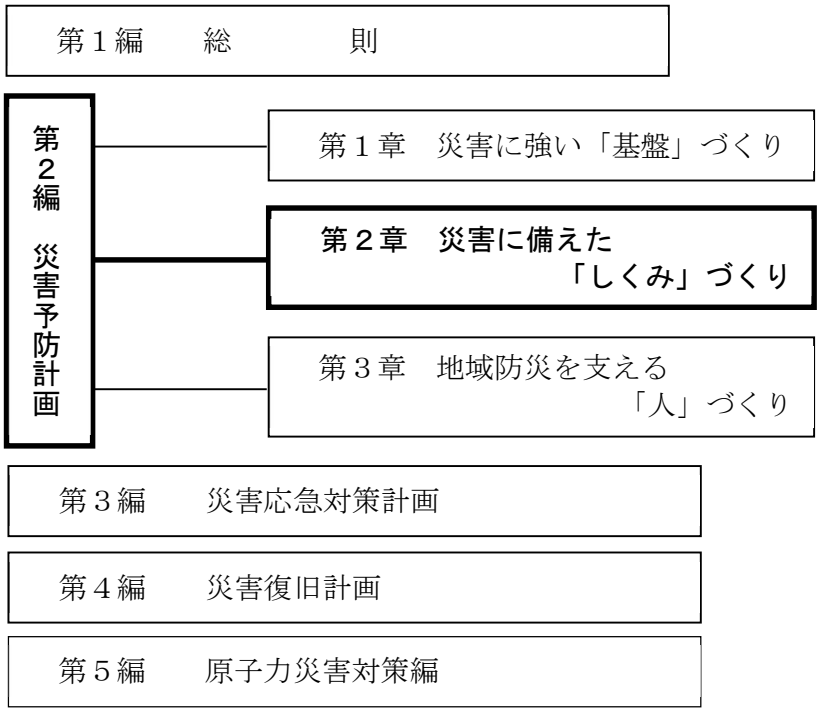

第１節 情報の収集・伝達体制の整備.....予－37
第２節 火災予防、緊急消火体制の充実.....予－38
第３節 救助・救急、緊急医療体制の整備.....予－43
第４節 避難体制の整備.....予－45
第５節 食糧、生活必需品等の調達・確保.....予－54
第６節 緊急輸送体制の整備.....予－56
第７節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化.....予－58
第８節 清掃体制の整備.....予－62
第９節 防災に関する調査・計画の推進.....予－64
第 10 節 相互応援協定.....予－66
第 11 節 その他協定の締結等.....予－69

第１節　情報の収集・伝達体制の整備

町は、災害時に通信放送施設を活用し、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるように情報収集および伝達体制の整備を図る。

第１　通信、放送体制

防災無線は、県と町がそれぞれ防災無線を整備している。

非常通信に関しては、「近畿地方非常無線協議会」がその構成機関の通信設備を利用して県下各市町から県庁までの非常通信路を「近畿地方非常通信経路計画」として定めている。

１　情報連絡体制の周知

通信網の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、情報の収集・整理・伝達にあたる職員は、平常時から防災無線等の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努める。また、災害危険箇所、避難所、緊急避難路、防災関連施設等を事前に把握しておく。

２　広報システムの整備

（１）多様な広報システムの整備

町は、災害に関する情報および被災者に関する生活情報を正確かつ迅速に提供できるように、広報車やインターネット等多様な広報システムの整備を推進する。また、要配慮者に配慮したきめ細やかな広報手段の確保に努める。

（２）郵便局との相互協力

竜王町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書に基づく。

第２　災害発生時の職員初動体制

「災害初動マニュアル」に基づき、災害発生直前および災害発生直後における職員の迅速、的確な初動災害対策活動を行う。また、マニュアルに従った図上訓練等を実施し、結果に応じて随時、マニュアルを見直すとともに職員の意識高揚に努める。

第２節　火災予防、緊急消火体制の充実

火災の発生を未然に防止し、また火災が発生した場合被害の軽減を図るため、予防消防の強化、初期消火体制の整備、火災の拡大防止、消防力の強化を図る。また、広域消防体制についても定め、消防機関相互の連絡を密にして、消防行政の円滑化を図る。

第１　予防消防の強化充実

１　防火防災意識の高揚啓発

（１）県および町は、春秋２回の火災予防運動および文化財防火デー、年末年始防火運動、山火事予防運動、車両火災予防運動、危険物安全週間等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

（２）町は、火災警報を発令した場合、広報車または有線電話機等を通じて火災予防を周知徹底させる。

２　住宅・事業所等の防火対策の推進

（１）住宅用火災報知器、自動火災報知設備の設置、耐震安全装置付ストーブやマイコンメーターの普及、ＬＰガスボンベの転倒防止策の実施促進、ストーブ等の周囲にある可燃物除去の励行等各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

（２）変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の自家用電気設備に対する点検、整備の励行による安全化対策を推進する。

（３）住宅火災による被災の危険性が高い寝たきりまたは一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭における防火対策の徹底に努める。

３　予防査察指導の強化

町は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

（１）毎月の防火点検日を中心に査察を実施し、住民が行う点検を指導する。

（２）春秋２回の火災予防運動期間中を中心に年間計画に基づき予防査察を実施する。

（３）火災警報発令中には火を使用する施設、設備および物品を重点に予防査察を実施する。

（４）その他、必要に応じ特別査察を実施する。

４　特定防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第８条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物および同法第 17 条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に次の措置をとる。

（１）東近江行政組合消防本部は、消防法、東近江行政組合火災予防条例に基づき学校、病院、事業場、興業場等多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期すため、立入検査を励行し、消防用設備等に不備が認められる場合は、消防法第 17 条の規定により、設置、改修について強い指導を行う。また、通報、避難、消火等の訓練の実施および消防計画の作成の指導を強化

する。

（２）東近江行政組合消防本部は、消防法第８条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格付与講習会の開催、また一定規模以上の防火対象物の防火管理者に対し防火管理者再講習を開催する等により、その資質の向上を図るとともに消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、消防用設備等の整備点検および火気の使用等について十分な指導を行う。また、消防法第８条の２の規定により、統括防火管理者を要する防火対象物に対し共同防火管理体制の推進を図る。

（３）東近江行政組合消防本部は、消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用（開始）届出の際の指導を強化する。

５　感震ブレーカーの普及

感震ブレーカーとは、設定値以上の揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断し、地震の２次災害である火災を防ぐことが目的のブレーカーである。出火元を減らすことで、火災拡大の可能性を低減させることが期待できる。

電気火災の発生抑制のための感震ブレーカーの取付けが進むよう、施主に対し、有効性や種類、設置の費用などについて町の耐震工事の補助申請窓口や、建築士、電気工事業者などの団体と連携して情報提供や、町の広報媒体を活用による感震ブレーカー設置に係る補助金等についての広報を行うなど普及に努める。

第２　初期消火体制の整備

１　住民・事業者による初期消火対策の徹底

町および消防機関は、火災時における初期消火が迅速・確実に行われるよう、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図る。消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。

２　自主防災体制による初期消火対策の徹底

町および消防機関は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織の設置促進に努め、防災訓練や防火講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

第３　火災の拡大防止対策

住宅地火災の延焼性状を解明し、消防力の評価および消防活動上の問題点を明らかにする。

老朽木造住宅が数多く分布する地域等被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置き、消防設備の充実や消防水利の確保、耐震性の高い設備・資機材の整備等の延焼防止対策の検討を進める。

第４　消防力の強化

町は、国の「消防力の整備指針」（平成12年１月20日、消防庁告示第１号）および「消

防力の基準等の一部改正について」（平成 17 年６月 13 日、消防消第 131 号）に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために必要な施設や人員の整備に努める。

（１）消防団員の増強および消防団の設備、機材の強化

（２）都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備

（３）消防職員や消防団員、自主防災組織等が、初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者への支援活動、要配慮者への対応、復旧活動等に各自の持ち場で最大限に力を発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実

（４）消防団等による地域住民や自主防災組織の初期消火、救出救護活動等の指導の推進

第５　広域消防体制

消防本部は、「滋賀県下広域消防相互応援協定」に基づき、高度な消防サービスの提供体制の確立や消防総合力を充実させる。

消防団については、「滋賀県下消防団広域相互応援協定書」に基づき、円滑な応援態勢の整備を図る。

第６　消防水利の整備

国の「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日、消防庁告示第７号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった教訓を踏まえ、消火栓以外の消防水利の整備と適正配置に努める。

＜東近江行政組合消防本部　消防隊等の平常時の配置＞

所　属	分　隊　名	所　属	分　隊　名
消防本部	指揮支援隊（特別編成）	日野消防署	指揮隊（特別編成）
	高度救助隊		消防第１小隊
	通信隊（特別編成）		消防第２小隊
近江八幡消防署	指揮隊（特別編成）		第１救急隊（消防隊兼務）
	消防第１小隊		救助隊（消防隊兼務）
	消防第２小隊	能登川消防署	指揮隊（特別編成）
	第１救急隊		消防第１小隊
	第２救急隊（消防隊兼務）		消防第２小隊
	救助隊（消防隊兼務）		第１救急隊
竜王出張所	消防第３小隊		救助隊（消防隊兼務）
	第３救急隊（消防隊兼務）	愛知消防署	指揮隊（特別編成）
八日市消防署	指揮隊（特別編成）		消防第１小隊
	消防第１小隊		消防第２小隊
	消防第２小隊		第１救急隊（消防隊兼務）
	第１救急隊		特別救助隊
	救助隊（消防隊兼務）	愛東出張所	消防第３小隊
永源寺出張所	消防第３小隊		第２救急隊（消防隊兼務）
	第２救急隊（消防隊兼務）	愛知川出張所	消防第４小隊
			第３救急隊（消防隊兼務）

＜消防車両等配置状況＞

車両別／署所別	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	救助工作車	積載自動車	指揮自動車	災害調査車	高規格救急自動車	災害指揮支援車	災害後方支援者	重機及び重機搬送車	無線中継車	広報自動車	連絡自動車	連絡自動車（小型車）	査察自動車	人員搬送車	軽貨物車	消防救急艇	合計
消防本部	1	1			1		1	2	1	1	1		1	2	1	1		1			13
近江八幡消防署	1	1		1		1	1		2					1			1		1	1	11
竜王出張所		1							1							1					3
八日市消防署	1		1	1		1	1		1					1			1				8
永源寺出張所	1								1												2
日野消防署	1	1				1	1		1					1			1				7
能登川消防署	1	1				1	1		1			1		1			1				7
愛知消防署	1	1			1	1	1		1					1		1	1				9
愛東出張所	1								1												2
愛知川出張所	1								1												2
合　　計	9	6	1	2	2	5	6	2	11	1	1	1	1	7	1	3	5	1	1	1	64

※消防本部水槽付消防ポンプ自動車・普通消防ポンプ自動車・高規格救急自動車各１台は非常用車両

第３節　救助・救急、緊急医療体制の整備

町は、災害時における火災や倒壊家屋からの被災者の救出等の人命救助活動を迅速に行うために救助・救急体制および資機材の備蓄に努める。

また、災害時に的確かつ迅速な医療を供給し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため、医療救護体制の確立、資機材の備蓄に努める。

第１　救助・救急活動体制の確立

１　救助・救急活動体制の確立

災害時における救助・救急活動を円滑に行うため、平常時より、救助救急活動体制について消防署、警察署、消防団および自主防災組織等と検討し、明確にしておく。

また、建設資機材を有する建設業者とも一貫性のある救出体制を整備するとともに、自衛隊が救出活動を実施する場合の活動体制においても、防災訓練等を通じて、効果的な救出体制について検討する。

２　消防団・自主防災組織の育成

多数の救出事象に対しては、消防職員だけでは対応が困難と考えられるため、地域住民や地域内の企業等で組織される自主防災組織や消防団に対し、救出・救助訓練を実施する等の教育、指導を行う。

３　救助・救急資機材の備蓄

消防・警察・自衛隊・町等の各機関は、迅速かつ的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資機材の備蓄を推進する。

町は、被災者を迅速に救助するため、地区ごとに救出用資機材を整備するよう努める。

また、その使用方法について、自主防災組織に防災訓練等を通じて指導する。

第２　医療救護体制の整備

１　医療救護活動体制の構築

（１）医師会、関係団体との協議および支援体制の確立

一時的な多数の傷病者の発生や交通が混乱して患者の搬送が困難な場合を想定して、近江八幡市蒲生郡医師会等と協議および支援体制を確立する。

歯科医師会等とも協力体制を構築し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

災害救助法による救助等に関しては、県が委託契約を日本赤十字社滋賀県支部と締結しており、これらと町は連携して活動する。

県が策定した「医療救護活動マニュアル」を準用して、平常時から体制確保と災害対策に努める。

（２）医療救護班の編成

町は、近江八幡市蒲生郡医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成および派遣基準や派遣方法等について定める。

（３）応急救護所、医療救護所の整備

災害発生直後、災害現場付近で搬送前の応急措置が行えるよう、学校など救護所設置予定地を事前に定めたうえ、災害の発生拡大の状況をみながら応急救護所が設置可能な体制を整える。また、近江八幡市蒲生郡医師会の協力のもと医師の配置を定める。

２　医療資機材の備蓄・調達

医療機関に医薬品を供給している医薬品販売業者を通じ、必要な医薬品を迅速かつ円滑に供給できるよう対応しており、その体制の点検を行い、現状の把握に努める。

血液については、滋賀県赤十字血液センターに県および日本赤十字社滋賀県支部が備蓄しているものを利用する体制について把握しておく。また、災害時における血液の不足に備え、献血促進について住民への普及啓発を図る。

また、県の「緊急用医薬品等供給マニュアル」を準用する。

３　災害拠点病院

県は、災害時に中核的な医療活動を実施するため災害拠点病院の指定を行っている。

（１）地域災害拠点病院

災害時に発生する多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重傷患者を受入れ、救命医療を行う高度診療機能を有し、また自己完結型の医療救護チームの派遣機能や地域の医療機関への応急資機材の貸し出し機能を有する。

（２）基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院が有する機能をさらに充実強化するため、要員の訓練や研修等の機能を併せ持つ中核的施設。

災害拠点病院

区　分	医療機関名	指定年度	備　　考
地域災害拠点病院	近江八幡市立総合医療センター	平成８年度	東近江保健医療圏
基幹災害拠点病院	大津赤十字病院	平成８年度	

第４節　避難体制の整備

町は、避難路・避難所の安全化を図るとともに、これらの避難手順について広報を徹底する。

第１　避難計画の策定

町は、地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じた避難計画を自主防災組織と連携して策定する。

第２　避難路・避難場所選定

町は、避難計画に基づいて、的確な避難路・避難場所の選定および整備を推進する。

１　避難路の安全化

町は、住民を避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、また、地震直後の同時多発火災などから住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路となる道路を選定し、安全性を確認するとともに、その整備を図る。避難路の選定基準は次のとおりとする。

（１）避難場所またはそれに相当する安全な場所へ通じる道路等

（２）十分な幅員を確保できる道路を選定する。選定にあたっては、災害時に避難路の障害となる可能性のある沿道の建築物、構築物等の状況に留意する。また、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地または緑道等を有効に活用する。

２　避難場所の選定

避難場所の選定基準は次のとおりとする。

（１）広域避難地

大規模な災害等の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、災害等から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模および構造を有するもので、土砂災害警戒区域等の危険箇所外に選定する。

（公園、緑地、グランド、校庭、公共空地等で、周辺家屋の密集度、火災燃焼の可能性、危険物等の有無等を考慮し、火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。避難者１人あたり２㎡が確保できるよう選定する。）

（２）避難所（指定緊急避難場所および指定避難所）

指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所であり、指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設である。指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施

設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

本町においては、指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねることとし（以下、文中では単に避難所と記す。）、町が指定・管理を行う。

町は、土砂災害警戒区域等の危険箇所外において、次の基準により避難所を選定する。

・避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。
・想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
・車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

（３）地区避難所

必要に応じて、地域住民の集結場所、消防救護活動等の活動拠点あるいは避難所への中継地等として機能する地区避難所を適宜設ける。

一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、地域の生活圏を考慮の上設置するが、管理運営の主体は地元自治会（区）とする。地区避難所には、洪水浸水想定区域内にある施設や、耐震性のない建物などの施設が、指定されている場合があるため、風水害や震災等に対するの安全性を考慮して使用するように周知する。

（４）福祉避難所（福祉避難室）

町は、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に指定し、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等設置に向けた推進を図る。

なお、福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、民間の旅館等を避難所として借り上げる等の検討を行い、柔軟に対応する。

３　避難所の整備

避難所とする施設は、町の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とし、指定する施設については、避難所の円滑な立ち上げができるよう仮設トイレやパーティション等の保管、非常用電源、情報伝達端末（ＷｉＦｉ等）の配備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて取り決めておく。

また、町は施設管理者と協力し、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、テレビの設置等、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

さらに、必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。

なお、民間施設を避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害時応援協定や覚書を締結する。

＜指定避難所および指定緊急避難場所＞

No.	指定避難所 指定緊急避難場所	所在地	風水害時等 対象地区	震災時 対象地区	浸水深
1	竜王小学校	綾戸 275	山中、岡屋、小口、松が丘、綾戸、さくら団地、島、駕輿丁	山中、岡屋、小口、松が丘、田中、岩井、川守、綾戸、さくら団地、島、駕輿丁	0.5m 未満
2	竜王西小学校	山面 1-1	薬師、鏡、松陽台、西横関、西川、須恵、鵜川、七里、山面、美松台、希望が丘	鏡、松陽台、西横関、西川、須恵、鵜川、七里、山面、美松台、希望が丘	0.5m 未満
3	竜王中学校	橋本 15	薬師、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削	薬師、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削	0.5m～1.0m 未満
4	道の駅 アグリパーク竜王	山之上 6526	西山、新村、西出、東出、岩井、川守、田中	西山、新村、西出、東出	―
5	総合運動公園	岡屋 3282	（全地区）	（全地区）	―
6	竜王町公民館	小口 276-1	（全地区）	（全地区）	0.5m～1.0m 未満

＊ 浸水深　出典：日野川洪水浸水想定区域図（最大想定）＋地先の安全度マップ（１/200）

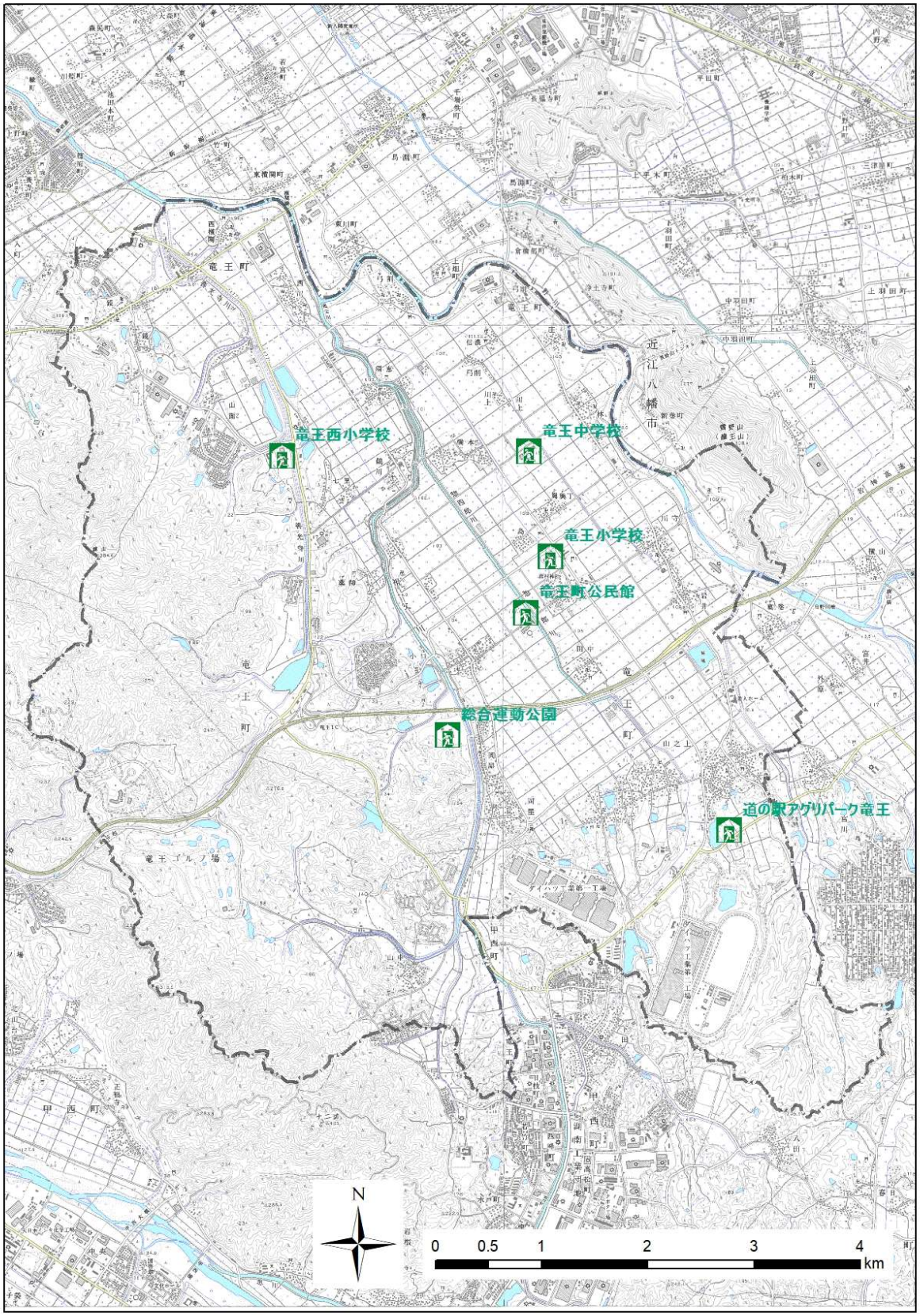

図　指定避難所および指定緊急避難場所位置図

＜地区避難所＞

No.	施設名称	風水害時等	震災時	所在地	対象地区	備考※
1	山中公民館	○	○	山中	山中	
2	光寿寺	○		岡屋	岡屋	
3	岡屋構造改善センター	○		岡屋	岡屋	×
4	吉祥寺	○		岡屋	岡屋	
5	善正寺	○		岡屋	岡屋	
6	岡屋農村運動公園		○	岡屋	岡屋	×
7	小口公民館	○	○	小口	小口	×
8	松が丘公園	○	○	小口	松が丘	
9	薬師自治会館	○	○	薬師	薬師	×
10	天理教滋賀中心分教会	○		薬師	薬師	×
11	希望が丘自治会館	○	○	薬師	希望が丘	×
12	美松台公民館	○		山面	美松台	
13	美松台グリーンホール	○		山面	美松台	×
14	グルグル公園		○	山面	美松台	
15	草の根公園		○	山面	美松台	×
16	カラス公園		○	山面	美松台	
17	七里グランド		○	七里	七里	×
18	七里多目的倉庫	○		七里	七里	×
19	鵜川公民館	○	○	鵜川	鵜川	
20	橋本集落センター	○	○	橋本	橋本	×
21	川上第二集落センター	○	○	川上	川上	×
22	弓削ふれあいプラザ	○		弓削	弓削	×
23	弓削コニュニティセンター		○	弓削	弓削	×
24	須恵農村集落センター	○		須恵	須恵	×
25	須恵農村公園		○	須恵	須恵	×
26	西川自治会館	○	○	西川	西川	×
27	西横関集落センター	○	○	西横関	西横関	×
28	鏡集落センター	○	○	鏡	鏡	
29	みゆき寮敷地内駐車場	○	○	鏡	松陽台	×
30	山面集落センター	○	○	山面	山面	
31	西山公民館	○	○	山之上	西山	
32	新村公民館	○		山之上	新村	
33	新村西山農村広場		○	山之上	新村	
34	西出公民館	○		山之上	西出	
35	農村運動広場		○	山之上	西出	
36	東出公民館	○		山之上	東出	
37	東出遊園地		○	山之上	東出	
38	岩井自治会館	○	○	岩井	岩井	×
39	川守産業文化センター	○	○	川守	川守	×
40	林公民館	○	○	林	林	×
41	庄公民館	○	○	庄	庄	×
42	信濃集落センター	○	○	信濃	信濃	×
43	島公民館	○	○	島	島	×
44	田中農業構造改善センター	○	○	田中	田中	×
45	綾戸集落センター	○	○	綾戸	綾戸	×
46	駕輿丁公民館	○	○	駕輿丁	駕輿丁	×
47	さくら団地集会所	○		山中	さくら団地	
48	さくら団地公園		○	山中	さくら団地	

※備考：浸水想定区域（日野川浸水想定区域図（最大想定）、地先の安全度マップ（1/200））か土砂災害危険箇所に含まれる施設

番号：次頁図の番号に対応

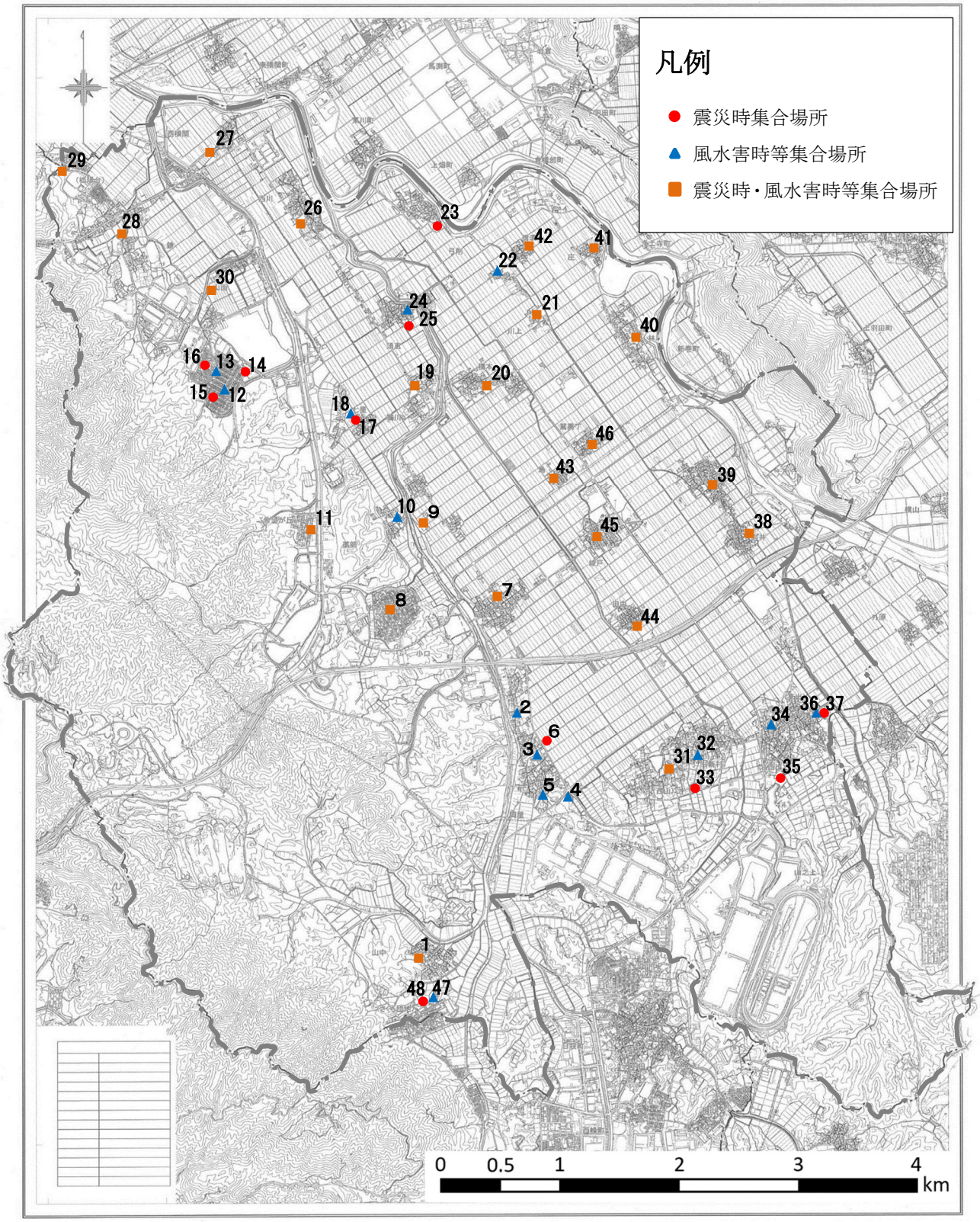

図　地区避難所位置図

第３　避難場所・避難所の周知

災害時における迅速で円滑な避難を確保するため、予め以下の方法で町民に対して避難所・避難場所の周知を図る。なお、周知にあたっては、ホームページや文書等により行い、誰もがわかりやすい表現の工夫や多言語化に努める。

ア　ハザードマップ、防災マップ等の配布
イ　防災訓練等の実施
ウ　避難所・避難場所を示す標識の整備
エ　広報「広報りゅうおう」
オ　竜王町公式アプリ「しるみる竜王」

第４　避難誘導体制の確立

災害時の避難誘導にあたっては、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置し、高齢者、障がいのある人、観光客等に配慮した避難誘導体制を確立する。

災害時の避難誘導にあたり、日ごろから関係者の間での連絡体制を確立する。また、通信手段が途絶えた場合の連絡体制についても、取り決めをしておく。

第５　避難所の管理運営体制の整備

施設管理者は、避難所の管理運営を円滑に行うため、避難所の開設および管理運営について、開設方法、管理者責任者の明確化、自主防災組織・住民団体による運営体制の確保と運営方法等について定めたマニュアルの作成に努めるとともに、定期的な避難所運営管理に関する訓練を実施する。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

第６　応急仮設住宅等の供給体制の整備

県および町は、大規模な災害が発生した場合は、住宅の倒壊等が生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

１　応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立

県および町は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者の斡旋その他の協力を得るための体制を確立する。

２　公営住宅および民間賃貸住宅等の利用への備え

東日本大震災では公営住宅や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。

（１）公営住宅

県や町は、所管する公営住宅の状況から「みなし仮設」として提供できる戸数等を

常に把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

（２）民間賃貸住宅等

県や町は、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅の利用を図るため、関係団体等と災害時応援協定の締結を推進するとともに、民間賃貸住宅等を「みなし仮設」とする場合のルールを事前に検討しておく。

第７　広域避難者受入計画の策定

町は、町外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。

第８　帰宅困難者対策

町内には大規模な工場や集客施設が立地しており、震災時等には帰宅困難者が多数発生すると予測される。その対策を本計画に定め、施設管理者に協力を要請する。

１　企業等の帰宅困難者対策

町は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を促進するものとする。

２　大規模な集客施設における対策

町は、大規模な集客施設等の管理者に対して、次のような帰宅困難者対策を促進するものとする。

（１）利用者保護に関する事業所防災計画の策定と従業員等への周知

・発災直後の施設内待機、他の安全な場所への案内・誘導
・施設の特性や状況に応じ、小中学生や外国人を含む要配慮者が必要とする物資等の備え

（２）平時からの施設の安全確保

・耐震診断・耐震改修や家具類の転倒防止対策等の施設の安全確保
・施設の安全点検のためのチェックシートの作成と訓練

（３）利用者保護のための備蓄

・施設の特性や実情に応じて、利用者の保護に必要な水や毛布等の備蓄

（４）訓練等による手順の確認と改善

・年１回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

第５節　食糧、生活必需品等の調達・確保

町および関係機関は、災害による住宅の全壊、全焼、浸水、流出等や輸送ルートの途絶や流通機構の停止等により、水、食糧、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その調達・確保体制を整備する。

第１　食糧の調達・確保

被災者への食糧の供給は、炊き出し体制が整うまでの発災後１～３日間は備蓄してあるアルファ米等の非常食を中心に供給し、概ね４日目以降は米飯、弁当等の炊き出しを実施する。

災害時における想定被災人口から算出して食糧の備蓄量の決定を行う。

想定被災人口は、防災アセスメント調査結果より算出された、3,056 人を用いる。（１階天井付近まで浸水する住宅および床上浸水以上の平屋建て住宅で、２階建て以上の住宅は、２階への垂直避難が可能とした場合）

保存食糧は、保存期間が長く調理不要または簡易であるのものとし、分散備蓄を行う。また、一般的に保存食糧とされているアルファ米を中心とした備蓄の他、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や要配慮者にも配慮した食糧の備蓄に努める。

第２　生活必需品の調達・確保

町は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品等の生活必需品の備蓄や調達に努める。

１　生活必需品の備蓄

調達が可能な物資を除き、備蓄する生活必需品の種類および量、調達方法、備蓄している生活必需品の供出方法等を具体的に定める。その際、次に掲げる品目の備蓄に努める。

（１）寝具
（２）衣服
（３）身回り品
（４）炊事用具
（５）日用品
（６）食器
（７）光熱材料
（８）衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

２　生活必需品の調達

生活必需品において、その耐用年数に鑑み、多量の備蓄を行うことは困難であることから被災時において必要な物資を調達する。

第３　水の調達・確保

１　給水資機材の整備

町は、給水車、給水タンク、ポリタンク等給水資機材の備蓄に努める。

２　飲料水の確保

すでに配備した浄水装置の活用を図るとともに、湧水・井戸水等の把握に努める。飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

第４　地域・家庭における備蓄

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織等が中心となって、地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発する。また、家庭においても、自らの命は自ら守るという考えのもと、日ごろから非常食や生活必需品（携帯トイレ、トイレットペーパー等や救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池などの非常持出品）の備蓄を推進するよう啓発する。

備蓄の目安としては、食糧、生活必需品、飲料水を７日分程度とする。

第５　備蓄品の管理

備蓄品は担当課において年１回点検し、結果を生活安全課へ報告するとともに、備蓄品の補充・更新を行い、備蓄品一覧表にとりまとめておく。

※ 資　料

１　備蓄品一覧表　　（資料編１－24）

第６節　緊急輸送体制の整備

大規模災害時においては、必要な物資、資機材、人員および被災者、避難者等を広域的に緊急輸送する必要があるため、町は、道路・空路両面に分けて、それぞれの輸送ルートの環境整備を図る。

第１　緊急輸送道路の環境整備

国道・県道および町道について、災害時に被災地に迅速かつ的確に物資等を輸送できるよう緊急輸送道路として指定している。指定された道路において、応急対策や交通規制など道路交通対策を実施する。

１　緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路は県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路、第２次緊急輸送道路は第１次緊急輸送道路と町庁舎および主要防災拠点を相互に連絡するもので県が指定する。

第３次緊急輸送道路は、災害対策本部、輸送拠点と第１次・第２次緊急輸送道路を結ぶ町内の幹線道路を町地域防災計画において指定する。

種　　別	路　　線　　名	指　　定
第１次緊急輸送道路	一般国道８号（国土交通省管理） 名神高速道路（西日本高速道路㈱管理）	県地域防災計画
第２次緊急輸送道路	一般国道 477 号（滋賀県管理） 小口八重谷線（町管理） 西通り線（町管理） 東西線（町管理）	県地域防災計画
第３次緊急輸送道路	綾戸東川線（滋賀県管理） 中央通り線（町管理） 東西線（町管理） 林竜王中学校線（町管理） 竜王近江八幡八日市線（町管理(一部近江八幡市管理)） 梅ノ木線 一般国道 477 号（滋賀県管理） 仁殿線（町管理） 岡屋仁殿線（町管理） 谷川線（町管理）	町地域防災計画

２　輸送拠点

災害時の物資の受入れ、一時保管および配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を整備する。県内または県外と町内の輸送拠点を結ぶ広域陸上輸送拠点として、道の駅「竜王かがみの里」、山之上地域防災拠点施設、竜王西部地区防災拠点施設、総合運動公園を位置づける。

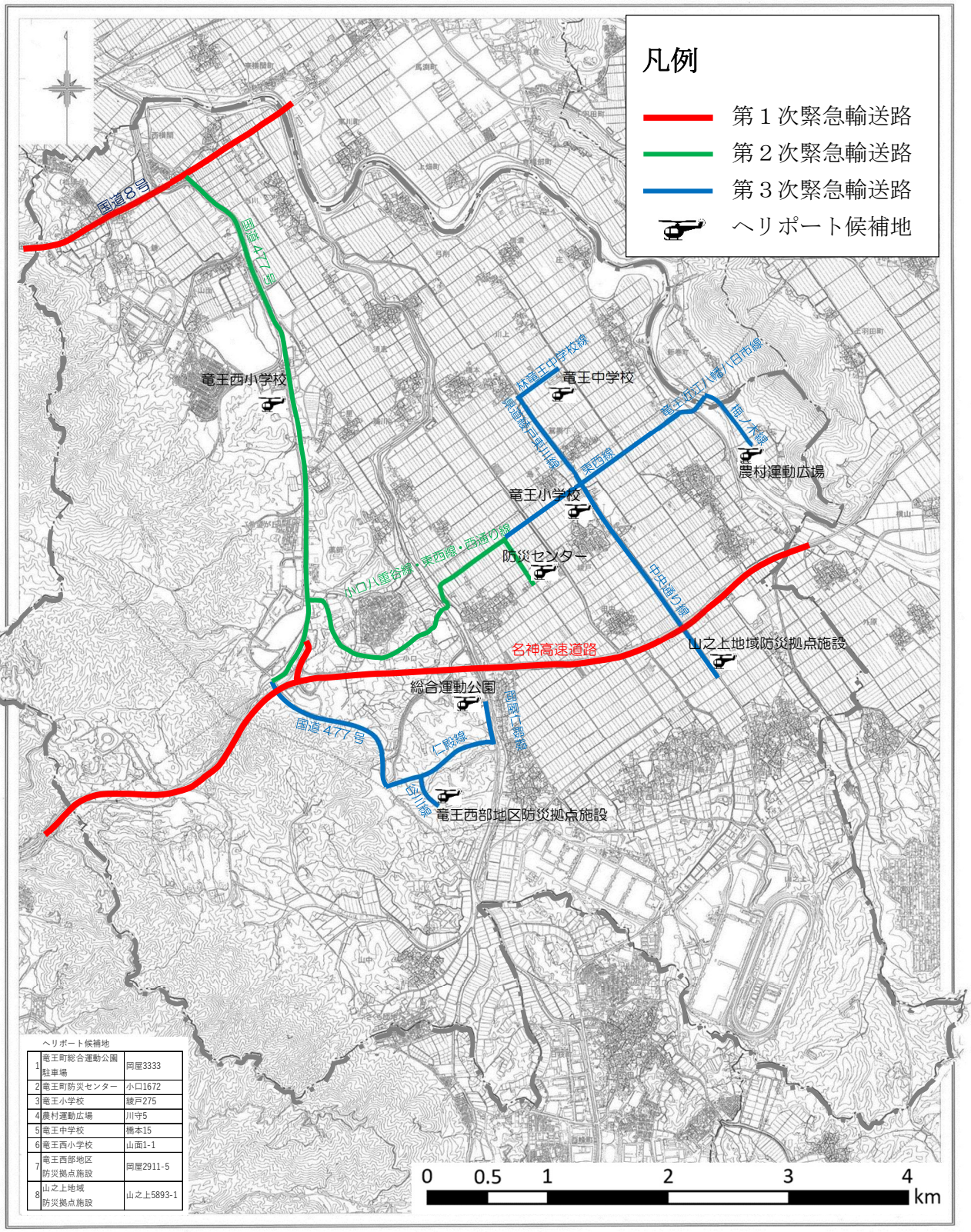

	ヘリポート候補地	
1	竜王町総合運動公園駐車場	岡屋3333
2	竜王町防災センター	小口1672
3	竜王小学校	綾戸275
4	農村運動広場	川守5
5	竜王中学校	橋本15
6	竜王西小学校	山面1-1
7	竜王西部地区防災拠点施設	岡屋2911-5
8	山之上地域防災拠点施設	山之上5893-1

図　緊急輸送道路、ヘリポート候補地位置図

第７節　要配慮者の安全確保と支援体制の強化

要配慮者には、きめ細かな情報伝達、避難誘導および介護支援等が必要である。

このため、町は県と連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制、また、避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

第１　在宅の要配慮者に対する避難体制

１　在宅の要配慮者のための防災意識の啓発

町は、要配慮者やその介護者が、普段から災害に対する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について、理解や関心を高めるために、防災訓練や啓発冊子などを通して防災意識を啓発する。

２　安否確認・避難誘導体制の整備

町は、「配慮者支援マニュアル」に基づき、災害時における在宅要配慮者の安否確認および避難誘導体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

（１）避難行動要支援者登録制度

・避難行動要支援者登録制度により申請に基づき各自治区ごとの避難行動要支援者登録台帳を作成し、未登録者に対しては、民生委員児童委員等の協力により登録することを推奨する。併せて、町は避難行動要支援者と判断される対象者を庁内で保有する情報により自治区ごとの避難行動要支援者名簿を作成する。

・登録台帳は、生活安全課で保管するとともに、消防機関、警察、自治会（区）、消防団、民生委員児童委員に提供して情報を共有する。また、庁内避難行動要支援者名簿は生活安全課が管理を行い、災害発生時には町災害対策本部が関係支援団体に対して開示する。

【避難行動要支援者とは】

竜王町では、地震等災害時における安否確認、救出、避難誘導が必要な避難行動要支援者は、概ねの基準として次のとおりとします。

１．高齢者	一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯（７５歳以上） 介護保険　要介護３以上
２．身体障がい者(児)	身体障害者手帳　２級以上
３．知的障がい者(児)	療育手帳　Ａ判定
４．精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳　１級

５．常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
　　例　人工透析を受けている者、難病者、低肺機能者

６．外国人　　７．乳幼児（０～３歳）　　８．妊産婦

９．その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する者

※登録台帳の情報や入手方法、関係支援団体等については、「要配慮者支援マニュアル」で定めるものとする。

（２）避難誘導

・災害発生時は、関係支援団体等は地域支援者と協力して登録者の安否確認、救出活動にあたるとともに、避難所までの避難誘導を行う。

・町は、避難に時間を要する避難行動要支援者に対して避難開始を求める高齢者等避難を発令し、迅速かつ的確な指示ができるよう複数の情報伝達手段を確保するとともに、安否情報等の確保を円滑に行えるよう、伝達網の整備を進める。

３　社会福祉施設等の受入れ体制の確立

町は、避難所等での集団生活が困難な要配慮者に対して、ケア等が整った福祉避難所や社会福祉施設等を活用するため、受入れの協定や近隣市町との相互応援協定体制を図る。

第２　社会福祉施設等における防災体制の構築

「特別養護老人ホーム万葉の里」をはじめ、町内の社会福祉施設の防災体制については、県の社会福祉施設監査等を通じて防災対策計画の策定および近隣の地域住民や自主防災組織、また、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導が行われているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

１　防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医療品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要な非常用発電用発電機等の防災資機材の整備を行う。

２　組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整備しておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

３　緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、町の防災関係機関の緊急連絡体制を整える。

４　施設間における災害援助協定の締結

町は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

社会福祉施設の管理者は、災害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保出来ない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

５　高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

町は、平常時より高齢者や障がい者が通所・入所している社会福祉施設等から避難所

に至るまでの経路において、避難する際に障害となる物を除去し、避難路の安全確保に努める。

又、不特定多数の人が利用する公共施設において、車椅子に対応できるようスロープの設置や、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った避難誘導システムの導入を図る。

６　社会福祉施設等の耐震化

町は、社会福祉施設管理者に対して、施設の耐震改修の促進についての講習会を開催する等、耐震化について指導を行う。又、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

７　浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供

水防法第 15 条および土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条に基づき、町は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を町地域防災計画において定めるものとする。また、県は、洪水、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかになった社会福祉施設等の管理者に対し、適宜、情報等の提供に努める。

８　防災対策計画の実効性の確保

社会福祉施設等は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、防災対策計画を作成することとされている。平成 29 年６月に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に存在する施設は、町地域防災計画に位置付けられる。

施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務化されたことを留意する。また、県や町は、防災対策計画等の内容や避難訓練の実施状況について、施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める。

９　非常用電源の確保

町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、国、県、電気事業者等からの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ社会福祉施設および病院が保有する非常用電源の設置状況等の収集に努めるものとする。

第３　避難所における要配慮者への配慮

１　要配慮者に配慮した施設の整備

町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいて、バリアフリーの視点を取り入れ、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や県作成の「誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目」等を参考に、障がい者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ等の整備を進める。

また、要配慮者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配

備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。

２　要配慮者への支援体制の構築

町は、県と連携を図りながら、避難所において、要配慮者等の相談や介助などの支援体制が円滑にできる要員の確保に努める。

第４　防災知識の普及

１　要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県は、要配慮者に対する防災知識の普及啓発について、漫画やビデオ等の手法を取り入れ、点字版や外国語版を制作する等、要配慮者の実情に配慮した普及活動を実施している。

町においても、県の施策に協力する他、独自にパンフレットや防災マップ等による普及啓発活動を実施する。また町は、避難支援プランが実効性のあるものとなるよう、要配慮者が参加する訓練の実施に努める。

２　社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対して、マニュアル等に基づく防災訓練を実施する等、防災教育の充実を図る。

※ 資　料

１　浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に存在する社会福祉施設　　（資料編１－20）

第８節　清掃体制の整備

災害時には日常的に発生する廃棄物に併せて、倒壊家屋等の残存物の廃棄物等多量に発生する非日常型廃棄物を迅速かつ確実に収集処理する必要があるため、被災状況を想定し、廃棄物処理計画および作業計画を策定する。

第１　ごみ処理体制の整備

１　廃棄物の一時保管場所の確保

災害発生時には、建築物の解体・撤去に伴うがれきや耐久消費材の破損に伴い発生する粗大ごみ、生活ごみ等大量の廃棄物が発生する。最終処分場までの搬入が困難な場合や処分場での処理が困難な場合に備え、環境保全に支障のない大規模休閑地（仮設置場）を平常時から一時保管場所として確保しておく。

２　廃棄物処理施設の確保および最終処分場の整備

廃棄物処理施設に設備の欠陥が生じた場合は、適正な維持管理が困難となり、ひいては周囲の環境破壊を生じることとなるので、町および中部清掃組合は、平常時から施設の管理を十分に行い、災害時の安全点検等を踏まえ、問題があれば補強を行う。

また、処理施設が機能できない場合を想定し、他の処理施設に処理を依頼する等の方策を検討する。

３　災害時の廃棄物収集・処理の計画の作成

（１）災害時における収集場所の変更、避難所における収集等への対処方法について廃棄物に関する業者と協議し、平常時から収集計画の検討を行う。

（２）災害時の廃棄物の収集を円滑に実施するため、廃棄物の収集方法に関し、住民向けの災害時の広報方法を検討する。

（３）平常時より、廃棄物に関する事業者の処理能力について把握するとともに、事業者が被災した場合や処理量が増大した場合の処理計画を検討する。

第２　し尿処理体制の整備

１　水洗トイレへの対応策

（１）仮設トイレの整備

町は、災害時に仮設トイレが必要となると予想される。下水道施設が普及し、水洗式トイレを利用している地区をあらかじめ把握しておく。これらの地区で仮設トイレを配備できるよう平常時から備蓄に努める。また、避難所に指定されている公共施設には必要な数の仮設トイレを備蓄する。

（２）住民への広報

水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、平常時から水の汲み置きを行うよう指導する。

２　処理施設の整備

「八日市布引ライフ組合」および町は、し尿処理施設、下水道処理施設および下水道

管の災害時の安全性を診断し、問題がある場合には、補強などの対策を実施する。場合によっては、近隣市町の処理場に処理の依頼を求める。

３　処理業者との連携

災害時におけるし尿の収集運搬を円滑に実施出来るよう、平常時より処理業者等と連絡調整を図る。

第９節　防災に関する調査・計画の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害発生または危険が予想される箇所の事前調査等を行い、災害の要因、避難方法等の分析を行うとともに、円滑な災害復興を行えるよう努める。また、業務継続計画を策定し、定期的に見直すように努める。

第１　防災パトロールの実施

町は県、防災機関、自衛隊等の災害対策関係者と協力して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、風水害・土砂災害・地震等それぞれの災害を想定して、その対策を検討し、必要な指示指導を行う。

第２　危険箇所の周知

風水害、土砂災害、地震等被害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急および復旧の諸対策の意見をまとめて住民関係機関に周知する。

第３　災害関連情報の蓄積

浸水や土砂災害の発生箇所等の災害履歴や災害危険箇所等の災害素因情報を蓄積し、庁内をはじめ、関係機関に対し、積極的に情報の提供、共有化を進めることにより、災害に強いまちづくりが促進されるように努める。

災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係わる土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全を図る。また、これらのデータは必ず複写を用意するように努める。

第４　業務継続計画の整備

１　業務継続計画の目的

業務継続計画とは、人、物、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務および継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

２　業務継続計画の策定

町は、災害応急活動およびそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定レベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるように、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限に止める業務継続計画を策定するように努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

３　業務継続計画における主な検討事項

業務継続計画においては、以下の事項を検討するものとする。（参考資料：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府防災担当））

・計画の対象および実施体制
・被害状況の想定
・非常時優先業務の選定
・必要資源に関する分析と対策の検討
・非常時の対応の検討（安否確認、連絡、非常参集、本部設置）
・業務継続体制の向上

第５　災害時受援計画の整備

町は、災害時に受援体制を速やかに確立するため、受援計画を作成するように努める。

１　計画の目的

平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震などの過去の災害では、被災自治体は応援を必要としたものの、目の前の業務に忙殺され受入体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態や応援職員の派遣を断らざるを得ない事態も発生した。

このような教訓を踏まえ、あらかじめ、応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的とする。

２　基本的な考え方

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受入れる各受援担当において主体的に実施することとし、全体調整を「総務班」が行う。

３　災害時受援計画における主な検討事項

災害時受援計画においては、以下の事項を検討するものとする。（参考資料：「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府防災担当））

・応援・受援の基本的な考え方
・人的資源の受け入れ
・物的資源の受け入れ
・県・市町村に対する応援要請
・平時からの取り組み

第 10 節　相互応援協定

町域に大災害が発生した場合、町の防災能力ではこれに対応することが困難な場合が考えられる。このため、県内外を問わず、広域に市町間の相互応援協定の締結を図る。

第１　協定を結ぶべき事項

市町相互応援協定において締結すべき主な事項は、次のとおりである。

１　応援の種類

ア　情報収集、調査等の活動の応援
イ　消防、救急救助、水防、土砂災害、危険物施設災害等の災害対策活動の応援
ウ　医療、救護、防疫、保健衛生等の活動の応援
エ　救助救出、行方不明者の捜索、遺体処理、火葬等の活動の応援
オ　道路、橋梁、防災基幹施設等土木および建築関係の応急措置、応急復旧等の応援
カ　緊急輸送、輸送拠点、物資配送センター、炊き出し、物資の分配等の活動の応援
キ　上水道、給水関係等の活動の応援
ク　避難、福祉、応急教育等の活動の応援
ケ　ごみ・がれき処理、し尿処理等の活動の応援
コ　上記に関連する施設等の応急処置、応急復旧等の応援
サ　避難者、傷病者、感染症患者、被災児童、要配慮者等、上記に関連する救援を要する者の受入れまたは関連施設の提供
シ　応援市町において輸送拠点、物資配送センター、遺体処理、火葬、ごみ・がれき処理施設、し尿処理施設等の設置または提供。
ス　上記各項に関連する通信機、車両、船舶、重機、機器、機材、資材、医薬品等各種薬品等の提供
セ　上記各項に関連する職員、技能者、ボランティア等災害応急対策要員の派遣、斡旋
ソ　食料、生活必需品、飲料水および仮設トイレ等生活用資機材の備蓄および提供
タ　被災者の住宅の斡旋
チ　コンピュータ相互バックアップ
ツ　その他の事項

２　応援要請の手続き

ア　被害の状況
イ　必要とする物資、車両、機材等の品目および数量
ウ　必要とする職員の職種、人数および活動内容
エ　応援場所、応援場所への経路、集結地等
オ　応援を必要とする期間
カ　その他特に希望する事項等

３　その他協定に必要な事項

ア　応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の行為

イ　災害発生時に、通信途絶等により被災市町からの要請がなく、甚大な被害が予想される場合の応援市町の自主的な応援活動等に関する事項
ウ　応援に要した経費の負担
エ　応援市町の職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費の負担
オ　応援市町の職員が業務上により第三者に損害を与えた場合の賠償等
カ　平常時、または緊急時の連絡責任者の設置および会議等の開催
キ　応援時に災害対策活動が確実かつ円滑に行われるための指揮、会議等の事項
ク　協定に基づき応援が円滑に行われるための体制の整備等に関する事項
ケ　防災訓練への相互参加等に関する事項
コ　その他、協定の実施に関し必要な事項または定めがない事項等

第２　相互応援協定を締結している市町

現在、竜王町では、以下のような災害時の相互応援協定を締結しており、他の市町からの応援要請を受けた場合は、直ちに要員を派遣するものとする。

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定	野洲市、湖南市	平成 18 年 10 月 1 日	生活必需品等およびその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出および施設等の復旧に必要な資機材等の提供 救援および救護活動に必要な車輌等の提供 し尿、ゴミ等処理に必要な施設、車輌等の提供 消火、救援等その他応急復旧に必要な職員の派遣 被災者に対する避難所および収容場所の提供 被災児童生徒の受け入れ　等
滋賀県下消防団広域相互応援協定	滋賀県下の消防団を設置する市町	平成 19 年 3 月 16 日	消防団の相互派遣
東近江の防災に関する応援協定	東近江行政組合、近江八幡市、東近江市、旧安土町、日野町	平成 24 年 10 月 1 日	食糧、生活必需品等およびその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供 救援および救助活動に必要な車両等の提供 し尿、ゴミ等処理に必要な施設、車両等の提供 消火、救援、医療、防疫およびその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 被災者に対する避難所および収容場所の提供 被災児童生徒の受入れ　等
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 24 年 10 月 2 日	情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む。） 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む） 災害に係る専門家の派遣 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け 近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付けおよび操作員の派遣 通行規制等の措置 その他必要な事項

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
滋賀県下広域消防相互応援協定	大津市、湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合、東近江行政組合、彦根市、湖北地域消防組合、高島市	平成 25 年 2 月 15 日	滋賀県内に大規模災害等が発生した場合の相互応援
災害時相互応援に関する協定書	福島県新地町	平成 25 年 12 月 17 日	応急対策および復旧活動に必要な職員の派遣 食糧、飲料水および生活必需品の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療救護および防疫に必要な資機材および物資の提供 被災者の一時受け入れ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
滋賀県町村会災害相互応援協定	滋賀県町村会会員（日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）	平成 28 年 10 月 11 日	食糧、飲料水および生活必需品の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫および施設の応急復旧等に必要資機材ならびに物資の提供 救援、救助および応急復旧に必要な車両等の提供 救援、救助および応急復旧に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
災害時等の相互応援に関する協定	山梨県甲斐市	令和 3 年 2 月 12 日	応急対策および復旧活動に必要な職員の派遣 食糧、飲料水および生活必需品の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療救護および防疫に必要な資機材および物資の提供 被災者の一時受け入れ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

第３　広域相互応援協定の締結

大地震や原子力災害に見舞われた市町では、広域の応援体制や避難が必要となる。南海トラフで地震が発生した場合、近畿地方の南部は大きな被害を受けると予想されており、町は、県内外の市町との応援協定や避難者の受入れ協定の締結を図る。

第 11 節　その他協定の締結等

災害時に、速やかに応急対策活動を実施するためには、民間の力を最大限活用することが不可欠である。よって、平常時において協定を締結し、災害時に必要な資機材、物資等を円滑に調達する体制を整備する。

第１　協定締結の推進

災害時に備え、以下の協定締結を推進する。

１　物資の流通備蓄

災害時に必要な物資のうち、公的備蓄することが困難な以下の物資について、流通業者と協定を締結し、流通備蓄を推進する。

ア　食料
イ　飲料水
ウ　生活必需品
エ　仮設トイレ
オ　医薬品
カ　その他

２　防災資機材、車両等の提供

災害時の応急対策に必要な防災資機材、車両等について、建設業者、運送業者等と協定を締結し、速やかに確保する体制を確立する。

ア　防災資機材
イ　重機
ウ　運送車両
エ　その他

３　人材の確保

災害時の救護活動等に必要となる医師、看護師、薬剤師、歯科医師等、資格を有する人材を確保するため、医師会、薬剤師会、歯科医師会等と協定を締結し、応急救護活動体制を確立する。

第２　協定の締結方法

協定の締結にあたっては、以下の点に留意する。

１　町内業者との協定締結

災害時に必要な物資等の迅速な提供を確保するため、町内業者との協定締結を推進する。

２　広域で営業している業者との協定締結

災害時に町内業者の物資が被災する事態を想定し、広域で営業している業者との協定を締結することにより、災害による被災リスクの回避を図る。

３　複数の業者との協定締結

災害による被災リスクの回避を図るため、同一内容の協定を複数の業者と締結する。

第３　協力企業登録制度の創設

協定の締結を促進するため、災害時協力企業登録制度を創設し、災害時において協力してもらえる業者を公募する。

＜応援協定を締結している団体等＞

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
ＬＰガスに係る災害応急復旧に関する協定	社団法人　滋賀県ＬＰガス協会近江八幡支部	平成９年９月12日	作業資機材、労力およびＬＰガスの供給
災害時の医療救護活動に関する協定書	薬剤師会八幡支部、東近江支部	平成21年３月19日	医療救護班の派遣要請があったとき、医療救護班を編成し、避難所または医薬品集積所等の医療救護所等に派遣する。
災害時の医療救護活動に関する協定書	近江八幡市蒲生郡医師会、東近江医師会	平成21年３月23日	医療救護班の派遣要請があったとき、医療救護班を編成し、避難所または医療救護所等に派遣する。
災害時の医療救護活動に関する協定書	歯科医師会湖東支部	平成21年３月25日	歯科医療救護班の派遣要請があったとき、歯科医療救護班を編成し、避難所または医療救護所等に派遣する。
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	グリーン近江農業協同組合	平成22年１月29日	災害救助に必要な物資の調達 供給要請物資 ・主食、調味料、日用品、燃料等
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	竜王町商工会電気部会	平成22年１月29日	地震、風水害、大火事等の災害が発生した場合において、公共施設および避難施設における電気設備の状況調査、応急修理および仮設工事等
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	滋賀県電気工事工業組合	平成22年１月29日	地震、風水害、大火事等の災害が発生した場合において、公共施設および避難施設における電気設備の状況調査、応急修理および仮設工事等
災害時における物資の供給協力に関する協定書	株式会社ワークマン	平成25年７月３日	被災住民等を救援するための物資の供給協力 ・作業服および作業関連用品等の物資 ・災害時の応急対策に必要な物資として供給できるもの
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社平和堂	平成26年３月28日	災害救助に必要な物資の調達
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人　雪野会	平成27年３月20日	福祉避難所の設置および運営に係る協力
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人　やまびこ福祉会	平成27年６月18日	福祉避難所の設置および運営に係る協力
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書	竜王建設工業会	平成28年３月23日	災害応急救援活動として、公共土木建築施設等（上水道管漏水修理は原則含まない）の応急復旧、人命救助、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に土木資機材および労力を提供
災害時における支援協力に関する協定書（避難場所、井戸水の提供）	ダイハツ工業株式会社滋賀（竜王）工場	平成28年３月23日	災害時おける避難所等の支援 ・大規模災害における一時避難所の提供 ・大規模災害の発生により町水道が使用不可または避難生活を余儀なくされる事態となった場合の既設井戸水の使用

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
災害時における物資の供給協力に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	平成 28 年 3 月 23 日	災害時における物資の供給
災害時における消火水等の供給協力に関する協定書	湖東生コン共同組合	平成 29 年 2 月 7 日	災害時において、消火水および応急救援活動に係る生活用水の供給
農業水利施設の多面的な使用に関する協定書	日野川流域土地改良区	平成 29 年 3 月 31 日	農業水利施設の多面的な機能を理解し、施設の防災的機能が発揮されるようにする。
上下水道施設の災害に伴う応援協定書	株式会社ジェネッツ	平成 29 年 10 月 1 日	災害時の上下水道施設の復旧作業
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	トラスコ中山株式会社、滋賀特機株式会社	平成 29 年 12 月 20 日	災害救助に必要な物資の調達 ・「ものづくり大辞典オレンジブック」に掲げる物資の中から町が指定する物資
災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書	新江州株式会社、セッツカートン株式会社	平成 30 年 4 月 26 日	災害時における段ボール製品（簡易ベッド、シート、間仕切り等）の提供
緊急時等広報用車載放送機器の支給にかかる覚書	美松台自治会	平成 30 年 5 月 1 日	避難や被災後の生活に必要な情報の広報活動等の実施
災害時における支援協力に関する協定書（物資輸送に係る運搬機械等の提供）	東洋電機製造株式会社	平成 30 年 5 月 28 日	物資輸送等のための運搬機械等の提供
災害時における緊急物資の調達に関する協定書（印刷物、用紙等の供給）	アインズ株式会社	平成 30 年 8 月 20 日	災害時住民への広報等に必要な物資の調達 ・印刷物および印刷、掲示用等の用紙
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成 31 年 2 月 13 日	災害時における地図製品等の供与 ・住宅地図等の供給 ・一定期間の複製利用許諾
ラジオ告知番組制作および放送委託業務契約書	びわ湖キャプテン株式会社	平成 31 年 4 月 1 日	災害等緊急情報の番組制作および方法
災害時における必要な物資の調達に関する協定書	積水樹脂株式会社滋賀工場	令和元年 11 月 12 日	災害時における必要な物資の供給 ・避難所用生活製品および道路交通安全製品等の物資
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 9 月 15 日	災害に係る情報発信等
災害時における応急救援活動への支援に関する協定書	株式会社日吉	令和 2 年 11 月 20 日	災害廃棄物の運搬および処理
災害時における応急救援活動への支援に関する協定書	クリーンぬのびき広域事業協同組合 滋賀県環境整備事業協同組合	令和 3 年 3 月 24 日	一般廃棄物の収集運搬等の支援
竜王町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	近江八幡郵便局、竜王町内郵便局	令和 3 年 5 月 10 日	・災害救助に必要な物資の提供 ・災害救助における郵便業務に係る災害特別事務取扱および救護対策

相互応援協定名	協定相手名	協定締結日	応援内容
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	令和４年３月 10 日	災害廃棄物の運搬および処理
竜王町と生活協同組合コープしがとのまちづくりに関する包括連携協定書	生活協同組合コープしが	令和４年３月 24 日	災害救助に必要な物資の供給
竜王町災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人　竜王町社会福祉協議会	令和４年10 月６日	災害ボランティア活動に係る災害ボランティアセンターの設置および運営
大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書	関西電力送配電株式会社　滋賀支社	令和４年11 月 14 日	道路啓開、電気設備等の復旧に係る相互連携および協力

第３章　地域防災を支える「人」づくり

章の体系

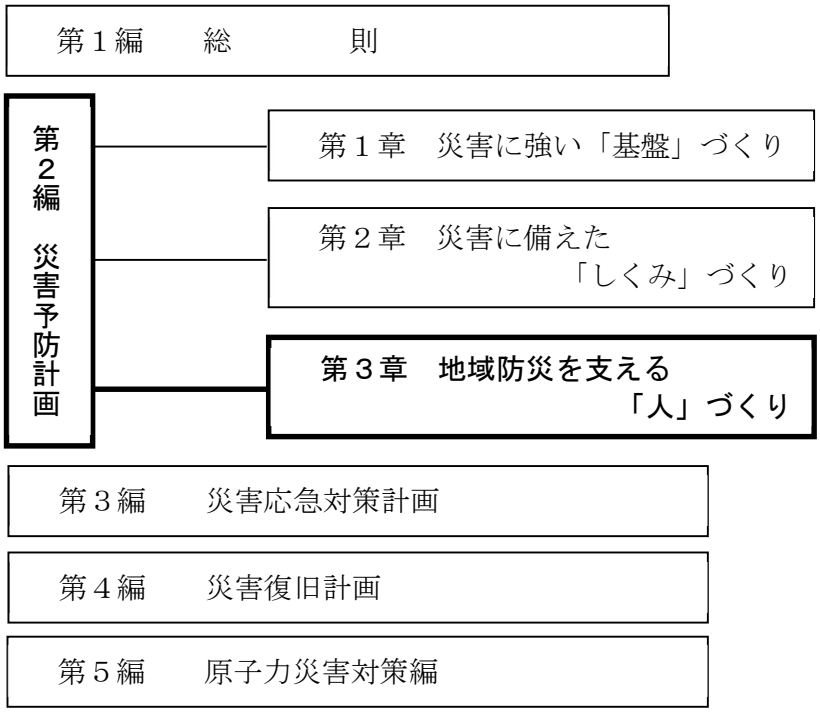

第１節 防災知識の普及と防災意識の高揚.....予－74
第２節 防災訓練の充実.....予－78
第３節 自主防災組織等の整備.....予－80
第４節 ボランティア等との連携.....予－83

第１節　防災知識の普及と防災意識の高揚

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町および防災関係機関は日ごろから的確な防災対策を進めるとともに、住民が自らの命や財産は自ら守るとの認識を持つことが重要である。

このため、町および防災関係機関は、単独または共同して住民や事業者への防災知識の普及に努めるとともに各自の防災力の向上を図る。

第１　地域における防災教育

１　実施期間

実施期間については、災害が発生しやすい時期、または、全国的に実施される災害予防運動期間等に重点をおき、計画的に普及啓発活動に努める。

普及啓発の内容	実　施　時　期	
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	１月～２月 12 月１日～12 月７日
風水害予防に関する事項	水防月間	５月～９月 ５月１日～５月 31 日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	６月１日～６月 30 日 ６月１日～６月７日
火災予防に関する事項	春季火災予防運動 秋季火災予防運動	３月１日～３月７日 11 月９日～11 月 15 日
災害全般に関する事項	防災週間 防災の日 防災とボランティア週間 防災とボランティアの日	８月 30 日～９月５日 ９月１日 １月 15 日～１月 21 日 １月 17 日
道路災害予防に関する事項	道路防災週間	８月 25 日～８月 31 日

２　普及の方法

地域住民や事業所等が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と意識の高揚に努める。

（１）社会教育を通じての普及

公民館活動やＰＴＡ、青年団、女性団体等の会合等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

（２）広報媒体等による普及

広報紙や防災に関するパンフレットや新聞・ラジオ・テレビ等の報道機関を積極的に活用する。また、インターネット等も活用する。

（３）地震体験車（起震車）による普及

地震体験車（起震車）による実際的な体験による知識の普及を図る。

（４）防災上重要な施設における普及

診療所、社会福祉施設等の不特定多数の人々が集まり、災害発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設については、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

３　普及の内容

（１）災害に関する一般的な知識

風水害、土砂災害、事故災害、地震（南海トラフ、琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震等）に関する知識

（２）災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

（３）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（４）土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等土砂災害危険箇所等に関する知識

（５）日野川洪水浸水想定区域等洪水に関する知識

（６）避難所および避難路に関する知識

（７）避難生活に関する知識

（８）平常時に住民が実施しうる緊急持ち出し品、生活必需品の備蓄、応急手当、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

４　防災リーダーの育成

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第２　学校・園における防災教育

学校・園における防災教育は、安全教育の一環として、災害時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限に止めるために行う。

これらは、学校行事や学級活動を中心に各教科、総合的な学習において工夫をこらした指導を行う。

１　防災教育体制

（１）校園長は、学校・園に「学校防災委員会」を設置し、「学校防災教育コーディネーター」を中心に関係法規に定める防災を組織的に推進する。

（２）校園長は、年度初めに非常災害時における児童生徒等の避難、防火防災等の計画を作成し、その徹底を図る。

（３）校園長は、緊急避難計画を作成し、児童生徒等の発達段階に応じた必要な防災教育を行うとともに、計画的に火事や地震等の想定を考えた避難訓練等を行う。

（４）町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

２　学校防災マニュアルの作成

また、校園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、学校防災マニュアルを作成し、学校における防災体制を確立するものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

第３　防災対策要員に対する防災教育

町および防災関係機関は、災害発生時における適切な判断および各種防災活動の円滑な実施を確保するため、各機関に属する防災対策要員に対し、講習会や研修会を開催し、必要な防災教育を実施する。

特に、地震災害時には、初期段階での対応が重要であり、これらの防災教育を徹底する。

１　教育方法

講習会・研修会などの実施、防災活動手引等印刷物の配布、見学・現地調査等の実施

２　教育内容

各機関の防災体制と各自の任務分担、防災知識と技術、非常参集の方法、防災関係法令の運用、災害の特性、その他必要な事項

第４　ＰＲ・啓発活動の推進

１　各種メディアを利用したＰＲ・啓発活動の推進

住民の防災意識の高揚を図るため、各種のメディアを活用した多用なＰＲ、啓発活動を推進する。

（１）防災パンフレットや防災マップ等の作成・配布
（２）要配慮者に配慮した外国語や点字によるパンフレット等の作成・配布
（３）テレビ、ラジオ等による啓発
（４）新聞、雑誌等による啓発
（５）インターネット等の活用

２　防災イベントの実施

防災の日や防災とボランティア週間等を活用した各種の防災イベントを実施し、防災意識の高揚を図る。

３　警戒レベルの普及

町は、気象台と協力し、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第５　防災教育のための基盤整備

防災関係図書や啓発用ビデオ等の整備をすすめ、学校や地域への貸し出しサービスなど防災教育や啓発の基盤整備に努める。

第６　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第７　言い伝えや教訓の継承

町は、県および各防災関係機関と連携し、大規模災害に関する調査分析結果や映像、石碑やモニュメントを含めた各種資料の収集、保存、公開等により、町民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。また、町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第２節　防災訓練の充実

町は、災害応急対策計画に定める応急対策の完全な遂行を図るため、各防災関係機関や住民との連携のもとに、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練の充実に努める。

第１　総合防災訓練

災害対策基本法第 48 条に基づき防災関係機関団体および住民が共同で、総合防災訓練を実施し、防災技術の向上および防災知識の普及を図る。

１　訓練の時期

毎年関係機関と協議の上で決定する。

２　参加機関

（１）町および県出先機関の防災関係機関
（２）応急対策活動を要する公共機関
（３）公共的団体等
（４）消防団
（５）住民等

３　訓練事項

（１）非常招集、災害情報収集、広域応援要請、被害状況調査、情報伝達
（２）通報、避難、避難誘導、救助、救急
（３）初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
（４）給水、給食（たき出し）
（５）交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信、ため池水防訓練
（６）水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、ＬＰガス施設応急復旧
（７）救援物資緊急輸送等

第２　各機関別訓練

１　水防訓練

町の水防管理団体は、水防法の規定により、毎年１回、水防訓練を全指定水防管理団体で実施し、水防に関する訓練を単独あるいは、必要に応じ広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施する。

２　消防訓練

町および消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町と合同して実施する。

３　土砂災害防災訓練

町は、関係機関と協力して、土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を毎年梅雨時および台風期の前ならびにその期中に実施する。

第３　事業所、自主防災組織および住民等の訓練

１　事業所等における訓練

町、消防機関その他防災関係機関は、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、工場等の避難施設の整備と訓練を指導する。

また、事業所が町および防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう促す。

２　自主防災組織、住民等における訓練

町および防災関係機関は、地域住民や自主防災組織との連携による初期消火・救急救助・避難訓練の充実に努める。

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟および防災関係機関との連携を図るため、町および消防関係機関の指導の下、地域の事業所とも連携して組織的な訓練の実施に努める。

第３節　自主防災組織等の整備

地域および事業所において、「自らの命や財産は自ら守る」という意識のもとに、日ごろから防災活動を積極的に行えるよう自主防災組織等の整備に努める。

第１　自主防災組織等の育成

１　自主防災組織の必要性の周知

自主防災組織の設置および自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報活動を展開するとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの活動を通じて、地域住民の連帯意識を強化する。

町は、転入等により新たに町民となる人には、自治会（区）などを通じて自主防災組織の一員となるように勧める。

２　自主防災組織育成計画の策定

町は、地域の特性に応じた住民の自発的な意志と合意による自主防災組織の育成を図るため、自主防災組織育成計画を策定する。

３　人材の育成

町は、各種地域コミュニティ活動の中心的な人材や消防職員ＯＢ、警察官ＯＢ等の人材を発掘し、研修や訓練を通じてリーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進を図る。

４　活動に対する支援

訓練活動に伴う傷害への補償、賠償等、補償制度を整備する。

自主防災組織の活動拠点として、地区ごとの公民館等の利用を促進し、これらの活動拠点に以下のような防災資機材の備蓄等ができるよう支援する。

＜資器材の例＞

避難所用マット	避難所用間仕切り	個室用テント（ﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ）
発電機	投光機	コードリール
簡易救急医療セット	ゴムボート	

第２　地域自主防災組織の強化

１　自主防災組織の設置

住民が自主的な防災活動を行ううえで、各地区を単位として、組織の強化を図るものとする。自治会（区）、青年団、壮年会など、現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

２　自主防災組織の構成

役員には、防災責任者と班長を置く。班は、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等必要なものを置く。

３　自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を

策定し、次の事項について記載する。

（１）地域住民は、その周辺および危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講ずる。

（２）地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。

（３）自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立て、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。

（４）防災機関、本部、各班および各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。

（５）出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

（６）避難所、避難路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

（７）負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

（８）その他自主的な防災に関すること。

第３　事業所等の自主防災組織の強化

１　自主防災組織の設置

大災害が発生した場合、学校、病院等多数の者が出入りし、または、利用する施設および多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、下記のような施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ、消防、防災計画を策定する。

（１）学校、旅館、病院等多数の者が利用または出入りする施設

（２）石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管および取り扱う施設

（３）多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

（４）大規模小売店舗や複合用途施設

２　自主防災組織の構成

役員には、防災責任者と班長を置く。班は、本部班、情報連絡班、予防対策班、消火班、救出救護班、避難誘導班等必要なものを置く。

３　自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害を予防し、また、災害に対し効果的な活動が出来るよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載する。

（１）事業所の職員は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。

（２）自主的に防災訓練が出来るよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を策定し、かつ町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。

（３）防災機関、本部、各事業所の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。

（４）出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

（５）避難所、避難道路、避難の伝達、避難時の非常持ち出し等に関すること。

（６）負傷者の救出、搬送方法、救護班に関すること。
（７）地域住民との協力に関すること。
（８）その他自主的な防災に関すること。

４　事業所の防災協力等を促進するための環境整備

町は、事業所の防災協力等を促進するため、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう指導するほか、次の環境整備に努める。

（１）防災協力メニューの明確化と協力体制の充実
（２）町、住民、自主防災組織、ＮＰＯおよび事業所間の連携を強化するための災害時の情報共有システム
（３）事業所自らの防災力の向上
（４）防災協力活動に対するインセンティブの付与

第４　地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案することができる。町は、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第４節　ボランティア等との連携

県および町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、災害時にボランティアが被災者の多様なニーズに対応して円滑に活動できるよう、その支援に努める。

第１　ボランティア等活動環境の整備

災害発生時に専門知識を有するボランティアや特別な資格を必要としないボランティアなど様々なボランティアの受入れを迅速かつ的確に行えるよう、平常時からボランティア活動推進機関と連携をとりながら、受入れ体制の整備に努める。

１　ボランティア団体等の把握

町は、県および町社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティア団体等の把握に努める。

２　ボランティア受入れ窓口の整備

災害発生時に町が設置する町災害ボランティアセンターにおいて、個人のボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

３　活動支援体制の整備

災害発生時に、迅速なボランティア活動が行えるよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。また、活動に際し、ボランティア活動保険に加入するものとし、県および町社会福祉協議会はその普及啓発に努める。なお、ボランティア活動保険の加入手続は、原則としてボランティアの派遣元で行う。

４　専門ボランティアとの連携

県では、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの把握に努めており、これらの情報を町においても活用する。

第２　人材の育成

１　ボランティア意識の啓発

町は、県や町社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体と連携して、毎年１月 17 日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災とボランティア週間」等の機会を通じて、広く住民にボランティア活動に対する意識の啓発を図る。

２　ボランティアコーディネーター等の育成

町は、県ボランティアセンター等で実施される災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整方法等についての研修の機会を活用し、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

第３編　災害応急対策計画

第１編　　総　　則
第２編　　災 害 予 防 計 画
第３編　　災害応急対策計画
第４編　　災 害 復 旧 計 画
第５編　　原子力災害対策編
資　　料　　編

第１章　活動体制の確立 …… 応－　1
第２章　情報収集伝達・警戒活動体制 …… 応－ 43
第３章　消防・救急救助・医療救護対策 …… 応－ 62
第４章　避難収容対策 …… 応－ 68
第５章　交通対策、緊急輸送対策 …… 応－ 88
第６章　二次災害防止、ライフライン等応急対策 …… 応－ 96
第７章　災害別対策計画 …… 応－107
第８章　被災者の生活支援対策 …… 応－113
第９章　衛生環境等の対策 …… 応－134
第 10 章　南海トラフ地震の時間差発生による
　　災害の拡大防止対策 …… 応－142
＜災害応急対策担当一覧＞…… …… 応－146

第１章　活動体制の確立

章の体系

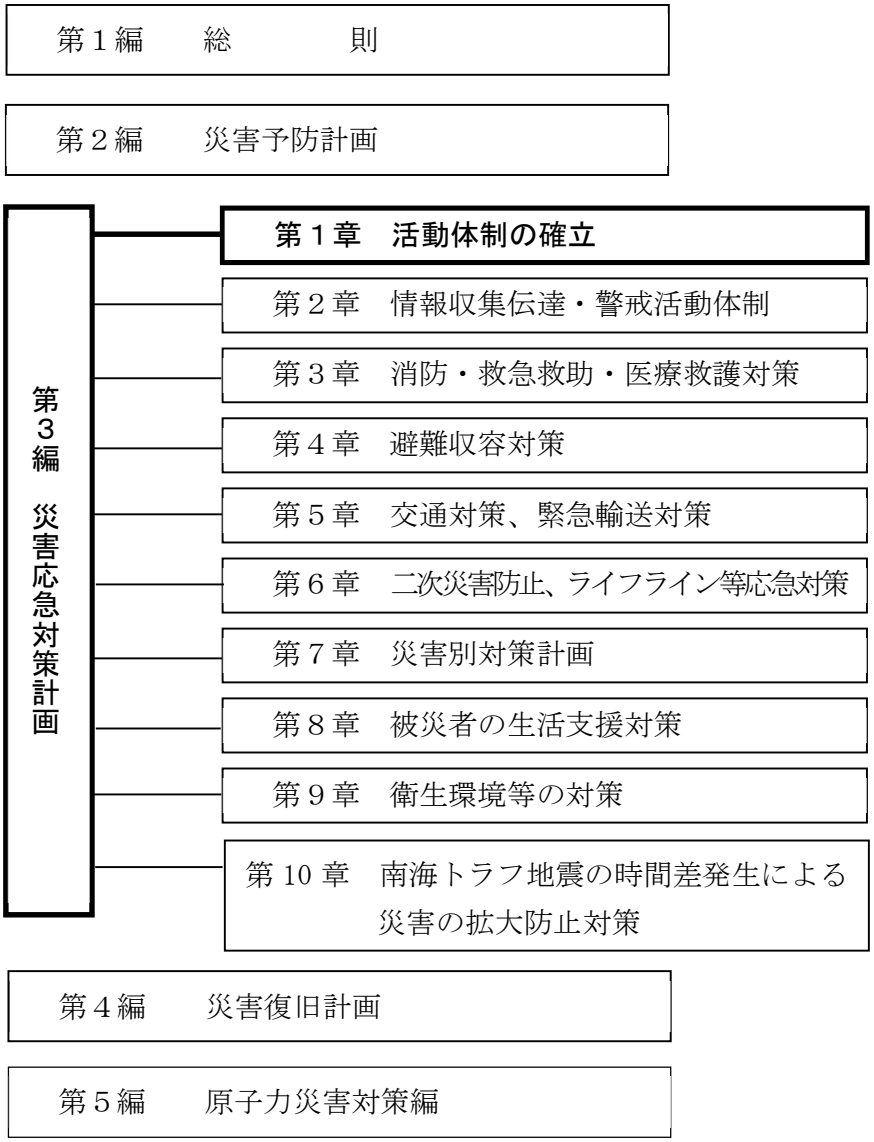

第１節　風水害等に対する活動体制 …… 応－ 2
第２節　震災に対する活動体制 …… 応－19
第３節　大規模事故災害に対する活動体制 …… 応－27
第４節　初動期における活動 …… 応－34

第１節　風水害等に対する活動体制

第１　竜王町防災組織活動体制

町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害を最小限に止めるために災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。

注意報または警報が発表された時点で「警戒体制」をとり、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたる。警報が発表され、局地的に災害が発生または災害の発生が確実に予想されるときは、災害警戒本部を設置する。

災害が発生し町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

＜防災組織活動体制＞

体　制	風　水　害	実施責任者
警戒第１号体制	・大雨等に関する警報が１つ発表されたとき ・大雨等に関する注意報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき	総務主監
警戒第２号体制 水防第１配備	・大雨等に関する警報が２つ発表されたとき ・大雨等に関する警報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき	総務主監
災害警戒本部 水防第２配備	大雨等に関する警報または特別警報が発表され、局地的に災害が発生または災害の発生が確実に予想されるとき	副町長
災害対策本部 水防第３配備	災害が発生し、町長が必要と認めたとき	町長

※警報：暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪　　特別警報：暴風、大雨、大雪、暴風雪

第２　配備体制の決定

１　配備検討会議

配備体制は、発表された気象予警報の内容によって定めることを基本としており、警戒第１号体制、警戒第２号体制は注意報と警報の発表が設置基準となるが、災害の発生状況または発生のおそれの程度によって配備体制を変更する必要がある。このため、配備検討会議を開催し配備体制を確認する。

（１）配備検討会議の目的

配備検討会議は、気象予警報の発表または災害の発生状況により、どのような配備体制による防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を生活安全課におく。

（２）配備検討会議の開催時期

①総務主監が必要と認めた場合

②配備検討会議構成員から要請があった場合

（３）配備検討会議の協議内容

①情報収集、応急対策計画

②計画実施のための配備体制

③町長からの特命事項

（４）配備検討会議の構成員

総務主監

生活安全課長

建設計画課長

２　勤務時間内における配備体制決定の手順

勤務時間内に気象予警報または特別警報が発表された場合、および災害が発生し、または災害の発生が確実に予想される場合、配備体制の決定手順は次のとおりとする。

（１）気象予警報等の受理・確認

県緊急情報ネットワークまたはテレビ、ラジオ等の報道機関により、気象予警報等が発表された場合は、生活安全課長が受理し確認する。

（２）気象注意報の場合の対応

勤務時間内に気象注意報が発表された場合、生活安全課長は、気象注意報の受理・確認をする。

（３）気象警報の場合の対応

気象警報が発表された場合は、警戒第１号体制を確立する。

生活安全課長は、気象警報が発表されたことを総務主監に報告し、総務主監は警戒第２号体制の確立を指示する。各警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

警戒第１号体制を実施中、警報が２つ発表され、河川の水位が基準を超えたとき、または災害の発生が予想されるときは、生活安全課長は総務主監に報告し、総務主監は警戒２号体制の確立を指示する。各警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

（４）災害警戒本部および災害対策本部の決定

①災害警戒本部の決定

警戒体制を実施中、災害が発生し、または災害の発生が確実に予想されるときは、総務主監は副町長に報告し、副町長は災害警戒本部の確立を指示する。災害警戒本部担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

②災害対策本部の決定

災害警戒本部体制を実施中、災害が発生したときは、副町長は町長に報告し、町長は災害対策本部の確立を指示する。

また、警戒体制を実施中、災害が発生し、被害の拡大が予想されるときは、総務主

監は副町長と町長に報告し、町長は災害対策本部の確立を指示する。災害対策本部担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

３　勤務時間外における配備体制決定の手順

勤務時間外に気象予警報または特別警報が発表された場合、および災害が発生し、または災害の発生が確実に予想される場合、配備体制の決定手順は次のとおりとする。

（１）気象注意報の場合の対応

県緊急情報ネットワークによって防災行政無線ＦＡＸが送られ、音声では宿直者に伝達される。

（２）気象警報の場合の対応

県緊急情報ネットワークによって防災行政無線ＦＡＸが送られ、音声では宿直者に伝達される。宿直者は生活安全課長に連絡する。

テレビ・ラジオ等の報道機関から警報が発表された場合、警戒第１号体制の担当職員は自主参集する。警戒第１号体制の担当職員は、生活安全課長または総務主監から警戒第１号体制の指示を受ける。

警戒第１号体制を実施中、警報が２つ発表され、河川の水位が基準を超えたとき、または災害の発生が予想されるときは、生活安全課長は総務主監に報告し、総務主監は警戒２号体制の確立を指示する。各警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

（３）災害警戒本部および災害対策本部の決定

①災害警戒本部の決定

警戒体制を実施中、災害が発生し、または災害の発生が確実に予想されるときは、総務主監は副町長に報告し、副町長は災害警戒本部の確立を指示する。災害警戒本部担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

②災害対策本部の決定

災害警戒本部体制を実施中、災害が発生したときは、副町長は町長に報告し、町長は災害対策本部の確立を指示する。

また、警戒体制を実施中、災害が発生し、被害の拡大が予想されるときは、総務主監は副町長と町長に報告し、町長は災害対策本部の確立を指示する。災害対策本部担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

４　防災組織活動体制の解除

防災組織活動体制の解除は、各実施責任者が次表の基準に基づいて行う。

＜体制解除の基準＞

体　制	体制の解除
警戒第１号体制	①大雨等に関する警報が解除され、河川の水位が基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予測されるとき ②警戒２号体制、災害警戒本部または災害対策本部体制に移行したとき
警戒第２号体制 水防第１配備	①大雨等に関する警報が解除され、河川の水位が基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予測されるとき ②災害警戒本部または災害対策本部体制に移行したとき
災害警戒本部 水防第２配備	①災害対策本部体制に移行した時 ②警報が解除され、災害の危険が解消し、災害警戒本部体制の必要が認められなくなった時
災害対策本部 水防第３配備	①町域内において災害のおそれが解消した時 ②災害応急対策が概ね完了した時 ③本部長が必要なしと認めた時

第３　配備体制の伝達

１　職員の動員

（１）職員の参集

各配備体制における職員の参集は「職員の参集表」のとおり。なお、各体制の動員職員については、配備編成計画に基づくものとする。

（２）勤務時間内の動員

①警戒第１号体制の動員

生活安全課長は、警戒第１号体制の担当職員に庁内放送、電話、庁内メール、LoGoチャットにより配備体制をとるよう指示する。

②警戒第２号体制の動員

生活安全課長は警戒第２号体制の担当職員に庁内放送、電話、庁内メール、LoGo チャットにより配備体制をとるよう指示する。各警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

③災害警戒本部、災害対策本部

生活安全課長は、各班の班長に庁内放送、電話、庁内メール、LoGo チャットにより指示する。

災害警戒本部、災害対策本部においては、各班長は配備編成計画に基づき動員配備を行う。

（３）勤務時間外の動員

①自主参集の原則

勤務時間外に気象予警報または特別警報が発表された場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関による気象予警報等を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は自主参集することを基本とする。ただし、配備体制が強

化されるごとに担当職員に電話で連絡を行う。

速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（自宅電話番号、携帯電話番号、自宅メールアドレス、携帯メールアドレスを含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、警戒体制をとるためのマニュアル等の活用など必要な体制を整備する。

②警戒第１号体制、警戒第２号体制動員

勤務時間外に気象予警報が発表された場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関による気象予警報等を確認し、各体制の担当職員は自主的に参集する。

③災害警戒本部、災害対策本部

生活安全課長は各班の班長に電話で連絡し、班長は配備編成計画に基づき電話によって動員の連絡を行う。

＜職員の参集表＞

種類別		発生別	参集職員	参集伝達	参集場所
体制	風水害				
警戒第１号体制	・大雨等に関する警報が１つ発表されとき ・大雨等に関する注意報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき	勤務時間内	警戒第１号体制職員	庁内放送、庁内メール､LoGo チャット	各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	警戒第１号体制職員	自主参集	防災センター
			上記職員以外		自宅待機
水防第１配備 警戒第２号体制	・大雨等に関する警報が２つ発表されたとき ・大雨等に関する警報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき	勤務時間内	警戒第２号体制職員	庁内放送、庁内メール､LoGo チャット	防災センター 各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	警戒第２号体制職員	自主参集	防災センター 各所属
			上記職員以外		自宅待機
水防第２配備 災害警戒本部	大雨等に関する警報または特別警報が発表され、局地的に災害が発生または災害の発生が確実に予想されるとき	勤務時間内	災害警戒本部体制関係者	庁内放送、庁内メール､LoGo チャット	防災センター ２階大会議室 各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	災害警戒本部体制関係者	電　話	防災センター ２階大会議室 各所属
			上記職員以外		自宅待機
水防第３配備 災害対策本部	災害が発生し、町長が必要と認めたとき	勤務時間内	災害対策本部関係者（全職員）	庁内放送、庁内メール､LoGo チャット	防災センター 各所属
		勤務時間外		電　話	

※警報：暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪　　特別警報：暴風、大雨、大雪、暴風雪

（４）参集・配備時の留意事項

	内　　容
勤務時間内の場合	① 配備についていない場合でも、常に災害の情報や本部からの指示に注意する。 ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。 ③ 不急の行事、会議、出張等を中止する。 ④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示のあるまで退庁せず待機する。 ⑤ 災害現場に出動するときは、防災服、長靴、ヘルメット、町腕章を着用する。 ⑥ 自らの言動により、住民に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払う。
勤務時間外の場合	① 参集するときは、特に指示がある場合を除き、できるだけ活動しやすいもの（防災服、長靴、ヘルメット）を着用し、食糧１食分・水筒を携帯する。 ② 災害発生時の緊急連絡は重要であり、たえず所在を明らかにしておくことや連絡がつくようにしておく。 ③ 参集方法は、自主参集と電話連絡の指示による参集がある。 ④ 常に気象情報（テレビ・ラジオの天気予報）に気を配っておくことが重要である。 ⑤ 参集場所の責任者は、あらかじめ指定されているが、災害の状況により参集できないことも予想される。その場合は、参集している職員の中で最高職位者が責任者となる。

（５）職員緊急時初期フォロー

勤　務　時　間　内
① 来庁者・児童・生徒・職員等の安否確認と避難誘導、負傷者の救護 ↓ ② 庁舎、施設の破損状況の把握 ↓ ③ 庁内の火気危険物の点検等 ↓ ④ 安全を確認後、災害対策本部の設置準備

勤　務　時　間　外
① ラジオ、テレビ等において気象情報を確認し、自主参集または電話による参集 ↓ ② 防災服、長靴、ヘルメット等着用、筆記用具等を携帯 ↓ ③ 庁舎に到着するまでの間の被害状況の把握と情報収集 ↓ ④ 参集手段は、徒歩、自転車、バイク、自動車 ↓ ⑤ 庁舎に到着後「被災状況報告書」の作成と情報班へ報告 ↓ ⑥ 定められた職務の遂行

２　他機関への連絡

（１）警戒体制（警戒第１号体制、警戒第２号体制、災害警戒本部）

警戒第１号体制、警戒第２号体制、災害警戒本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）
②近江八幡警察署（竜王警察官駐在所）
③東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）

（２）災害対策本部

災害対策本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）
②防災会議委員
③指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関の長または代表者
④陸上自衛隊
⑤近江八幡警察署（竜王警察官駐在所）
⑥東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）
⑦公共的団体および防災上重要な機関
⑧災害時相互応援協定を締結している自治体等

第４　警戒体制

災害対策本部設置以前の体制としては、下の基準により配備につき、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたる。また、事態の推移とともに対処し、直ちに災害対策本部が設置できるような警戒体制をしく。

１　警戒第１号体制

配備の決定は総務主監が行い、警戒班を配備し、生活安全課長を班長として情報収集活動等を行うものとする。

（１）警戒班

班長：生活安全課長

担　　当	活　動　内　容
総務主監、産業建設主監 生活安全課　課長、参事、課長補佐、消防防犯係長、消防防犯担当、消防・防災推進員 建設計画課　課長、参事、課長補佐、係長	○大雨等に関する警報が１つ発表されたとき ○大雨等に関する注意報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき

２　警戒第２号体制

配備の決定は総務主監が行い、特別警戒班と庁内班を配備し、総務班長を班長として情報収集活動等を行う。

（１）特別警戒班

班　長：総務班長

副班長：広報班長、情報班長、応急対策班長、救護班長

担　　当	活　動　内　容
総務主監、住民福祉主監、産業建設主監 教育次長 生活安全課　課長、課長補佐、係長、消防防犯担当、消防・防災推進員 建設計画課　課長、係長以上 河川・道路担当 農業振興課　課長、農林保全係長 学校教育課　課長 総務課長、広報班長、情報班長（収集・整理伝達）、救護班長	○町域に※気象警報が発表されたとき、特別警戒班は情報連絡体制が円滑に出来、事態の推移により、ただちに災害警戒本部および災害対策本部を設置できる体制をとる。

※警報：暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪

（２）庁内班

担　　当	活　動　内　容
８名 （配備編成計画で指名した者）	○特別警戒班長の指示により、町内の警戒パトロールを行う。 ○災害対策本部設置後は応急対策班に編入。

第５　災害警戒本部および災害対策本部

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、災害警戒本部または災害対策本部を竜王町役場内に設置し、緊急な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

１　災害警戒本部

警報または特別警報が発表され、局地的に災害が発生または災害発生が確実に予想されるときに設置し、情報収集およびその通報にあたる。事態の推移とともに対処し、ただちに災害対策本部が設置できる警戒体制をとる。災害警戒本部の組織は、災害対策本部に準じる。

２　災害対策本部

災害が発生し町長が認めたときに設置する。災害対策本部の設置によって災害対策本部関係者を動員する。

３　災害対策本部の組織と事務分掌

町に災害対策本部を設置したときは、他に設置されている町水防本部は、災害対策本部に統合し、組織の一元化を図る。

本部組織は、災害対策本部組織表のとおりであり、緊急の事務分掌に基づき、各業務の処理をする。

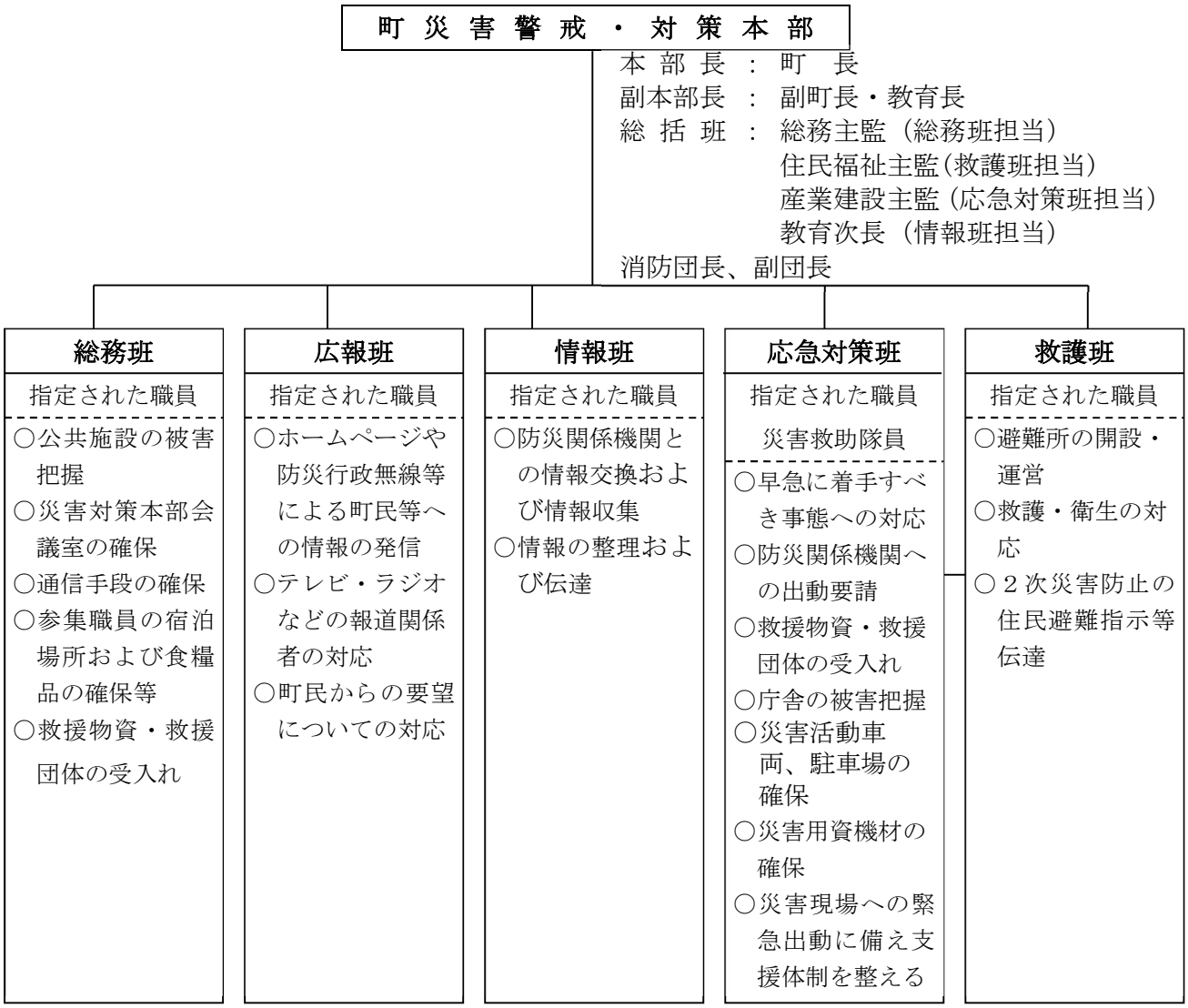

（１）本部長および副本部長

担　　当	活　動　内　容
本 部 長　町長	○災害対策の総括および指揮に関すること
副本部長　副町長、教育長	○災害対策本部の設置・解散に関すること
統括班　総務主監（総務班担当）	○避難指示等の決定に関すること
住民福祉主監（救護班担当）	○自衛隊の派遣要請の決定に関すること
産業建設主監（応急対策班担当）	○災害救助法の救助発動の要請に関すること
教育次長（情報班担当）	○広域応援要請の決定に関すること
消防団長、副団長	○災害ボランティアの受入れに関すること

（２）総務班

担　　当	活　　動　　内　　容
班　長 総務課長 副班長 生活安全課長 消防･防災推進員	（初動対応期） ○庁舎公共施設の被害把握 ○庁舎内の通信機器の機能点検 ○災害対策本部会議室の確保（防災センター２階大会議室） ○災害対策本部設置のための準備 ○災害対策本部の庶務に関すること ○防災会議に関すること ○総合的な災害対策の調整に関すること ○各部各班の職員配備計画に関すること ○災害の状況により、自衛隊・警察署等の防災関係機関への出動要請 ○救援物資の受入れ対応 ○食糧・生活必需品の調達 ○他の自治体、企業への協力要請と救援団体の受入れ （宿泊・食糧等の手配） ○来庁者の対応（誘導） ○災害活動車両、駐車場の確保 ○通信手段の確保－電話・携帯電話・町防災行政無線・県防災行政無線（衛星）・ＦＡＸ ○テレビ・ラジオ・ビデオの準備 ○町内地図・掲示板・消耗品等の確保 ○対策本部内の連絡調整および総括にかかること ○塵芥およびし尿処理に関すること ○緊急に必要とする仮設トイレの設置に関すること ○出動要員の食糧・食堂・宿泊所の確保 ○重大事故応急対策 ○参集職員の安全確保に関すること ○参集職員の充足状況の把握 ○帰宅困難者に関すること ○災害救助法の適用手続き ○罹災証明の発行に関すること （応急復旧活動） ○生活支援情報、応急復旧情報の総括 ○災害廃棄物等の処理に関すること ○廃棄物およびし尿処理業者との連絡調整 ○仮設トイレの設置および管理 ○義援金の受入れ ○その他初動対応期の事務分掌を継承

（３）広報班

担　　当	活　　動　　内　　容
班　長 　未来創造課長 副班長 　会計管理者	（初動対応期） ○避難指示等の伝達 ○報道関係・防災関係機関の対応（テレビ・ラジオ・新聞等の対応） ○住民からの要望についての対応 ○住民に対する被害状況の広報 （応急復旧活動期） ○生活支援情報、応急復旧情報の住民に対する広報 ○応急復旧活動状況の記録 ○近隣市町および他市町の防災関係資料の収集・記録等に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承

（４）情報班

①情報班（収集担当）

担　　当	活　　動　　内　　容
班　長 　生涯学習課長 副班長 　教育総務課長 　学校教育課長	（初動対応期） ○各自治(区)会（自主防災組織）との連絡調整 ○自衛隊・警察・消防本部・関西電力・ＮＴＴなどの防災関連機関、住民、企業からあらゆる情報を収集 ・火災の発生状況 ・避難の必要性の有無、その状況 ・堤防、道路、橋梁、信号、土木構造物の損壊状況 ・公共施設の損壊状況 ・一般住家の被害、その他の物的被害状況 ・被害記録写真等の撮影 ○避難所開設の状況および集計に関すること ○文化財の保護 ○文教対策 （応急復旧期） ○生活支援情報、応急復旧情報等のとりまとめに関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承

②情報班（整理伝達担当）

担　　当	活　　動　　内　　容
班　長 　議会事務局長 副班長 　図書館長	（初動対応期） ○収集資料を地区別に整理 ○被害等の状況を地図上に整理 ○被害等の状況を災害対策本部へ伝達できるよう整理し、本部設置の時点で報告 ○本部設置後における本部指示事項の伝達 ○県災害対策本部への状況報告とその対応 ○近隣市町との連絡調整に関すること （応急復旧活動期） ○初動対応期の事務分掌を継承

（５）応急対策班

担　　当		活　　動　　内　　容
班　長 　建設計画課長 副班長 　中心核整備課長 　農業振興課長 　商工観光課長 　上下水道課長 （消防団分団長以上）	連絡調整	（初動対応期） ○災害対策本部との連絡調整に関すること ○班内の連絡調整に関すること （応急復旧活動期） ○初動対応期の事務分掌を継承
	土木・建築	（初動対応期） ○早急に着手すべき事態への対応 ○災害用資材の確保 ○災害現場への緊急出動および、支援体制の整備 ○所管施設の被害調査および報告に関すること ○所管施設利用者の避難誘導に関すること ○所管施設を避難所として利用する場合の受入れ調整に関すること ○緊急を要する仮設住宅の建設に関すること ○住宅被害収集の協力に関すること ○所管施設の応急復旧に関すること ○ヘリポートの確保・運用に関すること ○班内の連絡調整に関すること ○道路、河川等公共土木施設の被害調査および報告

担　　当		活　　動　　内　　容
班　長 　建設計画課長 副班長 　中心核整備課長 　農業振興課長 　商工観光課長 　上下水道課長 （消防団分団長以上）	土木・建築	○水防活動に関すること ○緊急交通路の啓開および道路の応急復旧に関すること ○仮設道路・橋梁の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること ○河川等公共土木施設および所管施設の応急復旧に関すること ○土砂災害の応急対策に関すること ○交通規制、代替道路等の広報に関すること （応急復旧活動期） ○避難所の応急修理に関すること ○応急仮設住宅の建設に関すること ○住宅の応急修理に関すること ○建築相談の実施に関すること ○住宅の復興 ○土木関係施設の被害集計および応急対策の総括に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承
	上下水道	（初動対応期） ○早急に着手すべき事態への対応 ○災害用資材の確保 ○災害現場への緊急出動および、支援体制の整備 ○所管施設の被害調査および報告に関すること ○仮設トイレの配置および調整に関すること ○水源の調査および水質に関すること ○応急配水管および仮設給水管設置に関すること ○所管施設の応急復旧に関すること ○下水道区域内排水路の応急対策に関すること ○下水道施設の被災状況等の広報に関すること ○被災地域への応急給水に関すること ○断水等の広報に関すること （応急復旧活動期） ○その他初動対応期の事務分掌を継承

担　　当		活　　動　　内　　容
班　長 　建設計画課長 副班長 　中心核整備課長 　農業振興課長 　商工観光課長 　上下水道課長 （消防団分団長以上）	農業対策	（初動対応期） ○早急に着手すべき事態への対応 ○災害用資材の確保 ○災害現場への緊急出動および、支援体制の整備 ○ため池等農業用施設の被害調査・報告および応急復旧に関すること ○農業被害の応急対策に関すること ○農業関係団体との連絡調整に関すること ○防疫に関すること （応急復旧活動期） ○被害農家に対する融資等に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承
	商工観光	（初動対応期） ○班内で担当する業務の支援を行うこと ○商工観光施設および商工業の被害調査および報告に関すること ○危険物等の二次災害の防止のための応急対策活動に関すること ○企業等との連絡調整に関すること （応急復旧活動期） ○被害事業者に対する融資等に関すること ○労務等の確保・供給に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承
	消防団	（初動対応期） ○消防計画に基づく救助・救急・消防等に関すること ○水防活動に関すること ○地域住民への避難指示の伝達、避難誘導に関すること ○危険箇所への立入禁止または規制に関すること ○災害警備活動に関すること ○行方不明者の捜索に関すること ○災害対策本部との連絡調整に関すること （応急復旧活動期） ○初動対応期の事務分掌を継承

（６）救護班

担　　当		活　　動　　内　　容
班　長 住民課長	総括	○災害対策本部との連絡調整に関すること ○班内の連絡調整に関するころ
副班長 税務課長 福祉課長 健康推進課長 自立支援課長 公民館長 国保診療所長 学校給食センター所長 竜王こども園長	住民対応	（初動対応期） ○人的被害の調査、把握 ○被災者の氏名、戸籍、住民基本台帳による確認 ○被災者名簿の作成 （応急復旧活動期） ○相談窓口の開設と運営に関すること ○遺体の収容、安置、処理および埋火葬に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承
	福祉・支援	（初動対応期） ○所管施設の被害調査および応急対策に関すること ○公共施設を避難所として利用する場合の受入れ調整に関すること ○避難所の開設および運営の総括に関すること ○福祉避難所の開設および連絡調整に関すること ○要配慮者の被災状況の把握および救護に関すること ○施設入所者の安否確認に関すること ○医療依存の高い避難者の受入れに関すること ○ボランティアの受入れおよび活動状況の把握に関すること ○避難所での応急食料および救護物資の供給 ○所管施設の応急復旧に関すること （応急復旧活動期） ○要配慮者の支援に関すること ○罹災者に対する援護対策に関すること ○災害対策本部との連絡調整に関すること ○その他初動対応期の事務分掌を継承

担　　当		活　　動　　内　　容
班　長 住民課長 副班長 税務課長 福祉課長 健康推進課長 自立支援課長 公民館長 国保診療所長 学校給食センター所長 竜王こども園長	保健・医療	（初動対応期） ○所管施設の被害調査および報告に関すること ○町内医療機関の被害調査および応急対策に関すること ○医療需要の把握に関すること ○応急医薬品等の確保・調達に関すること ○医療救護対策本部の設置および運営に関すること ○医療救護所の開設および管理運営に関すること ○罹災地区の防疫および保健衛生に関すること ○医療機関、日本赤十字社および保健所との連絡調整に関すること （応急復旧活動期） ○初動対応期の事務分掌を継承

４　職務・権限の代行

町長が事故等で職務・権限を遂行できない場合は、以下の順位により代行する。

第一順位：副町長

第二順位：教育長

また、各班長の代行は、各班の職員の中で最高職位者のいずれかが行う。

第２節　震災に対する活動体制

第１　竜王町防災組織活動体制

町域または隣接する市に地震が発生した場合に、被害を最小限に止めるために災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。

震度に応じて、一般の業務の範囲を強化してその責務を遂行するために総合的な活動体制を確立する。

＜防災組織活動体制＞

体　制	地　震　等	実施責任者
警戒第１号体制	○町内において震度４の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	総務主監
警戒第２号体制	○町内において震度４の地震が発生したとき（被害状況に応じて設置）	総務主監
災害警戒本部	○町内において震度５弱または震度５強の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合	副町長
災害対策本部	○町内において震度６弱以上が発生したとき ○長周期地震動階級４が観測されたとき	町長

なお、震度３以上の地震が発生した場合、担当課長は次の措置を講じるものとする。

①地震および気象に関する情報の収集

②被害状況の把握

第２　配備体制の決定

１　配備検討会議

配備体制は、発表された震度の内容によって自動的に定めることを基本としているが、災害の発生状況または発生のおそれの程度によって配備体制を変更する必要がある。このため、配備検討会議を開催し配備体制を確認するものとする。

（１）配備検討会議の目的

配備検討会議は、地震の発生や災害の発生状況により、どのような配備体制による

防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を生活安全課におく。

（２）配備検討会議の開催時期

①総務主監が必要と認めた場合

②配備検討会議構成員から要請があった場合

（３）配備検討会議の協議内容

①情報収集、応急対策計画

②計画実施のための配備体制

③町長からの特命事項

（４）配備検討会議の構成員

総務主監

生活安全課長

建設計画課長

２　勤務時間内における配備体制決定の手順

勤務時間内に震度４以上の地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の配備体制の決定手順は次のとおりとする。

（１）震度情報の確認

県防災行政通信システムを通じて、またはテレビ、ラジオ等の報道機関により、地震情報等が伝達された場合は、生活安全課長が受理し確認する。

（２）震度４の場合の対応

勤務時間内に震度４の地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、警戒第１号体制を速やかに整える。生活安全課長は、震度４の地震の発生を総務主監に報告し、総務主監は警戒第１号体制の確立を指示する。生活安全課長は、警戒第１号体制の担当職員に配備体制をとるよう指示する。被害状況に応じて警戒第２号体制へ移行する。

（３）震度５弱以上の場合

震度５弱または震度５強が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合は、自動的に災害警戒本部を設置し、各班において緊急初動対策を講じる。生活安全課長は、震度５弱以上の地震が発生したことを総務主監に報告し、総務主監は副町長に報告する。災害警戒本部設置に関する担当職員は、本部長（副町長）の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

震度６弱以上が発生した場合、または長周期地震動階級４が観測された場合は、災害対策本部を自動的に設置し、各班において緊急初動対策を講じる。生活安全課長は、震度６弱以上の地震が発生したことを総務主監と副町長に報告し、総務主監は町長に報告する。災害対策本部設置に関する担当職員は、本部長（町長）の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

３　勤務時間外における配備体制決定の手順

（１）震度４の場合の対応

自動的に警戒第１号体制をとる。

県防災行政通信システムによって防災行政無線ＦＡＸが送られ、音声では宿直者に伝達される。宿直者は生活安全課長に連絡する。

テレビ・ラジオ等の報道機関から震度４が発表された場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、警戒第１号体制の担当職員は自主参集する。警戒第１号体制の担当職員は、生活安全課長から指示を受ける。被害状況に応じて警戒第２号体制へ移行する。

災害発生が確実に予想されるときは、必要に応じて配備検討会議を開催し、配備体制の強化を図る。

（２）震度５弱以上の場合の対応

震度５弱または震度５強が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合は、自動的に災害警戒本部を設置し、各班において緊急初動対策を講じる。県防災行政通信システムによって防災行政無線ＦＡＸが送られ、音声では宿直者に伝達される。宿直者は生活安全課長に連絡し、生活安全課長は総務主監に報告し、総務主監は副町長に報告する。災害警戒本部設置に関する担当職員は、本部長（副町長）の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

震度６弱以上が発生した場合、または長周期地震動階級４が観測された場合は、災害対策本部を自動的に設置し、各班において緊急初動対策を講じる。宿直者は生活安全課長に連絡し、生活安全課長は総務主監と副町長に報告し、総務主監は町長に報告する。災害対策本部設置に関する担当職員は、本部長（町長）の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

４　防災組織活動体制の解除

防災組織活動体制の解除は、各実施責任者が下表の基準に基づいて行う。

＜体制解除の基準＞

体　制	体制の解除
警戒第１号体制	①警戒第２号体制に移行した時 ②災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった時 ③南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合
警戒第２号体制	①災害警戒本部体制に移行した時 ②災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった時
災害警戒本部	①災害対策本部体制に移行した時 ②災害の危険が解消し、災害警戒本部体制の必要が認められなくなった時 ③南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合
災害対策本部	①町域内において災害のおそれが解消した時 ②災害応急対策が概ね完了した時 ③災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行した時 ④その他本部長が必要なしと認めた時

第３　配備体制の伝達

１　職員の動員

（１）職員の参集

各配備体制における職員の参集は「職員の参集表」のとおり。なお、各体制の動員職員については、配備編成計画に基づくものとする。

（２）勤務時間内の動員

①警戒第１号体制、警戒第２号体制（震度４の場合）の動員

生活安全課長は、各体制の担当職員に庁内放送、電話、庁内メール、LoGo チャットにより配備体制をとるよう指示する。

②災害警戒本部、災害対策本部（震度５弱以上の場合）

生活安全課長は、各班の班長に庁内放送、電話、庁内メール、LoGo チャットにより指示する。

災害警戒本部、災害対策本部においては、各班長は配備編成計画に基づき動員配備をする。

（３）勤務時間外の動員

①自主参集の原則

勤務時間外に震度４以上が発表された場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関により震度や情報を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は自主参集することを基本とする。ただし、配備体制が強化されるごとに、担当職員に電話で連絡するものとする。

速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（自宅電話番号、携帯電話番号、自宅メールアドレス、携帯メールアドレスを含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、警戒体制をとるためのマニュアル等の活用など必要な体制を整備する。

②警戒第１号体制、警戒第２号体制（震度４の場合）の動員

勤務時間外に、町内において震度４の地震が発生した場合または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、職員各自がテレビ、ラジオ等の報道機関による震度や情報を確認し、各体制の担当職員は自主的に参集する。

③災害警戒本部、災害対策本部（震度５弱以上の場合）

勤務時間外に、町内において震度５弱以上の地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関による震度を確認し、各体制の担当職員は自主的に参集する。

＜職員の参集表＞

種類別		発生別	参集職員	参集伝達	参集場所
体制	地震等				
警戒第１号体制	震度４または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	勤務時間内	警戒第１号体制職員	庁内放送、庁内メール、LoGo チャット	各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	警戒第１号体制職員	自主参集	各所属
			上記職員以外		自宅待機
警戒第２号体制	震度４ 被害状況に応じて設置	勤務時間内	警戒第２号体制職員	庁内放送、庁内メール、LoGo チャット	防災センター 各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	警戒第２号体制職員	電　話	防災センター 各所属
			上記職員以外		自宅待機
災害警戒本部	震度５弱、震度５強または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合	勤務時間内	災害警戒本部関係者	庁内放送、庁内メール、LoGo チャット	防災センター ２階大会議室 各所属
			上記職員以外		各所属
		勤務時間外	災害警戒本部関係者	自主参集	防災センター ２階大会議室 各所属
			上記職員以外		自宅待機
災害対策本部	震度６弱以上または長周期地震動階級４が観測された場合	勤務時間内	災害対策本部関係者（全職員）	庁内放送、庁内メール、LoGo チャット	防災センター 各所属
		勤務時間外		自主参集	

（４）参集・配備時の留意事項

	内　　容
勤務時間内の場合	① 配備についていない場合でも、常に災害の情報や本部からの指示に注意する。 ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。 ③ 不急の行事、会議、出張等を中止する。 ④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示のあるまで退庁せず待機する。 ⑤ 災害現場に出動するときは、防災服、長靴、ヘルメット、町腕章を着用する。 ⑥ 自らの言動により、住民に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払う。
勤務時間外の場合	① 参集するときは、特に指示がある場合を除き、できるだけ活動しやすいもの（防災服、長靴、ヘルメット）を着用し、食糧１食分・水筒を携帯する。 ② 災害発生時の緊急連絡は重要であり、たえず所在を明らかにしておくことや連絡がつくようにしておく。 ③ 参集方法は、自主参集と電話連絡の指示による参集がある。 ④ 常に地震情報等（テレビ・ラジオ）に気を配っておくことが重要である。 ⑤　参集場所の責任者は、あらかじめ指定されているが、災害の状況により参集できないことも予想される。その場合は、参集している職員の中で最高職位者が責任者となる。

（５）職員緊急時初期フォロー

勤　務　時　間　内
①　庁舎、施設の外へ一時避難 ↓ ②　来庁者・児童・生徒・職員等の安否確認と避難誘導、負傷者の救護 ↓ ③　庁舎、施設の破損状況の把握 ↓ ④　庁内の火気危険物の点検等 ↓ ⑤　安全を確認後、災害対策本部の設置準備

勤　務　時　間　外
①　ラジオ、テレビ等において震度を確認し、自主参集または電話による参集 ↓ ②　防災服、長靴、ヘルメット等着用、筆記用具等を携帯 ↓ ③　庁舎に到着するまでの間の被害状況の把握と情報収集 ↓ ④　参集手段は、徒歩、自転車、バイク ↓ ⑤　庁舎に到着後「被災状況報告書」の作成と情報班へ報告 ↓ ⑥　定められた職務の遂行

２　他機関への連絡

（１）警戒体制（警戒第１号体制、警戒第２号体制、災害警戒本部）

警戒第１号体制、警戒第２号体制、災害警戒本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）

②近江八幡警察署（竜王警察官駐在所）

③東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）

（２）災害対策本部

災害対策本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）

②防災会議委員

③指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関の長または代表者

④陸上自衛隊

⑤近江八幡警察署（竜王警察官駐在所）

⑥東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）

⑦公共的団体および防災上重要な機関

⑧災害時相互応援協定を締結している自治体等

第４　災害警戒体制

災害対策本部設置以前の体制としては、下の基準により配備につき、地震、水防等の情報収集およびその通報にあたる。また、事態の推移とともに対処し、ただちに災害対策本部が設置できるような警戒体制をしく。

１　警戒第１号体制

配備の決定は総務主監が行い、警戒班を配備し、生活安全課長を班長として情報収集活動等を行うものとする。

（１）警戒班

班長：生活安全課長

担　　当	活　動　内　容
総務主監、産業建設主監 生活安全課　課長、参事、課長補佐、消防防犯係長、消防防犯担当、消防・防災推進員 建設計画課　課長、参事、課長補佐、係長	○町域または隣接する市に震度４の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、警戒班は情報連絡体制が円滑に出来る体制をとる。

２　警戒第２号体制

配備の決定は総務主監が行い、特別警戒班と庁内班を配備し、総務班長を班長として情報収集活動等を行うものとする。

（１）特別警戒班

班　長：総務班長

副班長：広報班長、情報班長、応急対策班長、救護班長

担　　当	活　動　内　容
総務主監、住民福祉主監、産業建設主監 教育次長 生活安全課　課長、課長補佐、消防防犯係長、生活環境係長、消防防犯担当、消防・防災推進員 建設計画課　課長、係長以上 河川・道路担当 農業振興課　課長、農林保全係長 学校教育課　課長 総務班長 広報班長 情報班長（収集・整理伝達） 救護班長	○町域または隣接する市に震度４の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、特別警戒班は情報連絡体制が円滑に出来、事態の推移により、ただちに災害警戒本部および災害対策本部を設置できる体制をとる。

（２）庁内班

担　　当	活　動　内　容
８名 （配備編成計画で指名した者）	○特別警戒班長の指示により、町内の警戒パトロールを行う。 ○災害対策本部設置後は応急対策班に編入。

第５　災害警戒本部および災害対策本部

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、災害警戒本部または災害対策本部を竜王町役場内に設置し、緊急な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

１　災害警戒本部

震度５弱以上の地震が発生、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表されたとき、局地的に災害が発生または災害発生が確実に予想されるときに設置し、情報収集およびその通報にあたる。事態の推移とともに対処し、ただちに災害対策本部が設置できる警戒体制をとる。災害警戒本部の組織は、災害対策本部に準じる。

２　災害対策本部

町内において震度６弱以上が発生または長周期地震動階級４が観測されたとき。災害が発生し町長が認めたときに設置する。災害対策本部の設置によって災害対策本部関係者を動員するものである。

３　災害対策本部の組織と事務分掌

本部組織および本部各班の事務分掌は、本編第１章第１節第５の３「災害対策本部の組織と事務分掌」に準じて行う。

４　職務・権限の代行

町長が事故等で職務・権限を遂行できない場合は、以下の順位により代行する。

第一順位：副町長

第二順位：教育長

また、各班長の代行は、各班の職員の中で最高職位者のいずれかが行う。

第３節　大規模事故災害に対する活動体制

第１　竜王町防災組織活動体制

町域に大規模事故災害が発生した場合、被害を最小限に止めるために災害応急対策を迅速・適切に実施する。

１　事故災害の想定

想定する災害は以下の事故災害とする。

（１）航空機災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

（２）道路災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

（３）危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

（４）毒物・劇物災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

（５）大規模な火事災害

大規模な火災等により多数の死傷者等が発生、または発生するおそれがある場合。

（６）その他災害

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生、または発生するおそれがある場合。

２　事故対策本部の組織等

災害に応じて、一般の業務の範囲を強化してその責務を遂行するために総合的な活動体制を確立する。

＜防災組織活動体制＞

体　制	配備基準	実施責任者
警戒第２号体制	本町および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき	総務主監
事故対策本部体制	本町および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはその発生が予想され、対策が必要と認められるとき、その他町長が必要と認めるとき	町長

第２　配備体制の決定

１　配備検討会議

配備体制は、災害の発生状況または発生のおそれの程度によって配備体制を変更する必要がある。このため、配備検討会議を開催し配備体制を確認するものとする。

（１）配備検討会議の目的

配備検討会議は、事故の発生や災害の発生状況により、どのような配備体制による防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を生活安全課におく。

（２）配備検討会議の開催時期

①総務主監が必要と認めた場合

②配備検討会議構成員から要請があった場合

（３）配備検討会議の協議内容

①情報収集、応急対策計画

②計画実施のための配備体制

③町長からの特命事項

（４）配備検討会議の構成員

総務主監

生活安全課長

建設計画課長

２　勤務時間内における配備体制決定の手順

勤務時間内に本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合、配備体制の決定手順は次のとおりとする。

（１）事故情報の受理・確認

県防災行政通信システムを通じて、またはテレビ、ラジオ等の報道機関により、大規模事故情報等が伝達された場合は、生活安全課長が受理し確認する。

（２）本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合

本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合、警戒第２号体制を速やかに整える。生活安全課長は、大規模な事故災害の発生を総務主監に報告し、総務主監は警戒第２号体制の確立を指示する。生活安全課長は、警戒第２号体制の担当職員に配備体制をとるよう指示する。被害状況に応じて事故対策本部体制へ移行する。

（３）事故により災害が発生し対策が必要な場合

警戒体制を実施中、大規模事故により災害が拡大し対策が必要な場合、総務主監は、副町長と町長に報告する。町長は事故対策本部の確立を指示する。事故対策本部設置に関する担当職員は、本部長の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

３　勤務時間外における配備体制決定の手順

（１）本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合

県防災行政通信システムによって防災行政無線ＦＡＸが送られ、音声では宿直者に伝達される。宿直者は生活安全課長に連絡し、生活安全課長は総務主監に報告し、総務主監は警戒第２号体制の確立を指示する。総務主監不在の場合は、生活安全課長が

警戒第２号体制を指示する。

テレビ・ラジオ等の報道機関から事故情報が発表された場合、警戒第２号体制の担当職員は自主参集する。警戒第２号体制の担当職員は、生活安全課長または総務主監から警戒第２号体制の指示を受ける。

（２）事故により災害が発生し対策が必要な場合

警戒体制を実施中、大規模事故により災害が拡大し対策が必要な場合、総務主監は、副町長と町長に報告する。町長は事故対策本部の確立を指示する。事故対策本部設置に関する担当職員は、本部長の指揮下で配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

４　防災組織活動体制の解除

防災組織活動体制の解除は、各実施責任者が下表の基準に基づいて行う。

＜体制解除の基準＞

体　制	体制の解除
警戒第２号体制	①事故対策本部体制に移行した時 ②災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった時
事故対策本部体制	①町域内において災害のおそれが解消した時 ②災害応急対策が概ね完了した時 ③本部長が必要なしと認めた時

第３　配備体制の伝達

１　職員の動員

（１）職員の参集

各配備体制における職員の参集は「職員の参集表」のとおり。なお、各体制の動員職員については、配備編成計画に基づくものとする。

（２）勤務時間内の動員

①警戒第２号体制の動員

生活安全課長は、各体制の担当職員に庁内放送により配備体制をとるよう指示する。警戒体制担当職員は、配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

②事故対策本部体制

生活安全課長は、各班の班長に庁内放送により指示する。

事故対策本部体制においては、各班長は配備編成計画に基づき動員配備をする。

（３）勤務時間外の動員

①自主参集の原則

勤務時間外に本町および隣接市において大規模な事故災害が発生した場合は、職員各自がテレビ・ラジオ等の報道機関により情報を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は自主参集することを基本とする。

速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（自宅電話番号、携帯電話番号、自宅メールアドレス、携帯メールアドレスを

含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、警戒体制をとるためのマニュアル等の活用など必要な体制を整備する。

②警戒第２号体制の動員

勤務時間外に大規模事故災害が発生した場合は、職員各自がテレビ、ラジオ等の報道機関による事故情報を確認し、各体制の担当職員は自主的に参集する。

③事故対策本部体制

生活安全課長は各班の班長に電話で連絡し、班長は配備編成計画に基づき電話によって動員の連絡を行う。

＜職員の参集表＞

<table>
<tr><th colspan="2">種　類　別</th><th rowspan="2">発生別</th><th rowspan="2">参集職員</th><th rowspan="2">参集伝達</th><th rowspan="2">参集場所</th></tr>
<tr><th>体制</th><th>配備基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">警戒第２号体制</td><td rowspan="3">本町および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき</td><td rowspan="2">勤務時間内</td><td>警戒第２号体制職員</td><td>庁内放送</td><td>防災センター
各所属</td></tr>
<tr><td>上記職員以外</td><td></td><td>各所属</td></tr>
<tr><td>勤務時間外</td><td>警戒第２号体制職員</td><td>自主参集</td><td>防災センター
各所属</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事故対策本部体制</td><td rowspan="3">本町および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはその発生が予想され、対策が必要と認められるとき、その他町長が必要と認めるとき</td><td>勤務時間外</td><td>上記職員以外</td><td></td><td>自宅待機</td></tr>
<tr><td>勤務時間内</td><td rowspan="2">災害対策本部関係者
（全職員）</td><td>庁内放送</td><td rowspan="2">防災センター
各所属</td></tr>
<tr><td>勤務時間外</td><td>電　話</td></tr>
</table>

２　他機関への連絡

（１）警戒第２号体制

警戒第２号体制を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）

②近江八幡警察署

③東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）

（２）事故対策本部

事故対策本部を設置および廃止したときは、生活安全課長は次の機関に速やかに通知する。

①滋賀県災害対策東近江地方本部（設置前は東近江土木事務所）

②防災会議委員
③指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関の長または代表者
④陸上自衛隊
⑤近江八幡警察署
⑥東近江行政組合消防本部（近江八幡消防署、竜王出張所）
⑦公共的団体および防災上重要な機関
⑧災害時相互応援協定を締結している自治体等

第４　災害警戒体制

事故対策本部設置以前の体制としては、下の基準により配備につき、大規模事故災害の情報収集およびその通報にあたる。また、事態の推移とともに対処し、ただちに事故対策本部が設置できるような警戒体制をしく。

１　警戒第２号体制

配備の決定は総務主監が行い、特別警戒班と庁内班を配備し、総務班長を班長として情報収集活動等を行うものとする。

（１）特別警戒班

班　長：総務班長
副班長：広報班長、情報班長、応急対策班長、救護班長

担　　当	活　動　内　容
総務主監、住民福祉主監、産業建設主監 教育次長 生活安全課　課長、課長補佐、係長、消防防犯担当、消防・防災推進員 建設計画課　課長、係長以上 河川・道路担当 農業振興課　課長、農林保全係長 学校教育課　課長 総務課長 広報班長 情報班長（収集・整理伝達） 救護班長	○町域または隣接する市に大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき、特別警戒班は情報連絡体制が円滑に出来、事態の推移により、ただちに事故対策本部を設置できる体制をとる。

（２）庁内班

担　　当	活　動　内　容
８名 （配備編成計画で指名した者）	○特別警戒班長の指示により、町内の警戒パトロールを行う。 ○災害対策本部設置後は応急対策班に編入。

第５　事故対策本部

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、事故対策本部を竜王町役場内に設置し、緊急な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

１　事故対策本部体制

大規模災害が発生し全機能をあげて対処するときに設置する。全職員を動員する配備である。

２　事故対策本部の組織と事務分掌

本部組織および本部各班の事務分掌は、本編第１章第１節第５の３「災害対策本部の組織と事務分掌」に準じて行う。

３　職務・権限の代行

町長が事故等で職務・権限を遂行できない場合は、以下の順位により代行する。

第一順位：副町長

第二順位：教育長

また、各班長の代行は、各班の職員の中で最高職位者のいずれかが行う。

第４節　初動期における活動

第１　防災会議の開催

本部長は、町の地域に災害が発生した場合において、当該災害にかかる災害応急対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められる場合は、町防災会議を招集・開催する。

１　防災会議の招集

町長は、災害の規模が大きく、防災関係機関相互の協力体制の確立が必要と認めた場合は、町防災会議の構成員を招集し、防災会議を開催する。

町長は、防災会議の招集を決定する場合は、あらかじめ、本部員会議において討議し、決定するものとする。

２　防災会議での検討事項

災害対策本部が設置されている段階での防災会議の開催は、相互協力体制の確立を前提として行われるもので、以下の事項について討議する。

（１）相互協力を図る事項の確認
（２）職員の応援体制の検討
（３）物資・資機材の支援体制の検討
（４）その他支援が必要な事項に関する検討

第２　相互協力体制

１　県との相互協力

（１）被災したとき町長は地方本部（東近江土木事務所）を通じて県本部(防災危機管理局)に応援(職員の派遣を含む。以下同じ)または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。

（２）知事は、必要に応じ、竜王町が応急対策を円滑に実施できるよう、本部支援連絡員、地方本部情報連絡員、被災市町支援チームを町に派遣するとともに、他の市町に対し、応援についての要請を行い、または防災機関の応援を斡旋する。

（３）町長が県知事に応援または応援の斡旋を求める場合、「滋賀県受援計画」に基づき、次に掲げる事項について口頭、電話、無線等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

①災害の状況および応援を求める理由
②応援を希望する機関名
③応援を希望する人員、物資等
④応援を必要とする場所、期間
⑤応援を必要とする内容

２　防災機関との相互協力

（１）他市町、指定地方行政機関等への応援要請

町は県に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとする時と同様に、他市町もしくは他の防災機関等の応援の斡旋を依頼しようとするときは、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。

①災害の状況および応援を求める理由（災害の状況および斡旋を求める理由）
②応援を希望する機関名（応援の斡旋を求めるときのみ）
③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
④応援を必要とする期間
⑤応援を必要とする場所
⑥応援を必要とする活動内容
⑦その他必要な事項

（２）防災関係機関等の協力

防災関係機関等は、町の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県地域防災計画、町地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、町が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について町に協力する。

（３）竜王町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定

町は、「竜王町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」を締結しており、協定に沿って相互に協力する。連絡部署は、町は生活安全課長、郵便局は日本郵便株式会社　近江八幡郵便局総務部で、協力要請事項は次のとおりである。

①急車両等としての車両提供
②避難所開設状況および被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
③郵便局ネットワークを活用した広報活動
④災害救助法適用時における郵便業務にかかわる災害特別事務取扱および救護対策
⑤郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
⑥避難所における臨時の郵便差出箱の設置
⑦株式会社ゆうちょ銀行の非常払および株式会社かんぽ生命保険の非常取扱
⑧ その他協力できる事項

（４）他市町との相互協力

町は、「東近江の防災に関する応援協定」、「野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定」、「福島県新地町との災害時相互応援に関する協定」、「滋賀県町村会災害相互応援協定」、「山梨県甲斐市との災害時相互応援に関する協定」を締結しており、次の事項について協定締結市町に対し応援要請を行うことができる。

要請の方法は、以下の事項について直接文書で要請する。ただし、緊急を要する場

合は電話またはファクシミリ等で要請し、事後において要請文書を提出するものとする。

①被害の状況
②希望する応援内容
③希望する物資等の種類および数量
④希望する職員の種類および数量
⑤応援場所および応援場所への経路
⑥希望する期間
⑦そのほか特に希望する事項

（５）消防本部、消防団の相互応援協定

滋賀県下の消防本部を設置する市町は、「滋賀県下広域消防相互応援協定」を締結しており、大規模災害または特殊な災害が発生した場合、広域消防相互応援協定体制を確立する。

竜王町消防団は、「滋賀県下消防団広域相互応援協定書」を締結しており、本部長または消防団長は、火災時または非常時に際して、災害防御応援の必要があると認めた場合は、応援要請を行うことができる。

３　公共的団体等との協力体制の確立

町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が災害時に十分発揮できるよう体制を整備しておく。

さらに、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織に対する指導の強化を図り、これら団体の協力業務および協力方法についても、竜王町地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を期する。なおこれら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

（１）異常現象、災害危険個所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
（２）災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
（３）災害時における広報広聴活動に協力すること。
（４）災害における出火の防止および初期消火に関し協力すること。
（５）災害時における倒壊家屋に閉じこめられた被災者の救急救助活動に関し協力すること。
（６）避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
（７）被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
（８）被害状況の調査に協力すること。
（９）被災区域内の秩序維持に協力すること。
(10) 罹災証明書交付事務に協力すること。
(11) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、(公財) 竜王町地域振興事業団、(株) みらいパーク竜王、赤十字奉仕団、医師会および歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、青年団等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災住民組織、施設の

防災組織および業種別の防災組織をいう。

４　民間との協力

町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関係する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努め、災害時においては必要に応じて協力を要請する。

第３　自衛隊災害派遣の要請および準備

町長は、知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼することができる。

１　災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として住民の生命、身体および財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次による。

（１）被害状況の把握
　車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

（２）避難の救助
　避難者の誘導、輸送等

（３）避難者の捜索、救助
　行方不明者、負傷者等の捜索、救助
　（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

（４）水防活動
　堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、積込みおよび運搬

（５）消防活動
　利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力

（６）道路または水路等交通路上の障害物の除去
　施設の損壊または障害物がある場合の啓開等

（７）応急医療、救護および防疫
　被災者の応援診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等（薬剤等は町準備）

（８）通信支援
　自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

（９）人員および物資の緊急輸送
　救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

(10) 炊飯および給水支援
　被災者への炊飯、給水支援

(11) 救援物資の無償貸付または譲与
　「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令１号)による。

(12) 危険物の保安および除去

火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去。

(13) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

２　災害派遣要請

（１）要請先

知事（防災危機管理局）

（２）提出書類

３部

（３）災害派遣要請の手続き

町長が知事(防災危機管理局)に自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後すみやかに文書を送達するものとする。

①一般災害派遣要請の場合

ａ．災害の状況および派遣を要請する理由

ｂ．派遣を希望する期間

ｃ．要請責任者の役職、氏名

ｄ．特殊携行装備または作業の種類

ｅ．派遣地への最適経路

ｆ．その他参考となるべき事項

②航空機による緊急の人命救助を要請する場合（特別救難）

ａ．災害の一般的状況（災害発生の日時、場所、原因、被害状況）

ｂ．特別救護要請：要請者、要請内容（事由（目的)、派遣希望時期または期間、派遣を希望する人員・航空機等の概要、派遣を希望する場所または区域および活動内容、患者の付添・医者の有無その他参考となる事項)

ｃ．気象情報（災害発生現場の気象状況）

ｄ．他の機関の活動状況（防災ヘリコプター等の活動状況、防災ヘリコプター等との現場での協力方法)

（４）災害が特に緊急かつ突発的な場合

災害が特に緊急かつ突発的で、要請を待っていては、時を失すると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知のなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊を派遣することができる。

（５）通信途絶等により知事へ要請ができない場合

町長は、通信途絶等により知事へ要請ができない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者（本町を災害派遣隊区とする部隊長）に直接要請することができる。

部隊名	所在地
陸上自衛隊今津駐屯地司令 （第３戦車大隊第３係）	高島市今津町平郷 ℡　0740-22-2581（内線：235・237） 防災無線　171-0
陸上自衛隊大津駐屯地司令 （第２教育団体部訓練係）	大津市際川１－１－１ ℡　077-523-0034（内線：230・232） 防災無線　174-0

３　災害派遣部隊の受入れ体制

（１）地方公共団体等間における相互協力

町長、知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入および災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定に関して緊密に連絡協力する。

（２）他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長、知事は、自衛隊の作業が他の災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

（３）事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、平常時から次の事項について計画を定めておく。

①庁舎内での自衛隊用本部事務室

②自衛隊が参集できる空地の確保（宿舎、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地、但し住民の避難場所となる場所を除いて選定）

③臨時ヘリポート（飛行場外着陸場）の確保

（４）作業計画および資材等の準備

町長、知事は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

①作業箇所および作業内容

②作業の優先順位

③作業に要する資材の種類別保管(調達)場所

④部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所

（５）自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を応急対策班の連絡調整係とする。

（６）災害発生時の準備

町長、知事は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

①本部事務室
②宿舎
③材料置場、炊事場(野外の適当な広さ)
④駐車場(車一台分の基準は３m×８m)
⑤ヘリコプター発着場(２方向に障害物のない広場)

４　災害派遣部隊の活動範囲

区　分	活　動　範　囲
即時および応急救援活動（災害発生直後、人命救助第一義として即時に行う救助活動）	１．偵察、連絡活動 空・地上よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供 ２．救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助および避難路の啓開輸送、応急救護、空・地上よりの避難誘導支援 ３．緊急輸送 患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 ４．消火活動 利用可能な消防車、消火・防火用具による消防機関への協力 ５．資料提出および広報活動 県災害対策本部、関係機関への資料の提出および空・地上より立体的広報協力 ６．危険物の保安および除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去
組織的救援活動（即時および応急救援活動に引続き被害状況の概要が判明し、派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動）	１．土木活動 道路、水路の応急啓開作業 ２．水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 ３．架橋活動 応急橋梁の構築 ４．通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援 ５．医療、救護活動 応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送
組織的救援活動（即時および応急救援活動に引続き被害状況の概要が判明し、派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動）	６．炊飯および給水支援 被災地、避難所における炊飯・給水支援 ７．救援物資の無償貸付または譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」（昭和 37 年度総理府令第１号）による。 ただし、譲与は、県、町、その他の公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。

その他	要請に基づき自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。

５　経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

（１）派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料および修繕費
（２）派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費
（３）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
（４）派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
（５）派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
（６）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

６　災害派遣担任区分

（１）災害基礎資料の調査および収集担当（滋賀隊区駐屯部隊）

県　担　任	部　　隊	担 任 地 域
第３戦車大隊長 （今津駐屯地司令）	第３戦車大隊	県全域

（２）初動担当（即時および応急救援部隊）

県　担　任	部　隊　名	所在地	主要活動内容
第３戦車大隊長 （今津駐屯地司令）	今津駐屯部隊 （近傍災害のときは第 10 戦車大隊を含む。）	今　津	即時および応急救援活動、同救援活動の増援または支援（駐屯地周辺の即時救援活動）

（３）増援部隊

第１次緊急増援部隊は、第３戦車大隊長の要請による第３師団、中部方面隊の所要の部隊、第２次増援部隊は、第３師団長の要請による中部方面部隊の所要の部隊、第３次増援部隊は、他方面隊の所要の部隊（状況により、海上、航空自衛隊の増援を受ける場合もある。）

第４　赤十字飛行隊派遣要請

赤十字飛行隊は、日本赤十字社の本社直轄の特別奉仕団として日本赤十字社が行う災害救助活動および人命救助に関する業務に従事し、進んで航空機による社会奉仕の実践に努め、もって赤十字の理想とする人道的任務の達成に寄与することを目的としている。

１　赤十字飛行隊の作業種目

（１）航空機を利用しての災害救護活動および救護活動
（２）救急患者および特殊患者の航空輸送

（３）救急医療品および血液等の航空輸送

（４）このほか日本赤十字社からの要請および隊長が設置目的を達成するために必要と認めた活動

２　赤十字飛行隊の出動要請

（１）町災害対策本部で、出動を要請するときは、県本部（防災危機管理局）へその旨を連絡する。

（２）県本部へは、総務班が連絡を行う。

（３）県本部（防災危機管理局）は、町からの要請のあったとき、あるいは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社滋賀県支部長に赤十字飛行隊の出動を要請する。

（４）日本赤十字社滋賀県支部長は、前期の要請を検討し出動の必要があると認めたときは、日本赤十字社の本社に出動要請するとともに、この旨を赤十字飛行隊関西支隊長に連絡する。

（５）要請に当たっては、次のことを明らかにするものとする。

①目的(任務)

②日時

③場所

（６）連絡先

①日本赤十字社滋賀県支部　　℡大津(077)522-6758

②日本赤十字社本社　　℡東京(03)3438-1311

第２章　情報収集伝達・警戒活動体制

章の体系

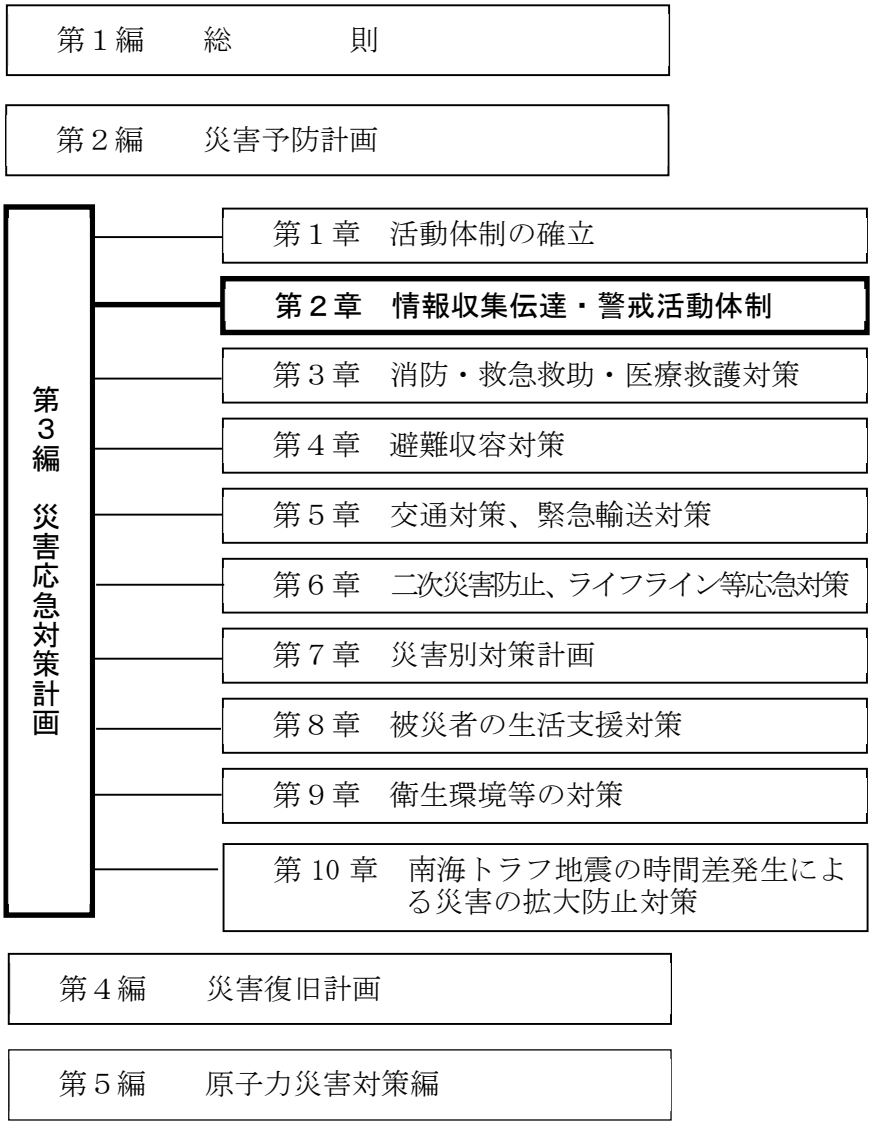

第１節　情報の収集・伝達 …… 応－44

第１節　情報の収集・伝達

第１　情報連絡計画

災害時における各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、災害対策本部設置後は本町の通信連絡窓口を情報班（整理伝達担当）とする。

また、非常の際における通信連絡の確保および情報収集体制の強化を図るため、公衆通信設備の優先利用、非常通信やアマチュア無線の利用等を行う。

１　電信電話設備

（１）指定電話による連絡

職員との連絡、県および関係防災機関との連絡等における基本的な情報通信手段である。災害時における県および関係防災機関との相互連絡については、あらかじめ定められている電話番号（指定電話）を使用する。指定電話については、日常業務等での使用を制限する。

（２）災害時優先電話の利用

災害時における二次災害の予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項について、電気通信設備の優先利用（災害時優先電話）を行うことができる。

そのため、町は、災害時に重要通信を発信する電話番号をあらかじめ西日本電信電話㈱滋賀支店に災害時優先電話として指定をしておく。

２　県防災行政無線

県において、衛星系と地上系の２ルートで相互に補完する信頼度の高い行政無線が整備されている。応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、県および防災関係機関との連絡等に利用する。

３　町防災行政無線

町防災行政無線は親局を町防災センター２階無線室に設置し、町内に分散配置した屋外拡声装置、戸別受信機を介して、屋内外にいる住民に情報を伝達するものである。通常の放送に加え、Ｊアラートやメール配信（緊急速報メール・安心ほっとメール＜登録制＞）、携帯アプリ（竜王町公式アプリ「しるみる竜王」）等との連動・連携により、災害時における情報伝達を迅速且つ正確に行うこととする。

４　非常通信

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、有線通信を利用できないかまたは、これを利用することが著しく困難なとき、さらに、上記の防災行政無線での対応が困難な時は、警察、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の通信回線または、無線通信（携帯電話を含む）、アマチュア無線等の通信連絡手段を効果的に利用することにより、災害対策に関する通信の確保を図る。この利用にあたっては、原則として次の要領により非常通信電報を作成したうえ、最寄りの機関等に持参して発信を依頼するものとする。ただし、災害が発生するおそれのある場合の利用にあたっては、あらかじめ利用予定の機関等に連絡した後、発信を依頼する。

（１）電報用紙は、適宜の用紙を使用すること。
（２）電報の本文の字数は、１通当たり 200 字以内とする。
（３）電報のあて先は、着信者の住所、役職名、および電話番号をもって表示する。

第２　気象予警報伝達

１　警報、注意報等の種別

（１）特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

特別警報が出た場合、その地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあるため、周囲の状況や町から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要がある。

（２）警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって、重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

（３）注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。

（４）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（竜王町は滋賀県南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（竜王町は滋賀県）で発表される。

（５）気象情報

気象情報は目的別に次のように分けられる。

①注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。
②注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。
③数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
④長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表するもの。

（６）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した

情報が滋賀県南部、北部で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

（７）洪水予報

洪水予報は知事が指定する河川（町内では日野川）について、彦根地方気象台と共同で洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるために発表するもの。

洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発　表　基　準
洪水警報（発表）または洪水警報	氾濫発生情報（警戒レベル５に相当）	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報（警戒レベル４に相当）	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	氾濫警戒情報（警戒レベル３に相当）	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
洪水注意報（発表）または洪水注意報	氾濫注意情報（警戒レベル２に相当）	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報または氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

（８）土砂災害警戒情報

彦根地方気象台と県は、大雨等により土砂災害発生の危険度が高まった際に、市町ごとに土砂災害警戒情報を共同発表する。県は、滋賀県土木防災情報システム等により、土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知するとともに、避難指示等の発令や住民の自主避難の判断のための危険度メッシュ情報等を提供して、一般に周知させるため必要な措置を講じる。また、彦根地方気象台は、気象業務法に基づき報道機関の協

力を求めて、公衆に周知させるように努める。

発表対象地域		滋賀県内全市町（ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く）
発表単位		市町単位
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき

（９）土砂災害の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により、災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(10) 水防警報

水防警報とは、水防法の規程に基づき国土交通大臣または、知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもの。

(11) 火災気象通報

消防法により、彦根地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。町長がこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発表するものとする。

なお、火災気象通報の基準は、次のとおりである。

・最小湿度 40％以下で実効湿度 65％以下。(滋賀県の乾燥注意報の発表基準と同じ)
・平均風速が 12m/ｓ以上吹くと予想したとき。(滋賀県の強風注意報の発表基準と同じ)

(12) 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものであり、各警戒レベルに対応する行動と情報は以下のとおりである。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保（町が発令） ※災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から必ず発令されるものではありません。
警戒レベル４	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難指示（町が発令）
警戒レベル３	避難に時間のかかる要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難（町が発令）
警戒レベル２	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（気象庁が発表）
警戒レベル１	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合

２　気象予警報等の伝達系統

気象予警報等は、彦根地方気象台から気象情報伝送処理システムを通じて県本部（防災危機管理局）に伝達され、県防災行政無線を通じて、県本部（防災危機管理局）から町に伝達される。また、ＮＨＫ大津放送局や報道機関を通じても町に伝達される。

（１）災害対策本部が設置されている場合の措置

災害対策本部が設置されている場合は、情報班（整理伝達担当）が受理し、災害対策本部に報告する。災害対策本部は、住民への広報の必要があると判断した場合は、広報班を通じて住民への広報を行う。

気象予警報の伝達経路

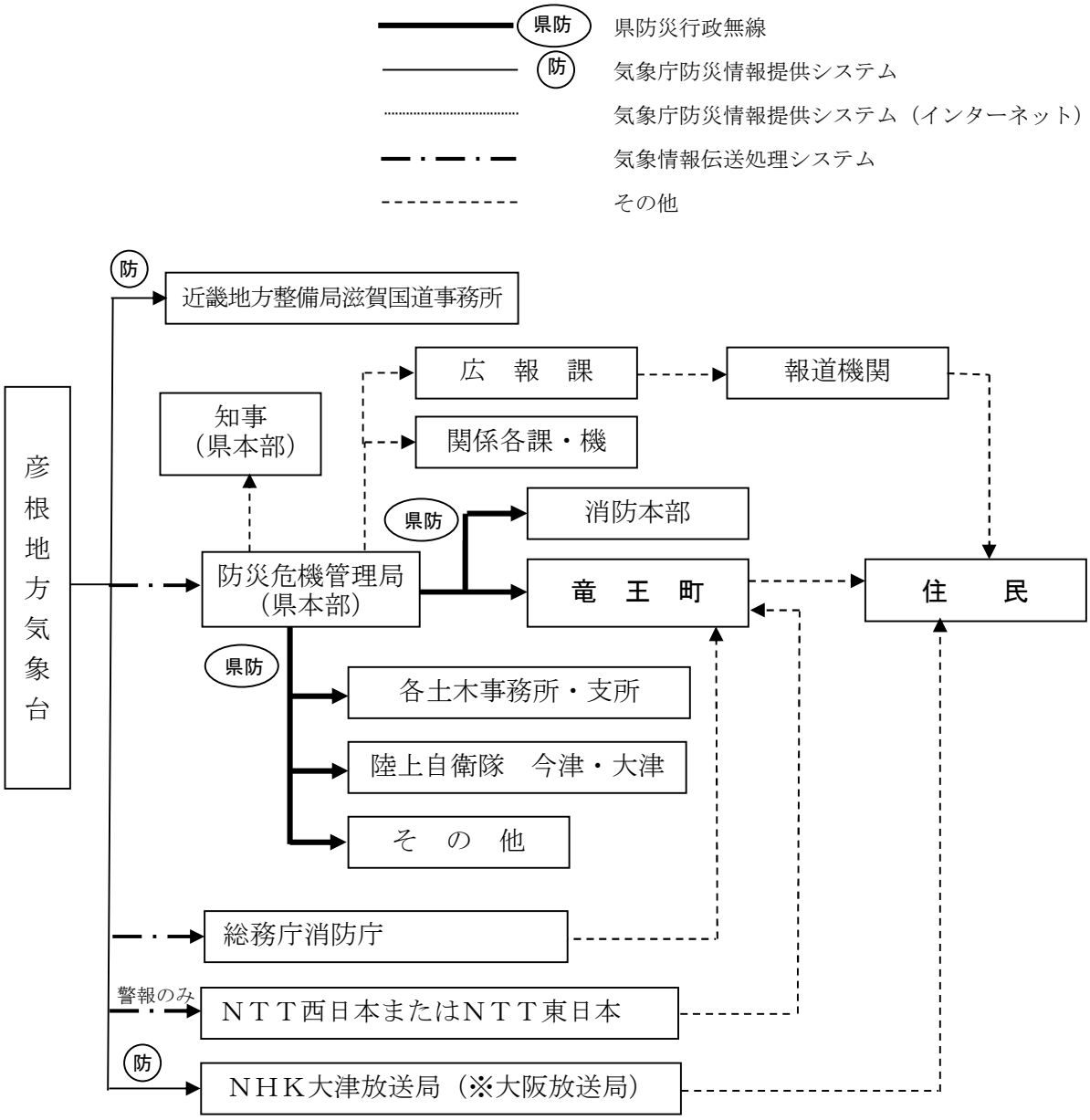

※夜間の代行により大阪放送局へ伝達する場合ある。

（注）防災危機管理局から県地方機関、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法
●勤務時間内の場合
防災行政無線により伝達
●勤務時間外の場合
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達

（２）災害対策本部が設置されていない場合の措置

①勤務時間内

勤務時間内においては、県本部（防災危機管理局）から防災行政無線により、生活安全課が受理し、町長に報告する。町長は、住民への広報の必要があると判断した場合

は、生活安全課に住民への広報を指示する。生活安全課は、防災行政無線等を通じて住民に広報する。

②勤務時間外

勤務時間外においては、ボイスメール装置を遠隔操作することにより宿直者に伝達される。生活安全課長は、住民への広報が必要と判断される場合は、町長に報告し、町長は、住民への広報の必要があると判断した場合は、生活安全課長に住民への広報を指示する。生活安全課長は、防災行政無線等を通じて住民に広報する。

３　異常現象発見時の措置

（１）災害が発生するおそれのある異常な現象（土砂流出、がけくずれ、なだれ、洪水等）を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報しなければならない。

（２）通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長に通報しなければならない。

（３）上記の（１）（２）を受けた町長は、情報班（整理伝達担当）を通じて、直ちに次の機関に通報しなければならない。

①彦根地方気象台（著しく異常な気象現象）

②その災害に関係のある他市町

③警察署、東近江土木事務所等の竜王町を管轄する災害に関係のある県の出先機関

４　予警報用地域区分

本町は、一次細分で滋賀県南部に入り、市町等をまとめた地域では、東近江に入る。

＜特別警報＞

種　類	発　表　基　準
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しい大きいときに。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき。
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき。

＜警　報＞

種　類	発　表　基　準
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速 20m/s 以上と予想される場合。

暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴うと予想される場合。
大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 表面雨量指数　21（浸水害） 土壌雨量指数　114（土砂災害）
洪水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 流域雨量指数　祖父川流域=8.6　新川流域=2.3 指定河川洪水予報による基準　淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
大雪警報	大雪による重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 12 時間降雪の深さ　30 ㎝以上

＜注意報＞

種　類	発　表　基　準
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 12m/s 以上で、雪を伴うと予想される場合。
強風注意報	強風により災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 12m/s 以上と予想される場合。
大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 表面雨量指数　7 土壌雨量指数　91
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 流域雨量指数　祖父川流域=6.8　新川流域=1.8 複合基準※1　　日野川流域=(6,15.8)　祖父川流域=(5,6.8) 指定河川洪水予報による基準　淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 　具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 12 時間降雪の深さ　10 ㎝以上

種　類	発　　表　　基　　準
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険があるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度 40%[*2] 以下で、実効湿度 65%[*2] 以下になると予想される場合。
濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想されたとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 視程が 100m 以下になると予想される場合。
霜 注 意 報	晩霜により農作物に著しい被害が予想されるとき。 ４月１日以降（一応の目安とする）
なだれ注意報	なだれにより災害が予想されるとき。 具体的には積雪の深さが 50 cm以上あり次の条件のいずれかに該当する場合。 １．24 時間降雪の深さ 30cm 以上　　２．日最高気温 10℃[*2] 以上 ３．24 時間雨量以上 15 mm以上
低温注意報	低温のため水道管の凍結・破損や農作物等に著しい被害が予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 最低気温が－５℃以下[*2] になると予想される場合。
着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等に被害が予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 気温０℃以上となり、24 時間降雪の深さが 15 cm以上になると予想される場合。

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値。

*2 気温は彦根地方気象台の値。

＜その他＞

種　類	発　　表　　基　　準
記録的短時間大雨情報	１時間降水量が 90 mm以上

第３　地震情報等の収集・伝達

１　震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

生活安全課は、震度情報ネットワークシステムとして、県が本町に設置した震度計において震度１以上を観測した場合、その震度情報が県に防災行政無線または衛星回線を利用して自動送信されたことを確認する。自動送信されていない場合は、何らかの手段で県に通報する。

２　緊急地震速報

（１）一般向け緊急地震速報

気象庁は平成 19 年 10 月１日より一般向けの緊急地震速報の発信を開始している。

①発信条件

地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上を推定された場合に緊急地震速報を発信する。

②発信の内容

・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

・震度４以上と推定される地域名

（２）高度利用者向け緊急地震速報

気象庁は平成 18 年８月１日より、機器制御などの高度な利用者向けとして高度利用者向けの緊急地震速報を発信している。

従来の地震情報と異なり迅速性を重視し、地震を検知してから数秒～１分程度の間に数回（５～10 回程度）の情報を発表する。第１報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表し、その地震に対する緊急地震速報の提供を終了する。

①発信条件

・気象庁の多機能型地震計設置のいずれかの観測点において、Ｐ波またはＳ波の振幅が 100 ガル以上となった場合

・解析の結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が決まり、そのマグニチュードが 3.5 以上、または最大予測震度が３以上である場合

②発信の内容

・地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値

・地震の規模（マグニチュード）の推定値

・推定される最大震度が震度３以下のときは、推定される揺れの大きさの最大（推定最大震度）

・推定される最大震度が震度４以上のときは、地域名に加えて震度５弱以上と推定される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度）および、その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時間）

３　南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が発表する次の情報を把握する。

（１）南海トラフ地震臨時情報

以下のいずれかに該当する場合に発表。

○ 調査中

観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。

○ 巨大地震警戒

南海トラフ沿いの想定震源地内のプレート境界においてM7.0 以上、M8.0以上未満の地震が発生したと評価した場合。

○巨大地震注意

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合。

南海トラフの想定震源区域内のプレート境界以外や想定震源区域の海溝軸外側50ｋｍ程度までの範囲でM7.0 以上の地震が発生した場合（一部半割れケース)」。

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース)。

○ 調査終了

巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

（２）南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移などを発表する場合。

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合。

４　地震情報等の収集系統

地震情報等は、彦根地方気象台から気象情報伝送処理システムを通じて県に伝達され、県防災行政無線を通じて、県から町に伝達される。報道機関の情報も収集する。

（１）勤務時間内

勤務時間内においては、県から防災行政無線音声一斉により、生活安全課が受理し、町長等に報告する。町長等は、住民への広報の必要があると判断した場合は、生活安全課に住民への広報を指示する。生活安全課は、防災行政無線等を通じて住民に広報する。

（２）勤務時間外

勤務時間外においては、ボイスメール装置を遠隔操作することにより宿直者に伝達される。生活安全課長は、住民への広報が必要と判断される場合は、町長等に報告し、町長等は、住民への広報の必要があると判断した場合は、生活安全課長に住民への広報を指示する。生活安全課長は、防災行政無線等を通じて住民に広報する。

５　異常現象発見時の措置

（１）災害が発生するおそれのある異常な現象（がけくずれ、なだれ、洪水等）を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報しなければならない。

（２）通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長に通報しなれけばならない。

（３）上記の（１）（２）を受けた町長は、情報班（整理伝達担当）を通じて、直ちに次の機関に通報しなければならない。

①彦根地方気象台（著しく異常な気象現象）

②その災害に関係のある他市町

③警察署、東近江土木事務所等の竜王町を管轄する災害に関係のある県の出先機関

第４　被害状況の収集および調査

１　概要

（１）被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体および住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は、住民組織を通じて直ちに町に通報されるよう体制を整えておく。

（２）火災・災害が発生したときは、直ちに情報班（収集担当）を編成して被害状況等を調査する。

（３）被害調査にあたっては、「災害の認定基準」に基づき判定する。

（４）被害が甚大なため、町において被害状況等の収集および調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

（５）状況の収集、調査については警察、県およびその他の関係機関と十分連絡をとる。

２　初動期における被害状況の収集・把握

（１）情報班（収集担当）による情報収集

災害発生直後の初動期においては、人命にかかる災害情報の収集に重点を置くものとし、情報班（収集担当）は、災害応急活動を進める各班および関係機関から以下の情報を収集・把握する。

情報班（収集担当）は、各区担当者が、各区の被害状況を収集し把握する。

＜被害状況の収集・把握＞

被害対象	種　類	担　当	主な情報入手関係機関
人的被害状況	死者、負傷者等	情報班（収集担当）	竜王警察官駐在所 近江八幡警察署
要救出現場・危険箇所	家屋倒壊	情報班（収集担当） 応急対策班（建設計画担当、消防関係担当）	竜王警察官駐在所 近江八幡警察署 県
	土砂災害		
	水害		
	火災	情報班（収集担当） 応急対策班（消防関係担当）	東近江行政組合消防本部
緊急輸送に関する交通情報	緊急輸送道路、 主要道路の被災状況	応急対策班（建設計画担当）	県
医療情報	医師（診療科目毎）、 看護師等の要員確保および空き病床の確保	救護班（保健・医療担当）	近江八幡市蒲生郡医師会 歯科医師会
ライフライン施設等の情報	上下水道施設の被災状況	応急対策班（上下水道担当）	
	電力施設の被災状況	情報班（収集担当）	関西電力

被害対象	種　類	担　当	主な情報入手関係機関
	ガス施設の被災状況		各ガス事業者
	通信施設の被災状況		ＮＴＴ西日本

（２）住民・企業からの情報収集

災害時には、町および消防署、警察署等防災関係機関に住民から直接電話による通報（人命救助、火災、土砂災害等）が集中することが予想される。

町に直接かかる電話については、広報班が対応するものとし、緊急性の高い情報と、緊急を要しない情報を区分し、緊急を要する情報については、情報収集班に直ちに報告する。

緊急を要しない情報については、それぞれの情報に応じて適切な対応をする。

【緊急を要する情報の例】
- 火災、事故等の通報
- 土砂災害、家屋倒壊等による人命救助の要請
- 土砂災害、洪水等の危険性の通報
- 通行不能区間の通報
- 道路凍結の通報
- 公共施設等の被災情報
- 断水、停電などの情報
- その他、緊急を要すると捉えられる事項

【緊急を要しない情報の例】
- 家族、知人等の安否確認
- 断水、停電等の復旧見通しの確認
- 被害状況の確認
- ボランティアの申し込み、支援の申し込みなど
- その他、緊急を要しないと捉えられる事項

（３）情報への対応

情報班（収集担当）は、収集した情報のうち、迅速に対応すべき情報については、関係各班および関係機関に通報するとともに、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、関係各班および関係機関で対応が困難と判断した場合は、応急対策班、救護班を援護する職員を派遣し、災害救助等の緊急対策を行う。町職員のみでの対応が困難な場合は、広域応援要請等を行う。

３　初動期以降の被害状況の収集・把握

初動期以降の情報収集は、それぞれの各班が行うものとし、各班は、自己の班に属する被害状況を収集・把握し、速やかに情報班（収集担当）へ報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに情報班（収集担当）へ報告する。また、被害状況を専門的に把握するために必要と認めら

れる場合は、班内で調整を行い、困難な場合は他班の協力を得て調査を行う。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		担　当	主な情報入手関係機関
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況 罹災世帯および罹災者の把握	総務班 応急対策班（消防関係） 救護班（住民対応、保健・医療担当）	竜王警察官駐在所 近江八幡警察署 近江八幡市蒲生郡医師会
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 全焼・半焼の状況	応急対策班（建設計画担当） 応急対策班（消防関係）	
	建築物応急危険度判定	応急対策班（建設計画担当）	県
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等） その他（倉庫、土蔵、車庫等）	関係各班	
その他被害	田畑の被害状況 農林水産業施設の被害状況 農産被害、畜産被害、水産被害の把握	応急対策班（農業対策担当）	グリーン近江農業協同組合
	商工被害の把握	応急対策班（商工観光担当）	竜王町商工会
	文教施設の被害状況	情報班（収集担当）	県
	医療機関の被害状況	応急対策班 （医療・保健担当）	近江八幡市蒲生郡医師会
	道路、橋梁の被害状況	応急対策班（建設計画担当）	県
	河川、水路の被害状況	応急対策班（建設計画担当）	県
	上水道施設の被害状況	応急対策班（上下水道担当）	県
	ごみ処理施設等の被害状況	総務班	中部清掃組合
	土砂災害の被害状況	応急対策班（建設計画担当）	県
	危険物施設の被害状況	応急対策班（商工観光担当）	県
	電気、ガス、電話、の被害状況	総務班 情報班（収集担当）	関西電力 各ガス事業者 ＮＴＴ西日本

第５　被害状況の報告等

１　災害報告の取扱要領

町および防災関係機関は、災害（暴風、豪雨、洪水、大雪、地震、その他異常な自然現象または、大規模な火災、事故等災害対策基本法第２条第１号に規定する原因により生ずるもの）によって、被害が発生した場合に県に報告する。報告は、被害即報と被害報告（災害概況報告、確定報告）で行う。

２　被害即報

（１）伝達の担当は、災害対策本部設置前においては消防防犯係、設置後は情報班（整理伝達担当）とする。

（２）町および防災関係機関は、被害即報基準（県への報告）に掲げる被害を覚知したつど判明したものから順次、防災情報システム、防災行政無線（ファックスを含む)、加入電話、非常無線通信により県本部（本部設置前においては防災危機管理局）に被害即報を伝達する。即報が２つ以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため一連番号を付して報告現時を明らかにする。なお、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

通信の途絶等のため町本部から県本部への報告が不可能な場合は、町本部から直接国（総務省消防庁）に報告する。この場合、町から県への通信が回復した段階で速やかに県本部へ報告を行う。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、町本部は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告する。

【総務省消防庁への報告先】

〔平常時　消防庁応急対策室〕

（ＮＴＴ回線）	03-5253-7527	03-5253-7537（ＦＡＸ）
（消防防災無線）	42-90-43422	42-90-49033　（ＦＡＸ）
（地域衛星通信ネットワーク）	6-048-500-90-43422	6-048-500-90-49033（ＦＡＸ）

〔夜間・休日時　消防庁宿直室〕

（ＮＴＴ回線）	03-5253-7777	03-5253-7553（ＦＡＸ）
（消防防災無線）	42-90-49102	42-90-49036　（ＦＡＸ）
（地域衛星通信ネットワーク）	6-048-500-90-49102	6-048-500-90-49036（ＦＡＸ）

〔消防庁災害対策本部設置時〕

（ＮＴＴ回線）	03-5253-7510	03-5253-7553（ＦＡＸ）
（消防防災無線）	42-90-49175	42-90-49036　（ＦＡＸ）
（地域衛星通信ネットワーク）	6-048-500-90-49175	6-048-500-90-49036（ＦＡＸ）

（３）報告は、災害対策基本法 53 条ならびに火災・災害等即報要領（昭和 59 年 11 月 16 日付け滋消第 2090 号および昭和 59 年 11 月 24 日付滋消第 2474 号）による。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、様式によらず、概ねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

３　被害報告

被害報告は、災害応急対策を終了した後 10 日以内に県本部に「災害確定報告」（第１号様式）を行う。

情報班（整理伝達担当）が県地方本部（設置前は東近江土木事務所）を通じ、県本部（設置前は防災危機管理局）への報告を基本とする。

第６　災害広報活動

竜王町の地域にかかる災害について、被害の状況および応急対策あるいは応急復旧等に関する情報に関し、町および関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。

１　町における災害広報活動

（１）広報担当者

災害時における広報活動は、原則として広報班が行う。

（２）広報資料の収集

広報資料の収集は、「被害状況の収集・調査」による。各班は、広報資料の提供を積極的に行う。情報班（収集担当）が撮影した被害記録写真等も資料とする。

（３）広報事項

①被害の状況
②応急対策実施状況
③一般住民ならびに被災者に対する協力および注意事項
④義援金や復旧支援制度などの情報

（４）広報手段

①新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表
②ホームページ、ＳＮＳ等への掲載
③広報番組（テレビ・ラジオ）による広報
④広報紙、チラシ、ポスター等の作成
⑤広報車による巡回広報
⑥町防災行政無線による広報
⑦航空機による広報
⑧メール・ＳＮＳ配信システム等による広報（しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等）
⑨Ｌアラートによる広報
⑩竜王町公式アプリ「しるみる竜王」による広報

（５）緊急警報放送

町長は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、県が各放送局による「災害対策基本法第 57 条の規程に基づく放送要請に関する協定」に基づき締結した「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」により県を経由して、日本放送協会大津放送局長に放送を求めることができる。

①災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための高齢者等避難、避難指示等。
②災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置
③災害時における混乱を防止するための指示等

（６）防災関係機関の広報活動

電力、電話、ガス等の防災関係機関においては、施設等が被災した場合は、迅速な広報を自ら行う。

（７）要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について、特に配慮するものとし、聴覚障がい者のための手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行う。

（８）安否情報の提供

知事および町長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

２　報道機関への情報提供等

広報班は、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供し、報道を要請する。

（１）災害情報の報道依頼

各班からの災害情報の報道依頼は、広報班で取りまとめ、報道機関へ情報を提供し、報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等での報道において必要性が高いと判断されるものについては、情報班（整理伝達担当）から県を通じて報道機関に対し放送要請する。

（２）災害情報の提供

災害情報の提供は、プレスルームにおいて、一元的に提供する。

情報提供の主な項目については、以下のとおりとする。

①被害情報に関すること

②避難に関すること

③応急対策活動に関すること

④安否情報、義援物資の取り扱いに関すること

⑤その他住民に必要な情報

３　相談窓口の設置

救護班（住民対応担当）は、災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、電話での相談受付と相談窓口を開設し、積極的な広聴活動・相談活動を実施する。

（１）初動時における電話の対応

①専用電話窓口の設置

災害発生直後の緊急初動時においては、住民からの問い合わせ、救急救助等の要請が予想されるため、代表電話にかかる電話については、広報班が対応する。

②対応策等

ａ．救急救助等の緊急に対応を必要とする事項については、電話窓口で状況を把握し、関係機関等に連絡し対応する。

ｂ．被害情報等に関する問い合わせは、あらかじめ情報班（収集担当）から情報を入

手し、対応する。

ｃ．被害情報等の通報については、直ちに関係各班に連絡する。

（２）相談窓口の設置と対応

①相談窓口の設置

ａ．救護班（住民対応担当）は、相談窓口を設置し、相談、電話相談等に対応する。

ｂ．相談窓口は、庁舎に設置する。

ｃ．災害の規模等に応じて、避難所等に巡回相談窓口を設置する。

ｄ．相談窓口等に要配慮者が来訪した場合は、救護班（社会福祉、高齢者福祉担当）に連絡し、対応する。

ｅ．相談窓口の設置は、速やかに広報する。

②相談事項・要望事項等への対応

救護班（住民対応担当）は、聴取した相談内容・苦情等を記録し、関係各班に連絡する。関係各班は早期解決に努力する。

第３章　消防・救急救助・医療救護対策

章の体系

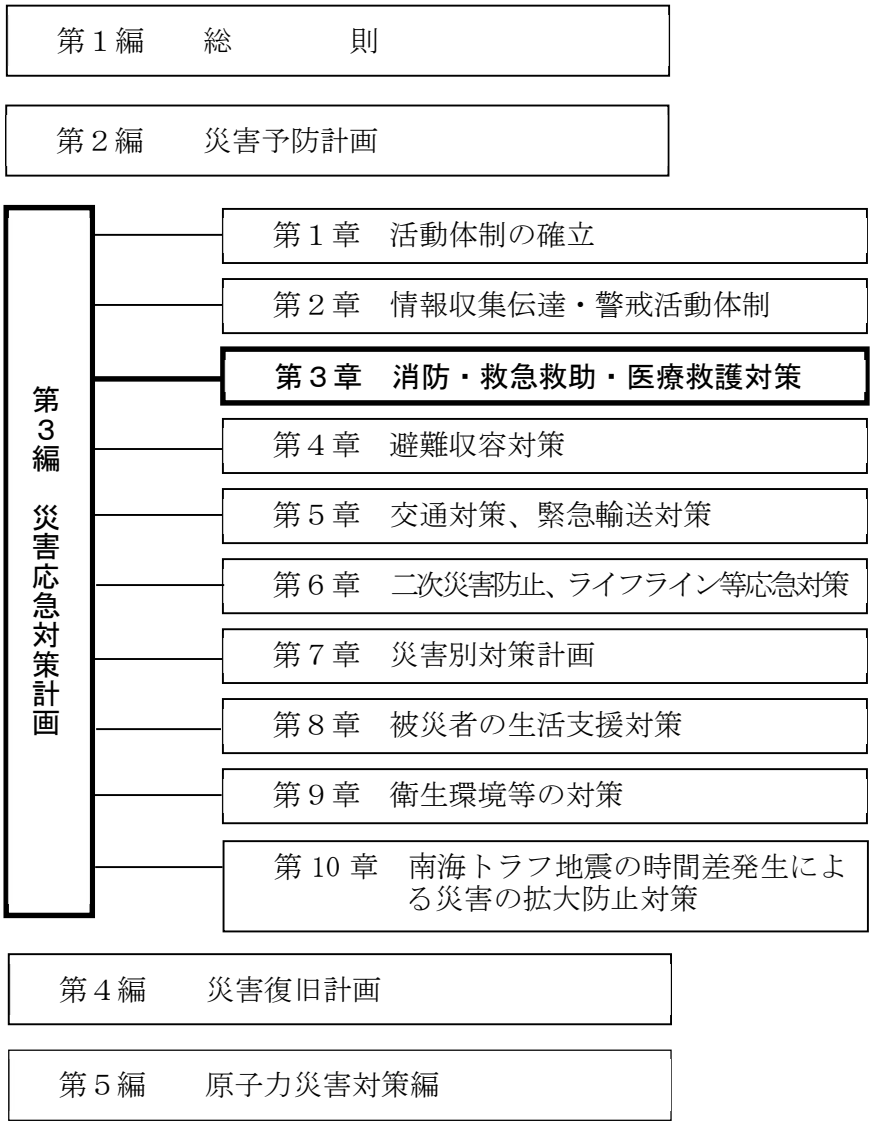

第１節　消防活動 …… 応－63
第２節　医療・救護対策 …… 応－65

第１節　消防活動

災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

第１　東近江行政組合消防本部の活動

１　災害時の消防活動

（１）ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期に発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。

（２）消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報収集計画を確立する。

（３）災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。

（４）道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。

（５）木造建築物の密集地等の火災の拡大危険地域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域および避難所の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。

（６）消防機関の相互応援に関しては、消防機関の相互の応援協力体制を強化する。

（７）災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用方法についてあらかじめ検討しておく。

（８）林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県本部に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

２　災害対策本部との連携

東近江行政組合消防本部は、被災状況、救助・救護活動の状況、火災および消火活動の状況等について、災害対策本部と緊密な連携・連絡体制を確保し、情報の交換および応急対策活動を行う。

第２　消防団の活動

災害発生後の消防団員の初動体制、初期の消防活動の実施計画等を定める。消防団は、地域に密着した防災機関として各分団それぞれの受け持ち区域の住民に対し出火の防止、初期消火、応急救護等の指導を実施するとともに、火災に対しては消防署と連携して現有装備を活用した消防活動を行う。

第３　広報等

情報班は、各区担当者や関係機関からの情報を集め、広報班によって、出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。

第４　応援要請に関する計画

１　他市町との相互協力

本町は、東近江行政組合消防本部の管轄となっている。東近江行政組合消防本部の消防力によっても、的確な対応が困難な場合、「滋賀県広域消防相互応援協定」および「滋賀県広域消防相互応援基本計画」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」により相互応援を行う。

（１）滋賀県広域消防相互応援協定

この協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

①災害の発生場所および概要
②必要とする人員、車両および資機材
③集結場所、活動内容および連絡担当者
④その他必要事項

（２）滋賀県下消防団広域相互応援協定

この協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

①災害の発生場所および概要
②必要とする人員、車両等
③集結場所、活動内容および連絡責任者
④その他必要事項

２　他府県消防隊の応援要請

（１）災害時における他府県消防隊の応援要請（消防組織法第 44 条）の必要が見込まれる場合は、次により行う。

町長は、他の府県消防隊の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにし、知事に要請する。（後日文書提出）

①火災の状況および応援要請理由
②応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
③応援要請を行う消防隊の種別の人員
④町への進入経路および集結（待機）場所

（２）他府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡窓口等を設け、受入れ態勢を整えておく。

①応援消防隊の誘導方法
②応援消防隊の人員、器材数、指導者等の確認
③応援消防隊に対する、給食、仮眠施設等の手配

（３）消防庁長官への要請

町長から他府県の応援要請を求められた場合、知事はすみやかに（１）の事項に応援要請を希望する府県名を付し、消防庁長官に要請し、その結果を直ちに町長に連絡をする。

第２節　医療・救護対策

第１　医療・救護の体制

１　実施者

災害時における医療および助産は救護班（保健・医療担当）が医師会等の協力を得て行う。

２　医療・救護体制の整備

町本部（救護班保健・医療担当）は、近江八幡市蒲生郡医師会、地元医療機関の協力を得て、町の医療救護班を編成する。

３　構成員および役割

構成員等	役　　割
救護班保健・医療担当（町）	①医療救護本部の設置および運営に関すること ②医療救護所等の開設および運営に関すること ③医療関係団体との連絡調整に関すること ④県等への応援要請に関すること ⑤その他医療行為を除く応急医療に関すること
近江八幡市蒲生郡医師会	①医療救護班、こころのケアチームの編成および医療救護活動に関すること
歯科医師会	①歯科医療救護班の編成および歯科医療救護活動に関すること

４　県への救護要請

町の救護班のみでは応急対策が困難であると救護班長が判断した時は、滋賀県保健医療調整東近江地方本部を通じて、滋賀県保健医療福祉調整本部に必要な支援を要請するとともに、日本赤十字社滋賀県支部にも応援協力を要請する。

５　救護活動

（１）町本部（救護班保健・医療担当）は、災害の状況に即応し、医療救護班の出動により救護活動を行う。町の能力で収拾できないときは近江八幡市蒲生郡医師会あるいは最寄りの医療機関や近江八幡市立総合医療センター等に応援を要請するとともに、滋賀県保健医療調整東近江地方本部に応援協力を要請する。

（２）町本部（救護班保健・医療担当）は、被災地の状況に応じ、竜王小学校、竜王西小学校、総合運動公園等に救護所を設置する。なお、医療救護の本部は、竜王町保健センターとする。

なお、救護所の設置は、以下の点等を考慮する。

①災害による負傷者が多数で、現地での応急処置やトリアージが必要な場合

②現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

③被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

（３）町本部（救護班保健・医療担当）は、医療救護班を出動させることが困難なとき、（１）により医療救護に係わる協力要請を行う。また、災害の規模等によっては、医療救護班を派遣することなく医療機関において、罹災者の救護を行う。

（４）町は、滋賀県保健医療調整東近江地方本部を通して滋賀県保健医療福祉本部に医療救護に関する協力要請を行う。滋賀県保健医療福祉本部は、その他自ら必要と認めたときは滋賀県医師会等の救護活動に関する協定締結団体、他府県等に必要な医療救護班の派遣を要請する。

第２　医療救護の対象、範囲等

１　対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ、災害のため医療の途を失った者であること。

２　範囲

応急的なものは次のとおりとする。

（１）診察・トリアージ

（２）薬剤または治療材料の支給

（３）処置手術、その他治療および施術

（４）病院または診療所への収容

（５）看護

竜王町内医療機関　　令和５年６月現在

医療機関名	住所	電話番号
あえんぼクリニック （竜王町　国民健康保険診療所（医科））	竜王町大字山之上 5572	0748-57-0610
竜王町　国民健康保険診療所（歯科）	〃　綾戸 239-1	0748-57-1133
医療法人滋賀家庭医療学センター　どらごんクリニック	〃　須恵 814-93	0748-58-2932
医療法人滋賀家庭医療学センター　弓削メディカルクリニック	〃　弓削 1825	0748-57-1141
かりもと整形外科クリニック	〃　小口 1658-1	0748-28-1100
石塚内科クリニック	〃　小口 1658-1	0748-58-0025
加納歯科医院	〃　山面 35-158	0748-58-2567
金谷歯科医院	〃　山之上 4599	0748-57-8287
平田歯科医院	〃　山之上 3456	0748-57-0600
コウ歯科クリニック	〃　小口 1658-1	0748-26-5588

救急告示病院　　令和２年３月現在

医療機関名	所在地	電話
国立病院機構　東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	0748-22-3030
東近江敬愛病院	東近江市八日市東本町 8-16	0748-22-2222
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町1379	0748-33-3151
湖東記念病院	東近江市平松町2-1	0749-45-5000
東近江市立能登川病院	東近江市猪子町191	0748-42-1333
日野記念病院	蒲生郡日野町上野田200-1	0748-53-1201

第３　助産救護の対象、範囲等

１　対象

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前または以後の７日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者。

２　範囲

（１）分娩の介助

（２）分娩前および分娩後の処置

（３）脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

第４　こころのケアチームの業務

災害には、生命や財産の損害への対応とともに、こころのケアの視点が重要である。このため、災害等による被害事案に専門チームを派遣し、組織的かつ継続的な危機介入を行い、精神的な二次被害の拡大防止のためのこころのケアを行う。

（１）被災者の心理的影響についての情報の収集

（２）心のケアを必要とする人へのケアの提供

（３）その他、地元地域の要請に応じた支援

第５　医薬品、医療資機材の調達

１　町本部（救護班保健・医療担当）は、医療および助産救護活動に必要な医薬品等について、備蓄医薬品等の活用を図るとともに、町内医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材等を調達・確保する。それでもなお、医薬品が不足する場合は、滋賀県保健医療調整東近江地方本部に供給の要請を行う。

２　医薬品等の受入れ、一時保管場所は、保健センターとする。

第４章　避難収容対策

章の体系

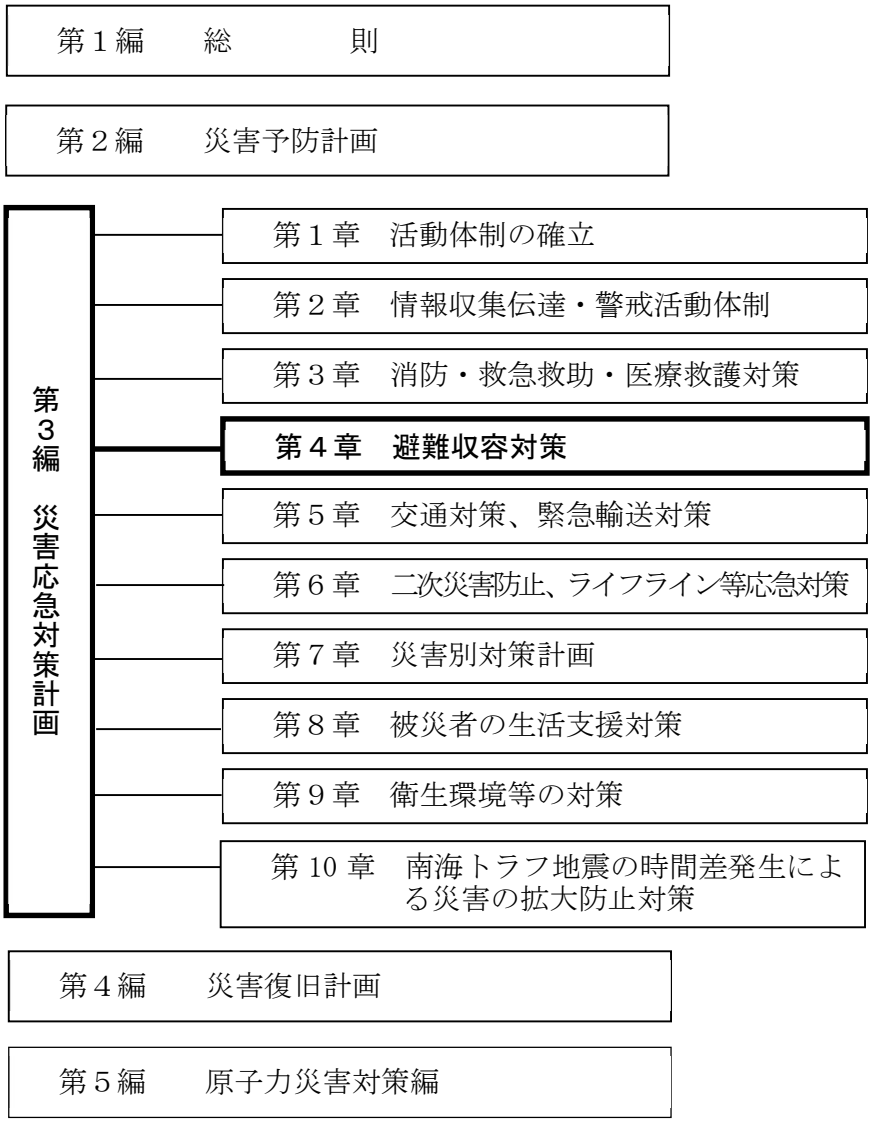

第１節　避難対策 …… 応－69
第２節　避難所の開設・運営 …… 応－82
第３節　要配慮者対策 …… 応－86

第１節　避難対策

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

＜風水害時等の避難行動＞

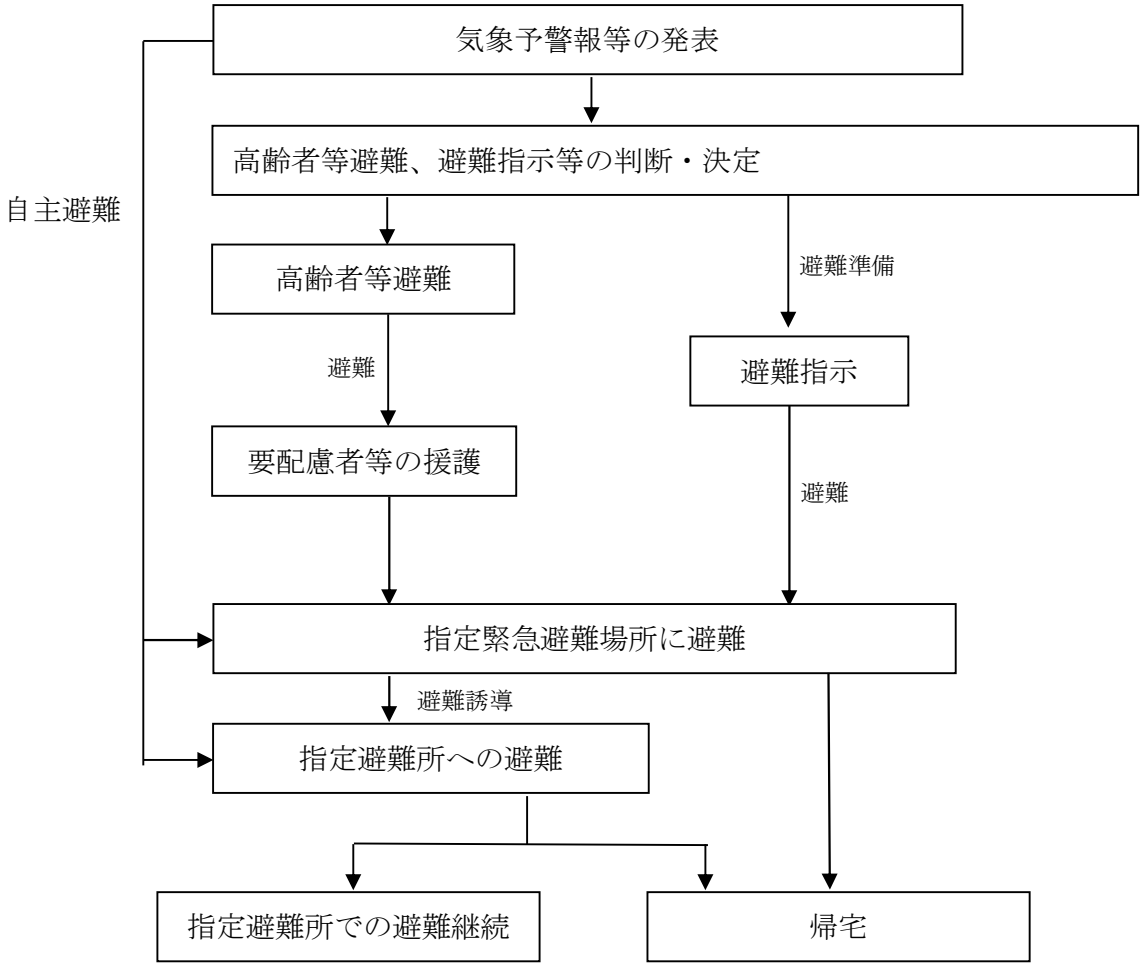

第１　事前避難

町は災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては避難所、避難経路、避難の方法等を周知徹底し、災害時の積極的な自主避難体制を指導する。

危険が予想される区域の住民に対して避難準備を行うよう広報し、広報班が実施する。

＜震災時の避難行動＞

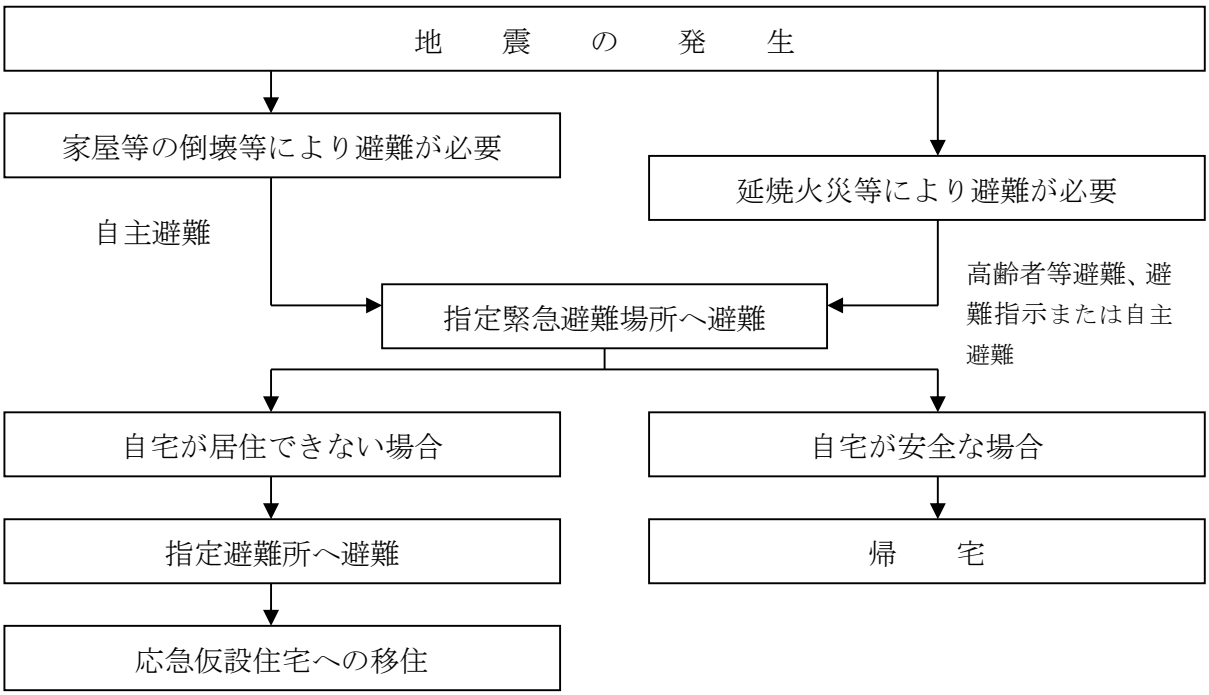

第２　避難指示等の実施

１　実施責任者と基準

実施責任者、措置、実施の基準は次のとおりである。

避難指示等発令の詳細な基準は、「避難指示等の判断伝達マニュアル」で定めるものとする。

	実施責任者	措　置	実施の基準
高齢者等避難	町　　長	要配慮者等に対する立退き勧告、立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められる場合。
避難指示	町　　長 （災害対策基本法 60 条）	立退きおよび立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 （水防法 29 条、地すべり等防止法 25 条）	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 （水防法 29 条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警　察　官 （災害対策基本法 61 条 警察官職務執行法４条）	立退きの指示 警　　告 避難等の措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発しまたは特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に必要な限度で避難の措置をとる。

	実施責任者	措　置	実施の基準
	自　衛　官 （自衛隊法 94 条）	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合にかぎり、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保	町　　長 （災害対策基本法 60 条）	緊急安全確保措置	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぼすおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
避難指示にあたっての助言 （災害対策基本法第 61 条の２）		指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、避難指示に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	
知事による避難の指示等の代行 （災害対策基本法第 60 条第６項）		知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部および一部を代行する。	
避難指示の解除にあたっての助言 （土砂災害防止法第 32 条）		国土交通大臣または知事は、避難指示の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。	

※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

避難指示等の基準（洪水）

区　分	基　　準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	○氾濫が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
【警戒レベル４】 避難指示	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ○　氾濫危険情報が発表されたとき（基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき） ○　破堤につながるような漏や亀裂等を発見した場合 ○　強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○　既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から住民の避難が必要と考えられる場合 ※ただし、上記の場合においても、夜間などにおいて、既に河川が氾濫するなど、住民に立ち退き避難を求めることで、かえって危険性が高まる状況下では、新たに避難指示を行わない。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ○　基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれている場合 ○　高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○　既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から要配慮者の避難が必要と考えられる場合

避難指示等の基準（土砂災害）

区　分	基　　準

【警戒レベル５】 緊急安全確保	○土砂災害が発生した場合
【警戒レベル４】 避難指示	以下の何れかの条件に該当するとき、今後の降雨量および地域の状況を総合的に考慮し発表する。 ○近隣で土砂災害発生の前兆現象が発見されたとき ○土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害等の著しい危険が切迫しているとき ○今後２時間以内に土砂災害が発生する降雨水準に達する見込みがある場合（県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度で薄紫が表示）で、特に著しい降雨が予測され、土砂災害発生の危険が大きくなった場合
【警戒レベル３】 高齢者等避難	以下の何れかの条件に該当するとき、今後の降雨量および地域の状況を総合的に考慮し発表する。 ○大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害発生のおそれがある場合 ○今後２時間先までの降雨予測結果が土砂災害に警戒を要する降雨水準に達した場合（県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度で赤が表示）

２　避難指示等の伝達

（１）伝達内容

町本部は、自ら避難の指示等を行った場合、あるいは他の機関からその連絡を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して、次の内容等を周知する。その際、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

・要避難地域
・避難先
・避難理由
・避難経路
・避難時の注意事項

（２）伝達方法

①防災行政無線、竜王町公式アプリ「しるみる竜王」による広報による広報

②広報車等による広報

広報班は、広報車等により避難対象地域に高齢者等避難、避難指示を広報する。対象地域が広く広報班だけでは迅速に対応できない場合は、他班の協力を要請する。

③自主防災組織、自治組織を通じた戸別伝達

広報班は、避難対象地域の自主防災組織または自治組織の代表者（連絡担当者）に電話等で高齢者等避難、避難指示を伝達するとともに、必要に応じて戸別の伝達を行

うよう要請する。伝達を受けた自主防災組織または自治組織の代表者は、それぞれの連絡網により、避難対象世帯への伝達を徹底する。

３　県に対して助言の要請

町長が知事に対して避難指示について助言を求める窓口は、次のとおりとする。

（１）洪水関係（県管理河川関係）

土木交通部流域政策局または東近江土木事務所

（２）土砂災害関係

土木交通部砂防課または東近江土木事務所

４　避難指示等の通知

高齢者等避難、避難指示を行ったものは、必要な事項を関係機関へ通知する。

（１）町長の措置

町長（情報班）→県知事（防災危機管理局）

（２）警察官の災害対策基本法に基づく措置

警察官→警察署長→町長（情報班）→県知事（防災危機管理局）

（３）警察官職務執行法に基づく措置

警察官→警察署長→県警察本部長→県知事（防災危機管理局）→町長（情報班）

（４）自衛官の措置

自衛官→町長（情報班）→県知事（防災危機管理局）

自ら高齢者等避難、避難指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、すみやかにその内容を住民に対して周知する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

第３　警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

設定権者	災害の種類	内　容　（　要　件　）	根拠
町長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第４条
自衛官	災害全般	町長等、警察官および海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法 第 63 条

消防吏員または消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する 同法第28条
水防団長、水防団員、または消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急に必要がある場所において	水防法第21条
県知事による応急措置の代行		町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条

（注）警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があった時は警戒区域を設定できる。

第４　避難者の誘導

町長、警察官、水防管理者等避難指示権者は避難者の誘導にあたり次の措置を迅速、確実に行う。また、指定緊急避難場所を災害種に応じ、適宜、開設する。

日野川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合に浸水が想定される避難場所については、そのおそれがある場合には、町は該当する区域、避難場所の住民に対し洪水浸水想定区域外への避難を呼びかける。

指定緊急避難場所：第２編第２章第４節第２避難路・避難場所選定　参照

１　避難順位

（１）要配慮者

（２）防災活動従事者以外の者

（３）防災活動従事者

２　避難準備および携行品等の制限

（１）避難に際して、火気および危険物の始末を完全にする。

（２）家屋の補強および家財の整理をする。

（３）避難者の携行品について次の措置をとる。

・緊急の場合

現金、貴金属以外は日用品、身廻品を最小限にする。

・時間的余裕があると認められる場合

緊急の場合を上回り、避難秩序を乱さない範囲にする。

３　避難路の選定

（１）避難路は緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分選定する。

（２）避難路には消防団員等を配置する。

（３）必要に応じ誘導標識、誘導灯を設ける。

（４）避難路上の障害物等を除去する。

４　避難者の確認

（１）高齢者等避難、避難指示を発した地域に対しては避難終了後すみやかに警察官、

消防団員等によるパトロールを行い、立退き遅れた者等の有無の確認を行うものとする。

（２）警察官は、避難指示に従わない者について、説得に努め状況に応じては必要な限度で強制措置をとる。

（３）町は、地元警察署、消防署、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者支援マニュアルに基づき、要配慮者の避難誘導を行う。発災時には要配慮者の同意の有無に関わらず、庁内避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行えるように努める。

５　学校等の避難対策

（１）避難誘導

校園長は火災、地震、風水害等のあらかじめ定めた避難計画に基づき、校園内外の状況を把握して教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

教職員は校園長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って適切な避難経路により、避難場所に児童、生徒を安全に誘導する。

（２）避難指示等の周知

校園長は職員および児童、生徒等に対する避難の指示はサイレンまたはマイク等によりその周知徹底を図る。校園長は児童、生徒等に対する避難の指示を発したときは、ただちに町、警察、消防署等にその旨を連絡する。

（３）引き渡し

児童、生徒を自治会（区）別に班を編制し、校園内で保護者に引き渡す。ただし、水害等において、次の事項に該当する場合は、校園内で保護し、引渡し可能な状態になるまで待機させる。

①保護者が迎えにこられない場合
②学校等の施設が指定避難所である場合
③からの情報に基づいて安全に経路が確認できない場合
④保護者等の避難状況によって混乱が生じる場合

６　事業所等の避難対策

（１）避難誘導

多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

管理者は施設内等に安全な避難所がない場合には、ただちに町長、警察署長に連絡し、その指示に従って避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には町等の応援を得て誘導を行う。

（２）移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合は、町等の車両の応援を得て移送を行う。

（３）避難所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

７　社会福祉施設の避難対策

（１）社会福祉施設の長は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施するものとする。

（２）社会福祉施設の長は、避難所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに移送を行うものとする。

（３）町本部（救護班）は、県本部の指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

８　土砂災害警戒区域等における避難対策

町内には、土砂災害警戒区域および土砂災害警戒特別区域が指定されており、以下の避難対策を行う。

（１）警戒避難体制の整備

情報班、広報班および応急対策班が、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助、その他土砂災害を防止するために必要な避難体制に関する事項を行う。

情報は、竜王町公式アプリ「しるみる竜王」、電話等により当該地区の住民、自治会（区）、消防団、自主防災組織等へ行い、確実に当該地区の住民に伝達されるよう実施する。

（２）要配慮者対策

現在、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設はない。今後、警戒区域の追加、施設の立地があった場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法を定める。

（３）土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で重要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（４）その他

土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においても、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずる。

９　浸水想定区域内における避難対策

日野川に係る洪水浸水想定区域内および地先の安全度マップの洪水浸水想定区域にあ

る主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設および当該施設への洪水予報等の伝達方法は、次のとおりとする。

＜洪水予報等の伝達＞

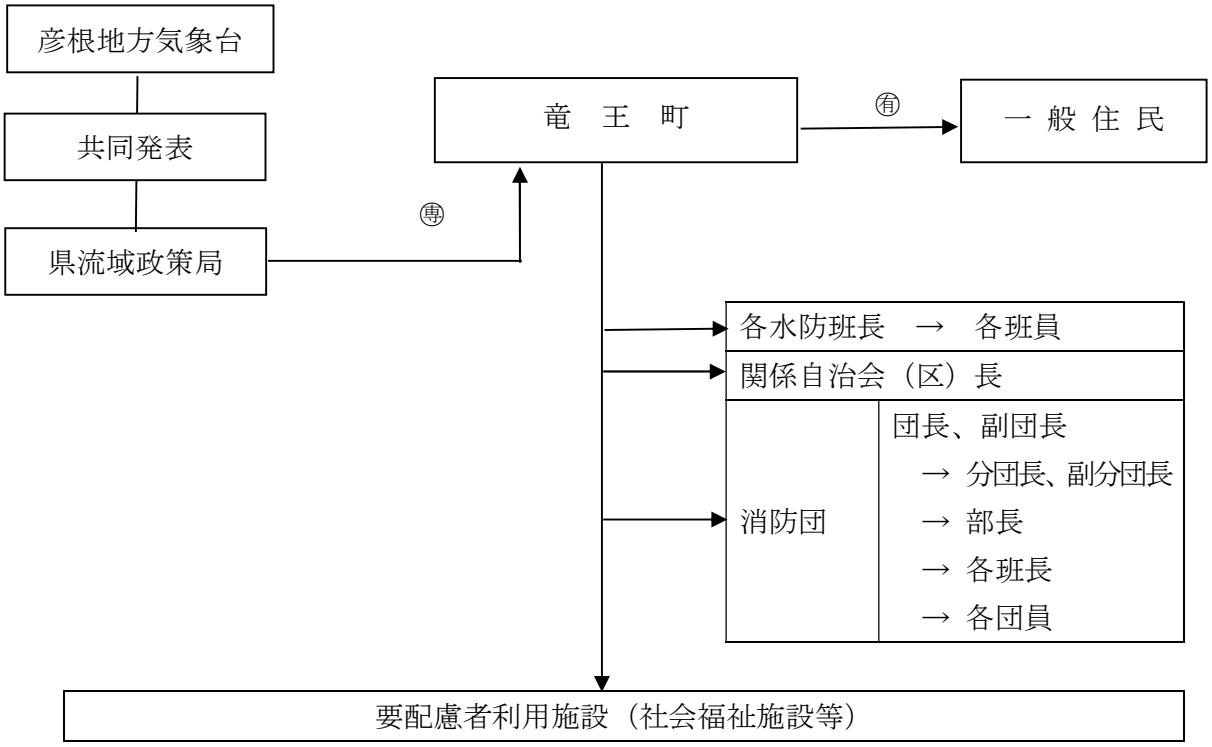

㊐：専用電話・滋賀県土木防災情報システム、㊒：有線電話機等

要配慮者利用施設は、資料編 1-20 参照

第５　広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて災害対策本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕または県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請するものとする。

１　県内における広域一時滞在の実施

（１）本町の実施事項

本町が被災した場合、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。

（２）協議先市町の実施事項

本町から（１）の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、

被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

ア　自らも被災していること

イ　被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと

ウ　地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

エ　その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

２　県外における一時滞在

（１）本町の実施事項

本町が被災した場合、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

（２）県本部の実施事項

ア　（１）で被災住民の他府県等への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、南海トラフによる地震等で、関西広域連合の枠組みによる受け入れ調整が困難なときは、隣接府県または応援協定を締結している中部９県１市等と協議する。

イ　県本部は、関西広域連合等から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を本町に通知するとともに、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

３　他府県等からの協議

（１）県本部の実施事項

ア　県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。

イ　県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。

４　県外避難者の受け入れ

３の他府県等からの協議による広域一時滞在を実施するとき、もしくは災害対策基本法には基づかないが県外からの避難者が現に発生し対応が必要なときは、次のとおりとする。

（１）県による広域避難所の設置と運営

広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定する避難所の利用を原則とし、県は運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等を鑑み、市町による避難者の受入体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。この場合、市町による避難所が開設されていない県有施設等を用いる。

（２）相談窓口の設置

県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。

５　避難者への支援

（１）県外避難者情報の収集

県本部は、避難者の支援に資するため、町本部を通じて県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

（２）県外避難者への総合的な支援

県本部および町本部は、自主防災組織、自治会（区）、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

（３）県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県本部および町本部は、社会福祉協議会やボランティア、ＮＰＯ等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

６　自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努めるものとする。

第６　帰宅困難者対策計画

災害による交通機関の停止等で、滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、町本部は県本部と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、観光施設や商業施設周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

１　帰宅困難者への支援の実施

（１）帰宅困難者への情報提供

県本部や町本部は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

＜帰宅困難者に伝える情報の例＞

・被害状況に関する情報（建物被害、警報発令状況、人的被害、ライフライン被害等）
・鉄道や高速道路等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

（２）一時滞在施設の確保

町本部は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない道の駅など公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。なお、受け入れにあたっては、要配慮者の受け入れを優先する。

（３）一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

（４）災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

（５）学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

（６）企業における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

①　企業等は、事業所防災計画や事業継続計画等において、従業員等の施設内待機等に係る計画を定めておく。その際、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の対応についても、定めておく。

②　企業等は、施設内待機等に係る計画などを、冊子等（電子媒体を含む）により、あらかじめ従業員などに周知しておく。

③　従業員等を、企業等の施設内に一定期間安全に待機させることができるよう、水、食料、毛布、簡易トイレ、燃料（非常用発電機）のための燃料）などをあらかじめ備蓄しておく。

④　発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からのオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策に努める。

（７）徒歩による帰宅への支援

県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。町は県に協力し、帰宅者を支援する。

（８）外国人観光客への情報提供

外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、「関西広域災害時外国人観光客対策ガイドライン」を参考に、関係機関との連携の仕組みを構築し、災害時の外国人観光客の安全を確保する。

※ 資　料

１　避難情報等と居住者等がとるべき行動　（資料編１－17）
２　土砂災害の前兆現象　（資料編１－18）

第２節　避難所の開設・運営

第１　避難所の開設

（１）町は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれがある者で、避難しなければならないものを一時的に収容するため、安全かつ適切な場所を選定し、指定避難所を開設する。指定避難所は、災害が発生した地域を考慮し、適宜選択して開設する。なお、被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。

指定避難所：第２編第２章第４節第２避難路・避難場所選定　参照

（２）指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

（３）さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

（４）町は、指定避難所を開設した時は、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

（５）収容施設の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。

第２　福祉避難所（福祉避難室）の設置

町は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に指定を進める。対象が、民間施設等の場合、協定を結ぶ等、設置に向けた推進を図る。

福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設や養護学校等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、公的な宿泊施設や民間のホテル、旅館等を避難所として借り上げる等の検討を行う。

１　選定基準（避難所の条件に付加）

ア　冷暖房設備
イ　通風・喚起の確保
ウ　入浴設備
エ　段差の解消、スロープ・手すり・誘導装置・障がい者用トイレの設置等、施設のバリアフリー化
オ　情報関連機器
カ　その他必要と考えられる施設設備

２　選定参考施設

ア　老人福祉等の施設
イ　障がい者支援施設等の施設
ウ　保健センター
エ　指定避難所（小・中学校、公民館等）

３　福祉避難所の広域利用

県は、福祉避難所を必要とする要配慮者が市町域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）する場合に備え、広域避難計画に基づき、あらかじめ県内の福祉施設について受入可能人数等を把握し、施設管理者の同意を得ておく等、福祉避難所の広域利用について計画することになっており、町はそれに協力する。

第３　避難所開設の報告

１　町長

町長は、避難情報（自主避難、高齢者等避難、避難指示）の発令（開始）および解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を県本部に報告する。

又、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、ＦＡＸ、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

なお、避難所を開設した際は、近江八幡警察署長に対しても報告を行う。

［県等へ報告すべき事項］

ア　発令日時（避難開始日時）
イ　解除日時（避難終了日時）
ウ　避難区分（自主避難、高齢者等避難、避難指示、解除）
エ　避難対象地域
オ　避難先施設名
カ　避難先住所
キ　応急救護所設置の有無
ク　避難対象世帯
ケ　避難世帯
コ　避難人数
サ　避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報
シ　その他参考となる事項

２　避難所責任者

避難所責任者は、罹災者の出入りを確実に把握し、一定時間ごとに町本部へ次の事項を記録し、報告する。

ア　避難所収容者名簿
イ　避難所開設日誌
ウ　物品出納簿

エ　罹災者救助明細書

第４　避難所の運営

（１）町は、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、避難所を運営する。その際には、衛生、プライバシー保護その他生活環境に配慮する。

（２）町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。また、避難所に避難した被災者のほか、在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の把握を行う。

（３）避難所においては、飲料水、食糧、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備、備品を確保する。

（４）避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。

（５）避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女別のトイレ・更衣室を用意する等、男女のニーズの違い（特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等）を考慮する。男女双方の視点等に配慮するため、避難所の運営に女性の参画の促進に努める。

（６）避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を派遣する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施する。さらに、避難所の安全の確保と秩序のため必要な場合には、警察官の協力を要請する。

（７）心の健康（心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等）に関する相談窓口を設置する。

（８）環境の変化等から生じる健康不安（生活不活発病やエコノミークラス症候群など）の早期発見に努める。

（９）被災者生活支援に関する情報を提供する（紙媒体でも可）。

(10) 要配慮者への配慮（下記の事項）

a. 担当職員、ケースワーカー、民生委員児童委員等の定期的な訪問による実態調査

b. 避難者の障害や身体状況に応じた適切な措置を受けられる施設への移送

c. 避難者の事情に応じた保健師、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣

d. 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給

e. 避難行動要支援者名簿と照らし合わせ、未確認の要配慮者を町、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。

f. 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める

g. 町本部は、福祉ニーズに対応するための有資格者の派遣が必要と考えられる場合、県本部に関係団体等との協定に基づき派遣を求めることができる。

(11) 避難所運営マニュアルは以下の内容を含むものとする。

a. 災害対策本部、避難所派遣職員、施設管理者、避難者ごとの役割
b. 避難所・福祉避難所の開設方法
c. 避難所運営委員会の設立とリーダーの選出
d. 災害対策本部との連絡調整
e. 避難者名簿の作成および整理
f. 食料・物資の調達
g. 医療・介護活動
h. 情報収集
i. 避難所開設・閉鎖記録簿等の様式

(12) 飼育動物の対応

a. 災害時におけるペットの取扱いは、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）に基づき、飼い主によるペットの飼養管理を基本する。町は、県および関係団体と連携し、必要な支援を行うよう努める。災害対策本部、避難所派遣職員、施設管理者、避難者ごとの役割
b. 町は、適切な避難行動を推進災害時におけるペットの取扱いは、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）に基づき、飼い主によるペットの飼養管理を基本する。町は、県および関係団体と連携し、必要な支援を行うよう努める。する観点から、指定避難所にペットの同行避難のために必要なペット用スペース等の確保に努める。
c. 身体障害者補助犬については、身体障害者との同伴を原則とし、必要な避難スペース等を確保する。

(13) 指定避難所の感染症対策

感染症の流行時においては、避難者等に対する手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努める。また、感染症の症状がある者の専用スペースやトイレを確保し、他の避難者との動線を区分するなど、感染症の予防・蔓延防止のための対策を行うものとする。

第３節　要配慮者対策

要配慮者の安全確保を図るため、町、県および防災関係機関は、住民および自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の状態に十分合理的に配慮した応急活動を行う。

第１　高齢者、障がい者等対策

（１）災害が発生したとき、直ちに「要配慮者支援マニュアル」に基づき登録された避難行動要支援者登録台帳および庁内で保有する情報により作成した避難行動要支援者名簿により、要配慮者の安否確認、被災状況等の把握を行う。

（２）援護が必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。

（３）町は、県および関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者等へのホームヘルプサービス、ディサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。

（４）町は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話・点字・要約筆記ボランティア等の確保に努める。

第２　児童対策

（１）掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護および町への通報についての協力を呼びかける。

（２）町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

（３）町は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、メンタルヘルスケアを行う。

第３　外国人対策

（１）必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導を行う。

（２）町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。

（３）避難所等に相談窓口を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。

（４）外国語のボランティア等が必要な場合には、県を通じて関係団体等に派遣を要請する。

第４　避難所の対応

（１）定期的に避難所を巡回して、要配慮者を把握するとともに、健康状態やニーズの把握に努める。

（２）高齢者や障がい者のためのスペースを確保し、スロープの確保や情報の提供等に配慮する。

（３）避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

第５　社会福祉施設等の対応

（１）社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、町、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者等の緊急一時受入れを行う。

（２）町は、ライフラインの優先的復旧、水、食糧、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

第６　配慮すべき事項

町は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

（１）多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供

（２）自主防災組織、民生委員児童委員等地域住民の協力による避難誘導

（３）条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応

（４）おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮

（５）手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援

（６）巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施

（７）医療福祉等総合相談窓口の設置

第５章　交通対策、緊急輸送対策

章の体系

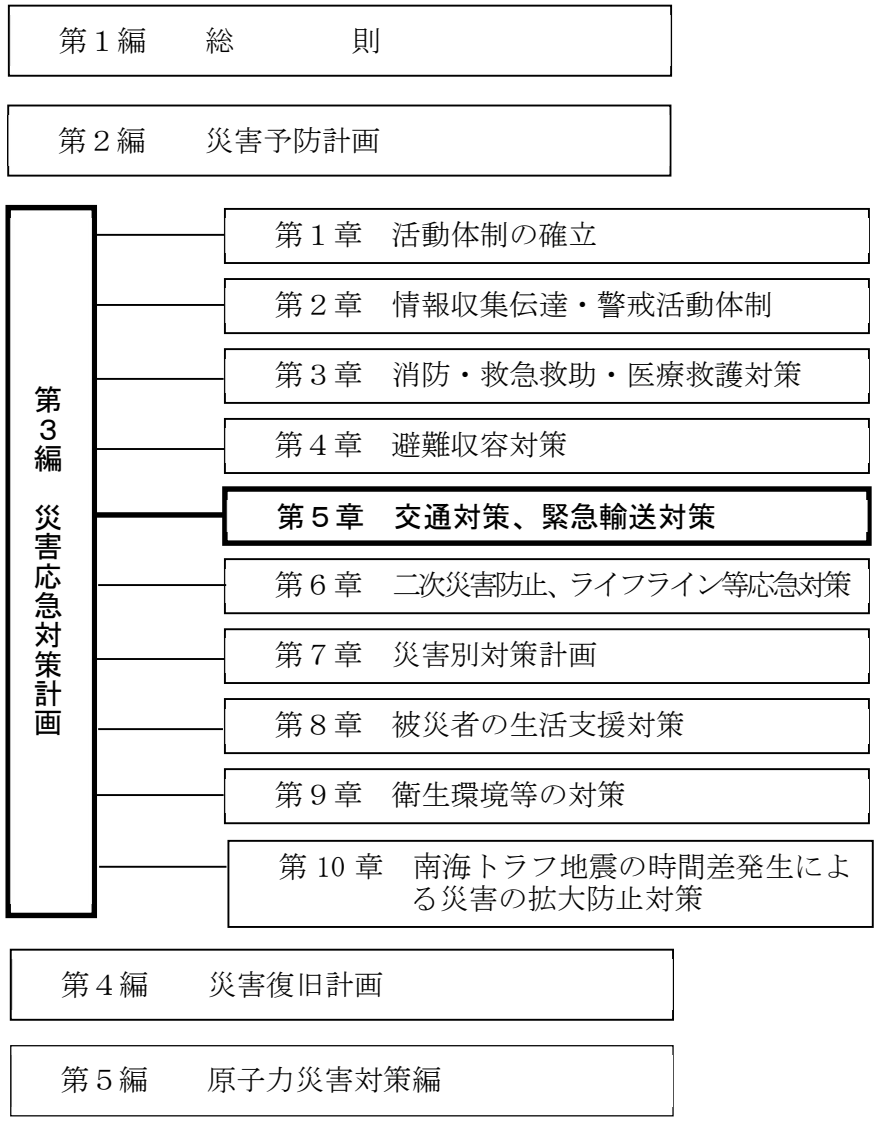

第１節　災害時の警備・交通規制 …… 応－89
第２節　交通輸送対策 …… 応－92

第１節　災害時の警備・交通規制

第１　警備

１　県警察本部の活動

県警察本部は、管内に災害が発生した場合には、災害警備本部を設置して、次の警備活動を行う。

（１）情報の収集・報告
（２）救助救出活動等
（３）避難誘導等
（４）身元確認等
（５）行方不明者等に係る情報等の措置
（６）危険箇所等における避難誘導等の措置
（７）交通規制の実施
（８）報道対策
（９）警察情報システムに関する措置
(10) 社会秩序の維持
(11) ボランティア等との連携

２　町および自主防災組織の活動

町は、自主防災組織や自治会（区）等地域団体と一体となって、地域の安全を維持するため、防犯パトロールに努め、以下の事項に留意する。

（１）居住者のいない被災住宅（避難等を行っているもの）の防犯対策
（２）被災住宅における火災等の発生防止対策
（３）在宅の要配慮者の支援対策
（４）地域社会の安全確保

第２　交通規制

大規模災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急輸送道路を確保する等、被災地および関連道路の交通の安全と円滑を図る。

１　交通状況の把握

県警察本部は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

２　交通規制の実施

（１）災害の発生のおそれがある場合および発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外または道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

（２）災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなどして、緊急輸送道路を確保する。

（３）復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

交通規制の実施フロー

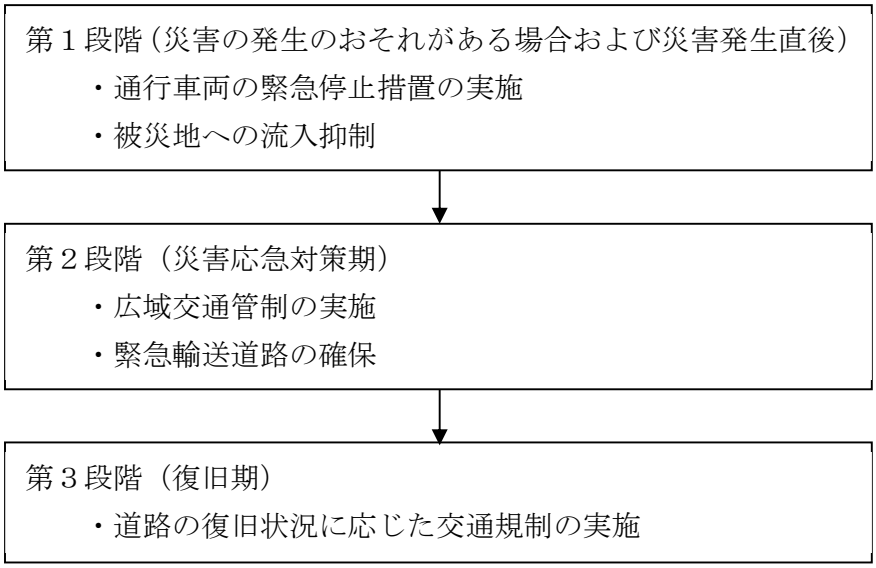

３　緊急輸送道路の確保

（１）緊急輸送道路の指定

高速道路、国道、主要地方道を中心とした緊急輸送道路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

（２）交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

（３）警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対して派遣要請を行う。

４　広域交通管制の実施

大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施する。

５　警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請

緊急輸送道路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請を行う。

６　交通情報の提供

緊急輸送道路の確保と迂回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、パソコン通信、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急輸送道路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

交通規制の実施者

実施者	範　　囲	根拠法
道路管理者	・道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められたとき ・道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第１項
公安委員会	・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき ・災害応急対策に従事するものまたは災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	道路交通法 第４条第１項 災害対策基本法 第 76 条
警察署長	・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第５条第１項
警察官	・道路の破損、火災の発生その他の事由により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

通行禁止区域等における措置

実施者	範　　囲	根拠法
警察官	・通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 ・措置命令に従わないときまたは相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第 76 条の３
自衛官 消防吏員	・警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。行った措置については、直ちに警察署長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第 76 条の３
道路管理者	・規制区間の表示、期間、理由、迂回路など表示を行う。	

第２節　交通輸送対策

災害時における被災者の避難および応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な輸送を確保するため、輸送の対策について定める。

なお、緊急輸送活動時に配慮すべき事項として、人命の安全確保、被害の拡大防止、災害応急対策の優先順位とする。

第１　緊急輸送ネットワークの確保

１　緊急輸送道路

災害予防計画で定めた緊急輸送道路に対して、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路が、ネットワークとして機能するよう早期確保を図る。

緊急輸送道路

種　　別	路　　線　　名	指　　定
第１次緊急輸送道路	一般国道８号（国土交通省管理） 名神高速道路（西日本高速道路㈱管理）	県地域防災計画
第２次緊急輸送道路	一般国道 477 号（滋賀県管理） 小口八重谷線（町管理） 西通り線（町管理） 東西線（町管理）	県地域防災計画
第３次緊急輸送道路	近江八幡竜王線（滋賀県管理） 綾戸東川線（滋賀県管理） 春日竜王線（滋賀県管理） 小口川守線（滋賀県管理） 桜川西竜王線（滋賀県管理） 彦根八日市甲西線（滋賀県管理） 一般国道 477 号（滋賀県管理） 水口竜王線（滋賀県管理） 竜王石部線（滋賀県管理） 仁殿線（町管理） 谷川線（町管理）	町地域防災計画

２　輸送拠点

陸上輸送による県外などからの緊急物資の受入れ・積替・配分等を行う輸送拠点は、一定以上の面積を有することのほか主要幹線道路との交通が容易である場所として、道の駅「竜王かがみの里」とする。

避難住民や傷病者・患者の輸送においては、物資に係る輸送拠点を同様に利用する。陸上輸送においては、多数の住民の広域避難を行う等、特に輸送拠点を設ける必要があ

る場合は、必要に応じて山之上地域防災拠点施設、竜王西部地区防災拠点施設を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

３　ヘリポート

航空法によってヘリコプターの発着が認められた用地について指定する。

本町では、学校および町防災センター等とする。

緊急ヘリポート候補地

1	竜王町総合運動公園	
2	竜王町防災センター	※
3	竜王小学校	※
4	農村運動広場	※
5	竜王中学校	※
6	竜王西小学校	※
7	竜王西部地区防災拠点施設	
8	山之上地域防災拠点施設	※

※ 水害時には浸水の可能性があるため注意を要する。

４　備蓄物資の輸送

県は、備蓄倉庫にあらかじめ確保している食糧、生活必需品等の緊急物資を滋賀県トラック協会との連携により、あらかじめ町に定める地域内輸送拠点（道の駅「竜王かがみの里」）まで輸送する。

町は、配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会、自主防災組織、自治会（区）等の協力を得て、第３次緊急輸送道路によって、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配布する。

第２　交通の確保

１　情報の収集

町内で災害が発生した場合に、町は、警察、自衛隊、住民、企業の協力を得て道路の被害状況について情報の収集を行う。主要道路については、県に被害状況を報告する。

２　応急対策の実施

迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合および緊急輸送道路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。また、道路の応急復旧を実施する。その際、緊急輸送道路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力する。

３　緊急輸送のための交通の確保

（１）道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

（２）道路啓開等

①道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

②国土交通大臣は、道路管理者である県および市町に対し、知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

第３　緊急輸送用機器および要員の確保

１　緊急通行車両の取扱い

（１）道路整備特別措置法第 12 条の規定により料金を徴収しない緊急自動車が災害時に緊急輸送等のため通行するときは、緊急通行車両として知事または県公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書および標章によることとし、通行取扱いについては滋賀県道路公社または西日本高速道路㈱の指示によるものとする。

（２）道路整備特別措置法施行令第６条の規定に基づく建設省告示（昭和 31 年建設省 1695 号）による災害救助、水防活動または消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し必要に応じて通行証の交付をうけるものとする。

（３）災害対策基本法関係

災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会は災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、道路の区間、区域を指定し緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行うものとする。

２　車両および陸上輸送要員の確保

（１）車両等の確保

避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、民間業者等の車両を調達し緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

（２）陸上輸送要員の確保

①「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定」に基づき滋賀県トラック協会から車両および要員を確保する。

②自衛隊、県、近隣市町に対して人員および物資の輸送について支援要請を行う。

３　航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員の要請

町が実施する緊急輸送のため、次の方法により航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を要請する。

（１）県の保有する防災ヘリコプターに航空輸送を要請する。

（２）自衛隊に対して航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。

（３）ヘリコプターを保有する民間企業等に対して応援要請を行う。

※ 参　照

１　緊急輸送道路、ヘリポート候補地位置図

〔第２編第２章第６節　緊急輸送体制の整備　Ｐ予－53〕

※ 資　料

１　緊急通行車両の標章、確認証明書　（資料編２－13）

第６章　二次災害防止、ライフライン等応急対策

章の体系

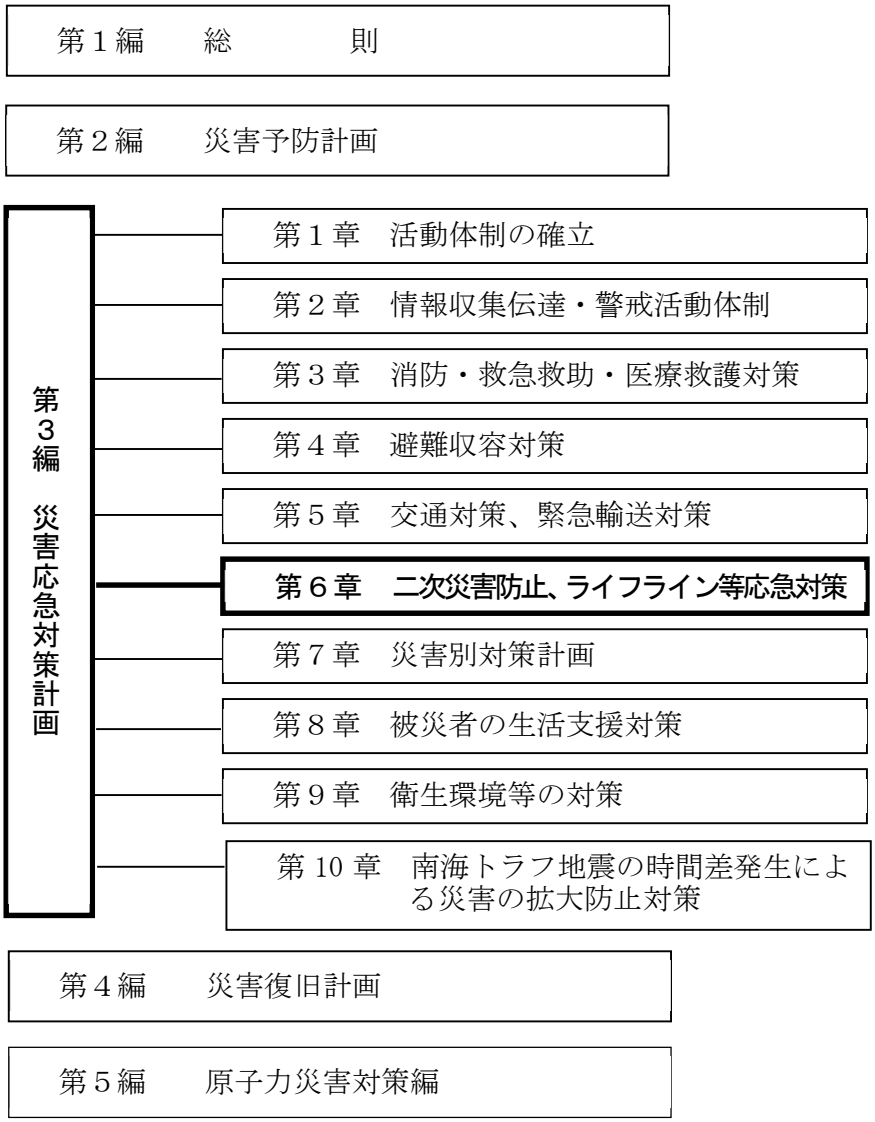

第１節　二次災害防止対策 …… 応－ 97
第２節　公共施設等応急対策 …… 応－ 98
第３節　ライフライン応急対策 …… 応－101
第４節　農林業応急対策 …… 応－105

第１節　二次災害防止対策

地震発生時の被害を最小限に止めるため、余震または降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講じる。

第１　土砂災害対策

（１）町および県は、余震または降雨等による二次災害を防止するため、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所等の応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

（２）町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

第２　被災建築物等への対応

（１）町は県と連携し、被災した建築物等について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士等により応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断されたものについては、建築物の使用制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

（２）住民は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物または工作物による被害の発生または拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、または危険建築物に近づかないようにする。また、その場合において、危険建築物等の所有者または管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

第３　被災宅地への対応

（１）大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、県知事により認定・登録された被災宅地危険度判定士の協力により、迅速かつ的確に被災宅地危険度判定を実施することにより、二次災害の軽減・防止し、町民の安全確保を図る。

（２）「危険」または「要注意」と判定された宅地については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を町民に対して周知する。

第２節　公共施設等応急対策

道路、河川などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活および社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

第１　道路施設

１　調査・点検

町の管理する道路について、災害発生後直ちに調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握する。

県および国の管理する道路については、それぞれの管理者が行うものであるが、町への要請がある場合は、調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保する。

２　通行者の安全対策

災害により道路施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるときは、通行禁止および制限ならびにこれに関連した応急対策についての計画を定め直ちに活動にはいる。

３　応急復旧

災害による被害施設の早期復旧を図り、併せて災害の再発を防止するための施設の新設、または改良を行う等将来の災害に備えた事業を行う。

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、すみやかに県に被害状況を報告する。

なお、応急復旧は、緊急輸送道路を優先することを基本に、緊急に確保すべきルートを選定する。

第２　河川、ため池等

１　応急措置

河川、ため池、内水排除施設については、水防活動と平行して管内の施設、特に工事中の箇所および危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置をとる。

内水氾濫等が生じている場合は、排水を確保するとともに、内水排除施設の応急復旧を緊急に行うものとする。

なお、農業用ため池についての地震用臨時点検は、次のとおりとする。

（１）　堤高 15m 以上のため池については、ため池地点周辺が震度４以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。

（２）　地域防災計画に記載されたため池は、ため池地点周辺が震度５弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。

２　施設の応急復旧

河川施設および内水排除施設の応急復旧については、県の指導のもとに実施する。
ため池の応急復旧については、ため池所有者と協議の上、県に報告して実施する。

第３　砂防、急傾斜地崩壊防止施設、治山、林道施設

町および県は、砂防、急傾斜地崩壊防止施設、治山、林道施設等について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

第４　公共施設

１　庁舎の応急措置

庁舎では、災害時にあっても住民への行政サービスを継続する必要があり、被災した場合は直ちに応急措置をとり、施設の利用を可能にする。

（１）被災直後の点検と応急復旧

①執務場所および所管する施設・設備の点検を行う。

②被害が軽微な時は修理し、被害が著しい場合は、危険箇所について立入禁止等の緊急の保安措置を講ずるとともに、町内の建設業者等の協力を得て、応急復旧を行う。電気・ガス・通信等が被災した場合は、それぞれの関係機関と連絡をとり、応急復旧を行う。

（２）応急復旧が困難な場合の措置

①被災の程度が大きく、応急復旧では対応できない場合は、代替施設および仮庁舎の建設を決定する。

②災害発生直後から仮庁舎が建設されるまでの間は、代替施設において災害応急対策および日常の業務を遂行する。

（３）庁舎の再建までの間は、業務を仮庁舎で行うものとし、早期に仮庁舎の建設に取り組むものとする。仮庁舎完成後は代替施設から仮庁舎に移転する。

２　庁舎等における通信機器の点検および応急復旧

災害の発生のおそれがある場合または災害発生後、直ちに町防災行政無線親局、町内に分散配置した屋外拡声装置、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等の通信機能を点検し、支障を発見した場合は、直ちに施設・設備の応急復旧を行う。

（１）災害の発生が予想される場合

①要員の確保

②予備電源用燃料の確保

③機器動作状態の監視の強化

④IP 無線の配置

⑤局舎、機器等の保護強化

（２）通信施設が被災した場合

①IP 無線による臨時無線通信回線の設定

②職員による仮復旧の実施

③容易に復旧できない場合は、業者による復旧および非常通信の利用等を検討する。

３　その他の社会公共施設の応急措置

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、各施設の管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

（１）自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。また、災害時の出火およびパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、災害後における応急対策を早急に行う。

①避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

②災害時における混乱の防止措置を講ずる。

③緊急時には、関係機関に通報して応急の措置を講ずる。

④避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

⑤施設入所者、利用者等の人命救助を最優先する。

（２）被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため被害状況を速やかに関係機関に報告する。

町が管理する施設においては、被災直後、直ちに所管施設の被災状況を調査・点検を行う。

（３）応急復旧

各施設は、被害状況に応じて、応急復旧を行う。

町が管理する施設について、以下の措置を講ずる。

①危険箇所があれば緊急に保安措置を講ずる。

②機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

③電気・ガス・通信等の応急措置および補修が必要な場合は、関係機関と連絡を取り、実施する。

二次災害防止のため、施設の立入禁止等の措置をよるとともに、建設業者等の協力を得て、施設の撤去や補修などを行う。

第３節　ライフライン応急対策

電気、ガス、電話、上下水道等は、日常生活および産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けたときにおいても、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急対策を行う。

第１　電力施設

１　情報の収集

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、予・警報の把握に努めるとともに、災害発生後は速やかに電力施設の被害情報を収集し、二次災害防止等の対策を行う。

２　応急供給および復旧

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、応急対策要員や応急対策用資材等の確保に努め、応急復旧工事等によって、応急供給を行う。

３　広報宣伝等

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、停電状況等の被災状況を広報宣伝車、報道機関などを活用して住民に広報する。また、火災発生等の二次災害を防止するため、電気施設・電気機器使用上の注意、復旧の見通し等も併せて広報する。

第２　ガス施設

１　情報の収集

大阪ガスネットワーク株式会社、ＬＰガス事業者、簡易ガス事業者は、予・警報の把握に努めるとともに、災害発生後は速やかにガス施設の被害情報を収集し、二次災害防止等の対策を行う。

２　応急供給および復旧

大阪ガスネットワーク株式会社、ＬＰガス事業者、簡易ガス事業者は、災害状況、現場状況に基づき、ガス製造・供給施設の点検・防護、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断等を実施する。

災害による事故発生の場合は、直ちに防災活動を行うとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど危険防止のための応急対策を行う。また、ガス供給を確保するため災害現場の状況により、供給上可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にくいとめるなど応急復旧作業に当たる。

３　広報宣伝等

大阪ガスネットワーク株式会社、ＬＰガス事業者、簡易ガス事業者は、被災状況、ガス供給停止状況等を広報宣伝車、報道機関などを活用して住民に伝えるとともに、火災発生等の二次災害を防止するため、ガス漏れ時の注意事項についての情報を併せて広報する。

４　避難所等へのガス供給と保安の確保

町は、県の災害対策本部と連携し、避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に

必要となるＬＰガスの供給と保安業務支援を実施する。

第３　一般通信施設

１　応急対策の基本

電信通信設備に災害が発生したときは、西日本電信電話株式会社災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

２　回線の復旧順位

（１）第１順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

（２）第２順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社および第１順位以外の国または地方公共団体

（３）第３順位は、第１順位、第２順位に該当しないもの

３　緊急対応の実施

（１）臨時電話等受付所設置

多数の避難者が発生し、避難所での生活を余儀なくされている場合は、ＮＴＴ西日本に、避難所に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図るよう働きかける。

（２）特設公衆電話等の開設

多数の避難者が発生し、避難所での生活を余儀なくされている場合は、臨時の公衆電話を設置するよう働きかけ、ＮＴＴ西日本は、安否情報をはじめとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、必要な公衆電話の設置を図る。

（３）通信の利用制限

次の理由により、通信のそ通が著しく困難な場合、またはそのおそれがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

①通信が著しく輻輳する場合
②通信電源確保が困難な場合
③回線の安定維持が困難な場合

４　利用者への広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示などの方法によって、次の事項を利用者に周知する。

（１）通信途絶、利用制限の理由および内容
（２）災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時間
（３）通信利用者に協力を要請する事項
（４）その他必要な事項

第４　上水道施設

１　被害状況の把握

災害が発生した場合、被災した地域を中心に被害状況調査を実施する。

（１）断水地域の把握

（２）被災箇所の把握

（３）断水地域を中心とする水道管の被災状況の調査

（４）浄水場、配水施設等の被災状況調査（必要に応じて行う）

２　被災施設の給水能力の保持

被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を優先して行う。その後順次配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

３　資器材の確保

被害想定をもとに、あらかじめ管類、弁栓類等被災施設の復旧に必要な資材を備蓄する。

４　人員の確保

応急復旧のために多数の人員を必要とするが、関係業者、他市町、自衛隊等と事前に協議調整し被災時の人員確保を図る。

５　水質の保全

復旧後の施設の供用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行い、水質検査により安全を確認する。

６　情報伝達・広報活動

町は、県および関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の手順や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報を行う。

第５　下水道施設

下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、町民の生活に与える影響が大きい。このため、災害に対応できるよう、関係機関との連絡調整を図りつつ、施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、応急復旧を行うものとする。

１　被害状況の把握

災害が発生した場合、直ちに施設の被害状況調査を実施し、下水道施設の被災状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制および資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法および完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、応急復旧対策を実施する。

２　下水道の使用停止等の広報

被災状況調査により、下水管の破損した場合、断水による水洗トイレの利用ができな

い場合、停電等によりポンプ施設が稼働しない状況など、下水道の使用ができない地域に対しては、下水道の使用停止を広報するとともに、仮設トイレの設置とその利用を広報する。

３　復旧のための人員、資機材の確保

応急復旧のために必要な資機材・人員等については、町内の土木建設業者等の協力を得て確保する。

４　応急措置

応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。

施設の重要性、被災の箇所およびその程度、復旧の難易度、施設の将来計画への状況を勘案したうえで本復旧の水準を定め、本復旧を実施する。

５　応急復旧のための支援要請

町は、町内の土木建設業者等に協力を要請するものとする。さらに、隣接市町、県等の他の機関への支援要請に当たっては必要とする支援内容を明らかにして要請する。

避難所の仮設トイレから排泄されるし尿処理の依頼があるときは、流域下水道管理者と協議の上、処理能力に支障がない限り受入れを行う。また、管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査・緊急措置について、許可権者、占用者等で協力が可能な内容を検討する。

６　情報伝達・広報活動

町は、県および関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の手順や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報を行う。

第４節　農林業応急対策

各種災害に対して、農林水産物の被害を最小限に止めるため、県の応急措置に準じ、県が行う指導等に協力して、地域の実情に応じた対策を講じる。

第１　農作物に対する応急措置

１　災害対策技術の指導

町は、県が被害の実態に即して確立した技術対策に準じ、県が行う技術指導に農業協同組合等農業団体と一体となって協力する。

２　病害虫の防除

病害虫の異常発生またはそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、町は、県が検討した対策に基づき、農業協同組合等農業団体と一体となって、県が行う具体的な防除の指示、指導に協力する。

３　凍霜害防除

町および農業協同組合は、有線電話機等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じる。

４　防雪

町は、県が検討した対策に基づき、農業協同組合等農業団体と一体となって、県が行う具体的な防雪の指示、指導に協力する。

第２　家畜に対する応急措置

１　家畜の管理指導

町は、災害発生に伴う家畜の管理について、県が行う指導に協力する。

２　家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれのある場合には、畜舎等の消毒を行い、必要があると認められたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は家畜等の移動を制限する等の措置をとるため、町は、これらに協力する。

３　飼料の確保

町は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、県に要請する。

第３　林産物に対する応急措置

１　災害対策技術指導

町は、県が種苗経営者、森林所有者に対して行う被災苗木、林木等の措置に対する技術指導について協力する。

２　風倒木の処理指導

町は、県が森林所有者に対して行う風倒木の円滑な搬出等の技術指導について協力する。

３　森林病害虫の防除

森林病害虫等の異常発生またはそのまん延を防止し、森林の被害を軽減するため、町は、県と連携しながら防除を実施し、県が行う防除および森林所有者に対する技術指導に協力する。

４　凍霜害防除

町および森林組合は、有線電話機等を活用して、森林所有者の注意を喚起し、事前に対策を講ずる。

第７章　災害別対策計画

章の体系

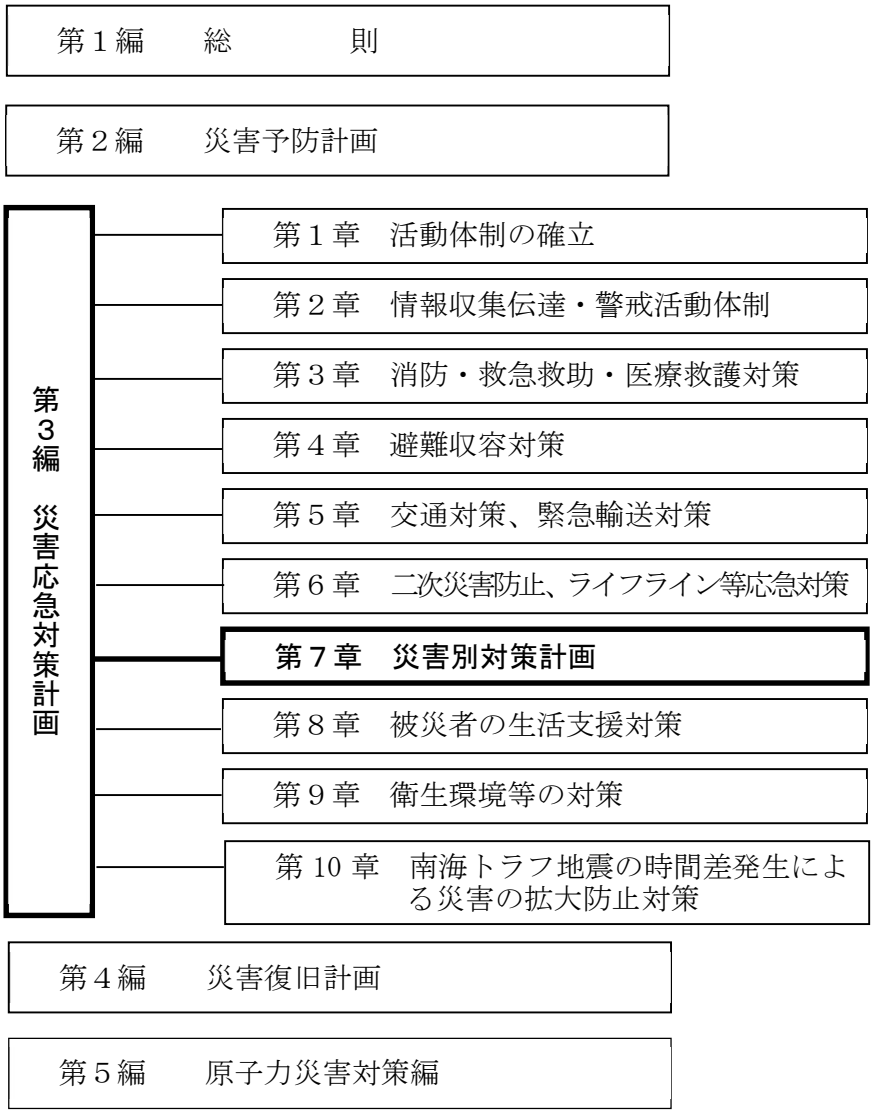

第１節　水防活動 …… 応－108
第２節　危険物等応急対策 …… 応－109
第３節　事故等災害応急対策 …… 応－112

第１節　水防活動

洪水等による災害の発生または発生するおそれがある場合において、水害等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する。

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送およびダムまたは堰の操作、水防のための水防団および消防機関の活動、他の水防管理団体との間における協力および応援ならびに水防に必要な器具、資材および設備の整備および運用について計画し、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づく竜王町水防計画によるものとする。

※ 資料

１	水防倉庫	（資料編１－５）
２	水防用資材	（資料編１－６）
３	水防区域および危険箇所図	（資料編１－８）

第２節　危険物等応急対策

第１　危険物施設応急対策

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する可能性が大であり、特に迅速なる措置を要するので、関係機関は密接なる連絡協力のもとに迅速的確な災害応急対策を実施する。

１　実施機関

危険物による災害発生に関しては、当該事務所は、当該事務所等の定める計画により応急対策を実施することになるが、災害の規模、態様によって県の地域防災計画および町ならびに各関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより総合的な応急対策を実施する。

２　事業所の対策

危険物施設の所有者、管理者および占有者において、その権限を有するもの（以下「責任者」という。）および危険物を移送搬送中の者は災害発生時には直ちに次の措置を講ずる。

（１）連絡通報

①発生時には、直ちに 119 番で消防署に連絡する。

②付近住民ならびに近隣企業に通報する。

③責任者は被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

（２）初期防御

各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる防御を行う。特に近隣への延焼防止と二次災害の誘発防止に最善の方途を講ずる。

（３）医療救護

企業内救護班により応急救護を実施する。

（４）避難

企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

（５）住民救済対策

被災地区の僅少なものは、企業自体の補償で救済する。

３　町、県その他公共機関の対策

災害の規模態様に応じ県の地域防災計画ならびに町および関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

（１）災害情報の収集および報告

町は、被災現地に職員を派遣する等により被害状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

（２）被害報告

被害による不安、混乱を防止するため、町、県、報道機関等は相互に協力して、広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

（３）救急医療

被災地における傷病者等の救出は、当該事務所、警察、町消防機関、県、医療機関、その他関係機関の協力のもとに救護医療業務を実施する。

（４）消防応急対策

町消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

（５）避難

町は近江八幡警察署と協力して避難のための立退き指示、避難所の開設ならびに避難所への収容を行う。なお、県は災害の態様により自衛隊出動等につき調整を行う。

（６）災害警備

警察は、関係機関協力のもとに被災地における社会秩序の維持に万全を期する。

（７）交通応急対策

交通の安全、緊急輸送の確保のため、道路管理者、警察その他関係機関により、被災地域の交通対策に万全を期する。

（８）公共機関交通対策

関西電力、日本電信電話株式会社ＮＴＴ滋賀支社その他の公共機関は、防災業務計画の定めるところにより、それぞれ応急対策を実施する。

第２　高圧ガス施設応急対策

災害の規模、態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防機関および滋賀県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所と連絡を密にして迅速、適切な措置を取る。

爆発火災または、可燃性、支燃性のガス漏洩に際しては状況に応じて次の措置を取る。

（１）県への要請（滋賀県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請）

（２）負傷者の救出、救護

（３）立入禁止区域の設定および交通規制

（４）避難誘導および群衆整理

（５）遺体の処理

（６）消火および防火、防爆活動ならびに広報活動

（７）緊急輸送道路の確保

（８）引火性、発火性、爆発性物の移動

第３　毒物・劇物施設応急対策

毒物および劇物の保管施設の災害に際し住民の生命、身体および財産を保護するため、迅速かつ適切にその災害防止に努める。

（１）災害発生時における毒物・劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱責

任者において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所・消防機関または警察署に届出る。

（２）緊急措置

保健所（または警察）は毒物・劇物の流出、散逸等の状況についてすみやかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第３節　事故等災害応急対策

航空機事故、自動車事故、火災、爆発事故等突発的な事故災害は年とともに増加し、最近は一度に多くの尊い人命が失われる大事故が目立ち、大きな社会不安を惹起している現状にある。

これからの突発的災害に対処して、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携協力のもとに本計画を定め、必要な対策を実施する。

第１　突発重大事故

航空機事故、自動車事故（交通事故)、火災事故、爆発事故などにより多数の死傷者が発生したときは、当該事故関係機関はもちろん関係防災機関は応急対策に万全を期する。

第２　突発重大事故の通報

重大事故を発見した者は、直ちに町、警察官または消防機関に通報する。

第３　事故対策本部の措置

突発重大事故が発生した場合は、警察、消防等の防災関係機関は救急医療、救助、その他応急対策を実施するため事故災害対策本部を設置する。

事故災害対策本部の組織体制および事務分掌は、本編第１章第３節大規模事故災害に対する活動体制を参照する。

第４　通信連絡

町は、情報の収集のために当該事故関係機関と十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努めるものとする。

第５　救急医療・救助

町は、警察等の当該事故関係機関と連携して、迅速かつ的確な救急医療、救助をおこなうため医師会に協力を要請する。

（１）医師および看護師の派遣

（２）医療器材および医薬品の輸送

（３）負傷者の救出・救助

（４）現地における応急対策および負傷者の救急医療施設の確保

また、大規模な交通事故等により集団的に負傷者が発生した場合、日本赤十字社にも直ちに通報する。

第８章　被災者の生活支援対策

章の体系

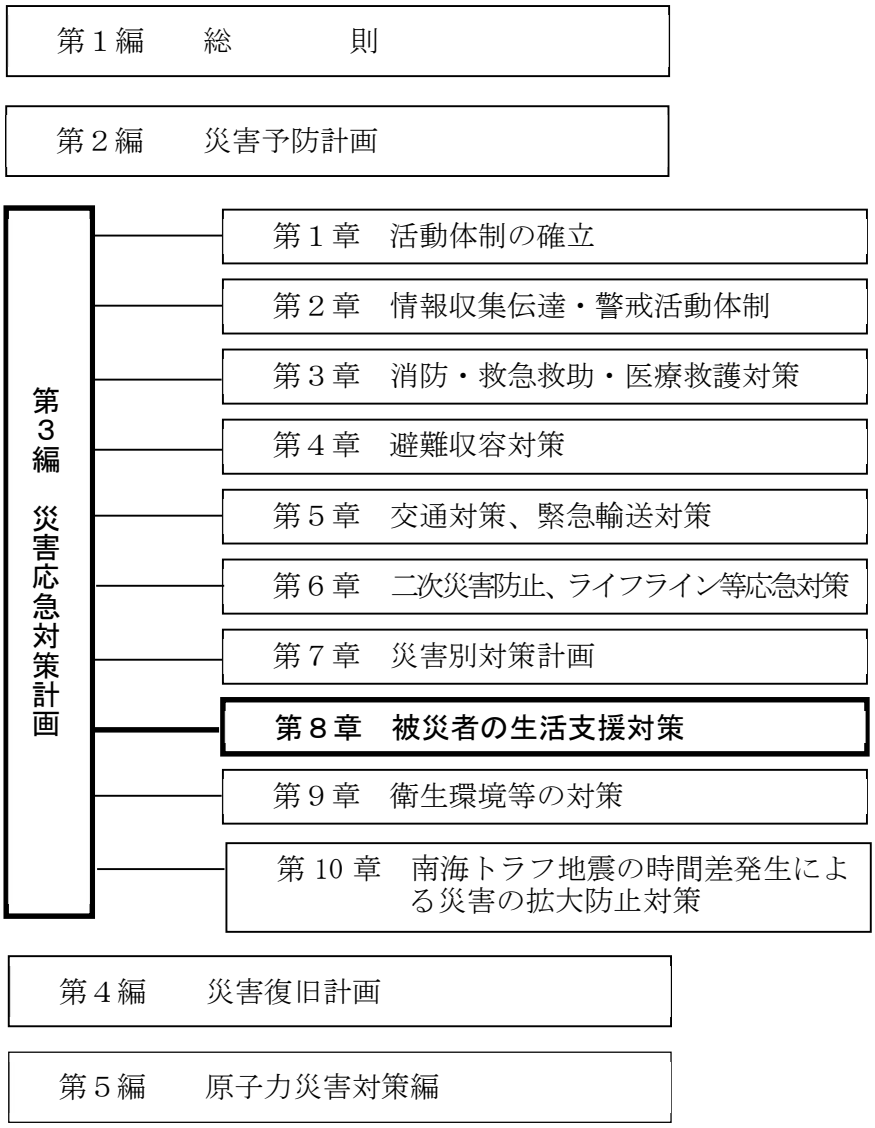

第１節　災害救助法の適用 …… 応－114
第２節　飲料水・食糧・生活必需品等の供給 …… 応－117
第３節　住宅対策 …… 応－123
第４節　文教対策 …… 応－126
第５節　文化財の保護 …… 応－130
第６節　自発的支援の受入れ …… 応－131

第１節　災害救助法の適用

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第２条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

第１　災害救助法の適用基準

竜王町における災害救助法による救助の適用基準は、町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態である時に実施される。

なお、町の人口は 11,789 人（令和２年国勢調査）を基準に算定する。

（１）住家が滅失した世帯の数が 40 世帯以上であること。
（２）県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、本町の住家滅失世帯数が 20 世帯以上であること。
（３）県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合で、かつ町の区域内で多数の住家が滅失した場合。
（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情である場合であって、かつ多数の住家が滅失した場合。
（５）多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。

第２　被害の認定基準

１　被害の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては関係法令に基づき、全壊（焼）、流失世帯は１世帯をもって、住家が半壊しまたは半壊する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ滅失した１世帯とみなす。

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意する。

２　住家の滅失等の認定

（１）住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

（２）住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損傷または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

（３）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となっ

たもの。

（１）（２）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹林等により一時的に居住することができない状態となったもの。

第３　災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は市町の区域単位ごとに実施されるものであり、町における被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みである場合には、町長、知事は次に掲げる所要の措置をとる。

１　町

（１）町長は、速やかに管内の被害状況の把握に努め、被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みである場合には、直ちに、災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて法の適用を要請する。

（２）災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、町長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指揮を受けなければならない。

２　県

（１）災害救助法の適用の要請を受けた場合または被害状況の報告等から、県の健康福祉政策課長は、適用の要否について滋賀県災害対策本部員会議に諮り、町および関係機関に対し、直ちに災害救助法に基づく応急救助の実施を指示するとともに、災害救助法適用の公示を行うものとする。

（２）災害救助法を適用した場合には、知事は速やかに厚生労働大臣に報告する。

第４　災害救助法による救助の種類と救助の委任

１　救助の種類

（１）避難所（福祉避難所を含む）の設置
（２）応急仮設住宅の供与
（３）炊き出しその他による食品の給与
（４）飲料水の供給
（５）被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
（６）医療および助産
（７）被災者の救出
（８）被災した住宅の応急修理
（９）学用品の給与
(10) 埋葬
(11) 死体の捜索
(12) 死体の処理

（13）災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

２　職権の委任

上記の援助の実施について、知事は必要があると認めるときは救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することがある。町長が行うこととなった場合、知事が事務の内容および当該事務を行う期間を通知する。

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告する。

第５　救助の実施状況の記録および報告

町は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部に報告する。

町は、被災者台帳を作成するため、県が行った災害救助法に基づく被災者救助の情報提供を県に要請することができる。

※ 資　料

１　災害救助法による救助の程度、方法および期間　　（資料編１－19）

第２節　飲料水・食糧・生活必需品等の供給

第１　食糧の供給

町は、平素から災害時に備え、各家庭や自治会（区)、自主防災組織が町と一体となって３日程度に相当する食糧を確保する体制整備に努める。そのため町における保存食糧の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。

災害発生後は必要に応じて食糧供給計画を確立し、備蓄食糧の払出し、炊き出し等による食糧の給与を速やかに実施する。

１　食糧供給体制の確保

（１）食糧供給の対象者

①避難所に収容された者

②全半壊（焼)、流失、床上浸水等で炊事できない者

③その他、本部長が必要と認めるもの

（２）町の体制

①災害発生当日の食糧の給与は、乾パン等の備蓄食糧によることを原則とし、備蓄数量が不足する場合は、町内業者等からパン、弁当などを調達する。なお不足する場合は、県に支援を要請する。

また、高齢者や乳幼児等に配慮し、高齢者食および粉ミルク等を供給する。

②２日目以降、炊き出しの体制が整うまでは、備蓄食糧または調達食糧によるものとする。

③炊き出し体制が整った段階においては、米飯による炊き出しを基本とし、町内の業者等から米穀の調達および副食の調達を行う。

２　災害救助用米穀の緊急引き渡し

県においては、災害時における災害救助用米穀の緊急引き渡しは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」等により処理される。町は、知事に必要とする数量の応急用米穀を要請することができる。

３　食糧の輸送

（１）乾パン等備蓄食糧が備蓄してある備蓄庫から避難所等への輸送は、町が自主防災組織、自治会（区）等団体、ボランティア等の協力を得て行う。

（２）食糧等輸送拠点は、道の駅「竜王かがみ」とし、調達食糧等は、食糧等輸送拠点で一括して取り扱うものとする。

（３）県の備蓄食糧で町外から輸送する場合は、県が町の食糧等輸送拠点に輸送するよう要請する。

（４）他市町等から運搬される救援物資等は、食糧等輸送拠点に配送するよう要請する。

（５）業者等からの調達物資は、業者等が食糧等輸送拠点に配送するよう要請する。

（６）食糧等輸送拠点における食糧の仕分け等については、町がボランティア等の協力

を得て行う。

４　食糧の配布・供給

（１）食糧の配布・供給場所は、原則として避難所とする。

（２）避難所での食糧の配布・供給については、避難所内のボランティア等と協同で実施する。

（３）食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達・供与に配慮する。

５　炊き出しの実施

（１）炊き出しは、学校給食施設等を使用するものとする。

（２）炊き出しは、避難所内の住民、ボランティア、地域各種団体、自衛隊等の協力のもとに実施する。

第２　飲料水の供給

災害による水道施設の破壊または飲料水の枯渇、汚染により飲料水に適する水を得ることができない者に対し、必要な量の飲料水を供給する。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においては飲料水だけでなく、大量の水が業務に必要となることから、水の備蓄が可能な施設等の整備に努めるとともに、災害時の水の受給について、県等と検討を図る。

１　給水の責任者および給水対象

（１）給水の責任者

①下表に示す特別の場合を除き、原則として、町が供給の責務を有する。

②下表に示す特別の事態が発生した場合、法令の定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	県知事または県知事からの救助の実施に関する権限の一部を委任された町長	災害救助法　第 23 条 災害救助法施行細則　第 15 条
感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律により知事が使用停止を命じた場合で同法により知事が指示した場合	町長	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
災害時に緊急に水道用水を他の水道事業者へ補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め命令を発した場合	水道事業者または水道用水供給事業者	水道法 （昭和 32 年法第 177 号） 第 40 条

③町において、給水できないときは、県や隣接市町の協力を得て実施するものとする。

（２）給水対象

給水対象は、災害のため水道施設に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者とする。

２　災害発生後の情報の収集

災害発生後、被災地域における水道施設の被害状況の調査を実施し、的確な配水調整により断水区域を最小限度に止めるとともに、断水区域については、応急給水対策の実施を図る。

３　応急給水

応急給水の実施にあたっては応急給水計画を作成し実施するものとする。

（１）給水対象区域の把握

断水状況に基づき応急給水対象区域を設定する。

（２）給水量の確保

浄水場、配水池等の被災状況に基づき、給水量の確保を図る。給水量は、最低１人１日３リットルの飲用水を供給するものとし、まず、２日程度に相当する飲料水を確保する。

このため、平時より各家庭や自治会（区）、自主防災組織が町と一体となって飲料水を確保する体制の整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な飲料水の備蓄に努める。

（３）水源の確保

浄水場、配水池等が被災し、給水量が確保されない場合は、あらかじめ応急給水用に定める家庭および事業所の井戸水を利用するものとし、各家庭、事業所に協力を要請する。

家庭および事業所の井戸水でなお不足する場合は、河川水等による。

（４）給水用資機材の確保

応急給水にあたっては、給水タンク、ポリタンク等によって行うものとし、車両および給水ポリ容器等の確保を図る。飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう配備しておく。

（５）応急給水作業の要員の確保

住民に対する応急給水は、給水場所に直接運搬し、給水場所において自主防災組織・ボランティア等の協力を得て行うものであり、必要となる作業要員の確保を図る。

（６）給水場所の設定

給水場所は、被災地域の避難所を基本とする。

（７）給水計画の作成と広報

上記（１）～（６）に基づき、断水区域に対する給水場所、給水時間等を定めた給水計画を作成し、断水区域の住民に対し広報する。

広報は、直接給水対象区域住民に広報車、町防災行政無線、竜王町公式アプリ「しるみる竜王」等により行う。

４　給水方法

（１）搬送による緊急給水

救護所、病院、福祉施設等の緊急を要する施設については、要請に応じて優先的に給水を実施するものとし、直接施設に搬送する。

（２）避難所等給水場所における給水

避難所が開設された場合で避難所が断水した場合は、飲料水を運搬し、避難者および断水地域の住民へ給水する。住民への給水は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

避難所が開設されない場合においても、断水地域における給水は、避難所に指定された施設で行うことを基本とする。

５　広報等

応急給水を実施するにあたり、給水場所、給水時間について広報車等で広報を行うものとし、住民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

第３　生活必需品等の供給

町は平時より、生活必需品等の備蓄、関係業者との協定等必要な措置を講じるものとし、災害発生時には、速やかに生活必需品等供給計画を確立し、それに基づき被災者に対し生活必需品を給与または貸与することにより、被災者の生活の安定を図る。また必要とされる生活必需品等の量が町の備蓄量を超える場合には、県本部に備蓄物資の払出しを要請する。

１　生活必需品供給の対象者

全半壊（焼）等によって、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失または棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

２　供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において生活物資を備蓄し、給（貸）与する。

（１）寝具
（２）衣服
（３）身回り品
（４）炊事用具
（５）日用品
（６）食器
（７）光熱材料
（８）衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

３　生活必需品の調達等

（１）供給計画に基づき、備蓄品や町内業者等からの調達によって確保する。業者から調達する場合は、業者が食糧等輸送拠点に輸送するよう依頼する。

（２）町内での調達等が困難な場合は、県に供給・調達を要請する。この場合においても、食糧等輸送拠点に輸送するよう依頼する。

４　生活必需品の搬送

食糧等輸送拠点から避難所等への搬送については、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て搬送する。

５　生活必需品の供給

生活必需品は避難所で配布することを基本とし、避難所内の団体、ボランティア等と協力して配布する。

６　義援物資の配布

義援物資として送られてくる多種多様な物資については、ボランティア等の協力を得て、食糧等輸送拠点において仕分けし、避難所の要請により配布する。

７　災害救助法による生活必需品の供給

（１）災害救助法による生活必需品等の給与または貸与は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失または毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状況にある者を対象にする。

（２）災害救助法による生活必需品等の給与のため支出できる費用の基準額は、季別および世帯区分により別に定めるものとする。

第４　燃料供給計画

町は県と連携し、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

１　状況の確認と連絡体制の確保

県と町は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、町は各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

２　対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、県と町は優先供給すべき車両を選定する。

３　燃料の供給

県は、滋賀県石油協同組合（以下、組合という。）と災害時の応援協定を締結している。災害時には組合に対し、燃料供給の依頼を行うとともに、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。組合は、県や町の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

４　燃料の確保

県は、組合等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避けるため、国に対

して燃料の確保と県内への供給を要請する。

５　町民への広報

県と町は、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、町民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第３節　住宅対策

災害が発生した場合、家屋や住宅の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努めることが必要である。また、災害により住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅を建設･供与することは、被災者の生活の早期安定を図る上で極めて重要である。そのため、県または町は、応急仮設住宅の建設・供与に係る計画を策定し、それに基づいて応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の建設・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、要配慮者に対する配慮を行う。

第１　応急仮設住宅対策

１　応急仮設住宅の建設・供与

（１）入居対象者

①入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の３つの要件を満たす者とする。

ａ．居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。

ｂ．相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ｃ．住宅を賃貸し、または購入するための資力がない。

②災害救助法による応急仮設住宅に収容される者

災害により、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者

（２）入居者の選定

町は、十分な調査を基として行い、必要に応じ民生委員児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

災害救助法が適用された場合、県は、必要に応じ町に選定事務を委任することがある。

（３）応急仮設住宅の建設

町は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。災害が発生した場合には、プレハブ建築協会、滋賀県建設業協会等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。なお、その際、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、要配慮者に配慮した構造の応急仮設住宅を建設するよう努める。

また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有する応急仮設住宅（「福祉仮設住宅」）施設を設置するように努める。

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は県が実施する。町は、県の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるために、遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

（４）応急仮設住宅における要配慮者への配慮

県および町は、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

（５）建設戸数、規模、費用の限度、着工期間等

応急仮設住宅の建設・供与の際の建設戸数、規模、費用の限度、着工期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間」のとおりとする。

（６）応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは、撤去されるべき性格のものであるため、町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行う。

２　応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて，応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮するものとする。

第２　被災住宅の応急修理等

１　応急修理対象者

災害のため住家が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者

２　応急修理

町は、被災家屋の居室、炊事場およびトイレ等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

県は、災害救助法が適用された場合、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、町にその業務を委任することがある。

３　応急修理戸数、費用の限度、期間等

応急修理戸数、費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間」のとおりとする。

第３　被害状況調査

被害状況報告に基づき、町は県や必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

１　被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、被災者がその建物にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいか等を判定する。

２　被災宅地危険度判定

降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図ることを目的として行う危険度判定を「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき実施する。

※ 資　料

１　災害救助法による救助の程度、方法および期間　　（資料編１－19）

第４節　文教対策

災害等の発生時の乳幼児・児童・生徒の安全確保および教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第１　風水害時における児童・生徒等の安全措置

校園長は、児童・生徒等の安全を確保するため、「大雨、暴風大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講じるものとする。また、暴風以外の警報（大雨、洪水、大雪等）が発表された場合は、学校園所在地域等の状況に応じて、特別警報または暴風警報と同様の措置を講じる。

１　臨時休校

登校前において児童・生徒等は、自宅待機とし、午前７時において「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休校とする。

２　終業時刻の繰り上げ

児童・生徒等の登校後すなわち学校園管理下にあって「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童・生徒の安全を最優先とし適切な措置をとること。その際、児童・生徒等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をする。

また、その際は危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付きそう事を検討する。ただし、保護者不在の場合または住居地域に危険のある場合は、学校園において児童・生徒等を保護する。

３　警報発表前における特例措置

基準時刻とした午前７時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合には、児童・生徒の安全を最優先とし上記１と同様の措置をとる。

また、学校管理下にあって、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、児童・生徒の安全を最優先とし事前に教育活動を停止し、上記２と同様の措置をとる。

４　警報解除後における特例措置

判断の基準時刻とした午前７時までに、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合にあっても、学校所在地域や児童・生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、校長は、町教育委員会と協議のうえ、児童・生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げまたは臨時休業等の措置をとる。

５　その他の措置

校園長は、学校園の立地条件等を考慮し、常に災害時における応急の教育計画を樹立するとともに、児童・生徒等の避難訓練の実施、災害時における登・下校対策等の措置を講じておく。

また、校園長は、常に気象状況に注意し、災害発生のおそれのある場合は、次の事項に留意し、応急教育体制に備える。

（１）学校行事等の中止

（２）災害時の事前指導および事後処理、保護者との連絡方法の検討

（３）町教育委員会、警察署、消防機関および保護者への連絡網の確認

第２　地震時の応急対策

地震発生時において、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

１　学校・園内での課業中の場合

ア　災害の状況により、職員に対して学校防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。

イ　災害の規模、児童等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、速やかに県本部または町本部へ報告する。

ウ　家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めておくなどの措置をする。

エ　状況に応じ県本部または町本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

オ　幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得る。

２　学校・園外での活動中の場合

ア　校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。

イ　校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡する。その時連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

３　課業時間外の場合

ア　震度５弱以上の地震が課業時間外に発生した場合、校・園長および職員は直ちに勤務校へ出向き、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で 120 分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

イ　職員は発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園、または該当学校・園へ出向き、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

第３　避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、校・園長は、避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

第４　応急教育実施の予定場所および教育実施者の確保措置

町教育委員会は、予め災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により学校授業が災害のために中断することのないよう、応急教育の実施予定場所の選定、その他災害により教職員に欠員が生じた場合の措置対策について、関係団体との協議、教職員・住民に対する周知徹底を図るよう指導を行う。

災害の程度	応急教育実施の予定場所	教育実施者確保の措置
学校等の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	特別教室、屋内施設等を利用する。 ２部授業を実施する。	①　欠員が少数の場合は、学校内において操作する。 ②　管内の学校間において操作する。 ③　隣接学校より可能な範囲内において応援を受ける。 ④　欠員（欠席）が多数のため①～③の方法によっても授業の実施が困難な場合は、県教育委員会に要請する。
学校等の校舎の全部が災害を受けた場合	公民館等公共施設を利用する。 隣接学校等の校舎を利用する。	
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	住民避難先の最寄の災害を受けなかった学校、公民館等公共施設を利用する。	
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄の学校、公民館等公共施設を利用する。	

第５　応急教育

被害の程度に応じ、教育の場所を公民館、その他に変更し、または学校が避難施設として学校の目的外に使用されることがあり、さらに、教科書、学用品等の損失またはき損も生ずることとなるので、次の点に留意して応急教育の実施に努める。

（１）教科書、学用品を損失した児童・生徒等のみが負担にならないよう応急処理をする。

（２）授業が不可能になる事態が予想される場合は、勉学の方法、量等をあらかじめ通知（周知徹底）をする。

（３）授業が不可能な事態が長期にわたる時は、連絡の方法、組織（ＰＴＡ、子ども会等）の整備を工夫する。

第６　教科書等の調達および支給計画

１　教科書の確保

（１）町教育委員会は、教科書の損失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。

（２）県教育委員会は、（１）の報告に基づき補給の必要がある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所に補給を依頼する。

（３）災害救助法が適用された場合は、県教育委員会が、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

２　学用品の支給

（１）町教育委員会は、学用品を喪失またはき損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある生徒、児童の人員、品目を調査・把握し、この確保に努める。

（２）災害救助法が適用されたときは、権限の事前委任を受けている町長が支給の措置をとる。

第７　授業料等の減免に関する計画

被災により、授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

第８　給食等の措置

（１）町からの被害状況報告に基づいて、県本部は「災害等の発生に伴う準要保護児童・生徒給食費補助金」の申請を行い、国からの交付金により速やかに被害状況を勘案して、町の設置者に対して補助金を交付する。

（２）町は、被害を受けた物資の状況を県本部（教育部保健体育班）に報告し、県本部は、被害物資を掌握して、その物資の処理方法等について助言や必要な連絡調整を行う。

第５節　文化財の保護

文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、直ちに東近江行政組合消防本部に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、町の教育委員会に報告する。

町の教育委員会は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあっては県（教育委員会）へ、国指定の文化財にあっては県（教育委員会）を経由して文化庁へ報告しなければならない。

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずるとともに、文化財等の廃棄、散逸を防止するため、所有者または管理団体の要請に応じて一時保管の措置を講じる。

第６節　自発的支援の受入れ

第１　ボランティア・ＮＰＯ等の受入れ

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、町は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等の関係団体と連携し必要な措置を講じる。

１　受入れ窓口の開設

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合は、災害ボランティアセンターを設置し、受入れ窓口を開設する。受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、社会福祉協議会等と共同して行う。なお運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を基本資料とする。

２　ボランティア活動の要請

自発的なボランティアの申入れでは、必要なボランティア需要に満たない場合は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制等について取りまとめ、県災害ボランティアセンターに速やかに連絡し要請を行う。

３　専門ボランティアの協力

県では、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの把握に努めており、このようなボランティアが必要な場合、県本部に要請する。

４　ボランティアの活動支援

災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

ボランティアは、災害ボランティアセンターを活動拠点とし、ボランティアコーディネーターを核としたグループを編成し、応急復旧活動にあたる。

５　災害ボランティアの調整にあたっての基本事項

①被災地の住民・自治会（区）等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。

②時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。

③ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。

④ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。

⑤ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。

⑥災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

⑦町は、災害ボランティアセンターの円滑な運営を支援する。なお、ボランティアの調整、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。また、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

第２　義援金品の配分

町は、災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県および近隣市町、町内から災害義援金品の募集・受入れを行う。受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者へ公平性に配慮しつつ配分を行う。

１　義援金の募集

（１）義援金の募集

本町が被災した場合、義援金の募集は、町、県、日本赤十字社、社会福祉法人県共同募金会等の関係団体により募集・配分委員会を構成し、各機関と協力共同して行う。その際、原則的に、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において、義援金の募集が行われるが、補足的に、町も義援金の募集を行う。

（２）義援金の受付

必要に応じ受付窓口を開設し受け付けを行う。義援金については、その都度県単位機関へ引き継ぎを行う。また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録をする。

（３）義援金の配分

募集・配分委員会が、被災者等に対する配分方針を決定しこの方針にしたがって町に配分した義援金を、被災者の状況などの調査を行ったうえで募集・配分委員会の方針に準じて被災者に対し配分する。

なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、募集・配分委員会が決定した方針に準ずる。

２　義援物資の募集

（１）義援物資の募集

物資の供給については、県および町の備蓄物資、物資協定締結企業等からの調達物資、国・関西広域連合からの支援物資を活用することを基本とするが、町は、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、特に必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、町は、以下の内容について広報を行う。

・被災地において必要とする物資
・被災地において不要である物資
・当面必要でない物資
・義援物資送付の際の留意事項

（送付者において仕分けを徹底すること、腐廃物、危険物等の送付を差し控えるこ

と、その他の留意事項）

（２）義援物資の受付

町は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。

物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請する。

（３）義援物資の配分

町は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分に当たって被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

※ 資　料

１　義援金募集配分計画様式　（資料編２－14）

第９章　衛生環境等の対策

章の体系

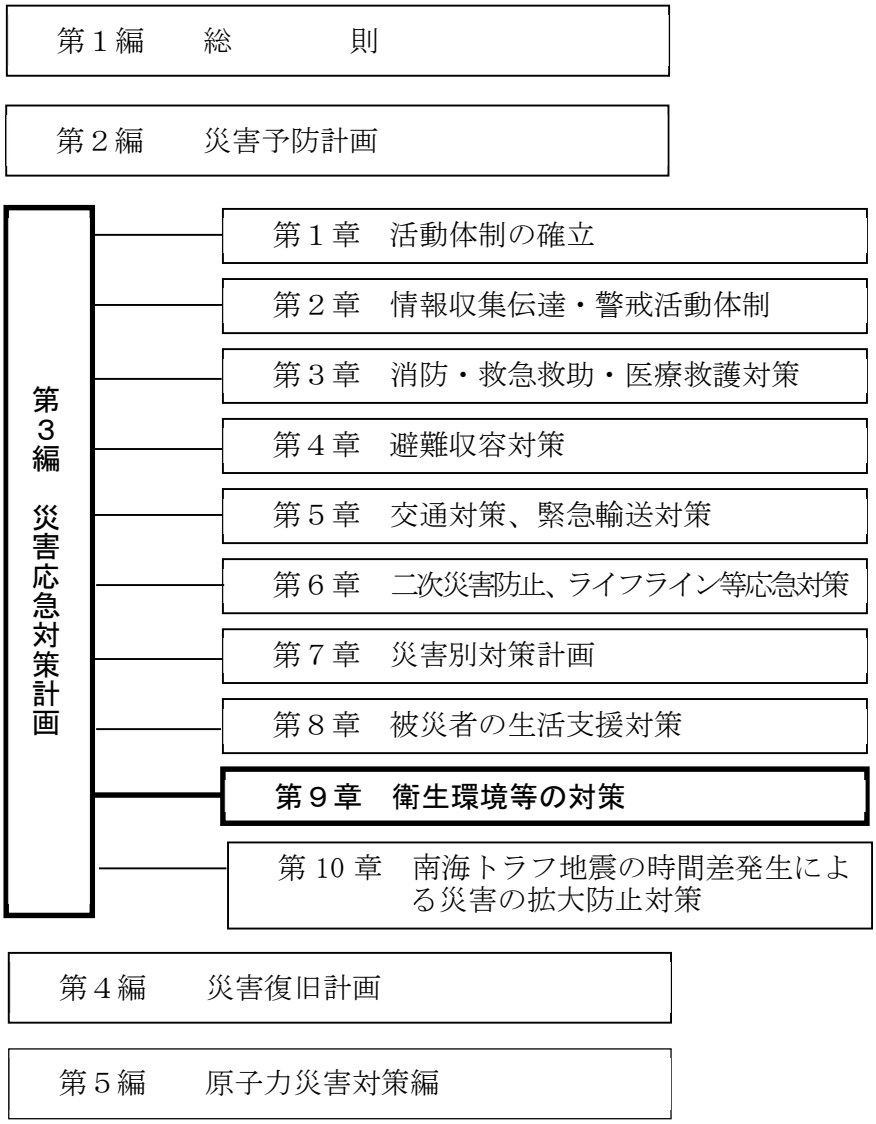

第１節　行方不明者の捜索、遺体の処理等 …… 応－135
第２節　防疫および保健衛生 …… 応－137
第３節　災害廃棄物処理対策 …… 応－139

第１節　行方不明者の捜索、遺体の処理等

第１　行方不明者の捜索

１　実施機関

行方不明者の捜索は、近江八幡警察署等の警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

災害救助法が適用された場合には、県知事が行うものであるが、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、町長が災害救助法による応急救助に直ちに着手し、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指揮を受ける。

２　捜索の実施

町対策本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、捜索に当たる。

町対策本部は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

第２　遺体の発見時の連絡および処理

遺体を発見した場合は、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師立会いのもとに検視を行う。

第３　遺体の収容

状況に応じて直ちに遺体収容所を開設するものとする。遺体収容所の選定においては、遺体の検案、洗浄等の処理が可能な場所であり、かつ身元不明遺体の一時収容場所として比較的長期の使用が可能な場所とし、公共施設、寺院等から選定する。

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、町対策本部が、警察、消防機関等の協力を得て、その収容、引き渡し等にあたる。

第４　遺体の引渡し

身元が明らかでない遺体、身元は明らかであるが遺族等のない遺体および引取りが著しく遅れる遺体は、警察から所在地の町本部に所持品とともに引き渡たされる。

第５　遺体の火葬

町は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

（１）死亡者数の把握
（２）火葬計画の作成
（３）遺体搬入車両および搬入路の把握・確保
（４）燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握・確保
（５）火葬のための関係者に対する協力要請

（６）相談窓口の設置および住民への情報提供

（７）身元不明者の焼骨、遺留品の一次保管（寺院等へ依頼）

町は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

※ 資　料

１　火葬場処理能力　（資料編１－16）

第２節　防疫および保健衛生

第１　防疫活動

災害発生時における被災地の防疫は、この計画に定めるところにより迅速に実施し、伝染病の発生と流行の未然防止に万全を期する。

１　実施者

（１）災害発生時における被災地の防疫は、町と東近江保健所が実施する。

（２）町独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

（３）県は、被災地の状況、町の処理能力等を勘案し、感染症の予防および患者の医療に関する法律（本節では「法」という。）第 29 条第２項に基づく物件に係る措置を行う。

２　防疫活動の種類と方法

（１）検病調査

保健所、検病調査班と連携し、地区衛生組織等関係者の協力を得て検病調査を実施する。

（２）臨時予防接種

感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求める。

（３）感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第 27 条第２項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行うものとする。（法第 50 条第１項の規定により実施される場合を含む。）

（４）そ族昆虫等の駆除

法第 27 条第２項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行う。（法第 50 条第１項の規定により実施される場合を含む。）

（５）感染症の病原体に汚染された物件に係る措置

法第 29 条第２項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置を行う。（法第 50 条第１項の規定により実施される場合を含む。）

（６）生活の用に供される水の供給

法第 31 条第２項の規定による知事の指示に基づき、給水計画に準じて生活の用に供される水の供給を行う。（法第 50 条第１項の規定により実施される場合を含む。）

（７）避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもと、町において防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導の徹底を期する。

また、町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・

協力を得て設置するよう検討する。

３　報告、記録、整備

（１）県への報告

東近江保健所は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を県にそのつど報告する。また、防疫活動を終了した日から 20 日以内に県に書類を提出する。

このため、町は東近江保健所に災害防疫活動の状況を報告しておく。

（２）町で備付を要する記録

・災害状況報告書
・災害防疫活動状況報告書
・災害防疫経費所要額調および関係書類
・感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類
・そ族昆虫等の駆除に関する書類
・物件にかかる措置に関する書類
・生活の用に供される水の供給に関する書類
・患者台帳
・災害防疫作業日誌（作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述）

第２　食品衛生・環境衛生活動

食品衛生対策、環境衛生対策については、県が保健衛生活動を行うこととなっており、町はこれらの活動に協力するとともに、飲料水等の安全確保、避難所の衛生管理等に努める。

１　保健衛生

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、子ども等を含む要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

２　仮設浴場の設置

（１）仮設浴場の供給

町は県と協力し、災害の状況により必要があると認めたときは、自衛隊に（町本部は県本部を経由して）対して支援を要請するなどにより、地震発生後１週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

（２）浴場の開放要請

町は県と協力し、災害の状況により必要があると認めたときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場および旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

第３節　災害廃棄物処理対策

被災地の廃棄物処理、し尿の処分等の清掃業務等を迅速適切に処理し、環境の浄化を図る対策について定める。なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて町が別途策定する災害廃棄物処理計画によるものとする。

第１　組織体制および情報収集

１　組織体制および連絡体制の確立

職員の安否確認・参集状況等を確認の上、担当職員を配置し、指揮命令系統を確立する。

迅速かつ的確な対応をするため、連絡・通信手段を確保の上、速やかに県災害対策本部、近隣市町、廃棄物処理業者団体等との連絡体制を確立する。

２　情報収集・報告等

関係機関から災害廃棄物処理に関する必要な情報を収集する。状況は時間経過とともに変化するため、継続的に情報を更新する。必要に応じて担当職員等を現地に派遣し、直接情報収集を行う。

町長は、廃棄物処理施設の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法について、状況の判明次第、滋賀県災害対策東近江地方本部に報告する。

第２　処理体制の構築等

１　災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握

【初動対応～応急対応段階】

被害状況等に基づき、災害廃棄物発生量・要処理量の推計や施設の能力・稼働状況等を踏まえた処理可能量の推計を行う。

また、避難所の開設状況や避難者数に基づき、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の推計を行う。

【復旧・復興段階】

損壊家屋等の解体・撤去や処理の進捗状況・見通し、仮置場や廃棄物処理施設における保管量、処理施設の復旧状況などの情報を整理し、がれき等の災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量を把握する。

避難所や避難者数の状況を踏まえ、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の見直し状況を把握し、取りまとめる。

２　処理体制の構築

（１）仮置場の設置

【初動対応から応急対応段階】

県等からの助言を得て、仮置場を設置する。

【復旧・復興段階】

仮置場における災害廃棄物処理の完了後、仮置場廃止に当たり、土壌分析等の必要な措置など関係法令を遵守した原状復旧に関し、県から必要な助言を受ける。

（２）収集運搬体制の構築等

一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立する。

町単独では収集運搬が不足する場合は、県に支援を要請する。

（３）生活ごみ等の処理

避難所の開設状況、処理施設、運搬ルートの被害状況、安全性等を考慮し、収集運搬体制・収集ルート等が確保され、既存処理施設等で適切に処理する。

町単独では処理できない場合は、県に支援を要請する。

廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境および公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生も懸念される場合、殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布などを行う。

（４）し尿処理

①仮設トイレの設置等

避難者数を踏まえ、仮設トイレの確保・設置を行い、状況を県に報告する。支援の必要があれば、県に要請する。

仮設トイレは、被災者の生活や公衆衛生上の観点から重要な施設となることから、町は、県と連携し、仮設トイレ設置状況および使用方法等について、住民等に情報提供する。

②し尿処理

仮設トイレ設置状況やし尿発生量の推計を踏まえ、し尿の収集および処理の実施状況を把握する。町単独では処理できない場合は、県に支援を要請する。

第３　住民等への情報提供

県と連携し、災害廃棄物の収集・分別方法、仮置場の設置場所・運用ルール、不適正処理防止、相談窓口、有害廃棄物への対応、災害ボランティアに関する情報等について住民等へ情報提供を行い、廃棄物の適正な排出・分別等を促すものとする。なお、水害時は、水が引いた段階で直ちに被災者から災害廃棄物が排出されるため、迅速な情報提供を行う。

第４　事務の委託等

町が災害により甚大な被害を受け、災害廃棄物処理が困難となった場合、地方自治法に基づいて県に事務の委託等を要請することが可能である。この場合、町は県と速やかに協議し、被害状況や災害廃棄物発生量等を勘案して、事務の委託等が適当と認められる場合、必要な範囲において災害廃棄物処理に関する事務を県に委託し、県が処理を代行する。

第５　災害廃棄物処理実行計画の策定

大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合、災害廃棄物を計画的に処理するために、国の方針（当該災害に係る災害廃棄物処理指針）等を踏まえ、町は、処

理の基本方針、処理期間、処理方法等に係る「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

策定に当たって県は、町に助言・情報提供などを行う。

第10章　南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策

章の体系

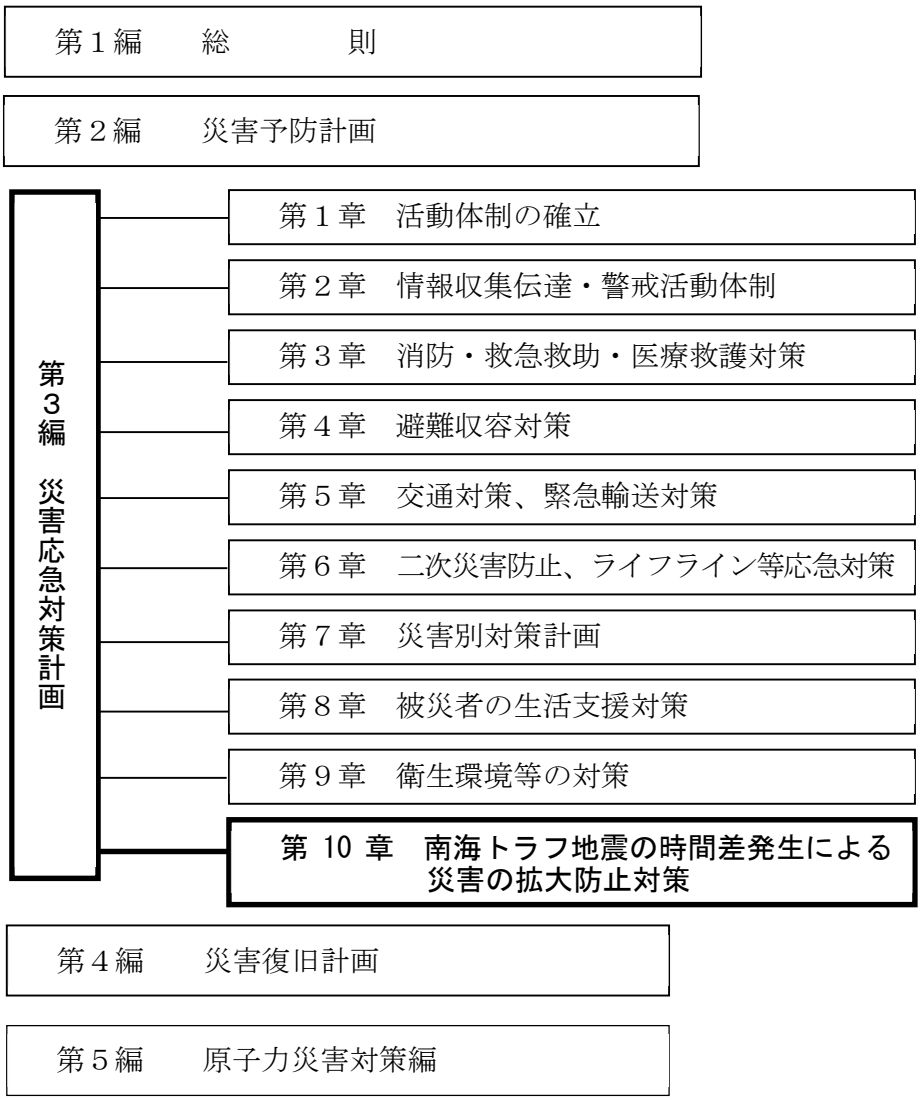

第１節　南海トラフ地震防災対策推進地域 …… 応－143
第２節　災害の拡大防止対策 …… 応－144

第１節　南海トラフ地震防災対策推進地域

東海道、南海道沖の南海トラフ沿いには、東海地震、東南海地震、南海地震の３つの地震が相互に関連しながら、100～150 年間隔で繰り返し発生している。

地震の発生が切迫している東海地震には直前予知を前提とした「大規模地震特別措置法」が昭和 53 年 12 月 14 日に施行され、南海トラフ地震対策の重要性から平成 15 年７月 25 日に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行された。平成 25 年 12 月には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正施行された。

南海トラフ地震は海溝型地震であり、数度にわたる津波の発生と、ゆっくりとした大きな揺れが１～２分以上続く地震であるが、竜王町においては津波による被害は想定されない。

町内には、南海トラフ地震が発生した場合の震度が６弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。

第２節　災害の拡大防止対策

第１　基本方針

過去に発生した南海トラフでの地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、町は、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努める。

また、令和元年５月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改訂され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）などが発表されることから、行政機関、住民一人一人、各企業等が、居住地・所在地等の地震に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施する。

第２　住民の防災対応（日頃からの地震への備えの再確認）

町、県は、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、「日頃からの地震への備え」について周知し、同臨時情報発令時に、「日頃からの地震への備え」の再確認をすることとともに、日常生活を行いつつ、一定期間、「できるだけ安全な防災行動」をとることを呼びかける。

○「日頃からの地震への備え」の例

①家具等の固定
②避難場所・避難経路
③家族などとの安否確認手段
④家庭における備蓄、非常持ち出し袋の確認 など

○「できるだけ安全な防災行動」の例

①高いところに物を置かない
②屋内のできるだけ安全な場所で生活
③すぐ避難できる準備（非常時持ち出し品等）
④危険な場所にできるだけ近づかない など

第３　施設・設備などの点検

町、県、企業などは、各施設の管理計画などにおいて点検、巡視の実施必要箇所及び体制を事前に明示し、同臨時情報発令時には情報収集・連絡体制の確認および施設・設備のなどの点検を実施する。

第４　危険地域からの避難

町、県等は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限っての避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

また、このために必要な避難所の整備を行い、その整備にあたっては平常時から活用できる施設とするよう配慮する。

第５　応急危険度判定の迅速化

町、県等は、余震等による二次災害の未然防止のため、建築物の応急危険度判定を早期に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっている危険性について周知を図る。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

＜災害応急対策担当一覧＞

第１章　活動体制の確立	
第４節　初動期における活動	
第１　防災会議の開催	総務班
第２　相互協力体制	各機関
第３　自衛隊災害派遣の要請および準備	総務班、陸上自衛隊
第４　赤十字飛行隊派遣要請	総務班、日本赤十字社
第２章　情報収集伝達・警戒活動体制	
第１節　情報の収集・伝達	
第１　情報連絡計画	情報班整理伝達担当、総務班、各機関
第２　気象予警報伝達	情報班整理伝達担当、東近江土木事務所、彦根地方気象台
第３　地震情報等の収集・伝達	情報班整理伝達担当、東近江土木事務所、彦根地方気象台
第４　被害状況の収集および調査	情報班収集担当、各機関
第５　被害状況の報告等	情報班整理伝達担当
第６　災害広報活動	情報班整理伝達担当、広報班、救護班住民担当、各放送機関
第３章　消防・救急救助・医療救護対策	
第１節　消防活動	
第１　東近江行政組合消防本部の活動	東近江行政組合消防本部
第２　消防団の活動	応急対策班消防関係担当、消防団
第３　広報等	広報班
第４　応援要請に関する計画	東近江行政組合消防本部
第２節　医療・救護対策	
第１　医療・救護の体制	救護班保健・医療担当、医師会
第５　医薬品、医療資機材の調達	救護班保健・医療担当、医師会
第４章　避難収容対策	
第１節　避難対策	
第１　事前避難	広報班、応急対策班消防関係担当
第２　避難の指示等の実施	総務班、広報班
第３　警戒区域の設定等	応急対策班消防関係担当、警察、自衛隊、消防団、県
第４　避難者の誘導	応急対策班消防関係担当、各施設管理者、警察、消防、自主防災組織
第５　広域一時滞在	総務班
第６　帰宅困難者対策計画	商工観光課

第２節　避難所の開設・運営	
第１　避難所の開設	救護班、総務班、情報班、各施設管理者
第２　福祉避難所（福祉避難室）の設置	救護班
第３　避難所開設の報告	総務班
第４　避難所の運営	救護班、応急対策班、広報班、自主防災組織
第３節　要配慮者対策	各機関、自主防災組織
第５章　交通対策、緊急輸送対策	
第１節　災害時の警備・交通規制	
第１　警備	応急対策班消防関係担当、警察
第２　交通規制	各道路管理者、警察
第２節　交通輸送対策	
第１　緊急輸送ネットワークの確保	応急対策班土木・建築担当、各道路管理者
第２　交通の確保	応急対策班土木・建築担当、各道路管理者
第３　緊急輸送用機器および要員の確保	応急対策班土木・建築担当、警察
第６章　二次災害防止、ライフライン確保対策	
第１節　二次災害防止対策	広報班、応急対策班
第２節　公共施設等応急対策	
第１　道路施設	応急対策班土木・建築担当、各道路管理者
第２　河川、ため池等	応急対策班土木・建築担当、応急対策班農業対策担当
第３　砂防、急傾斜地崩壊防止施設、治山、林道施設	応急対策班土木・建築担当、県
第４　公共施設	総務班
第３節　ライフライン等応急対策	
第１　電力施設	情報班、広報班、関西電力㈱、関西電力送配電㈱
第２　ガス施設	情報班、広報班、大阪ガスネットワーク㈱、ＬＰガス事業者、簡易ガス事業者
第３　一般通信施設	西日本電信電話㈱滋賀支店
第４　上水道施設	応急対策班上下水道担当
第５　下水道施設	応急対策班上下水道担当
第４節　農林業応急対策	応急対策班農業対策担当
第７章　災害対策計画	
第１節　水防活動	応急対策班土木・建築担当、応急対策班消防関係担当

第２節　危険物等応急対策	応急対策班商工観光担当、事業者、消防、警察
第３節　事故等災害応急対策	総務班、日本赤十字社、警察、大阪空港事務所
第８章　被災者の生活支援対策	
第１節　災害救助法の適用	情報班整理伝達担当
第２節　飲料水・食糧・生活必需品等の供給	総務班、救護班福祉・支援担当、情報班
第３節　住宅対策	応急対策班土木・建築担当
第４節　文教対策	情報班（教育委員会）、小学校・中学校
第５節　文化財の保護	情報班（教育委員会）
第６節　自発的支援の受入れ	総務班、救護班福祉・支援担当
第９章　衛生環境等の対策	
第１節　行方不明者の捜索、遺体の処理等	
第１　行方不明者の捜索	応急対策班消防関係担当、警察、消防
第２　遺体の検案および処理	警察、医師会
第３　遺体の収容	救護班住民対応担当、警察、消防
第４　遺体の引渡し	救護班住民対応担当、警察
第５　遺体の埋火葬	救護班住民対応担当
第２節　防疫および保健衛生	救護班保健・医療担当、総務班、東近江保健所
第３節　災害廃棄物処理対策	総務班、中部清掃組合、応急対策班上下水道担当、八日市布引ライフ組合
第 10 章　南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策	各班、各機関

第４編　　災害復旧計画

第１編　　総　　則
第２編　　災 害 予 防 計 画
第３編　　災害応急対策計画
第４編　　災 害 復 旧 計 画
第５編　　原子力災害対策編
資　　料　　編

第１章　計画的な復興・復旧 …… 復－ 1
第２章　被災者・被災中小企業等への支援 …… 復－ 5

第１章　計画的な復興・復旧

章の体系

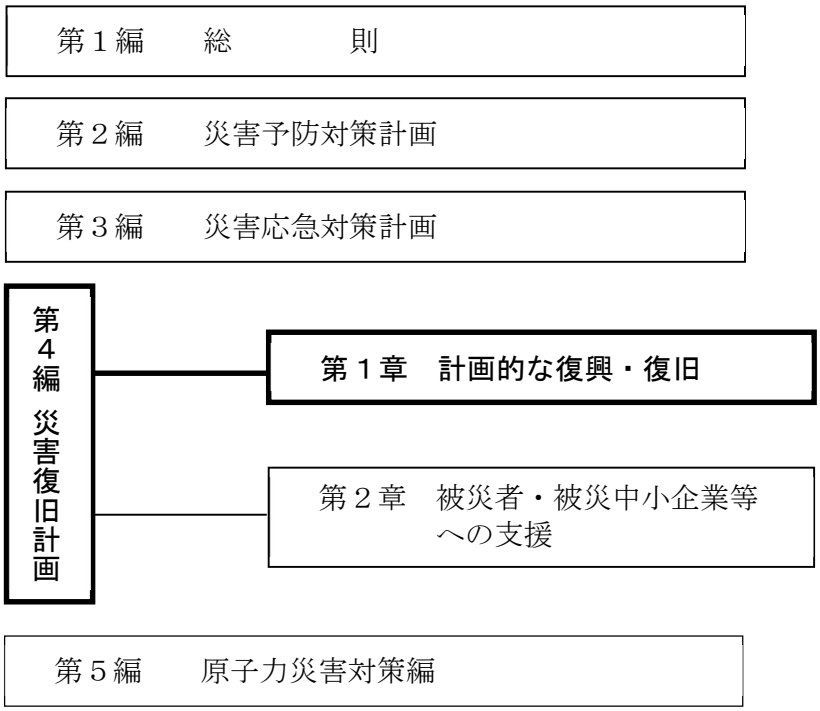

第１節　総合的な復興基本計画の策定 …… 復－ 2
第２節　災害復興事業の推進 …… 復－ 3

第１節　総合的な復興基本計画の策定

大規模な災害が発生した場合に、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

第１　復興に向けた地域別指針の策定

町は、県や関係機関等との連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

県は、統一的かつ整合性のある復旧・復興の実現のため策定した基本方針に基づいて関係市町の総合的な調整を行う。

第２　復興の手順、基本目標の検討

町は、優先的に復興すべき施設等の優先順位やまちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を内容とする復興計画を策定する。

第３　計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県および町が中心となり国・県・市町・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

第４　地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、町および県は定期的に住民との話合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、ＰＲ・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

第５　復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

第２節　災害復興事業の推進

第１　公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、被災箇所を原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上、改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を作成し、早期復旧を目標にその実施を図る。

第２　計画の内容

１　災害復旧事業の種類

（１）公共土木施設災害復旧事業計画
（２）農林水産施設災害復旧事業計画
（３）都市災害復旧事業計画
（４）上・下水道災害復旧事業計画
（５）住宅災害復旧事業計画
（６）社会福祉施設災害復旧事業計画
（７）公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
（８）学校教育施設災害復旧事業計画
（９）社会教育施設災害復旧事業計画
(10) 復旧上必要な金融その他資金計画
(11) その他の計画

第３　災害復旧事業にともなう財政援助および助成計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国または県が費用の全部もしくは一部を負担または補助するものは、町または県、その他の機関は、復旧事業費の決定および決定を受けるため査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第４　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法第 97 条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（１）公共土木施設災害復旧事業
（２）公共土木施設災害改良復旧事業
（３）公立学校施設災害復旧事業
（４）公営住宅災害復旧事業
（５）生活保護施設災害復旧事業

（６）児童福祉施設災害復旧事業
（７）老人福祉施設災害復旧事業
（８）身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
（９）障害者支援施設等災害復旧事業
(10) 婦人保護施設災害復旧事業
(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
(12) 感染症予防事業
(13) 堆積土砂排除事業
(14) たん水排除事業

２　農林水産業に関する特別の助成

（１）農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
（２）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
（３）開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
（４）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
（５）森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助。
（６）土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

３　中小企業に関する特別の助成

（１）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
（２）事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

４　その他の財政援助および助成

（１）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
（２）私立学校施設災害復旧事業に対する補助
（３）町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
（４）母子および寡婦福祉資金に関する貸付の特例
（５）水防資材費の補助の特例
（６）罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
（７）公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
（８）雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第２章　被災者・被災中小企業等への支援

章の体系

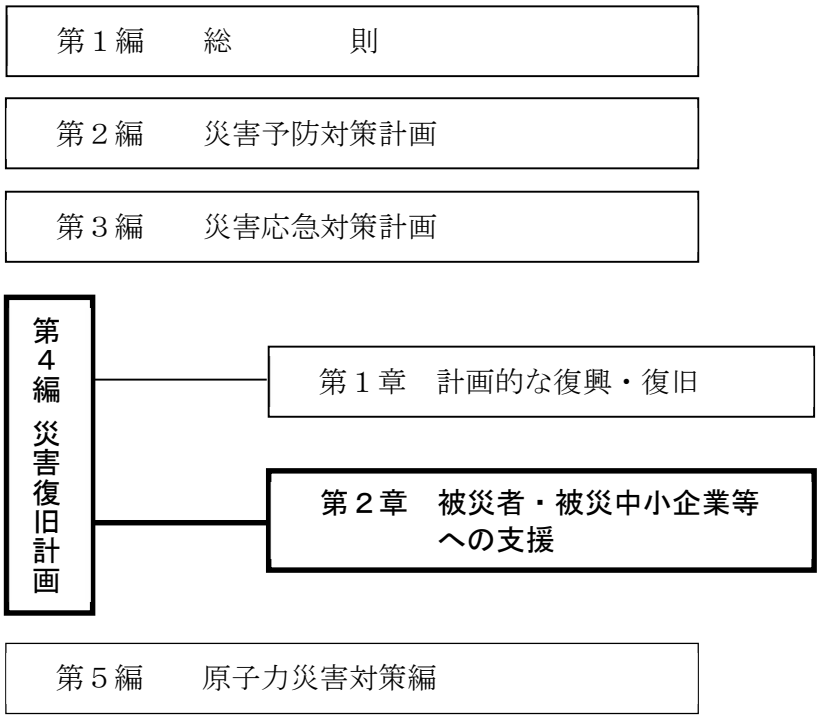

第１節　生活の安定 …… 復－ 6
第２節　被災中小企業等への支援 …… 復－12

第１節　生活の安定

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予および減免、雇用対策など必要な措置を講じる。

第１　災害相談の充実・強化

町は、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供および相談窓口を開設し、必要に応じて県、関係機関と連携して相談業務を行う。

第２　罹災証明書の発行

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに罹災証明書を交付する。

第３　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第４　被災者の生活支援

１　災害弔慰金ならびに支援資金等貸付

弔慰金等の給貸与には、生活福祉資金貸付事業による災害援護資金の貸付ならびに災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与の４種類がある。

（１）生活福祉資金災害援護資金の貸付

低所得者に対し災害を受けたことによる困窮から自立回復するのに必要な経費として貸し付けられる資金で（２）の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくものの貸付対象者は原則としてこの資金の貸付対象とならない。

①取扱い機関

町社会福祉協議会および滋賀県社会福祉協議会

②貸付限度額

150 万円以内（住宅資金との重複貸付の場合 350 万円）

③貸付条件

・据置期間６か月以内、償還期限７年以内

・保証人あり無利子、保証人なし年 1.5％

（２）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

法に基づく弔慰金、障害見舞金および援護資金の給貸与は、町が条例を定めて実施するものであって、（１）の生活福祉資金災害援護資金の貸付と異なり一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。県の知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度関係機関と協議して実施される。県の規定は以下のとおりである。

①災害弔慰金

ａ．対象災害

・１市町において住居が５世帯以上滅失した災害
・県内において住居が５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の災害
・県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の災害
・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

ｂ．支給額

・死亡したものが生計維持者である場合　500 万円以内
・死亡したものが生計維持者以外の場合　250 万円

②災害障害見舞金

ａ．対象災害

前項の災害弔慰金と同じ

ｂ．支給額

・障がい者となったものが生計維持者である場合　250 万円
・障がい者となったものが生計維持者以外の場合　125 万円

③災害援護資金

ａ．対象災害

県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある災害

ｂ．貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内

ｃ．貸付条件

・償還期限　10 年（据置期間を含む）
・据置期間　３年（特別の場合５年）
・年利　３％以内で町条例で定める額
・貸付対象者とするについては、所得制限がある。

２　被災者生活再建支援金の支給

（１）制度の対象となる自然災害

①災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号に該当する被害が発生した市町

②10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町

③100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④ ①または②の市町を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）

⑤ ①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）

（２）制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

（３）支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の３/４の金額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)
支 給 額	100 万円	50 万円	なし

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住 宅 の 再建方法	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)
建設・購入	200 万円	200 万円	100 万円
補修	100 万円	100 万円	50 万円
賃借 （公営住宅以外）	50 万円	50 万円	25 万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200（または 100）万円

（４）支援金の支給申請

申請窓口　　市町

申請時の添付書面　①基礎支援金：罹災証明書、住民票等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

申請期間　①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内

②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

（５）基金と国の補助

・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都

道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600 億円）

・基金が支給する支援金の１/２に相当する額を国が補助

３　滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

（１）対象となる災害

法第２条第１号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

・県内で５世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。

・その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき。

（２）支援金の支給

町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度			
		全壊・解体	大規模半壊（損害割合 40%以上）	中規模半壊（損害割合 30%以上）・半壊（損害割合 20%以上）	床上浸水
基礎支援金	複数	1,000 万円	500 万円	35 万円	25 万円
	単数	75 万円	37 万５千円	26 万２千円	18 万７千円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金

支援金の種類	世帯構成	再建方法	住宅の被害の程度			
			全壊・解体・大規模半壊（損害割合 40%以上）	中規模半壊（損害割合 30%以上）	半壊（損害割合 20%以上）	床上浸水
加算支援金	複数	建設・購入	200 万円	100 万円	―	―
		補修	100 万円	75 万円	75 万円	25 万円
		賃借（公営住宅を除く。）	50 万円	50 万円	50 万円	25 万円
	単数	建設・購入	150 万円	75 万円	―	―
		補修	75 万円	56 万２千円	56 万２千円	18 万７千円
		賃借（公営住宅を除く。）	37 万５千円	37 万５千円	37 万５千円	18 万７千円

（３）県の補助

県は、町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の３分の２の額を補助する。

（４）その他

県は、本計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるとしており、町は、県の対応を受け、その都度対応する。

４　租税等の徴収猶予・減免等

町は、災害により被災者の納付すべき地方税について法令および条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納入もしくは納入に関する期日の延期、地方税（延滞金含む）の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

５　生活保護

被災者の生活保護のため町は、低所得者に対し概ね次の措置を講ずる。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上困窮の程度に応じ最低生活を保証する措置をする。

第５　住宅の復興

被災者の生活安定を図るうえで最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建支援のため、租税等の徴収猶予および減免等の措置を講ずる。

１　住宅復興計画の策定

（１）被災住宅の状況把握

町は次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握する。

①住宅種別ごとの状況把握

持家率の高い現状を踏まえ、被災住宅の状況を持家（戸建・マンション）借家（公営・民間）等の区分に基づき調査・把握する。

②被害程度の分布

上記の区分を前提に全壊・半壊等の被害状況を分析する。

（２）住宅復興計画の策定

町は、（１）の状況を踏まえ具体的な手順やスケジュールを内容とする住宅復興計画を策定する。

（３）建築制限の適用

無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認めるときは、建築基準法第 84 条の規定に基づき区域の指定を行い、建築の制限を行う。

２　民間住宅の再建支援

（１）町は、住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。

（２）町は、地域優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。

３　住宅再建に関する相談・情報提供

町は、県、滋賀県住宅供給公社、住宅関係各種団体との連携を強化し、被災者に対する住宅再建に関する相談業務を行う。

第６　雇用の安定と雇用機会の確保

大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により町内事業所の閉鎖・移転、規模縮小などが生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、滋賀労働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

１　被災状況の把握

町は、企業や労働者の被災状況を把握し、県や国の対策の活用が図られるよう努める。その際には、滋賀労働局にも被災状況を提供し、協力依頼をするものとする。

２　被災事業主、被災求職者等への支援

町は、県とともに国の行う被災事業主および被災求職者のために設置する臨時相談窓口および臨時職業相談所の開設等の周知を行うとともに、国の対策の有効活用が図られるよう努める。

３　離職者の再就職等の促進

被災による離職者等の再就職を促進するため、県が開催する合同就職面接会等の周知に努める。

第７　治安の確保および交通対策

１　復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、近江八幡警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

県は、県警察と連携して、町に対し、復旧・復興事業に関する全ての事務事業の受注者等について、暴力団等の排除措置を徹底するよう助言および指導を行う。

２　交通対策

町は、県、県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する。

第２節　被災中小企業等への支援

第１　商工業の再建支援

被災により事業活動に大きな支障をきたしている商工業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

１　被災状況の把握

町は、被災商工業者への再建支援を行うため商工会等の商工団体と連携し、町内の商工業者の被災状況を速やかに把握するとともに、県に報告する。

２　再建資金の融資

（１）町は、県の制度融資、㈱日本政策金融公庫などの各種融資の斡旋等を推進する。

（２）町は、関係金融機関に対し、貸付条件の緩和や審査の簡略化・迅速化等の要請を県を通じて行う。

３　租税等の徴収猶予・減免等

県は、被災した納税者、または特別徴収義務者に対し、納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予について事業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。

４　再建に向けた相談・情報提供等の実施

町は、商工会等町内の商工団体と協力して、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

第２　農林業の再建支援

被災により事業活動に大きな支障をきたしている農林業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施等を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

１　被災状況の把握

町は、被災農林業者への再建支援を行うため、町内の農林業者の被災状況を速やかに把握するとともに、県に報告する。

２　再建資金の融資

町および県は、被災した農林漁業者等の再建支援を図るため、次に掲げる各種制度融資の斡旋等を推進し、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう適切な措置を講ずる。

（１）天災融資法による融資

（２）㈱日本政策金融公庫による災害資金

（３）滋賀県水産振興資金による融資

３　租税等の徴収猶予・減免

県は、被災した納税者、または特別徴収義務者に対し、納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予について事業者の実状に応じて適切な措置を講ずる。

４　再建に向けた相談・情報提供等の実施

町は、農林業関係団体と連携して、被災した農林業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置しその周知に努める。

第５編　原子力災害対策編

第１編　総　則

第２編　災害予防計画

第３編　災害応急対策計画

第４編　災害復旧計画

第５編　原子力災害対策編

資　料　編

第１章　総則 …… 原－ 1
第２章　災害事前対策 …… 原－22
第３章　緊急事態応急対策 …… 原－36
第４章　原子力災害中長期対策 …… 原－58

第１章　総則

章の体系

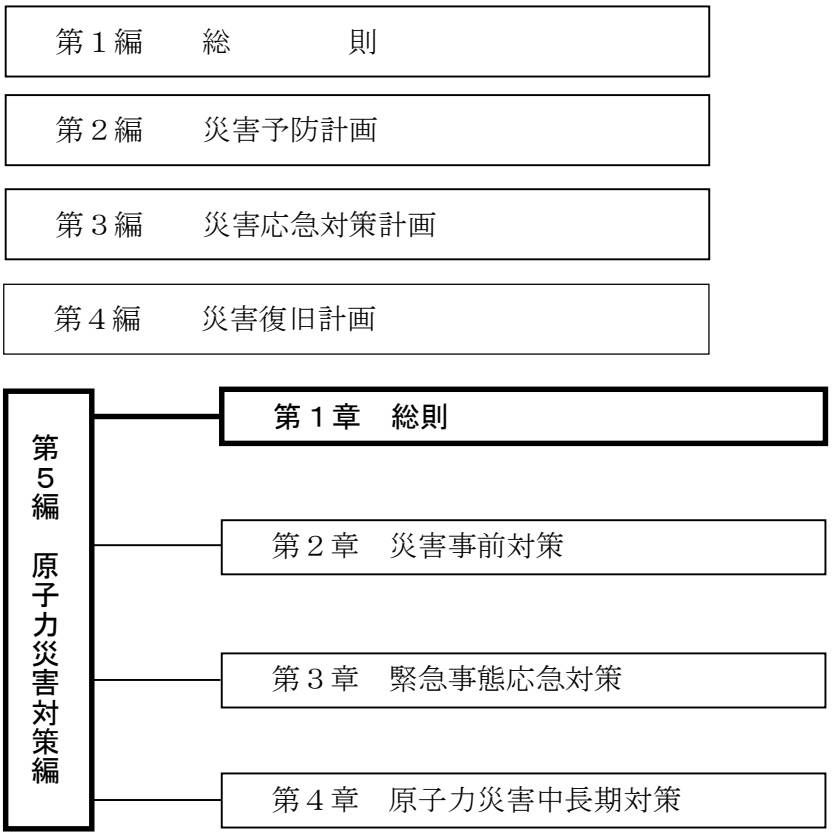

第１節　計画の目的 …… 原－ 2
第２節　計画の性格 …… 原－ 3
第３節　計画の周知徹底 …… 原－ 4
第４節　計画の基礎とするべき災害の想定 …… 原－ 5
第５節　緊急事態区分および緊急時活動レベル（ＥＡＬ）…… 原－12
第６節　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置 …… 原－14
第７節　原子力防災に関する竜王町の基本的な考え …… 原－15
第８節　防災関係機関の事務または業務の大綱 …… 原－16
第９節　防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策 …… 原－21

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）および原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所の原子炉の運転等および事業所外運搬（以下「運搬」という。）により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害に関し、町に係る予防・応急対策について必要な措置を定め、原子力災害から安全・安心な町民生活を確保することを目的とする。

第２節　計画の性格

第１　町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）および県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものである。

なお、この計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原子力発電所事故の検証など新たな知見および原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の見直しの内容を踏まえ今後検討する。

第２　地域防災計画各編との整合性

この計画は、「竜王町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については竜王町地域防災計画の第１編から第４編に準拠する。

第３　計画の修正

竜王町防災会議は、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、県地域防災計画（原子力災害対策編）の改訂や修正が行われた場合、また竜王町地域防災計画との整合が必要な場合にこの計画の修正を行う。また関係機関は、この計画を修正する必要がある場合には、修正案を竜王町防災会議に提出する。

第４　県地域防災計画との関係

この地域防災計画（原子力災害対策編）を作成または修正するにあたっては、県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておく。

第３節　計画の周知徹底

この計画については、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関および町民に対し周知を図る。

また、町の各部署においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第４節　計画の基礎とするべき災害の想定

この計画の作成および修正ならびにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づいて行う。

第１　竜王町の地域特性

１　原子力事業所の立地状況

福井県には、４市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に６つの原子力事業所があり、計 15 の原子力施設が設置されている。なお、町の最寄りの原子力事業所は、大飯発電所で、概ね 65km の距離である。

なお、本計画に関連する原子力事業者は、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構である。

町に関連する原子力事業所設置概要を資料編に掲載する。

原子力発電所からの距離

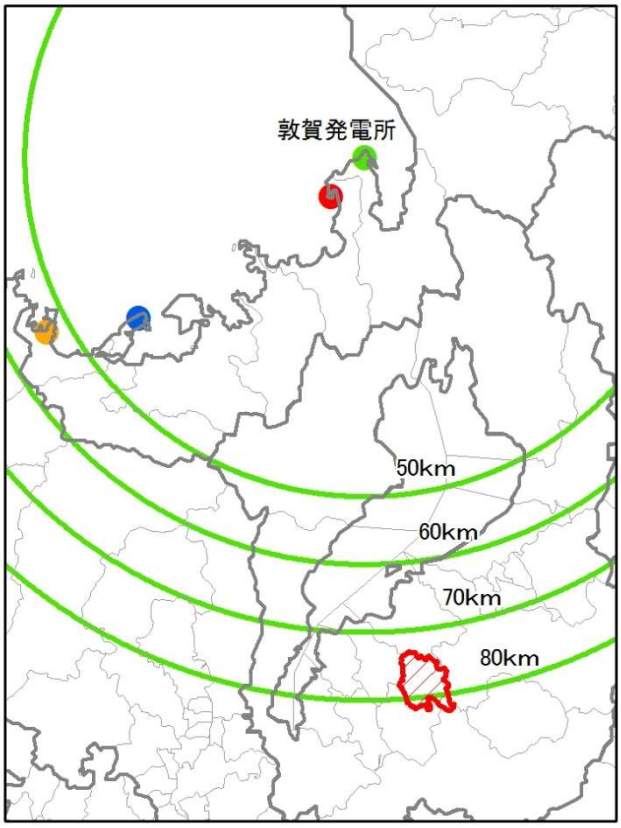

図　敦賀発電所からの距離

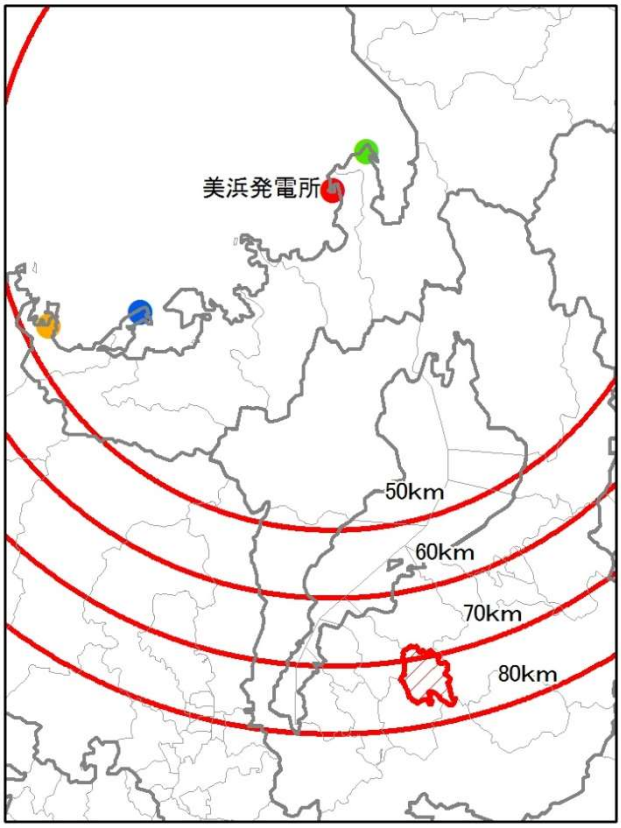

図　美浜発電所からの距離

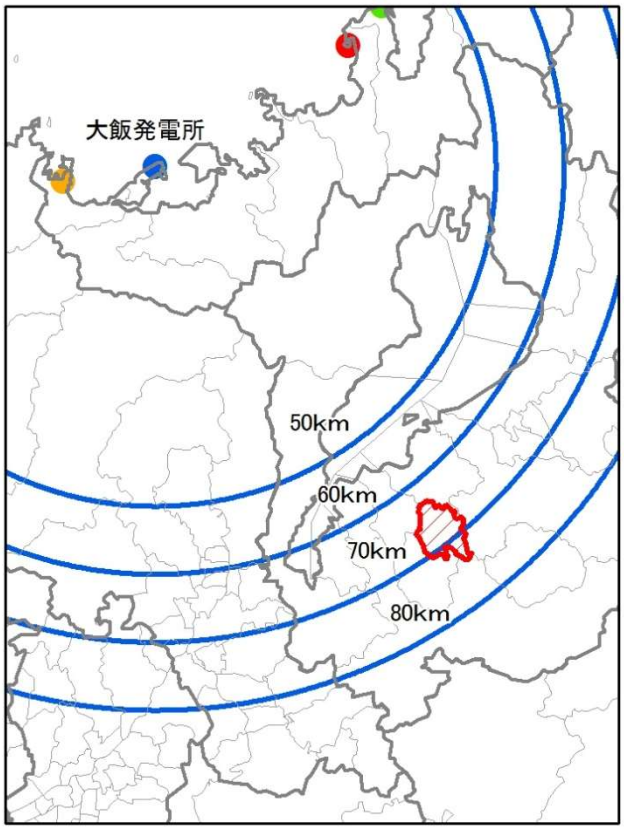

図　大飯発電所からの距離

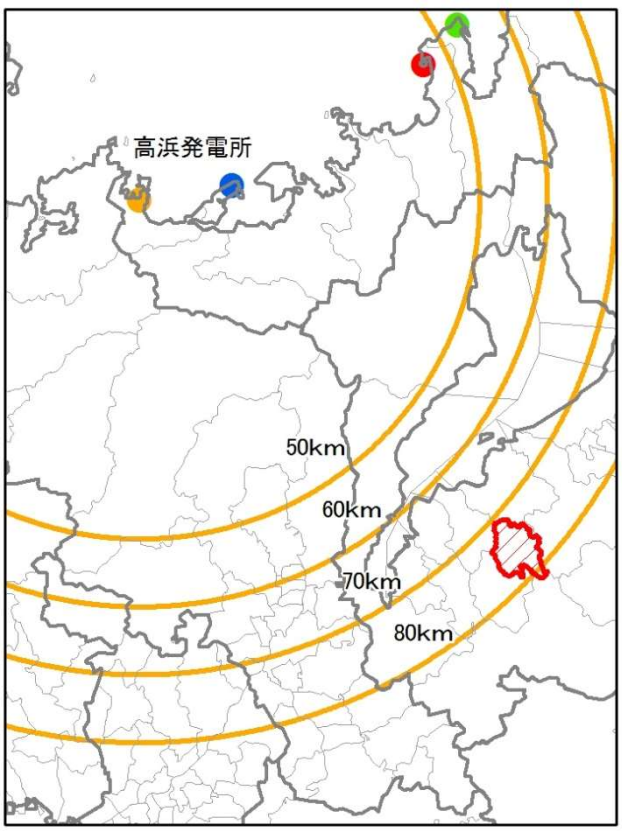

図　高浜発電所からの距離

２　気象

福井県の嶺南地方では、地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約 40%）、次いで北から北北西の風が多く（約 25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（６～８月）は南南東の風が約 60%、また、冬期（12～２月）は北から北北西の風が約 50%の割合で吹いている。平均風速は、平年値（1981 年～2010 年）で 4.1m/s である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、特に冬期は約 55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとにみると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約 30%を占める。夏期は東から東南東の風が約 25%と最も多く、北西の風は 10%程度となっている。

（気象庁の観測データを使用、統計期間は敦賀 1988 年２月～2019 年 12 月、今津および長浜 1978 年 11 月～2019 年 12 月）

第２　前提となる事態の想定等

東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とする。

なお、事故による放射性物質の放出形態は一様ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある。

１　放射性物質

国の原子力安全委員会(平成 24 年９月、原子力規制委員会に移行)が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

２　放出量

（１）キセノン

原子力安全・保安院(平成 24 年９月、原子力規制委員会に移行)が平成 23 年６月６日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる１号機、２号機および、３号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、１号機で 3.4×10^18Bq（ﾍﾞｸﾚﾙ）、２号機で 3.5×10^18Bq、３号機で 4.4×10^18Bq と試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い３号機の 4.4×10^18Bq を用い、この量が１時間

で放出されたものとする。

（２）ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成 23 年５月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、３月 15 日の９時から 15 時までの６時間で 1.0×10^16Bq/h(ﾍﾞｸﾚﾙ/時)の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年８月 24 日、３月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、３月 15 日７時から 10 時まで、２×10^15Bq/h 程度の放出、13 時から 17 時まで４×10^15Bq/h 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^16Bq が６時間で放出されたものとする。

３　放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

４　排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73m とする。

５　拡散予測を行う日の選定

平成 22 年（2010 年）のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中９時から 15 時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い(～１m/ｓ)日を選定する。

６　積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率１日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

７　被ばく量の計算方法

６にて計算された積算線量をもとに、屋外８時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

第３　予測される影響等

１　「原子力災害対策指針」による原子力災害対策重点区域の範囲

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、ＰＡＺの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径５km、ＵＰＺの範囲の目安については、原子力施設から概ね 30km とされている。

＜表　原子力災害対策重点区域の範囲＞

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径５km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ：Urgent Protective action Zone)	確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

※EAL（Emergency Action Level）とは、緊急時活動レベルのこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する。
※OIL（Operation Intervention Level）とは、運用上の介入レベルのこと。環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する。

２　放射性物質拡散予測シミュレーションの結果

滋賀県が平成 23 年度に実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの結果は以下のとおりであった。希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は 10mSv(ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ)を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

（１）日本原子力発電(株)敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から 43km となった。一方、国際原子力機関：International Atomic Energy Agency(以下「ＩＡＥＡ」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、16 市町におよび、最大距離は敦賀発電所から 79km となった。

（２）関西電力(株)美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から 42km となった。一方、ＩＡＥＡが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18 市町におよび、最大距離は美浜発電所から 89km となった。

（３）関西電力(株)大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から 32km となった。

一方、ＩＡＥＡが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電所から 63km となった。

（４）関西電力(株)高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となる地域はない。また、ＩＡＥＡが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

（５）総合考察

上記の結果から日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断される。

※ 資　料

１　計画の対象となる原子力事業所　（資料編１－21）

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）

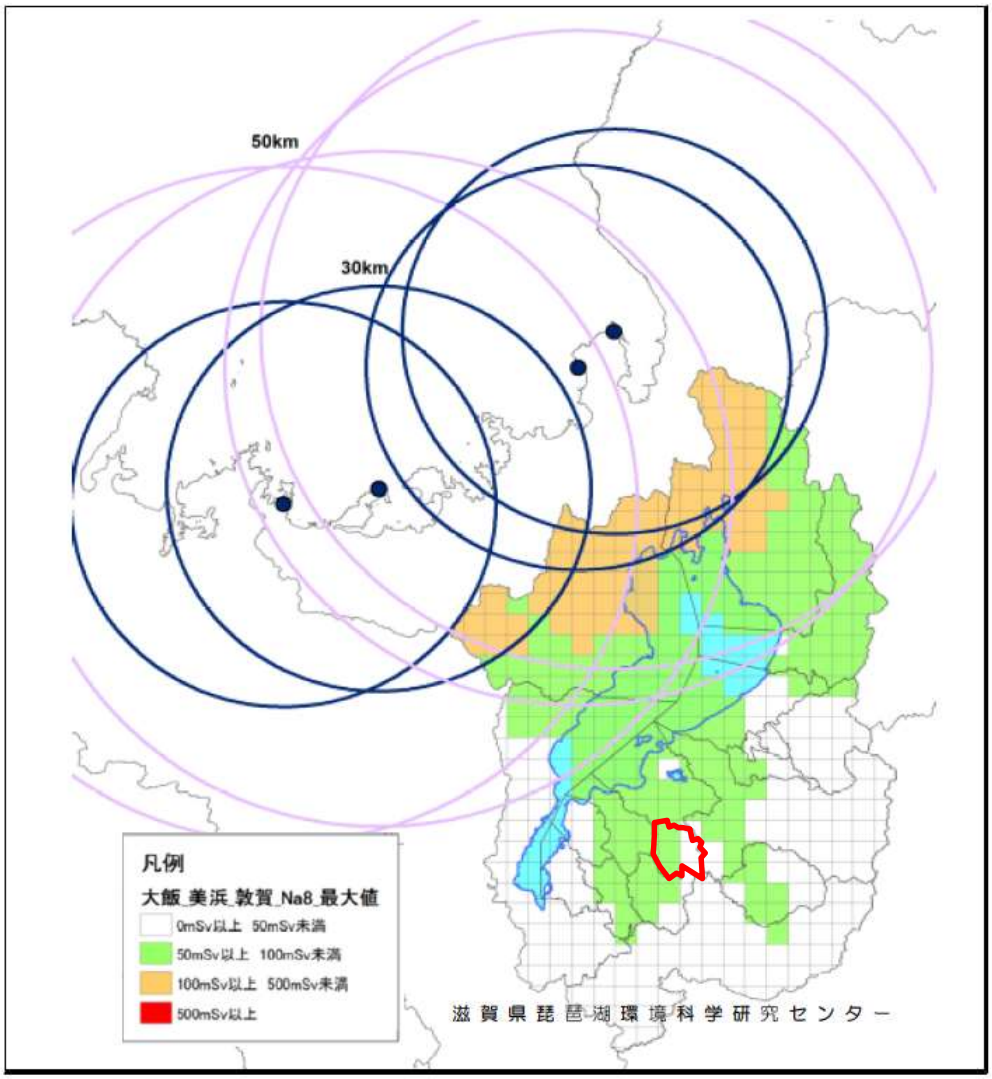

予測の前提条件

① 放出量：ヨウ素2.4×10＾16Bq
② 放出時間：6 時間
③ 排出高さ：第3 層（約44m～73m）
④ 放出想定発電所：日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所
⑤ シミュレーション日の選定：2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を選定
⑥ 積算線量の計算方法：第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
⑦ 滞在時間：屋外8 時間、屋内16 時間
⑧ 図示方法：美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

第５節　緊急事態区分および緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

第１　基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態の３つに区分し、各区分における、原子力事業者、国および地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、国の防災基本計画（原子力災害対策編）では、「情報収集事態」が定められている。

１　情報収集事態

原子力施設等立地市町村で震度５弱および震度５強の地震が発生した事態に、国は関係省庁への連絡や対外公表等を行うこととされている。

２　警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

３　施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、ＵＰＺ内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第 10 条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。

４　全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避しまたは最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第 15 条第２項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国および地方公共団体は、ＵＰＺ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＵＰＺ内においても、ＰＡＺ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

第２　具体的な基準

原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「ＥＡＬ」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性および立地地域の状況に応じたＥＡＬの設定については、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

なお、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みの内容は、資料編１-23「各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて」のとおりである。

第６節　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

１　原子力施設からの放射性物質の放出またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてＵＰＺ外においても屋内退避を実施する。

２　ＵＰＺ内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、県等が行う緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ：OperationalIntervention Level）と照らし合わせ、避難（ＯＩＬ２に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

第７節　原子力防災に関する竜王町の基本的な考え

竜王町は、もっとも近い大飯発電所から60km以上離れており、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に含まれていない。しかし、国の原子力災害対策指針、県地域防災計画等を踏まえて、以下の考え方で原子力防災にあたる。なお、町が原子力災害対策で対象とする施設は福井県に立地するすべての原子力発電所とし、町において原子力災害対策を実施する区域は町全域とする。

第１　平時からの備え

町災害担当関係者は、原子力災害とその特殊性を理解し、放射性物質および放射線の特性、原子力事業所の概要、防災対策の内容等について、平時から知識を得るように努める。また、町民が緊急事態発生時に混乱なく行動できるよう、町民に対して平時から必要な情報提供を行うように努める。

第２　県が実施する緊急事態応急対策の協力

原発事故が発生した場合、県が実施する緊急時モニタリングや救助・救急活動を協力する。広域避難についても収容可能であれば、受け入れるように努力する。

第３　防護措置について

放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置として、県では自宅等への屋内退避が中心になるとしており、町もこれに基づいて行動する。福井県の原子力発電所で事故が発生し、町域に放射性プルーム通過時の被ばくの影響が及ぶと考えられた場合、町民は屋内退避により、放射性物質および放射線による被ばくを避ける。放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるため、国の安定ヨウ素剤服用に関する決定を受け、速やかに安定ヨウ素剤の配布および服用を実施する。

第８節　防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、町および消防機関等の処理すべき事務または業務は、竜王町地域防災計画第１編第２章第１節第２に定める「行政および防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」を基礎とし、次表のとおりとする。

第１　竜王町

機関名	事務または業務
竜王町	(1) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (2) 原子力防災に関する教育・訓練 (3) 緊急時における国、県等との連絡調整 (4) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (5) 広報 (6) 飲食物等の摂取制限等 (7) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (8) 風評被害等の影響の軽減 (9) 町民相談体制の整備 (10)心身の健康相談体制の整備 (11)県の行う原子力防災対策に対する協力 (12)関係周辺市の応援 (13)避難誘導の援助 (14)広域避難所の開設

第２　滋賀県

機関名	事務または業務
滋賀県	(1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及および情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10)環境条件の把握 (11)災害状況の把握および伝達 (12)滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務 (13)環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14)広報 (15)住民の退避・避難、立入制限等 (16)救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 (17)緊急時医療措置に関する事務 (18)飲食物等の摂取制限等 (19)緊急輸送および必要物資の調達 (20)飲食物および生活必需品の供給

	(21)職員の被ばく管理 (22)自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23)災害救助法の適用 (24)義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25)広域応援の要請および受入れ (26)ボランティアの受入れ (27)汚染の除去等 (28)各種制限措置の解除 (29)損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30)風評被害等の影響の軽減 (31)住民相談体制の整備 (32)被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33)心身の健康相談体制の整備 (34)物価の監視 (35)関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 (36)関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請　等

第３　警察機関

機関名	事務または業務
滋賀県警察本部 （近江八幡警察署）	(1) 周辺住民等への情報伝達 (2) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (3) 交通の規制および緊急輸送の支援 (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 (5) 警察職員の被ばく対策 (6) その他原子力災害警備に必要な措置

第４　消防機関

機関名	事務または業務
近江八幡消防署	(1) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務

第５　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1.近畿管区警察局	(1) 管区内府県警察の指導、調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集および連絡 (5) 警察通信の運用
2.近畿財務局 （大津財務事務所）	(1) 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2) 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査 (4) 国有財産の無償貸付
3.近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
4.近畿農政局 （滋賀県拠点）	(1) 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2) 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
5.近畿中国森林管理	(1) 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること

局(滋賀森林管理署)	
6.近畿経済産業局	(1) 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等 (2) 被災産業調査・分析・支援 (3) 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
7.近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1) 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請 (2) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (3) 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 (4) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6) 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
8.大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	(1) 気象状況の監視 (2) 気象に関する資料・情報の提供
9.近畿総合通信局	(1) 電波および有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5) 原子力災害時における重要通信の確保 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
10.滋賀労働局	(1) 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
11.近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	(1) 一般国道(指定区間)の管理 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3) 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
12.近畿地方環境事務所	(1) 環境監視体制の支援に関すること (2) 災害廃棄物の処理対策に関すること (3) 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 (4) 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

第６　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	(1) 災害派遣要請に対する調整 (2) 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 (3) 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

第７　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東海旅客鉄道(株) (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道(株)(京滋支社)	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

西日本電信電話(株) （滋賀支店）	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 （滋賀県支部）	(1) 医療救護 (2) こころのケア (3) 救援物資の備蓄および配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付および配分 (6) その他災害救護に必要な業務 (7) (1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施 ① 復旧・復興に関する業務 ② 防災・減災に関する業務
日本放送協会 （大津放送局）	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達
西日本高速道路(株) (関西支社) 中日本高速道路(株) (名古屋支社・金沢支社)	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
日本通運(株) （大津支店）	(1) 災害対策用物資の輸送
開西電力株式会社 （原子力事業本部） 日本原子力発電株式会社（敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 ・高速増殖原型炉もんじゅ ・新型転換炉原型炉ふげん	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関(県等)との連携 (7) 緊急時における県等への通報および報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力
独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)	(1)琵琶湖開発施設の防災管理

第８　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
一般社団法人滋賀県医師会	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県	(1) 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (2) 原子力災害時における医薬品等の管理

薬剤師会	
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難支援への協力
(株)京都放送 びわ湖放送(株)	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達
一般社団法人滋賀県ＬＰガス協会	(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるＬＰガス供給と保安の確保

第９節　防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、町は、県と連携し、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、下記の項目において情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

・迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達
・環境放射線モニタリングの情報提供
・原子力防災に関する知識の普及と情報共有
・緊急事態応急対策に従事する者に対する研修
・防災訓練の実施
・相談体制の整備

第２章　災害事前対策

章の体系

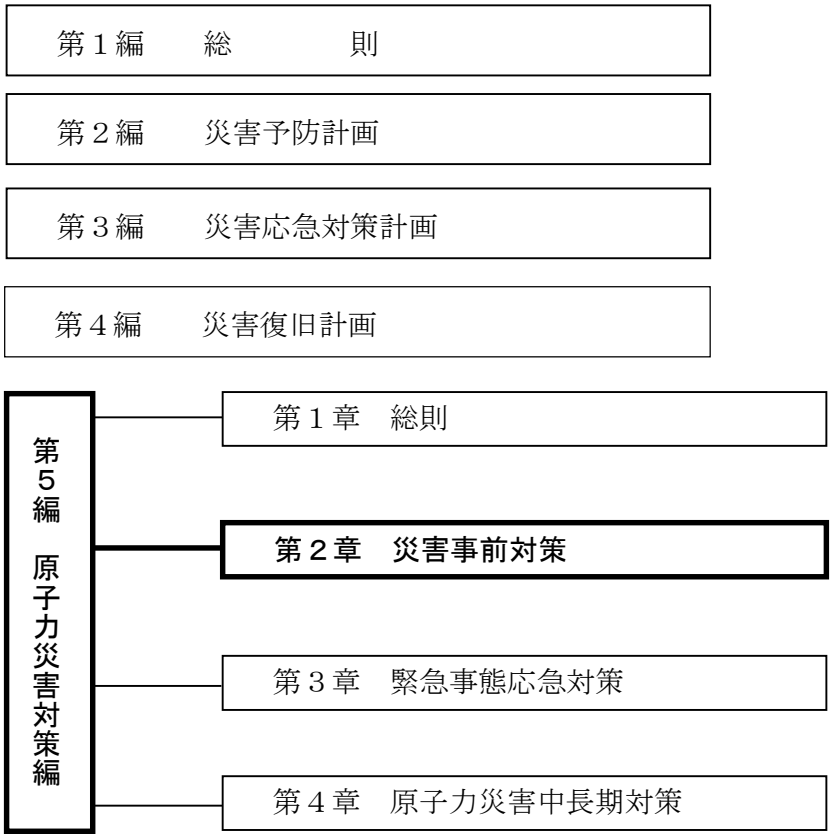

第１節　基本方針 …… 原－23
第２節　情報の収集・連絡体制等の整備 …… 原－24
第３節　災害応急体制の整備 …… 原－26
第４節　避難収容活動体制の整備 …… 原－28
第５節　緊急輸送活動体制の整備 …… 原－29
第６節　救助・救急、医療および防護資機材等の整備 …… 原－30
第７節　住民等への的確な情報伝達体制の整備 …… 原－31
第８節　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発 …… 原－32
第９節　緊急事態応急対策に従事する者の人材育成 …… 原－33
第 10 節　防災訓練等の実施 …… 原－34
第 11 節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 …… 原－35

第１節　基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。

第２節　情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において事故等の状況、モニタリング結果および屋内退避、その他の防護措置に関する確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

２　機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

第２　通信手段・経路の多様化

町は、国および県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

１　災害に強い伝送路の構築

町は、国および県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図る。

２　機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

３　災害時優先電話等の活用

町は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

４　通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

５　非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

６　保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第３節　災害応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

第１　警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、情報収集事態もしくは警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

第２　災害対策本部体制等の整備

町は、施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、または内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

第３　長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県および関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第４　防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第５　消防の相互応援体制

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村および県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

第６　自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等

必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

第７　広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいい、原子力災害対策指針が定める避難退域時検査の位置付けおよび避難者に対する原子力災害医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つ。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、必要な準備を整える。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、広域応援協定等の締結状況は第２編第２章第 10 節に示したとおりである。

第８　モニタリング体制等

町は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

第９　複合災害に備えた体制の整備

町は国および県と連携し、複合災害（同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第 10　人材および防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県と相互の連携を図る。

第４節　避難収容活動体制の整備

第１　避難所等の整備

１　屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、屋内退避施設について予め調査し、具体的な屋内退避体制の整備に努める。

２　広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を結結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第２　要配慮者等の退避体制等の整備

要配慮者に対する退避体制については、竜王町地域防災計画（第２編第２章第７節）による。

第３　退避場所等の周知

町は、退避やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所について、日頃から住民への周知徹底に努める。

屋内退避の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、緊急事態応急対策に従事する者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県の協力のもと、警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な退避の注意喚起の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第５節　緊急輸送活動体制の整備

第１　専門家の移送体制の整備

町は、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第２　緊急輸送道路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第６節　救助・救急、医療および防護資機材等の整備

第１　救助・救急機能の強化

町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第２　原子力災害医療体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第３　安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるように努める。また、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努める。

【緊急時における配布体制の整備】

①町は、県と連携し、緊急時に住民等が退避を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄するように努める。

②町は、県と連携し、退避する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておく。

第７節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

第１　情報伝達体制、通信網、通信設備の整備

町は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保し、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム)、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を併用するとともに、地域コミュニティを活用するなど、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第２　要配慮者等への情報伝達

町は、原子力災害の特殊性を考慮して、県および県警察と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第３　メディアの活用

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、町防災行政無線等、ＣＡＴＶ、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第８節　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発

第１　原子力防災に関する知識の普及と啓発

町は、県の助言や原子力事業者の協力を受け、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のために必要な事項について広報活動を実施する。

第２　原子力防災教育の実施

町は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第３　要配慮者への配慮

町が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

第４　過去の大災害の収集・整理

町は、国および県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第９節　緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

町は、国および県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が緊急事態応急対策に従事する者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

第 10 節　防災訓練等の実施

第１　訓練計画の策定

町は、国、県等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同または独自に行う。

①災害対策本部等設置運営訓練
②緊急時通信連絡訓練
③町民に対する情報伝達訓練
④町民退避訓練
⑤人命救助活動訓練

第２　訓練の実施

町は、計画に基づき、国、県等関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

第 11 節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

①事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

②事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

③県および事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国や県の指示に基づき、または独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第３章　緊急事態応急対策

章の体系

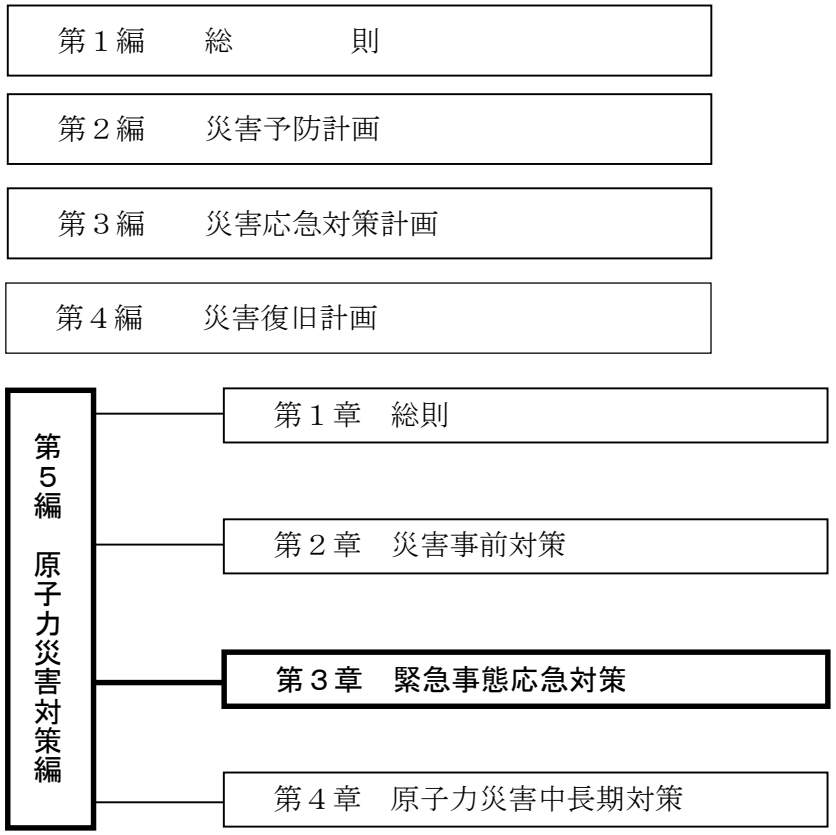

第１節　基本方針 …… 原－37
第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保 …… 原－38
第３節　活動体制の確立 …… 原－41
第４節　住民等への情報伝達・相談活動 …… 原－49
第５節　屋内退避等の防護活動 …… 原－51
第６節　飲食物の出荷制限、摂取制限等 …… 原－55
第７節　救助・救急および医療活動 …… 原－56
第８節　自発的支援の受入れ等 …… 原－57

第１節　基本方針

本章は、県から情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示すとともに、県からの情報提供を受けて、町が実施する対応を示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、または自ら情報収集活動を実施し、施設敷地緊急事態または全面緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については必要に応じ、関係周辺市等に連絡する。

町は、県から連絡を受け、緊急事態に関する情報収集に努めるとともに、通信の確保に努める。

■情報収集・連絡体制図（オフサイトセンター運営寺）

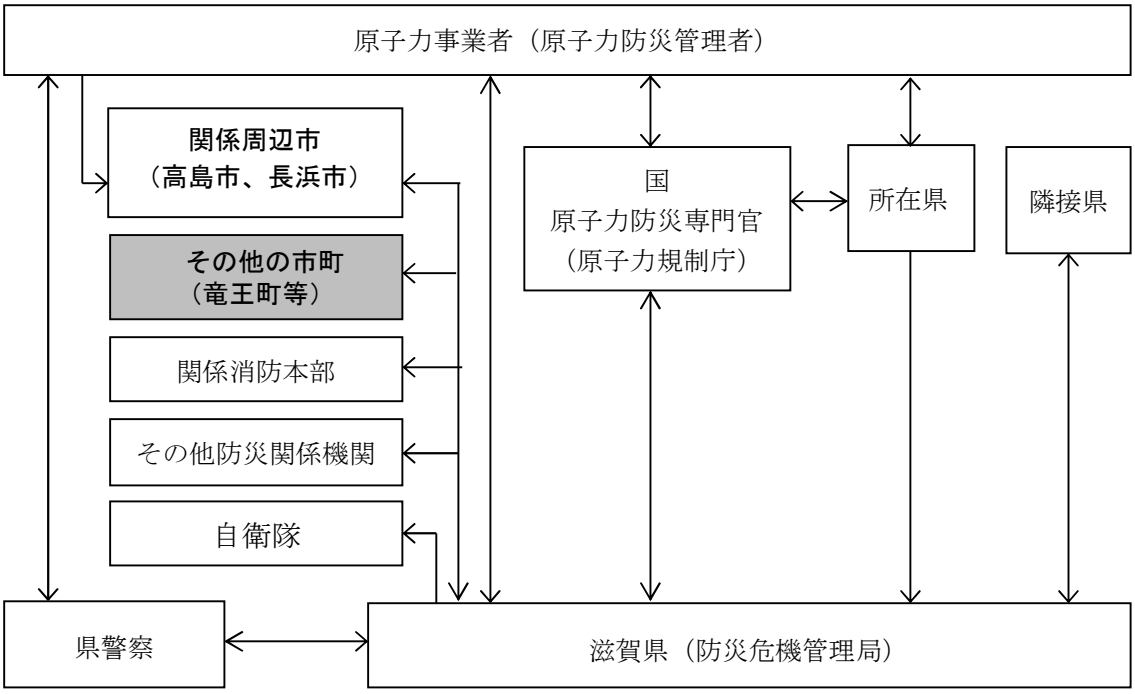

第１　緊急時や施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

１　情報収集事態発生が発生した場合

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡する。

２　警戒事態が発生した場合

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

３　原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

県は、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の

市町にも連絡するものとする。

・ＰＡＺを含む市町と同様の情報をＵＰＺを含む市に連絡
・ＵＰＺを含む市に連絡する際には、ＰＡＺ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

４　応急対策活動情報の連絡

施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡は、以下のように行う。

■連絡系統図

（１）施設敷地緊急事態発生時

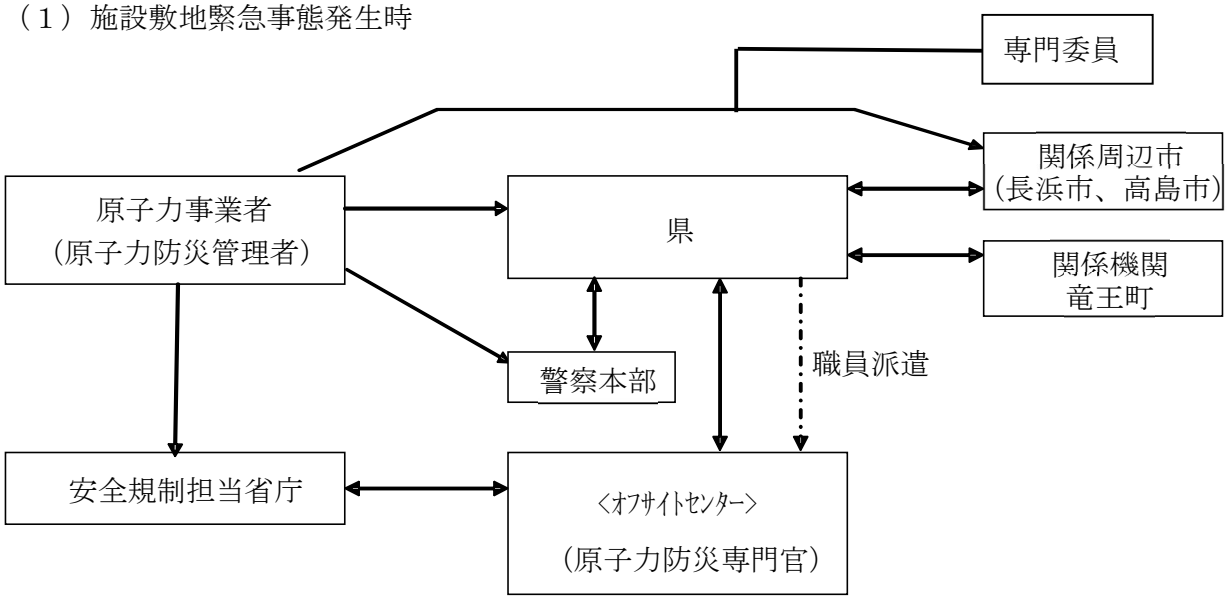

（２）全面緊急事態発生時

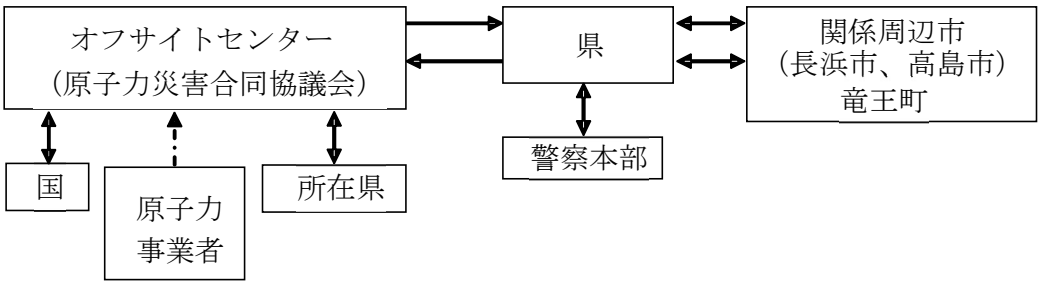

第２　通信手段の確保

警戒事象発生時の連絡があったとき、町は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。必要に応じ、電気通信事業者に対して町の重要通信の確保を要請する。

第３　一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星電話、インターネットメール、Jーアラートならびに衛星通信回線や防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第４　放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県を通じて屋内退避、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第３節　活動体制の確立

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、町は、原子力災害の事象に応じ、活動体制を速やかに確立する。

第１　町の配備体制

１　原子力災害時における配備体制

町における原子力災害時の配備体制は以下の３種類とする。

①警戒第２号体制
②災害警戒本部体制
③災害対策本部体制

＜表　動員体制一覧＞

体制	動　員　体　制	配　備　内　容
警戒第２号体制	（責任者：総務主監） ・配備編成計画の水防第１配備	防災担当者による情報連絡活動を円滑に行い、事態の推移により災害対策本部等の設置に備える体制。
災害警戒本部体制	（責任者：副町長） ・配備編成計画の水防第２配備	警戒体制を強化し、事態の推移により現地活動が出来る体制。場合によって小規模の災害対策を実施する。
災害対策本部体制	（責任者：町長） ・配備編成計画の水防第３配備または全職員	職員が関係部班に分かれて情報連絡活動および災害応急対策を実施する体制。本部の全力をあげて適切な災害対策活動に当たる。

２　配備の基準

町の配備基準は、次表「動員配備基準」による。

３　配備体制の決定

町長等は、原子力規制委員会または原子力防災管理者からの事故（緊急時）の通報が県を通じてあり、「動員配備基準」の配備レベルに該当するときは、配備基準に応じた配備体制を決定する。

第２　町の動員体制

１　原子力災害時における動員

職員の動員は、表「動員配備基準」による。

２　職員への伝達等

（１）勤務時間中における伝達および系統

庁内放送および各課の内線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

（２）勤務時間外または休日等における伝達等

ア　伝達方法

動員指示については、電話・職員緊急連絡用メール等迅速、的確な方法により伝達

する。

イ　参集状況の報告

緊急時の参集において、各部の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、生活安全課に報告する。

＜表　動員配備基準＞

配備するレベル		配備体制
情報収集事態 【フェーズ1】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度５弱または震度５強の地震が発生したとき。 (2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。 (3) その他、総務主監が警戒２号体制を決定したとき。	警戒２号体制
警戒事態 【フェーズ２】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度６弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。 (2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4) その他、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置
施設敷地緊急事態 【フェーズ３】	(1) 原子力防災管理者から原災法第10条第１項に定める通報があったとき。 (2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、５μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4) その他、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部の設置
全面緊急事態 【フェーズ４】	(1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	

第３　警戒第２号体制

１　警戒第２号体制の決定および廃止基準

総務主監は、次の場合に警戒第２号体制を決定し、または廃止する。

（１）警戒第２号体制の決定基準

ア　福井県の原子力事業所所在市町において震度５弱または震度５強の地震が発生したとき。

イ　原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。

ウ　その他総務主監が警戒第２号体制を決定したとき。

（２）警戒第２号体制の廃止基準

ア　事故に至るものでないことが確認できたとき。

イ　原子力事業所の事故が終結したとき。

ウ　事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

２　業務内容

防災担当職員は、第３編災害応急対策計画第１節風水害等に対する活動体制（以下「第３編第１節」という。）の活動内容に準じて、原子力施設の事故に関する情報収集を行う。

３　警戒第２号体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

総務主監が警戒第２号体制を決定した場合、生活安全課長は、県にその旨を連絡する。

第４　災害警戒本部の設置

１　災害警戒本部の設置および廃止基準

副町長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、または廃止する。

（１）災害警戒本部の設置基準

ア　福井県の原子力事業所所在市町において震度６弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。

イ　原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。

ウ　原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。

エ　その他、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

（２）災害警戒本部の廃止基準

ア　原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または対策の必要がなくなったとき。

イ　災害対策本部が設置されたとき。

２　災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は、第３編災害応急対策計画災害対策本部設置場所と同じとする。

３　災害警戒本部の組織および運営

災害警戒本部の組織および運営については、「第３編第１章第１節」による。

４　災害警戒本部の事務分掌等

災害警戒本部の事務分掌については、「第３編第１章第１節」による。ただし、安定ヨウ素剤に関しては救護班、緊急時モニタリングに関しては応急対策班の担当とする。

５　災害警戒本部会議における協議事項

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア　県その他防災関係機関の初期活動実施状況の確認

イ　町の初期活動の実施に関する基本的事項および重要事項

ウ　各班の調整に関する事項

エ　防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項

オ　国、県および防災関係機関に対する要請に関する事項

カ　原子力事業所における事故情報等の広報に関する事項
キ　その他重要な初期活動に関する事項

６　災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、副町長（災害警戒本部長）は、県にその旨を通知または報告する。

７　設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、副町長（災害警戒本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞、音声告知放送等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示する。

第５　災害対策本部の設置

１　災害対策本部の設置および廃止基準

町長は、次の場合に災害対策本部を設置し、または廃止する。

災害対策本部の第１体制から第２体制への移行は町長が決定する。

（１）災害対策本部の設置基準

ア　原子力防災管理者から原災法第 10 条第１項に定める通報が県を通じてあったとき。
イ　原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。
ウ　福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、５μSv/h 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、５μSv/h 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
エ　原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。
オ　福井県に立地する原子力施設で事故が発生し、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。
カ　その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

（２）災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第 15 条第４項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。

２　災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、「第３編第１章第１節」の災害対策本部設置場所と同じとする。

３　災害対策本部の組織および運営

災害対策本部の組織および運営については、「第３編第１章第１節」による。

４　災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、「第３編第１章第１節」による。ただし、安定ヨウ素剤に関しては救護班、緊急時モニタリングに関しては応急対策班の担当とする。

５　災害対策本部会議における協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア　災害状況および町の災害応急対策実施状況
イ　災害応急対策等の実施に関する基本的事項および重要事項
ウ　災害対策本部各部各班の調整に関する事項
エ　防災関係機関との連絡調整に関する事項
オ　国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
カ　その他必要な災害対策に関する事項

６　災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、町長（災害対策本部長）は、県にその旨を通知または報告する。

７　設置の公表

災害対策本部を設置した場合、町長（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示する。

８　県との協力体制

町長（災害対策本部長）は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

第６　専門的支援の要請

１　専門家に対する支援要請

町は、特定事象の発生等にともなう影響を把握するため、あるいは原子力災害に関する応急対策の検討および実施にあたって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を求める。

２　県に対する支援要請

町は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。

第７　応援要請および職員の派遣要請等

１　応援要請

町は、応急対策の実施にあたり、必要に応じ原子力事業者、国、県、他市町村等に対し応援要請を行う。

２　職員の派遣要請等

町は、災害応急対策または災害事後対策のため必要と認めるときは、県に対し、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第８　自衛隊原子力災害派遣要請計画

１　計画の方針

原子力災害において、町民の生命、身体および財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

２　派遣要請の実施

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、知事に派遣を要請する。国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

３　派遣の内容

ア　モニタリング支援
イ　被害状況の把握
ウ　避難の援助
エ　行方不明者等の捜索救助
オ　消防活動
カ　応急医療・救護
キ　人員および物資の緊急輸送
ク　危険物の保安および除去
ケ　その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

４　派遣要請の手続き

（１）派遣要請の連絡事項

ア　町長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。災害派遣要請は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記（２）の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出する。

イ　町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨および災害の状況を下記（３）に掲げる関係部隊に通知することができる。この場合、町長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。

ウ　上記イの通知を受けた下記（３）に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に、急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

（２）口頭で要請する場合の連絡事項

ア　災害の状況および派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域および活動内容
エ　その他参考となる事項

（３）派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 （兵庫県伊丹市緑が丘７丁目１番１号）	072-782-0001 【内線：2259】
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下 1190）	0773-62-2250 【内線：2222】
航空自衛隊中部航空方面隊司令官（連絡窓口：防衛部） （埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地）	042-953-6131 【内線：2233】

（注）陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第３戦車大隊第３係（高島市今津町今津平郷国有地　Tel　0740-22-2581【内線 235】）を窓口として要請する。また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第３戦車大隊に通報するものとする。

５　自主的派遣

県を担任する自衛隊の部隊等は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

６　派遣部隊の受入れ

（１）派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、町長にその旨を通知し、受入体制を整備させるとともに、町その他防災関係機関相互の連絡調整に当たるものとする。

ア　派遣部隊と関係周辺市（長浜市、高島市）との連絡窓口およびその責任者の決定

イ　作業計画および資機材の準備

ウ　派遣部隊の誘導

エ　宿泊施設、ヘリポート等施設の準備

オ　町民の協力

（２）他の防災関係機関との競合重複排除

知事および町長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

（３）連絡幹部の派遣受入れ

自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡に当たらせるものとする。

７　派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう町長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請

を行うものとする。

８　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

ア　派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料

イ　派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料

ウ　活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費

エ　有料道路の通行料

オ　放射能防護資機材(ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等)

第９　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

１　防護対策

町は、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

２　緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

（１）緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理の指標

ア　被ばくの可能性のある緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。

イ　人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、実効線量で 100mSv を上限とする。

（※妊婦に関しては、胎児保護の観点から被ばくの可能性のある防災業務から除外するなど、適切な配慮が必要である。）

（２）県への支援要請

町は、県との連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

第４節　住民等への情報伝達・相談活動

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有しており、緊急時において町民の心理的動揺あるいは混乱が予想される。よって、異常事態による影響をできる限り低くするため、町民に対する情報提供、広報、町民相談活動などを迅速かつ的確に実施する。

第１　情報伝達の留意事項

①原子力災害は、地震等の自然災害に伴って発生する場合があり、既存の情報伝達手段が破壊されることを考慮し、広報に当たっては、広報紙、広報車による巡回周知、町ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ、ＣＡＴＶ等の放送、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法等を有効に活用する。

②情報提供に当たっては、緊急時における町民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、予め分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ町民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報する。

③町、県、国その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努める。

第２　町の情報伝達体制

①町は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および情報伝達を行い、報道機関に情報提供する。なお、報道機関への発表は未来創造課（町本部が設置された場合は広報班）が対応する。

②町は、竜王町防災行政無線、広報車による巡回周知、町ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ、ＣＡＴＶ等の放送、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法等を通じ、町民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、町の対策等を周知徹底する。

③事務局は、報道機関への情報伝達について、時間を設定して実施するが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応する。

第３　町の情報伝達事項

町は、県本部等からの指示に従い、広報車等を活用し、次に示す段階ごとに町民への情報伝達を的確に実施する。

１　警戒第２号体制を決定したとき

町の独自の手段・方法により情報伝達を行うが、特に環境への影響がない事実を併せて情報伝達する。

２　災害警戒本部を設置したとき

〈広報事項〉

ア　町からの緊急広報であること

イ　町に災害警戒本部を設置したこと
ウ　原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
エ　事故の状況
オ　放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
カ　原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
キ　町、県その他防災関係機関の対応状況
ク　町民および一時滞在者のとるべき措置
ケ　相談窓口の設置場所および問合せ先
コ　その他必要事項

３　災害対策本部を設置したとき

〈広報事項〉

上記２に掲げる広報事項に準じる。

４　原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、県を通じ原子力災害合同対策協議会からの広報内容を十分確認した上で、広報活動を実施する。

〈広報事項〉

上記２に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

ア　内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと。
イ　国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと。

第４　住民等からの問い合わせに対する対応

町は、災害警戒本部を設置したときは、町民や企業等からの相談、問い合せ等に対応するための相談窓口を開設する。

また、問い合せの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報収集、整理を行う。

第５　風評被害対策

①町は、国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

②国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、商品等の適正な流通促進および観光地の安全性のアピールのための広報活動を考慮する。

第５節　屋内退避等の防護活動

第１　計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「ＯＩＬと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力事業所において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるＥＡＬに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてＵＰＺ外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、ＵＰＺ（必要に応じてそれ以遠も含む）内で空間放射線量率の測定を行い、ＯＩＬに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

第２　防護措置基準

原子力規制委員会の「防護措置基準」(案)は、別表１のとおりである。

この防護措置基準等は、ＩＡＥＡにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

県では、この基準に基づいて避難等の防護措置を実施することとしており、町においても県と同様とする。

別表１防護措置基準

＜ＯＩＬと防護措置について（原子力災害対策指針より）＞

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※3 （皮膚から数㎝での検出器の計数率）			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
			β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】 （皮膚から数㎝での検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）

がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20㎠ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/㎠ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/㎠ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第３　屋内退避の注意喚起

町は、次のような事態にいたった場合、原子力災害の危険性に配慮し、町民に対し予防的防護措置（屋内退避）の注意喚起を指示する。

・県から屋内退避を行う可能性がある旨の連絡があった場合
・福井県の原子力発電所で全面緊急事態が発生し、ＰＡＺ内での避難が開始された場合

第４　屋内退避の実施

福井県の原子力発電所で全面緊急事態が発生してプラントの状況が悪化し、かつ滋賀県内の関係周辺市で避難が開始された場合、町は県と協議し、町民に対し屋内退避を指示する。また、屋内退避の指示に当たっては、次の事項を町民に明示して行う。

ア　町災害対策本部から町民への緊急指示であること
イ　事故の概要
ウ　放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
エ　その他必要事項
オ　防護対策（屋内退避の方法、安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項等）

第５　広域避難者の受け入れ

県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県独自の放射性物質拡散予測

シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、県内の市町と協議を行うことになっている。状況に応じて町は、県に協力する。

第６　避難中継所の運営協力

県は、避難中継所を設置し、原子力事業者等と連携し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等の避難退域時検査および原子力災害医療の提供を判断するための検査ならびに検査結果に応じたＯＩＬに基づく除染を行う。

町が県から避難中継所運営の協力要請があった場合、近隣市町・消防・県警察等とともに協力する。

第７　安定ヨウ素剤の予防服用

県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医療従事者の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示することになっている。

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国および県が決定した方針に従い、または独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機および服用の方法の指示、医療従事者の確保等その他の必要な措置を講じる。

安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項を資料編に示す。

第８　学校等施設における退避措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、退避の指示等があった場合は、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を校舎内に退避させる。病院や社会福祉施設等においても、患者や入所者を建物内に退避させる。

第９　不特定多数の者が利用する施設における退避措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、退避の指示等があった場合は、利用者を屋内に退避させる。

※ 資　料

１　安定ヨウ素剤およびその服用に関する留意事項　（資料編１－22）

第６節　飲食物の出荷制限、摂取制限等

①町は、飲食物について、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

②町は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言および指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

第７節　救助・救急および医療活動

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急活動および医療体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

第１　救助・救急活動

町は、県や関係周辺市から救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、要請にこたえるよう努力する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第２　医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

第８節　自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、県および関係団体と連携し適切に対応する。

第１　ボランティアの受入れ

町は、県および関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第２　国民等からの義援物資、義援金の受入れ

１　義援物資の受入れ

町が被災した場合には、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

２　義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第４章　原子力災害中長期対策

章の体系

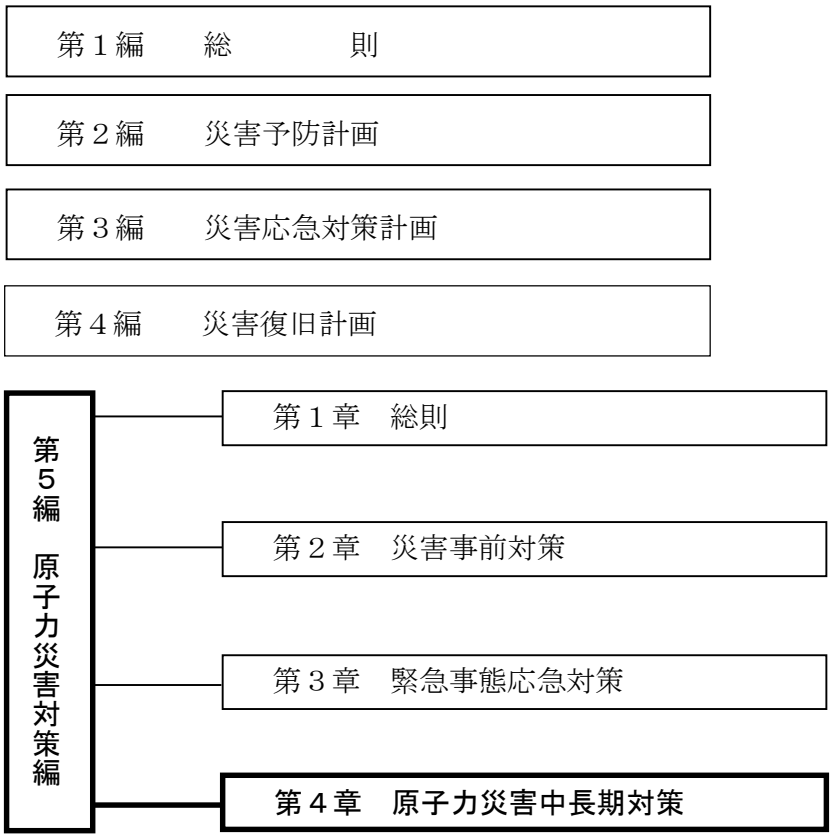

第１節　基本方針 …… 原－59
第２節　放射性物質による環境汚染への対処 …… 原－59
第３節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 …… 原－59
第４節　影響調査の実施等 …… 原－59
第５節　被災者等の生活再建等の支援 …… 原－60
第６節　風評被害等の影響の軽減 …… 原－60
第７節　心身の健康相談体制の整備 …… 原－60
第８節　各種制限措置の解除 …… 原－60
第９節　復旧・復興事業からの暴力団排除…… 原－61

第１節　基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第 15 条第４項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第２節　放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第３節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施および結果の公表に協力する。

第４節　影響調査の実施等

第１　災害地域住民の記録

町は、屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、あらかじめ定められた様式により記録する。

第２　影響調査の実施

町は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

第３　災害対策措置状況等の記録

町は、影響状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録しておく。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

①町は国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

②町は国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

③町は県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第６節　風評被害等の影響の軽減

町は、国および県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第７節　心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第８節　各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第９節　復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、県警察と協力して、復旧・復興事業への参入・介入等に関する情報収集と動向把握を強化し、関係行政機関、関係業界団体等に必要な働きかけを行うとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

また、受注者、下請業者等を把握し、滋賀県暴力団排除条例等に基づき暴力団排除のための措置の徹底を図るものとする。

資　　料　　編

第１編　　総　　則
第２編　　災 害 予 防 計 画
第３編　　災害応急対策計画
第４編　　災 害 復 旧 計 画
第５編　　原子力災害対策編
資　　料　　編

１　地域防災計画関連資料 …… 資－ １
２　条例、協定、書式等 …… 資－65

1　地域防災計画関連資料

1－1　防災関係機関災害連絡窓口

(1) 災害対策本部関係

名称	所在地	電話	ファックス	備考
竜王町役場	竜王町大字小口 3 番地	58-3700	58-1388	
竜王町生活安全課	〃　　(防災センター)	58-3703	58-2573	

(2) 警察・消防・自衛隊関係

名称	所在地	電話	備考
近江八幡警察署	近江八幡市土田町 1322-1	32-0110	
竜王警察官駐在所	竜王町綾戸 964	57-0249	
東近江行政組合消防本部	東近江市東今崎町 5 番 33 号	22-7600	
近江八幡消防署	近江八幡市小船木町 819	33-5119	
竜王出張所	竜王町山之上 5895	55-0119	
陸上自衛隊大津駐屯地第 2 教育団本部訓練課	大津市際川 1-1-1	077-523-0034	
陸上自衛隊今津駐屯地第 3 偵察戦闘大隊 3 係	高島市今津町平郷	0740-22-2581	

(3) 交通・通信・電気・ガス関係

名称	所在地	電話	備考
西日本旅客鉄道（株）京滋支社　地域共生室	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	075-682-8004	
東海旅客鉄道（株）関西支社	大阪市淀川区宮原 1-1-1	06-6302-5037	
日本通運㈱滋賀営業所	栗東市六地蔵 1070-1	077-554-9791	
竜王郵便局	竜王町鵜川５０３－２	58-0042	
竜王川守郵便局	竜王町川守５８７－５	57-0050	
西日本高速道路（株）滋賀高速道路事務所	栗東市小野 758	552-2284	
西日本電信電話（株）滋賀支店	大津市浜大津 1-1-26	077-510-0961	
ＫＤＤＩ（株）関西支社	大阪市中央区城見 2-2-72		
（株）エヌ･ティ･ティ・ドコモ関西支社	大阪市北区梅田 1-10-1	06-6457-8950	
関西電力送配電（株）彦根配電営業所	彦根市松原町石持 1880-10	0800-777-3081	
大阪ガス（株）京滋導管部導管計画チーム	京都市下京区中堂寺栗田町 93	0120-544-209	
滋賀県陸上輸送協同組合（県振興局備蓄倉庫）	栗東市手原 8-1-5	077-552-2385	
一般社団法人滋賀県バス協会	守山市木浜町 2298-4	077-585-8333	
一般社団法人滋賀県トラック協会	守山市木浜町 2298-4	077-585-8080	
日野川流域土地改良区	竜王町山之上 5775	57-1717	
一般社団　滋賀県 LP ガス協会	大津市松本 1-2-20	077-523-2892	

(4) 県・他市町関係

名称	所在地	電話	ファックス
滋賀県庁	大津市京町 4-1-1	077-528-3993	
知事直轄組織防災危機管理局 管理・情報係 地震・防災係 原子力防災係 消防・保安係 危機管理・国民保護係 防災航空係	大津市京町 4-1-1 （蒲生郡日野町北脇 214-71）	 077-528-3430 077-528-3432 077-528-3435 077-528-3431 077-528-3445 0748-52-6677	
東近江土木事務所経理用地課	東近江市八日市緑町 7-23	22-7733	
東近江健康福祉事務所（東近江保健所）	東近江市八日市緑町 8-22	22-1253	
東近江環境事務所	東近江市八日市緑町 7-23	22-7758	
国立病院機構　東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	22-3030	
東近江敬愛病院	東近江市八日市東本町 8-16	22-2222	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町1379	33-3151	
湖東記念病院	東近江市平松町2-1	0749-45-5000	
南部流域下水道事務所	草津市矢橋町字帰帆 2108	077-564-1900	077-564-1903
希望が丘文化公園（県広域陸上輸送拠点）	竜王町薬師 1178	077-586-2111	
大津市総務部危機・防災対策課	大津市御陵町 3-1	077-528-2616	077-523-2202
彦根市危機管理課	彦根市元町 4-2	0749-30-6150	0749-23-1777
長浜市防災危機管理局	長浜市八幡東町 632	0749-65-6555	0749-65-8555
東近江市総務部防災危機管理課	東近江市八日市緑町 10-5	24-5617	24-0752
近江八幡市市民部危機管理課	近江八幡市桜宮町 236	33-4192	33-4193
野洲市市民部危機管理課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6089	077-587-4033
湖南市危機管理局危機管理・防災課	湖南市中央一丁目 1 番地	71-2311	72-2000
草津市総合政策部危機管理課	草津市草津 3-13-30	077-561-2325	
守山市総合政策部危機管理局危機管理課	守山市吉身 2-5-22	077-582-1119	
栗東市市民政策部危機管理課	栗東市安養寺 1-13-33	077-551-0109	
高島市政策部機器管理局防災課	高島市新旭町北畑 565	0740-25-8133	
米原市政策推進部防災危機管理課	米原市米原 1016	0749-53-5161	
甲賀市総合政策部危機管理課	甲賀市水口町水口 6053 番地	69-2103	63-4619
日野町総務課	蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-6500	
愛荘町くらし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川 72	0749-42-7699	
豊郷町総務課	犬上郡豊郷町石畑 375	0749-35-8111	
甲良町総務課	犬上郡甲良町在士 353-1	0749-38-3311	
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀 324	0749-48-8120	

(5) 報道関係

名称	所在地	電話	ファックス
京都新聞社滋賀本社	大津市京町 4-3-33	077-523-3131	
朝日新聞社大津総局	大津市京町 3-5-12	077-524-6601	077-523-1156
毎日新聞社大津支局	大津市打出浜 3-16	077-524-6655	
読売新聞社大津支局	大津市打出浜 13-1	077-522-6691	077-522-6693
中日新聞社大津支局	大津市中央 4-4-23	077-523-3388	077-524-4447
産経新聞社大津支局	大津市中央 1-3-2	077-522-6628	077-528-2311
日本経済新聞社大津支局	大津市中央 3-1-8	077-522-4455	
共同通信社大津支局	大津市京町 4-3-33	077-522-3762	
時事通信社大津支局	大津市打出浜 2-1	077-522-3915	
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3-30	077-522-5101	077-521-3089
（株）京都放送滋賀支社	大津市京町 4-3-33	077-522-8317	077-522-8355
びわ湖放送（株）	大津市鶴の里 16-1	077-524-0151	077-524-0167
（株）エフエム滋賀	大津市西の庄 19-10	077-527-0814	077-527-0840

(6) その他防災関係災害連絡窓口

名称	所在地	電話	備考
近畿管区警察局	大阪市中央区谷町 2-1-17	06-6944-1234	
近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所	大津市黒津４丁目５－１	077-546-0844	
近畿地方整備局　滋賀国道事務所	大津市竜が丘 4-5	077-523-1741	
近畿財務局　大津財務事務所　総務課	大津市京町 3-1-1	077-522-3765	
近畿厚生局滋賀事務所	大津市末広町 1-1	077-526-8114	
近畿農政局　企画調整室	京都市上京区西洞院通り下長者町下る	075-414-9036	
滋賀農政局滋賀県拠点	大津市京町 3-1-1	077-522-4261	
滋賀森林管理署	大津市瀬田 3-40-18	077-544-3871	
近畿経済産業局　総務課	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6001	
中部近畿産業保安監督部近畿支部管理課	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6061	
近畿運輸局　滋賀運輸支局	守山市木浜町 2298-5	077-585-7253	
日本銀行京都支店	京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 535	075-212-5151	
大阪空港事務所	豊中市蛍池西町 3-371	06-6843-1121	
彦根地方気象台　防災管理官室	彦根市城町 2-5-25	0749-22-6142	
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-8554	
滋賀労働局東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町 8-14	22-0394	
近畿地方環境事務所	大阪市中央区大手前1-17-31	06-4792-0700	
日本年金機構草津年金事務所	草津市西渋川 1-16-35	077-567-1311	

日本赤十字社　滋賀県支部	大津市京町 4-3-38	077-522-6758	
グリーン近江農業協同組合	東近江市八日市町 1-17	25-5100	
竜王町商工会	竜王町小口２０－２	58-1081	
一般社団法人滋賀県医師会	栗東市綣一丁目 10-7	077-514-8711	
近江八幡市蒲生郡医師会	近江八幡市出町 381	33-1921	
滋賀県歯科医師会	大津市京町 4-3-28	077-523-2787	
公益社団法人滋賀県看護協会	草津市大路 2 丁目 11-51	077-564-6468	
一般社団法人滋賀県薬剤師会	草津市笠山 7 丁目 4-52	077-565-3535	
滋賀県病院協会	大津市京町 4 丁目 3-28	077-525-7525	
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	草津市笠山 7 丁目 8-138	077-567-3920	

１－２　気候の概要

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温（℃）	3.1	3.5	7.0	12.4	17.7	21.7	25.7	26.7	22.8	16.7	10.7	5.5	14.5
降水量(mm)	77.7	82.2	105.8	102.9	130.7	181.0	181.7	123.1	167.0	142.0	74.4	72.0	1440.5

注）表中の値は、東近江地域気象観測所の平年値（1991 年～2020 年の 30 年平均値）。
「年」の値は、気温は年平均気温の平年値、降水量は年合計降水量の平均値。

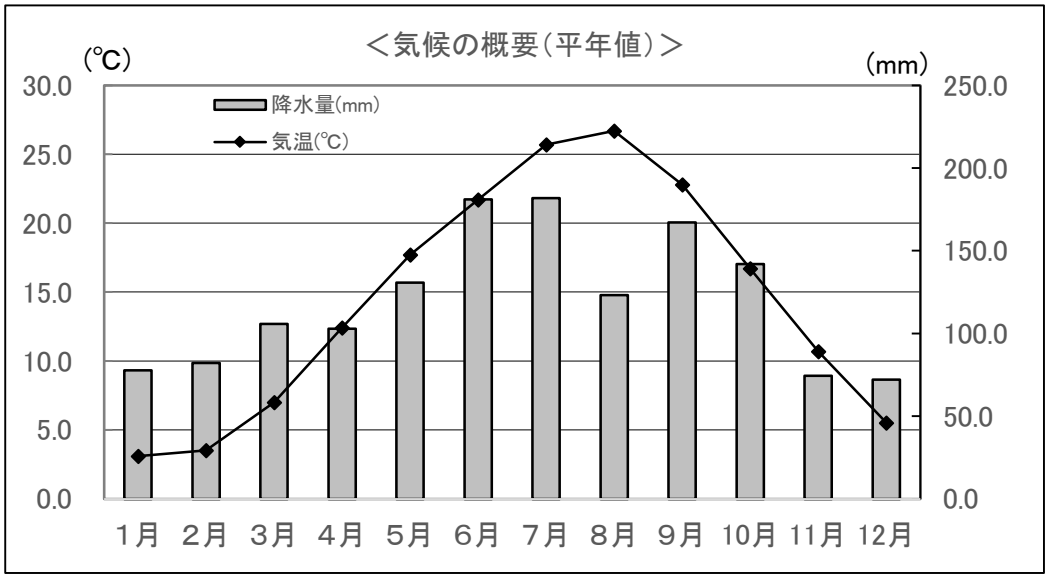

近年月平均気温(℃)［東近江地域気象観測所］

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平成 25 年	2.5	3.0	7.7	11.7	17.2	22.5	26.7	27.4	22.6	18.5	10.0	5.3	14.6
平成 26 年	2.7	3.4	7.1	12.1	17.7	22.5	25.9	25.9	21.5	16.9	11.2	4.1	14.3
平成 27 年	3.1	4.2	7.6	13.7	19.2	21.1	25.6	26.7	21.3	16.0	12.5	7.3	14.9
平成 28 年	3.9	4.7	8.1	14.0	19.1	21.7	26.0	27.3	23.9	17.9	10.6	6.5	15.3
平成 29 年	2.9	3.1	6.3	12.9	18.8	20.6	26.8	26.8	21.7	16.5	9.5	4.0	14.2
平成 30 年	2.3	2.6	8.8	14.3	18.1	21.9	28.0	27.7	22.2	16.7	11.6	6.7	15.1
令和元年	3.5	5.0	7.9	11.7	18.4	21.9	24.8	27.6	24.8	18.5	11.2	6.7	15.2
令和２年	5.9	5.1	8.8	11.0	18.6	23.2	24.5	28.7	23.8	16.0	11.8	5.4	15.2
令和３年	3.4	5.7	9.6	12.9	17.8	22.2	26.5	26.3	22.8	17.8	10.9	5.8	15.1
令和４年	2.3	2.8	8.4	14.6	17.5	22.9	26.5	27.3	24.2	16.2	12.2	5.0	15.0

近年月合計降水量(mm)［東近江地域気象観測所］

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成 25 年	75.0	118.5	71.0	95.5	50.5	185.5	130.5	97.0	322.0	213.0	70.0	72.5	1501.0
平成 26 年	68.0	82.0	162.0	63.0	76.0	63.5	127.5	432.0	96.0	128.5	73.5	122.5	1494.5
平成 27 年	183.0	61.5	150.5	133.0	86.5	214.5	205.5	163.5	216.0	30.0	148.0	84.5	1676.5
平成 28 年	95.5	85.5	76.0	136.5	91.5	255.0	122.5	101.0	273.5	139.5	83.5	91.5	1551.5
平成 29 年	132.0	92.0	87.0	96.0	67.5	142.5	127.5	146.0	112.5	532.5	53.5	44.5	1633.5
平成 30 年	85.0	23.0	122.0	168.0	214.0	184.0	206.5	109.0	313.5	41.0	34.0	86.5	1586.5
令和元年	76.5	47.0	74.0	110.5	72.5	152.5	292.0	192.5	33.0	335.5	35.5	52.5	1474.0
令和２年	68.0	85.0	100.0	150.5	118.5	223.0	293.0	34.0	126.0	249.0	41.5	56.0	1544.5
令和３年	61.0	75.0	110.5	141.0	177.5	107.5	166.0	266.0	167.0	45.5	53.5	124.0	1494.5
令和４年	70.0	37.0	87.5	79.5	91.0	110.0	278.5	251.0	202.0	113.0	77.0	39.5	1436.0

１－３　人口、世帯数の推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口（人）	10,396	10,751	12,672	13,650	13,370	13,280	12,916	12,434	11,789
世帯数	2,752	2,720	3,760	3,968	4,029	4,311	4,413	4,266	4,435
世帯人員（人）	3.8	4.0	3.4	3.4	3.3	3.1	2.9	2.9	2.6

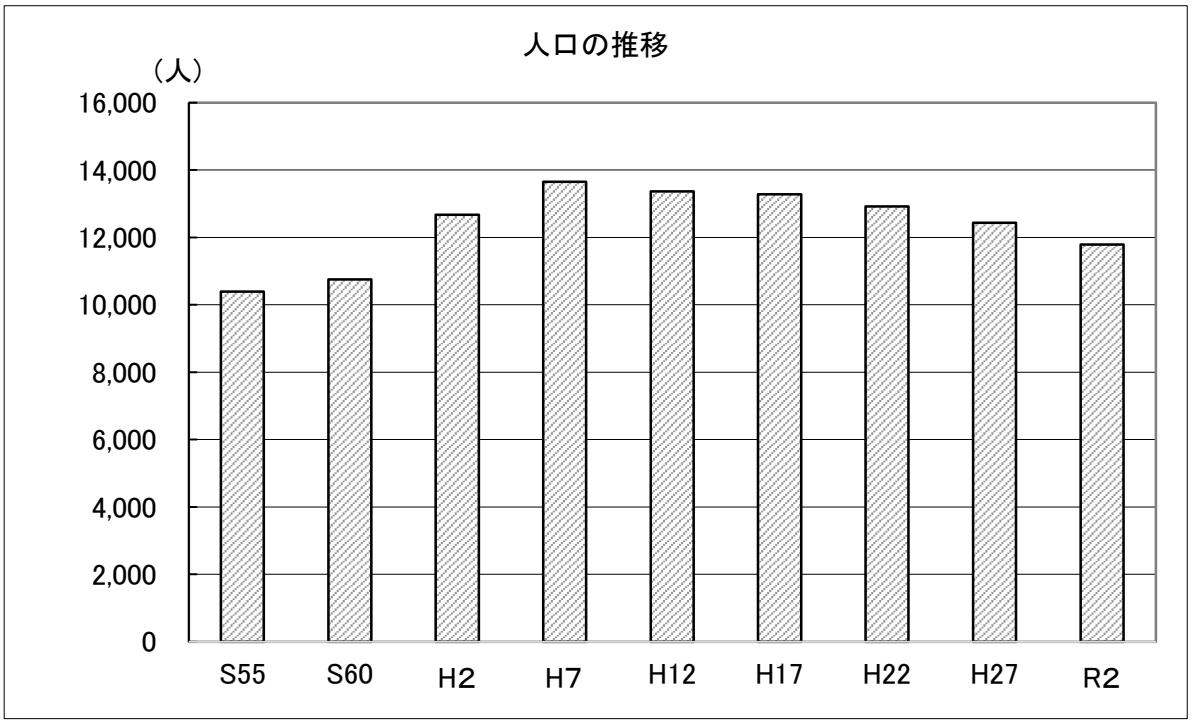

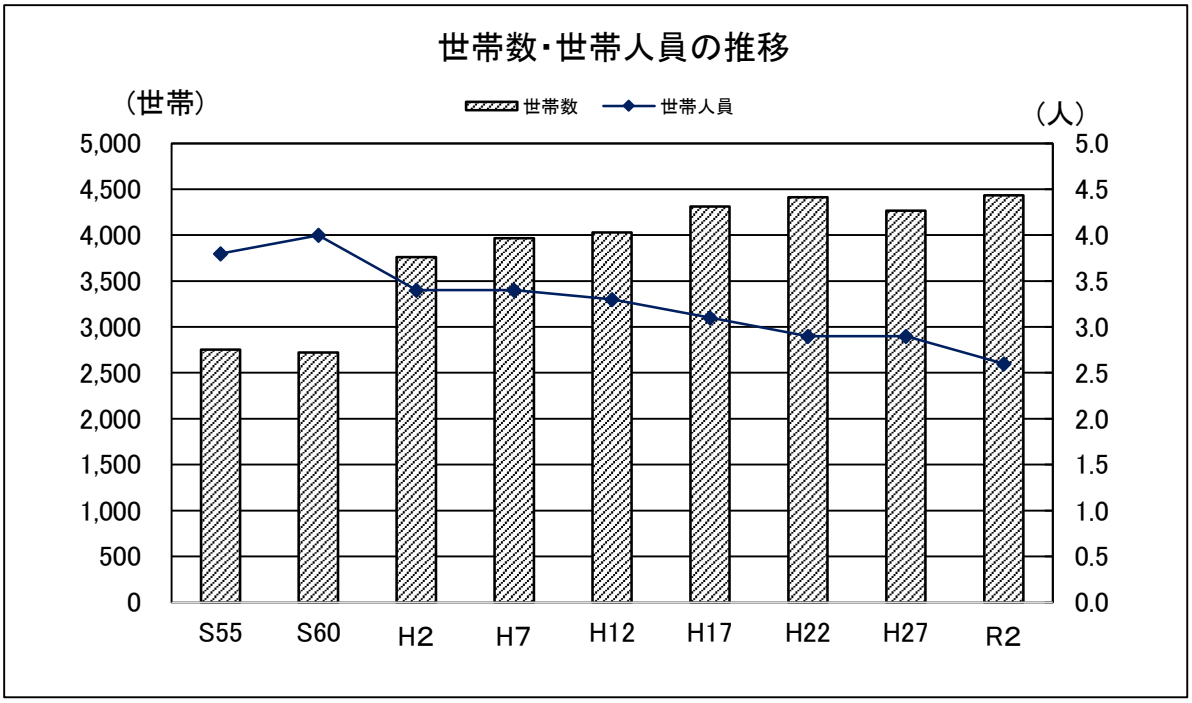

１－４　滋賀県下に影響をおよぼした地震

年月日	地震名	震央			規模M	全体の被害状況等			彦根震度	人的被害及び構造物等の被害
		地名（旧・新）	緯度	経度		人的	家屋	地形・地盤変化		
745.6.5（天平17）		美濃（岐阜県西部）	35.4	136.5	7.9	美濃にて櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家多く倒壊。				震源が近江の国に近く、被害が及んだことが推定される。
976.7.22（貞元１）		山城・近江（京都府南部）	34.9	135.8	6.7以上	宮城諸司・両京屋舎転倒多く、八省院・豊楽院・東寺・西寺・極楽寺・円覚寺・清水寺等転倒。死者50人以上。				近江国分寺の大門倒れ、仁王像破損。関寺（大津市）の大仏破損。国府庁以下雑屋30余倒れる。
1185.8.13（文治１）		近江・山城・大和（滋賀県中部）	35.0	135.8	7.4	京都の震害特に大。中でも白河辺の被害大きく、法勝寺の九重塔大破し倒壊同様。死者多く宇治橋落ちる。		琵琶湖の水、北流し水減ず。		近江で田３町（約３ha）地裂け湍となる。比叡山の諸建物倒壊や傾斜多し、三井寺・醍醐寺等にも被害。
1325.12.5（正中２）		近江北部・若狭（福井県南部）	35.6	136.1	6.5	敦賀・気比神社倒壊す。		琵琶湖北方に山崩れ。柳ヶ瀬断層		近江竹生島の一部崩れて湖水に没す。
1586.1.18（天正13）		畿内・東海・東山・北陸諸道（福井県東部）	36.0	136.9	7.8	飛騨白川谷にて東海・埋没死者300人余。美濃、大垣、尾張、長島、三河岡崎、近江長浜被害甚大。家屋倒半壊400。越中木船城潰れる。		飛騨白川谷の保木脇で大山崩れ。帰雲山城埋没し、多数（300余）圧死。		近江長浜で被害甚大、圧死者数十人。長浜城主山内一豊の幼女が圧死する。
1596.9.5（慶長１）	慶長伏見地震	京都及び畿内（京都府南部）	34.8	135.6	7 1/2	東寺・天竜寺・二尊院・大覚寺倒る、民家多く潰れる。伏見城天守大破伏見城中の死者573。堺死者600余。				近江栗太郡葉山村で家屋全壊。死者多数。
1662.6.16（寛文２）		山城・大和・河内・和泉・摂津（滋賀県西部）	35.2	136	7 1/4～7.6	死者全体880余、家壊4,500、畿内、東海道、東山道所々の城崩れる。京都死者200余、壊家1000。		近江比良岳付近山崩れ。琵琶湖西岸で沿岸沈む。琵琶湖西岸断層帯及び三方・花折断層帯北部		滋賀唐崎高島両郡にて壊家1,570、死者大溝(37)、彦根(30余)、榎村(300余)、戸川村（260余）家屋全壊3,600以上。
1707.10.28（宝永４）	宝永地震（我が国最大級の地震）	東海・畿内・南海及び東山・西海諸道	33.2	135.9	8.4	死者多し、20,000余壊家多し、流失20,000、壊家60,000		津波は伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸。土佐にてその高さ20m余、土佐西南部所々陥没、東南部隆起。		死者１人、家屋全壊80。
1819.8.2（文政２）		伊勢・美濃・近江（滋賀県中部）	35.2	136.3	7 1/4	木曽川下流では香取（多度町）で40軒が全壊、金廻では海寿寺が潰れて圧死70、負傷者300余。琵琶湖東岸を中心に、家屋全壊多数。		多賀断層系（百済寺断層）		近江八幡で壊家82、半壊160。死者５。琵琶湖の西北岸被害大。酒波では林２反が位置を変えた。甘呂（彦根の西）では105軒中70余潰れる。彦根では城の石垣崩れ水口では城など小破。

年月日	地震名	震央			規模M	全体の被害状況等			彦根震度	人的被害及び構造物等の被害
		地名（旧・新）	緯度	経度		人的	家屋	地形・地盤変化		
1830.8.19（天保1）		京都及び隣国（京都府南部）	35.1	135.6	6.5	京都の死者280 負傷者1,300。		二条城本丸大破。		大津で死者1、負傷者2、家屋全壊6。
1854.7.9（安政1）		伊賀・伊勢・大和・及び隣国（三重県西部）	34.8	136.0	7 1/4	奈良壊家700～800。死者280、負傷者300。死者1,308、全壊家5,787。				膳所壊家96、半壊228、死者8、負傷者24。水口壊家181、半壊479、死者9、負傷者15。
1854.12.23（安政1）	安政東海地震	東海道・東山・南海諸道（東海道沖）	34.0	137.8	8.4	死者2,658。家屋全壊・流失5,093。被害区域は関東から近畿に及ぶ。		津波は房総から土佐の沿岸を襲う。下田840軒流失全壊。尾鷲戸数959中661流失、波高6m。		彦根壊家140、半壊250。
1854.12.24（安政1）	安政南海地震	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	33.0	135.0	8.4	前の地震の32時間後に発生、震害や津波の様子の区別つかず和歌山領で全潰・破損家18,086、流失8,496、焼失24、流死699、山崩れ216ヶ所。		津波は、串本で15m、古座で9m、牟岐で9mなど。		
1891.10.28（明治24）	濃尾地震（内陸地震では最大級）	岐阜県南西部	35.6	136.6	8.0	死者7,273、負傷者17,175。全壊142,177、半壊80,324		山崩れ、陥没、地割れ、噴砂等の地変が美濃の山地や田畑に多数見られた。美濃国大野・本巣両郡に跨る根尾谷近傍で、根尾谷断層を生じた。	5～6推定	＊死者6 ＊負傷者47 ＊家屋全壊404 ＊家屋半壊776 ＊道路破損47 ＊橋梁損落7 ＊堤防決壊177 ＊山崩れ1
1899.3.7（明治32）	紀和地震（大和地震）	紀伊半島南東部	34.1	136.1	7.0	死者7、負傷者62。全壊35、半壊40。		奈良県吉野郡南部では山岳の崩壊、地面の亀裂などが甚だしかった。	5	＊家屋全壊1 ＊半壊2 ＊破損149 ＊非住家破損305 ＊神社寺等破損43
1909.8.14（明治42）	江濃（姉川）地震	滋賀・岐阜県境	35.4	136.3	6.8	死者41 負傷者784	全壊　2,243 半壊　6,123	姉川尻で泥水が6個の穴から高さ2.5mまで噴出した。姉川河口の琵琶湖では高さ1.8mの波が押し寄せた。柳ヶ瀬断層の南端	6	死者35、負傷者643、家屋全壊2,192、家屋半壊5,985、家屋破損658、堤防破損4,419、道路破損1,585、橋梁破損1,585。
1923.9.1（大正12）	関東大地震	相模湾	35.1	139.5	7.9	死者 99,331 不明者 43,476 負傷者 103,733	全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128	小田原付近から南東に房総半島先端に至る地域が最大2.5m隆起す。東京から西の甲府に至る側線上には沈降が見られ最大56cmに達す。	4	＊＊彦根市内では人畜に死傷なく、家屋にも記すべき被害はなかったが、所々で古い壁が落ちたり、振り子時計が停止した。

年月日	地震名	震央			規模M	全体の被害状況等			彦根震度	人的被害及び構造物等の被害
		地　名 (旧・新)	緯度	経度		人的	家屋	地形・地盤変化		
1927.3.7 (昭和2)	北丹後地震	京都府南部	35.5	135.2	7.3	死者2,925 負傷者 7,806	全壊 12,584 半壊 10,886 全焼8,287	＊＊与謝半島一帯で被害が特に著しく、郷村及び山田に断層を生じた。	4	＊＊彦根市内:時計が止まる。電燈電話線の切断、壁に亀裂。湖南・大津等で壁に亀裂。石灯籠転倒。
1944.12.7 (昭和19)	東南海地震	紀伊半島南東沖	33.8	136.6	7.9	死者871 負傷者 1,859	全壊 30,288 半壊49,049	津波が伊豆半島から紀伊半島の間を襲った。紀伊半島東部の海岸は、30～40cm沈降したらしい。	5	＊負傷者1、＊家屋全壊16、＊家屋半壊33、＊工場全壊3、＊工場破損 13、＊煙突倒壊数カ所
1946.12.21 (昭和21)	南海地震	紀伊半島南方沖	33.0	135.6	8.0	死者1,330 不明者 113 負傷者 3,842	全壊 11,661 半壊 23,566 焼失2,598	津波は、房総半島から九州に至る沿岸を襲った。室戸岬1.27m・潮岬0.7m 隆起し、高知・須崎で1.2m 沈降した。	5	死者3、負傷者1、家屋全壊 9、家屋半壊23、堤防損壊1、＊彦根地方:死者2、家屋全壊2、家屋半壊3、納屋全壊1
1948.6.28 (昭和23)	福井地震	福井県中部	36.2	136.2	7.1	死者3,769 負傷者 22,203	全壊 36,184 半壊 11,816 焼失3,851	北北西～南南東の方向の断層が福井平野の東に見いだされる。断層は左ずれで、西側が南に最大約2mずれる。	4	＊彦根地方:民家全壊1　石灯籠転倒＊近江八幡地方:時計が止まり、壁が落ち、ガラス戸の破損あり。
1952.7.18 (昭和27)	吉野地震	奈良県中部	34.5	135.8	6.8	死者9 負傷者 136	全壊20 半壊26	＊＊吉野川流域で被害が多かった	4	＊死者1、負傷者13、＊家屋全壊6、家屋半壊 6＊家屋一部損壊244、 道路損壊3
1995.1.17 (平成7)	兵庫県南部地震	淡路島	34.6	135.0	7.2	死者6,433 不明者3 負傷者 43,792	全壊 104,906 半壊 144,274 一部損壊 263,702	淡路島の北部の一部地域から神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市にかけての帯状の地域では、震度7であった	5	重傷者1、 軽傷者8 家屋一部損壊91 非住家・公共施設11 その他の建築物20
2004.9.5 (平成16)	紀伊半島南東沖地震	三重県南東沖	33.8	137.8	7.4	負傷者36		津波は千葉県から高知県までの太平洋沿岸及び伊豆諸島、小笠原諸島で観測された。	4	負傷者1

（注）1891 年濃尾地震における震度は、彦根地方気象台（旧測候所）開設前のため推定

［参考文献］新編日本被害地震総覧　1988（昭和 63）年２月東京大学出版会
日本の地震活動　1997（平成９）年 10 月総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会
震　　央:「近畿・中国・四国の有感地震」1990（平成２）年３月大阪管区気象台
被害状況：＊印　府県別地震、津波被害年表　1987（昭和 63）年３月大阪管区気象台
＊＊印　滋賀県災害誌　1966（昭和 41）年３月彦根地方気象台、滋賀県防災気象連絡会

１－５　水防倉庫

倉庫名称	河川名	所在地
岡屋水防倉庫	祖父川	竜王町岡屋 1294-3
岡屋工業団地水防倉庫	祖父川	竜王町岡屋 2911-5
防災センター水防倉庫	日野川	竜王町小口 1672
鵜川水防倉庫	祖父川	竜王町鵜川 513
山之上水防倉庫	日野川	竜王町山之上 5893-1
弓削水防倉庫	日野川	竜王町弓削字豊楽 59-14 他

（出典：竜王町資料）

１－６　水防用資材

品　目	数 量	摘　要	品　目	数 量	摘　要
土のう袋類	2,000 枚		スコップ	25 丁	
ビニールシート	160 枚		掛矢	6 丁	
杉丸田４ｍ末口 10 ㎝	50 本		鋼ハンマー	6 丁	
杉丸田３ｍ末口 10 ㎝	50 本		両つるはし	5 丁	
杉丸田２ｍ末口 10 ㎝	100 本		斧	5 丁	
本杭	50 本	1.2×0.1m	鋸（大小）	各 3 丁	
縄（ロープ）	40 玉	４分、12 ㎏	木鎌	6 丁	
鉄線	20 ㎏	＃8	片手ハンマー	10 丁	
ペンチ	5 丁		一輪車	2 台	
クリッパー	2 丁		ロープ（命綱）	10 本	
投光器	17 台		チェーンソー	9 台	
鋼杭	50 本				

（出典：竜王町水防計画書　R5.6）

１－７　水位観測所

河　川　名	観測所名	位　　置
祖　父　川	鵜　川　橋	竜王町大字鵜川　鵜川橋下流左岸
水防団待機水位（待機水位）		氾濫注意水位（警戒水位）
１．２０ｍ		１．５０ｍ

河　川　名	観測所名	位　　置	
日　野　川	安　吉　橋	竜王町大字弓削　安吉橋下流右岸	
水防団待機水位 （待機水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫危険水位 （危険水位）
１．８０ｍ	２．７０ｍ	３．４０ｍ	４．１０ｍ

１－８　水防区域および危険箇所図

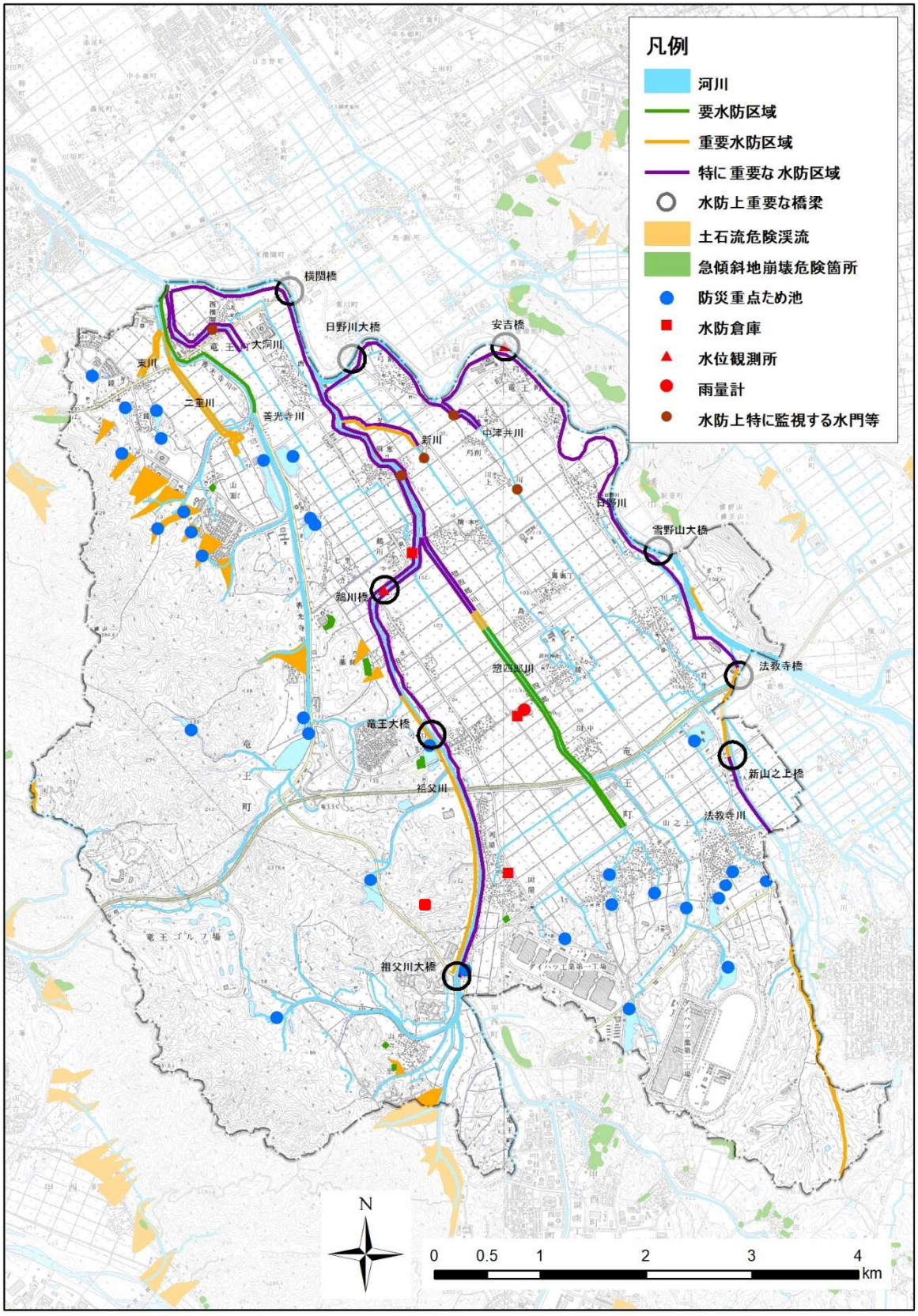

１－９　浸水危険情報図

(1) 日野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

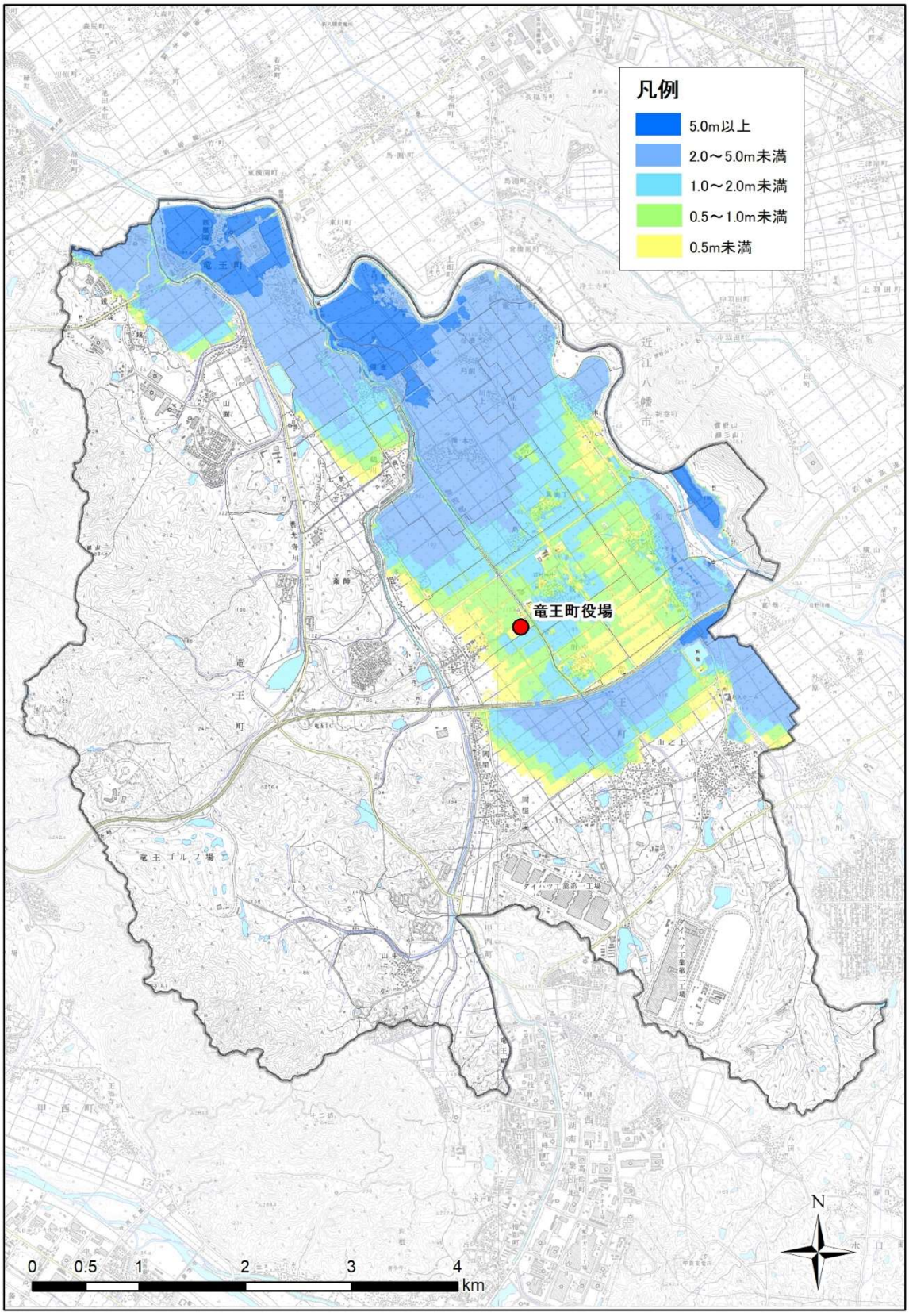

(2) 地先の安全度マップ（1/200）

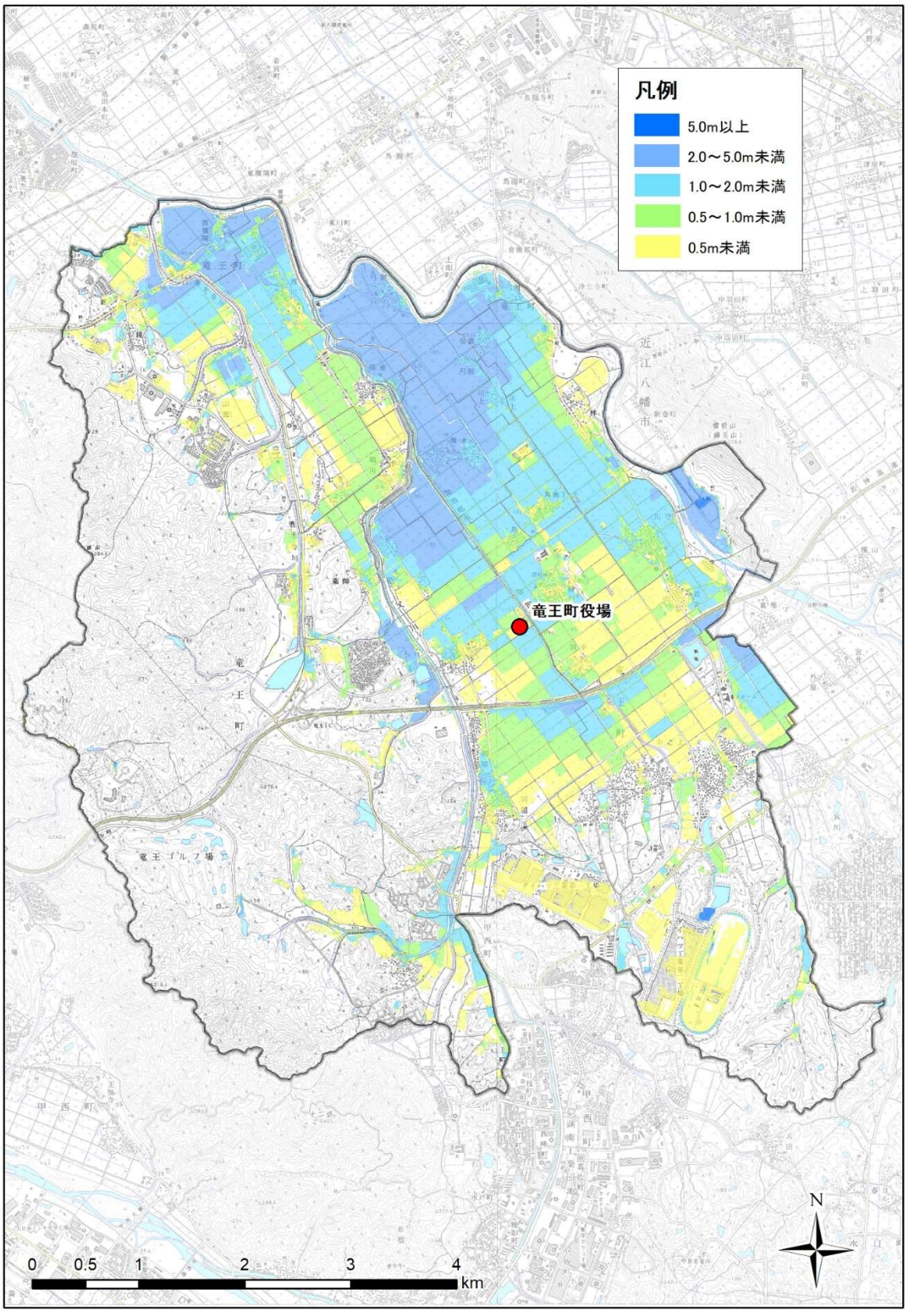

１－10　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

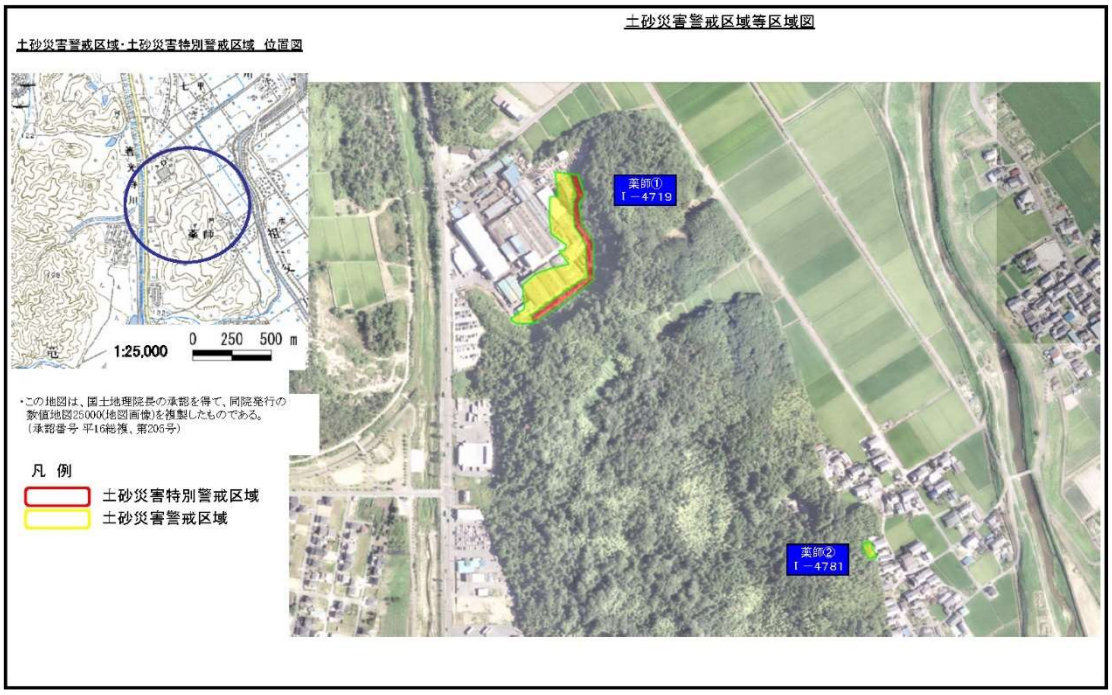

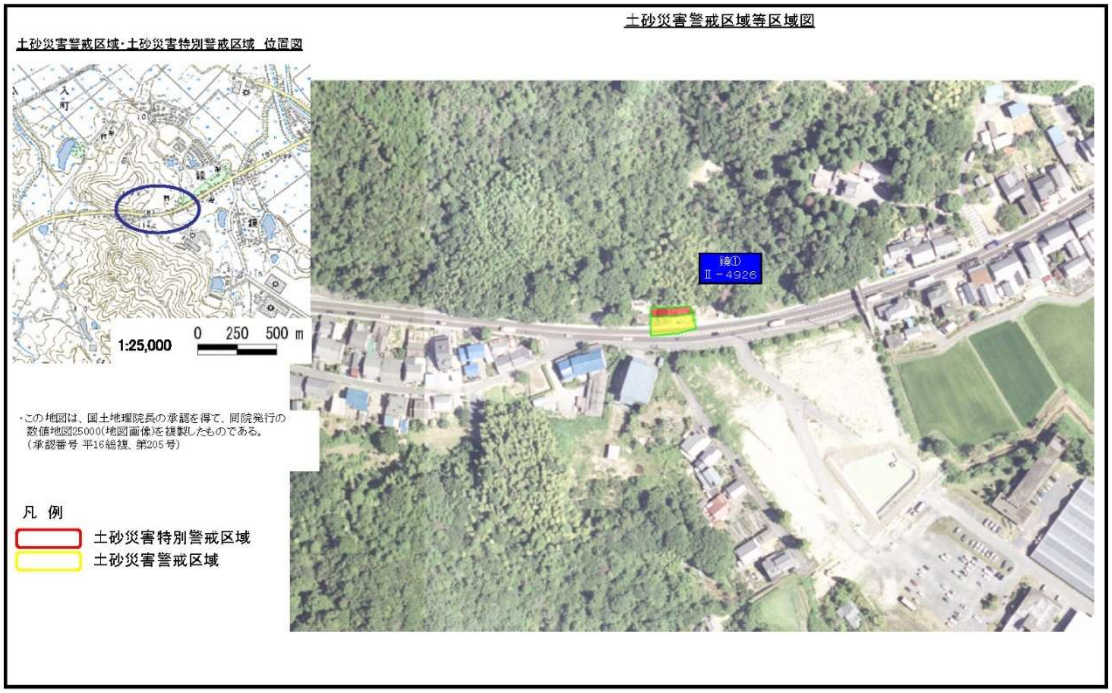

土砂災害警戒区域等区域図

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域　位置図

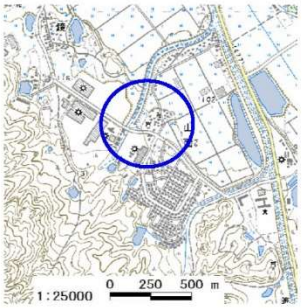

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。
（承認番号　平16総複、第205号）

凡　例
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

様式　2

調書作成日	平成20年1月31日

箇所番号	Ⅱ-4762	箇所名	岡屋	所在地	浦生郡竜王町岡屋

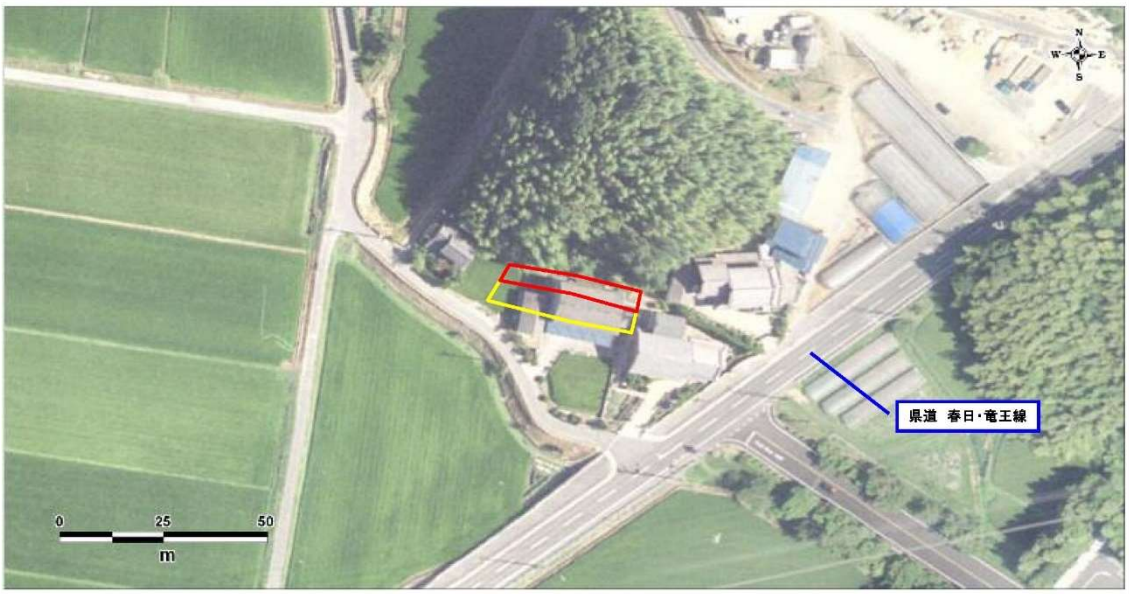

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

様式 2

調書作成日	平成20年1月31日

箇所番号	I-4783	箇所名	小口②	所在地	蒲生郡竜王町小口

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I-4300	箇所名	鏡(2)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡

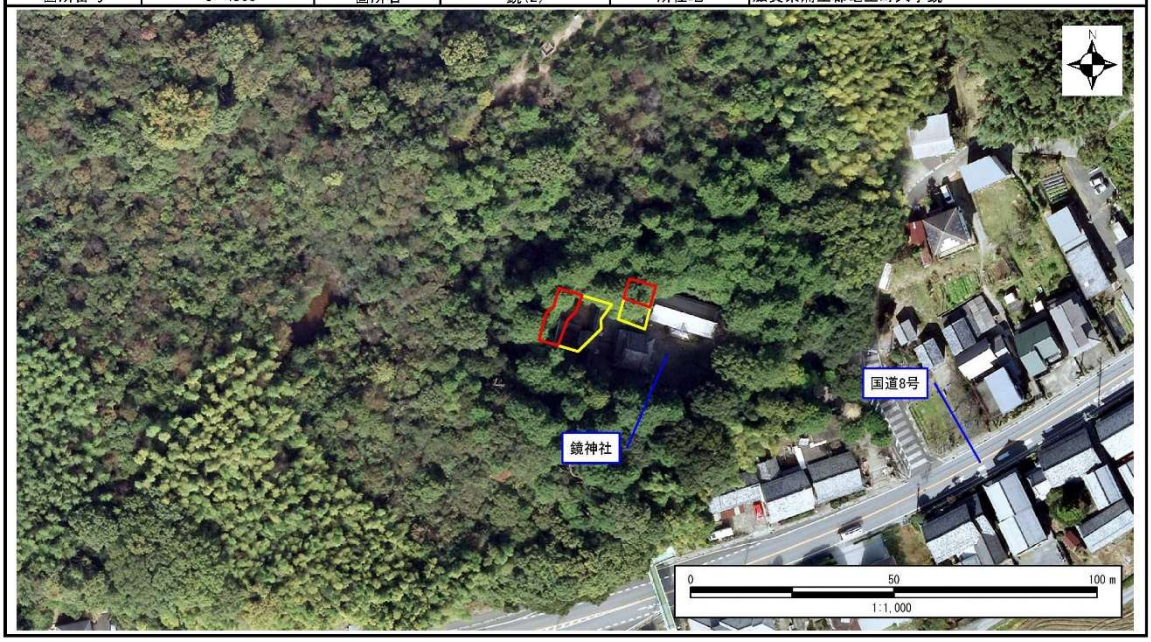

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4301	箇所名	山面(1)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山面

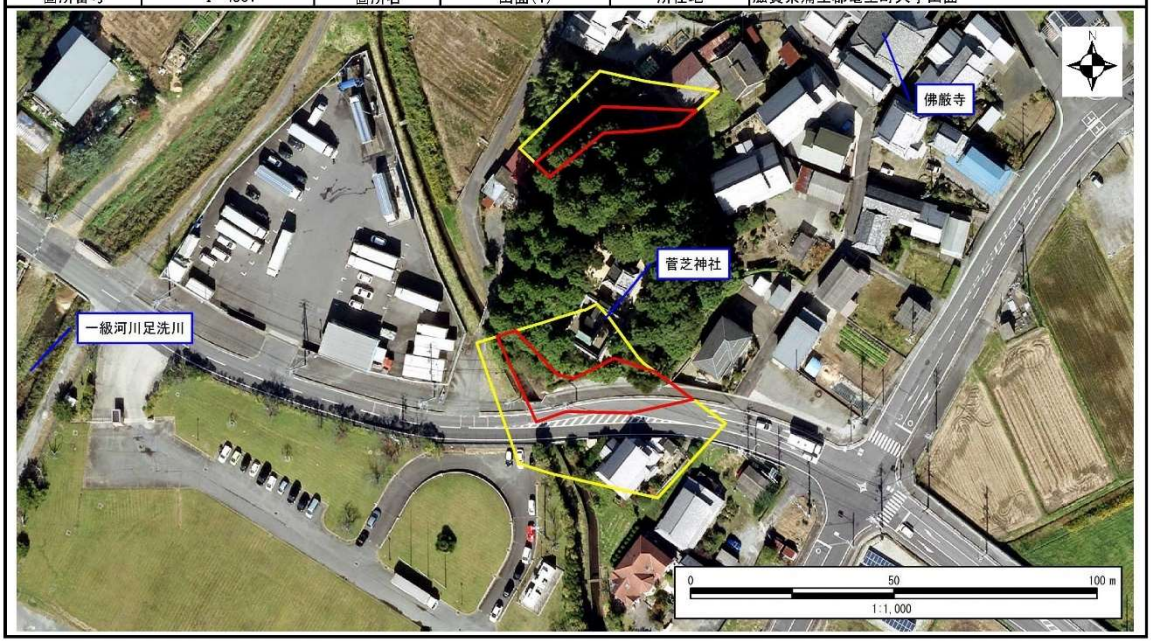

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4304	箇所名	薬師(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

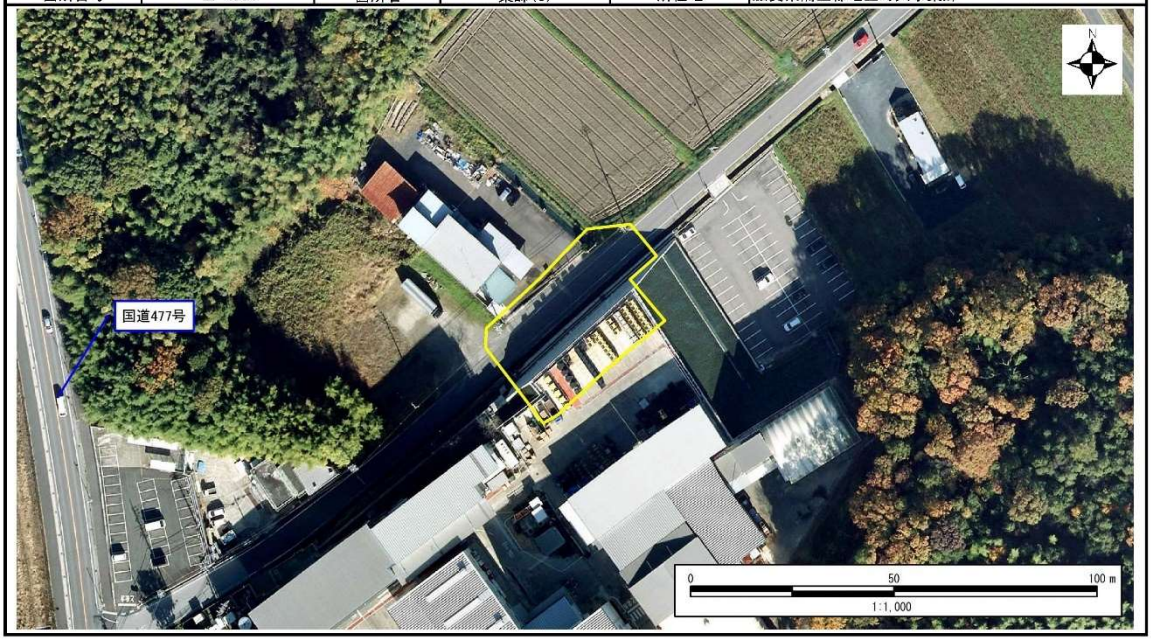

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4306	箇所名	薬師(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

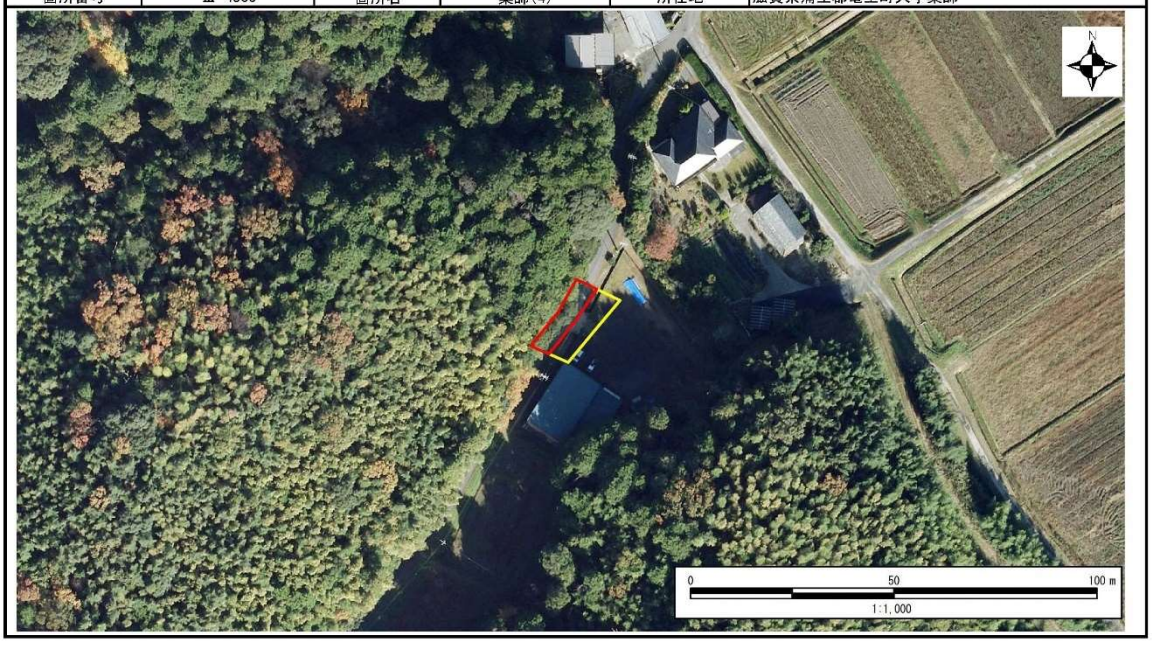

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4329	箇所名	薬師(5)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4308	箇所名	小口(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

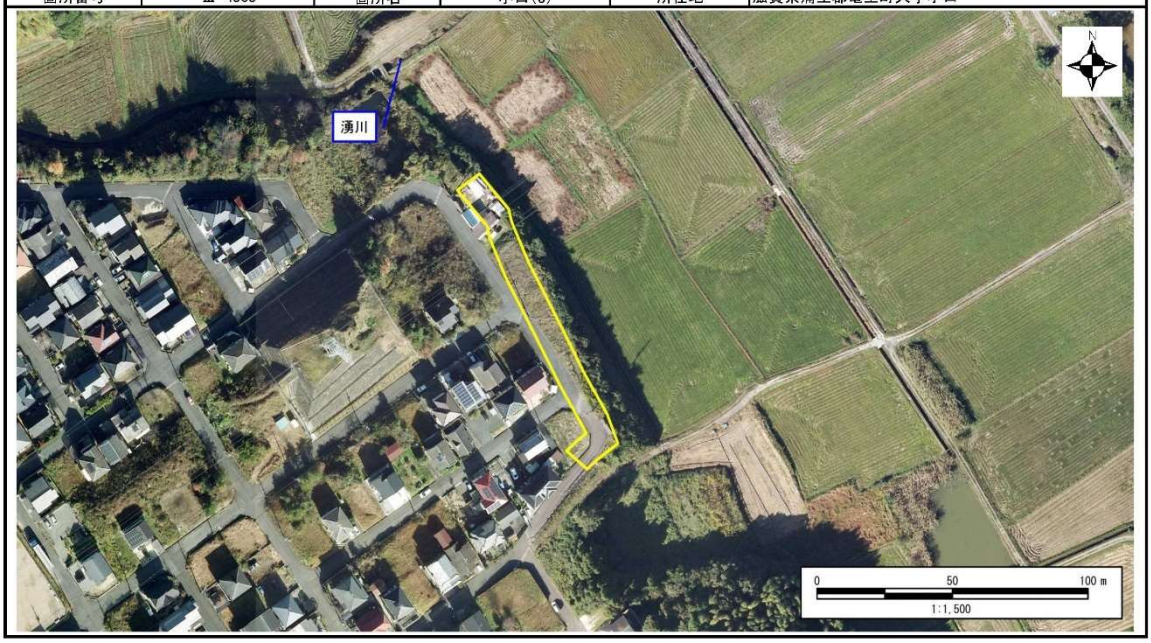

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅱ-4316	箇所名	小口(5)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅱ-4315	箇所名	小口(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

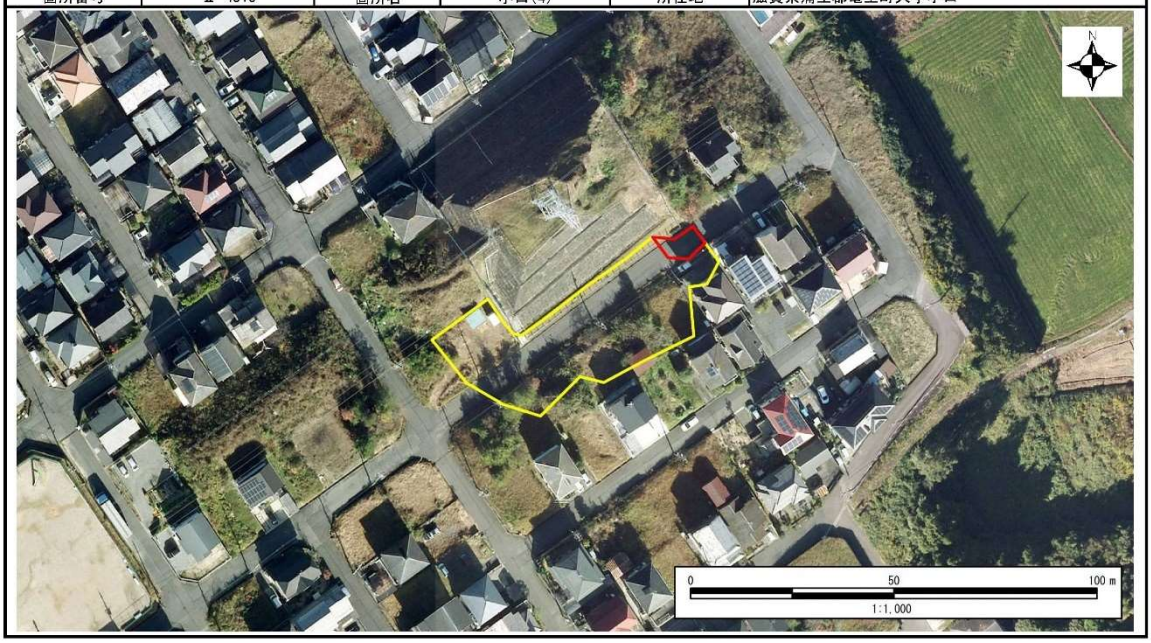

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4323	箇所名	小口(6)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4327	箇所名	小口(7)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4328	箇所名	小口(8)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

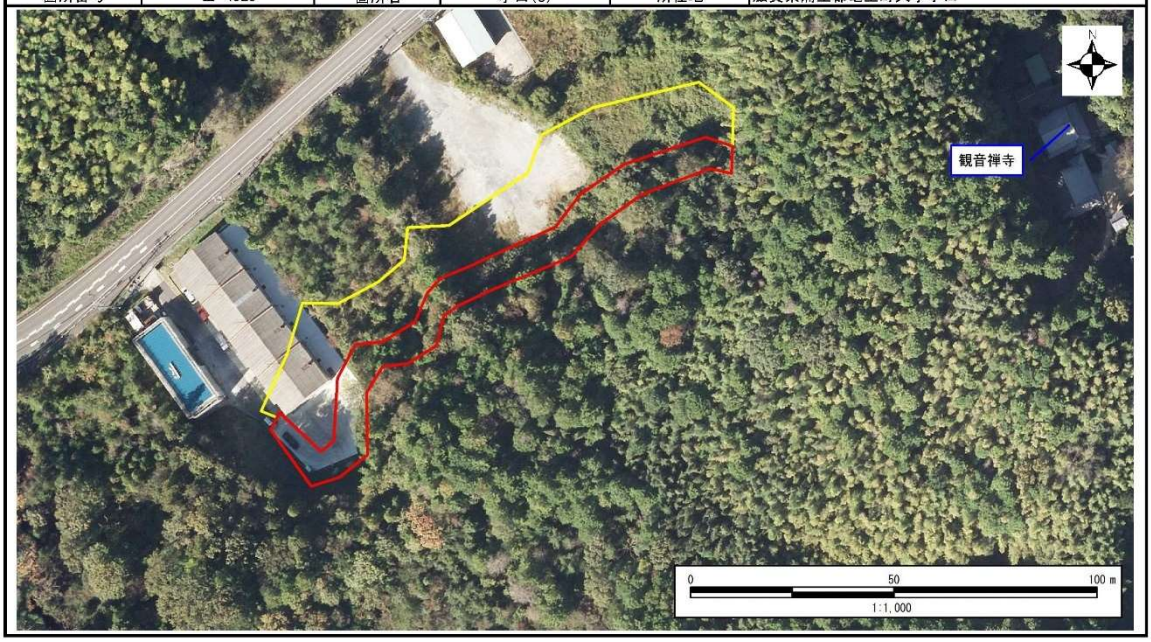

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4351	箇所名	小口(9)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

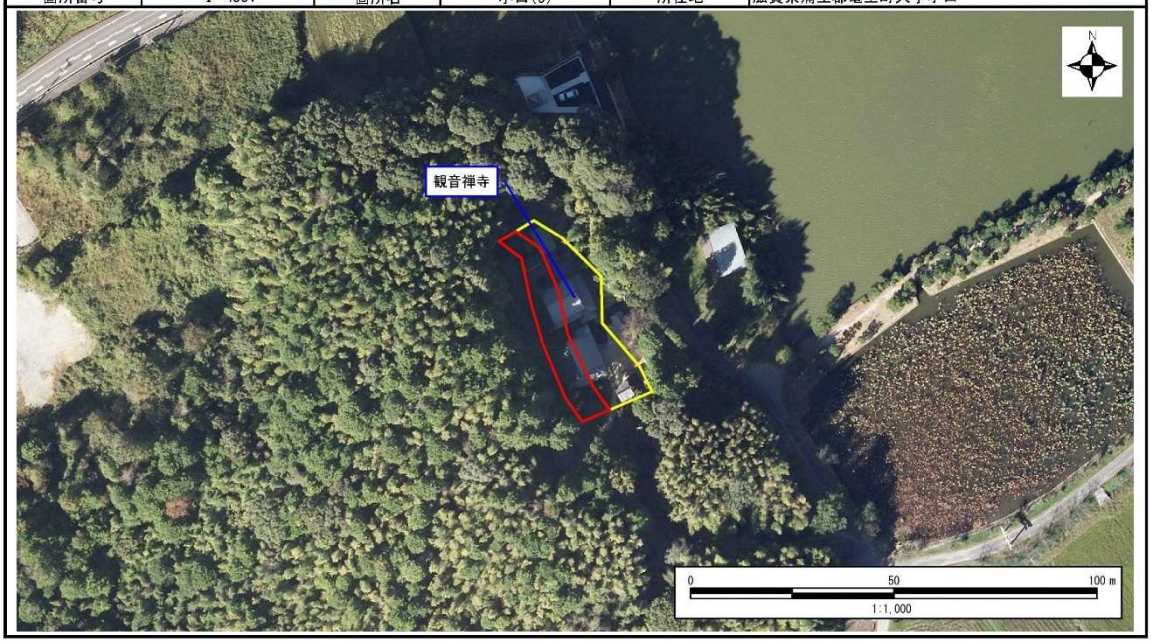

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4332	箇所名	山中(6)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

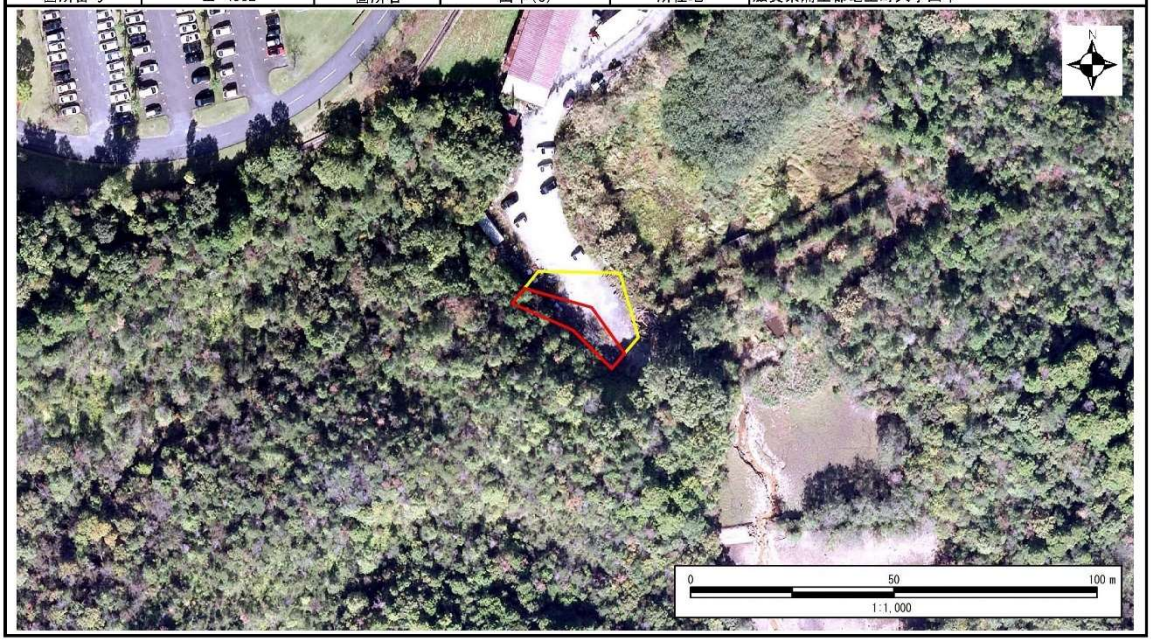

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4352	箇所名	小口(10)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

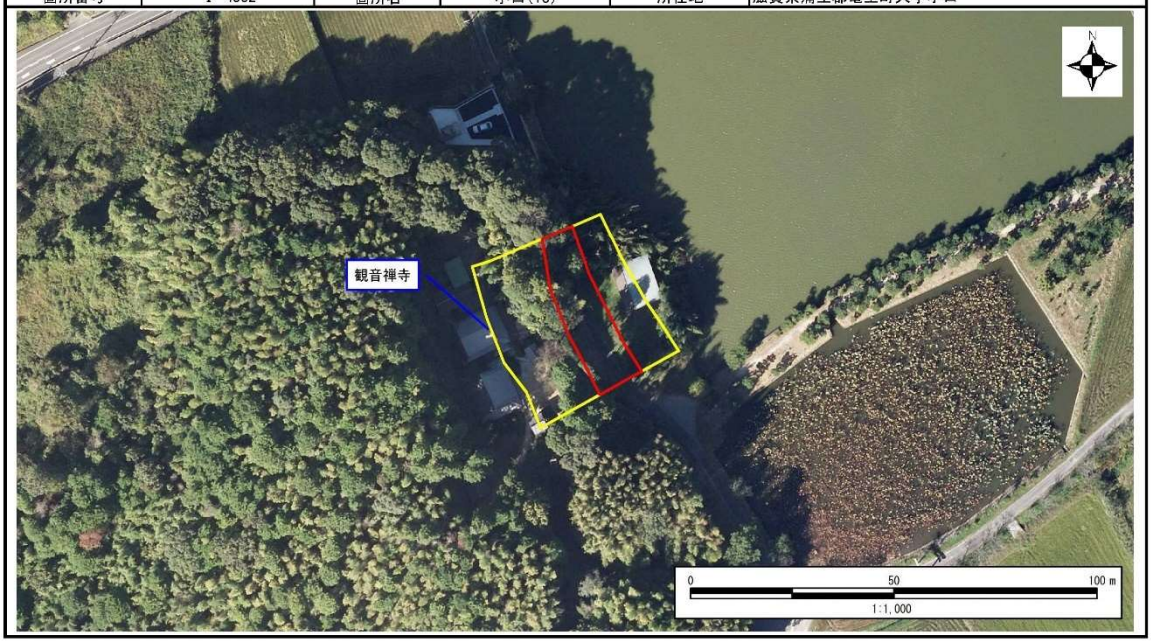

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅱ-4338	箇所名	山中(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I -4333	箇所名	山中(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I -4341	箇所名	山中(5)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

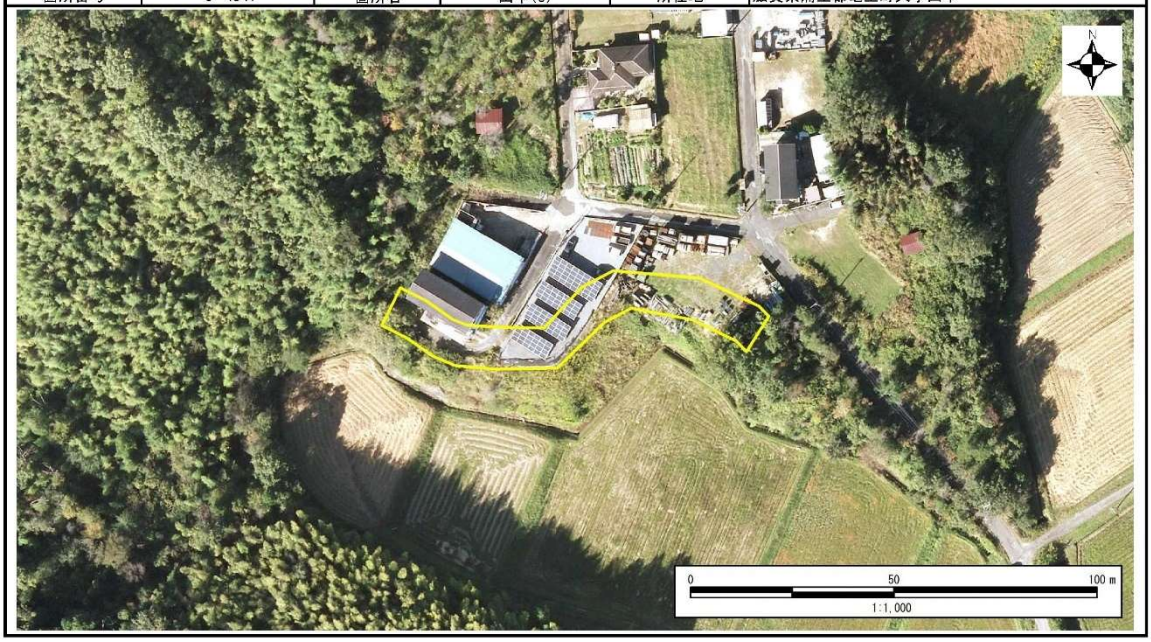

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I-4343	箇所名	山之上(1)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

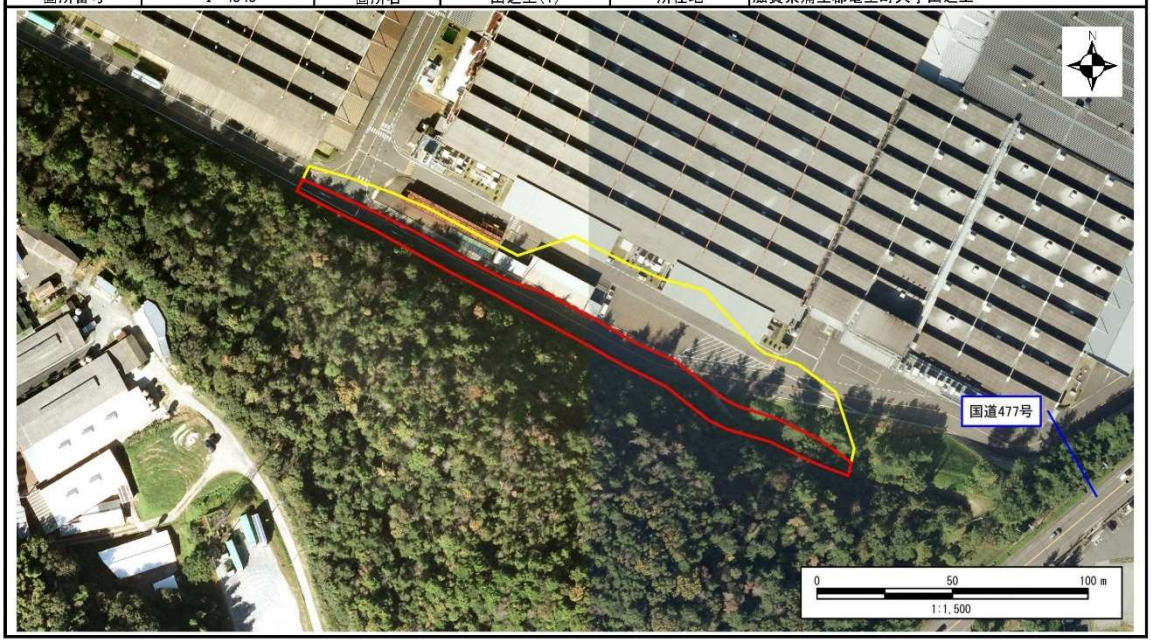

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I-4345	箇所名	山之上(2)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4347	箇所名	山之上(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

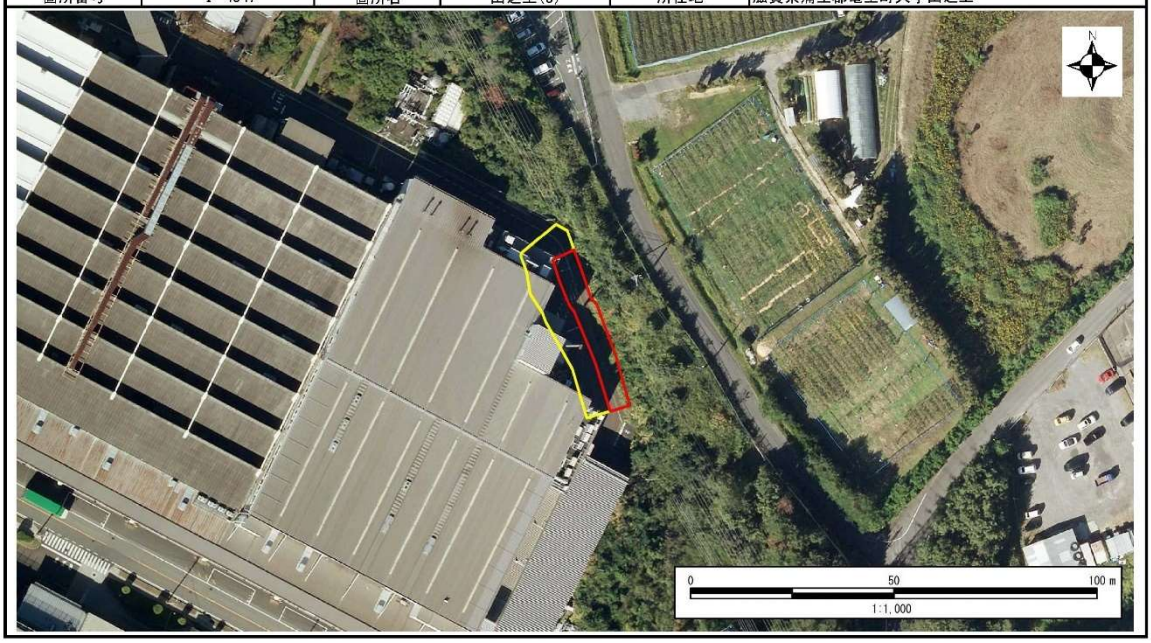

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4348	箇所名	山之上(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

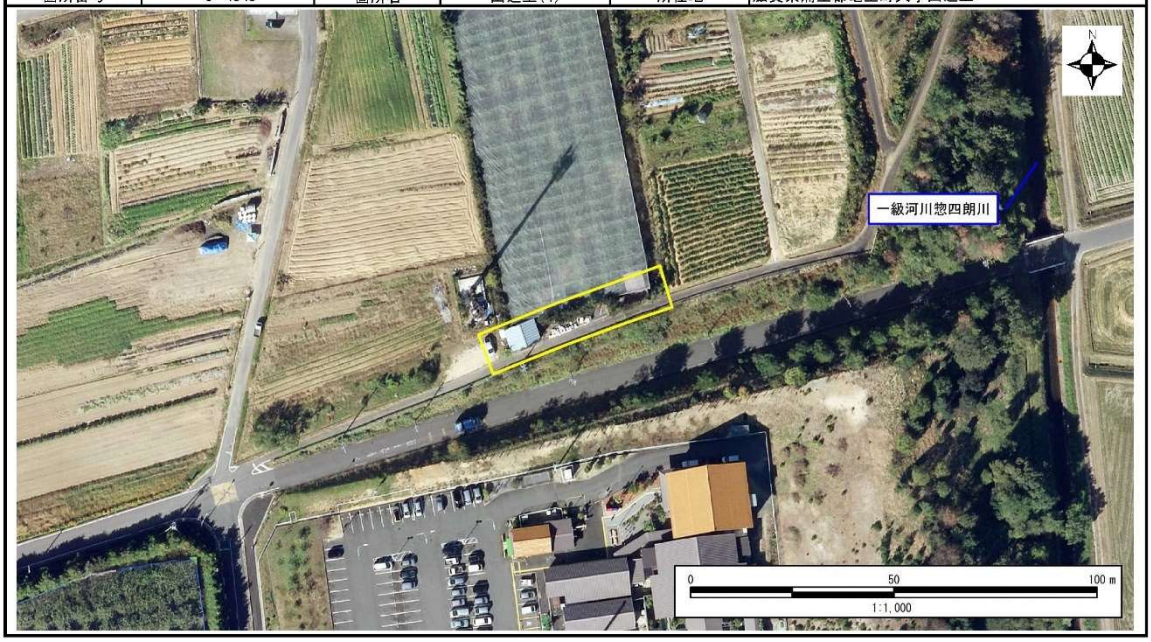

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4350	箇所名	山之上(5)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

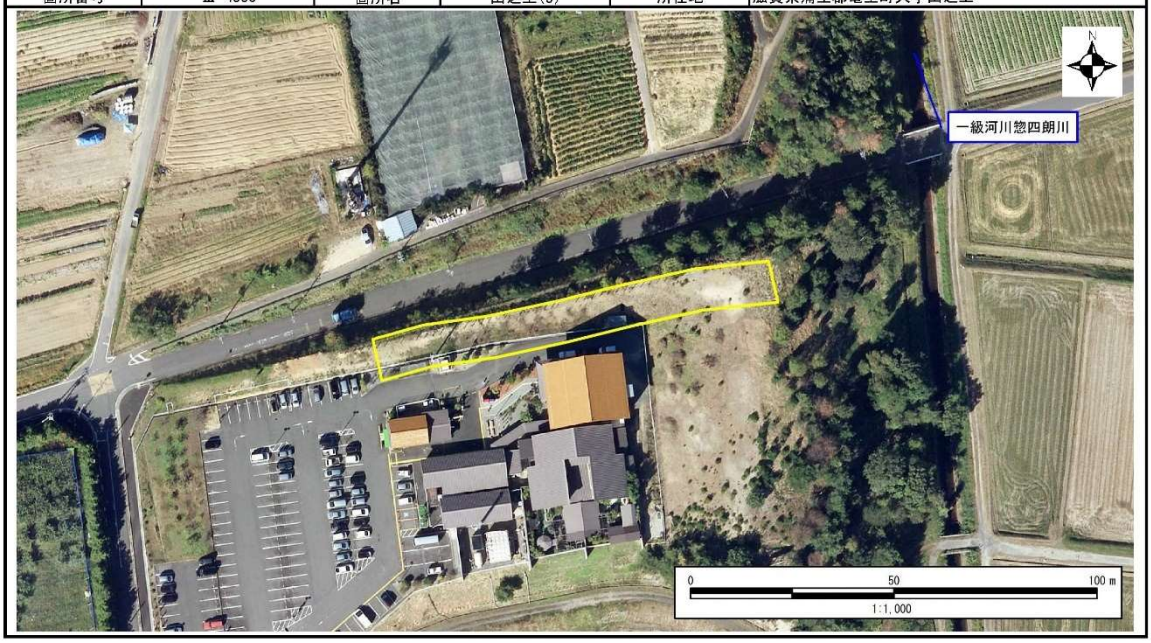

土砂災害警戒区域等区域図

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域　位置図

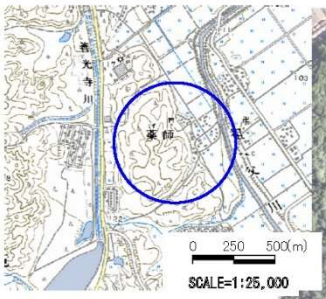

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。
（承認番号 平16総複、第205号）

凡　例

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

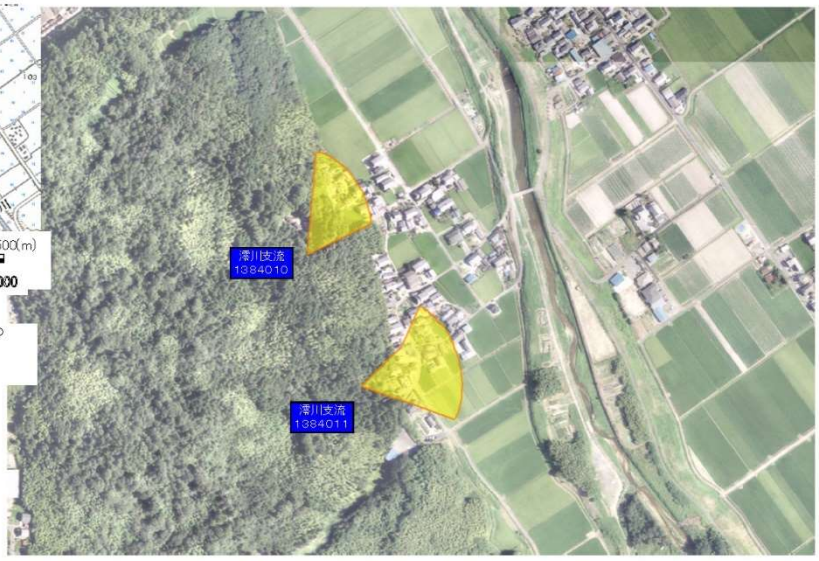

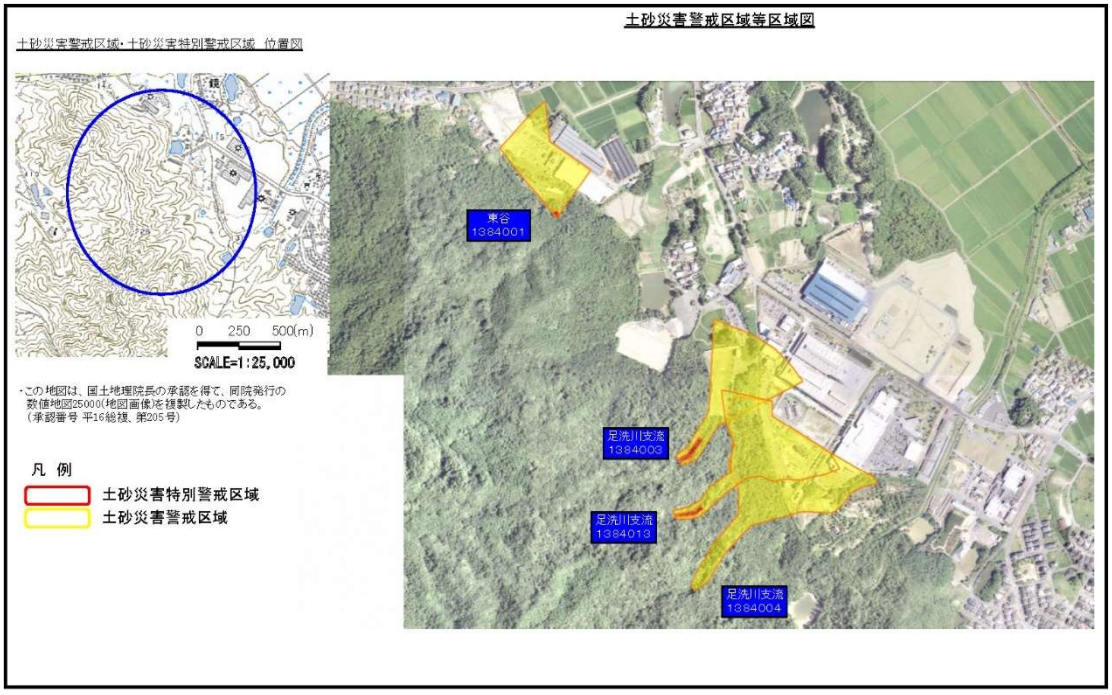

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384101	渓流名	足洗川支流(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	1384102	渓流名	前川支流	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山面

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384103	渓流名	善光寺川支流(1)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384104	渓流名	善光寺川支流(2)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384105	渓流名	善光寺川支流(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

出典：滋賀県ホームページ

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384106	渓流名	善光寺川支流(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	1384111	渓流名	嶽川支流	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

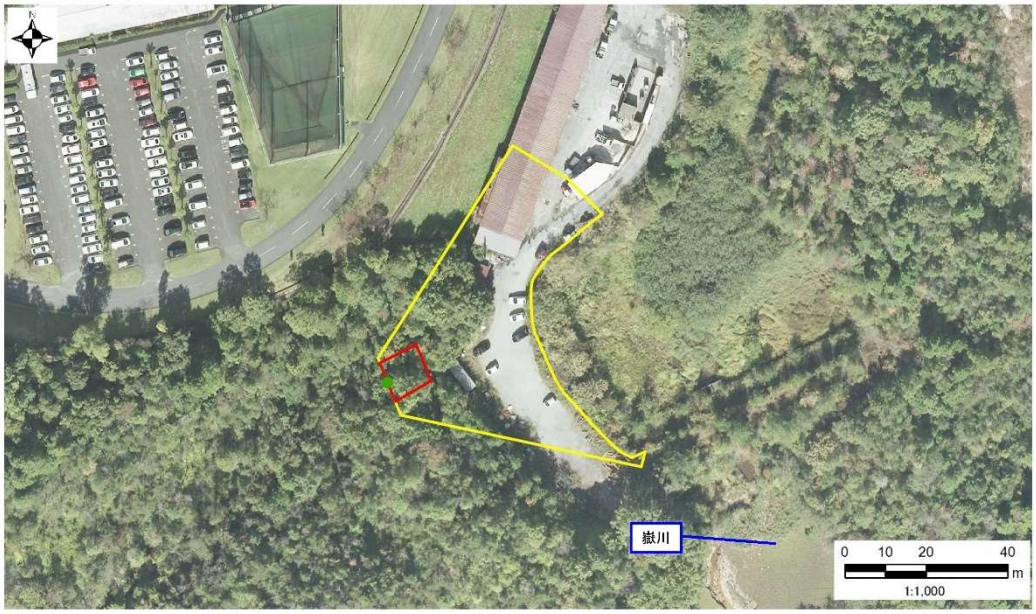

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定箇所　　（箇所数）

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土　　石　　流	１３	８
急傾斜地の崩壊	２８	２１
計	４１	２９

（令和２年１０月現在　公表分）

１－11　消防用車両等の状況

消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	防災指揮車
４台	２台	３２台	１台

（令和４年消防年報）

１－12　消防団等の状況

消防団	女性消防隊	団員数　188 人 （条例定数　192 人）
３分団１４班	1	

（令和４年消防年報）

１－13　消防水利の状況

消火栓	防火水槽	その他
509	86	9

（令和４年消防年報）

１－14　危険物施設

施　設　名	施設数
屋内貯蔵所	27
屋外タンク貯蔵所	11
屋内タンク貯蔵所	1
地下タンク貯蔵所	31
簡易タンク貯蔵所	1
移動タンク貯蔵所	21
屋外貯蔵所	1
給油取扱所	16
第一種販売所	0
第二種販売所	0
一般取扱所	45

（令和４年消防年報）

１－15　高圧ガス製造事業所

事業所名	所在地	第二種ガス	
		製造所	貯蔵所
ダイハツ工業㈱ 滋賀(竜王)工場	蒲生郡竜王町 山之上2910		○
ダイハツ工業㈱ダイハツ 滋賀性能試験工場	蒲生郡竜王町 山之上3000		○
ダイハツ工業㈱ 滋賀（竜王）工場 （テクニカルセンター）	蒲生郡竜王町 山之上2910		
㈱小松製作所滋賀工場	蒲生郡竜王町 薬師1166		○
㈱エム・アドバンス	蒲生郡竜王町 岡屋2549		

備考　第二種ガスのうち、酸素、可燃性、毒性の性質を有するガスを
30m^3/日以上製造する製造所及び300m^{3}以上貯蔵する貯蔵所

（令和６年６月現在）

１－16　火葬場処理能力

		箇所数	基　数	燃　料
八日市布引ライフ組合	布引斎苑	1	６炉	

（令和５年７月現在）

１－17　避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

出典：避難情報に関するガイドライン（令和３年５月）

１－18　土砂災害の前兆現象

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・腐った土の臭いがする		

（注）上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。
前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※　表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」（平成 18 年 3 月）からの転載、注書については内閣府が記載

出典：避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）

１－19　災害救助法による救助の程度、方法および期間

（令和４年度　内閣府防災（被災者行政担当））

（１）－１避難所の設置

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある	
費用の限度	１人　１日当たり　330円以内	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

（１）－２福祉避難所の設置

区分	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	１人　１日当たり　330円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から７日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて ①おおむね10人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

（２）－１応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	１戸当たり平均　6,285,000円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（６坪タイプ）、小家族用（９坪タイプ）、大家族用（１２坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に１施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長２年（建築基準法８５条）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能

（２）－２応急仮設住宅の供与【借上型応急住宅】

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は

額		火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長２年（建設型応急住宅と同様）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能

（３）炊き出しその他による食品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	１人１日当たり 1,180円以内	１人平均かつ３食でという意味である
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

（４）飲料水の供給

区分	一般基準	備考
対象者	災害のために現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	当該地域における通常の実費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費	 ②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

（５）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

＜別記＞被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上 １人増すごとに加算
夏季	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

②住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上 １人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

※ここでいう夏季とは、４月１日から９月３０日までの間をいい、冬季とは、１０月１日から翌年３月３１日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

（６）医療及び助産①医療

区分	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所（注）において医療（施術）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

（６）医療及び助産②助産

区分	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

（７）被災者の救出

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から３日（72時間）以内	通常、３日間経過以降は「死体の捜索」

	（死体の捜索の場合は10日以内）	に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

（8）住宅の応急修理

区分	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、１世帯当たり655,000円以内	・特別基準の設定はなし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から３か月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）	

（9）学用品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品： 小学校児童　　4,700円以内 中学校生徒　　5,000円以内 高等学校等生徒 5,500円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：１か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	
対象経費	①教科書及び正規の教材 ②文房具、通学用品 ④その他の学用品	①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑　等 ②a.ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規　等 b.傘、靴、長靴　等 c.運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具　等

（１０）埋葬

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	１体当たり 大人（12歳以上）：213,800円以内 小人（12歳未満）：170,900円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

（１１）死体の処理

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 １体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： １体当たり5,400円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救助班以外は慣行料金	 ②既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から10日以内	

（１２）障害物の除去

区分	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	１世帯当たり　138,300円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。
※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

１－20　浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に存在する社会福祉施設

＜要配慮者利用施設一覧＞※情報提供は生活安全課から行う。

番号	施設種	施設名	住所	電話番号
1	児童幼児施設	ひまわり保育園	岡屋 1282-1	58-1945
2	児童幼児施設	コスモス保育園	七里 878	58-1945
3	児童幼児施設	まつぼっくり児童クラブ	綾戸 275	57-1353
4	児童幼児施設	西っ子児童クラブ	山面 1-1	58-2533
5	児童幼児施設	竜王町子ども療育事業所	小口 276-1	58-3742
6	障害者施設	やまびこ作業所	鵜川 476-1	58-2583
7	障害者施設	やまびこ第２作業所	鵜川 476-2	58-2583
8	高齢者施設	グループホーム　芽ぶき	林 406-1	57-1450
9	高齢者施設	終の棲家 桃の郷　２番館３番館 別館１番館	山之上 5147	57-0890
10	高齢者施設	デイサービス花水木	弓削 23-1	43-1681
11	高齢者施設	デイサービススイッチオン竜王	小口 1303-24	58-2820
12	高齢者施設	デイサービスりゅうおう	西川 1457-5	58-1107
13	高齢者施設	デイサービスセンター樹	小口 541-4	26-6055
14	医療施設	竜王町国民健康保険診療所（歯科）	綾戸 239-1	57-0610
15	高齢者施設	リハビリはうす　雨やどり	弓削 1825	57-0601
16	医療施設	平田歯科医院	山之上 3456	57-0600
17	医療施設	金谷歯科医院	山之上 4599	57-8287
18	医療施設	コウ歯科クリニック	小口 1664-1	26-5588
19	医療施設	医療法人かりもと整形外科クリニック	小口 1658-1	28-1100
20	高齢者施設	デイハウス須恵の郷	須恵 48-3	58-3513
21	高齢者施設	木のおうち　いっぷく家	林 1346	57-1058
22	高齢者施設	小規模多機能山かがみ	鏡 585	58-5066
23	高齢者施設	グループホーム希望の家・綾戸	綾戸 1041	57-0093
24	学校等	竜王こども園	綾戸 250	57-0009
25	学校等	竜王小学校	綾戸 275	57-0004
26	学校等	竜王西小学校	山面 1-1	58-1900
27	学校等	竜王中学校	橋本 15	58-0021
28	医療施設	医療法人滋賀家庭医療学センター　弓削メディカルクリニック	弓削 1825	57-1141
29	医療施設	石塚内科クリニック	小口 1658-1	58-0025

※浸水想定区域は、日野川浸水想定区域図（想定最大規模）＋地先の安全度マップ（1/200）で判断した。

１－21　計画の対象となる原子力事業所

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉 ふげん	高速増殖原型炉 もんじゅ
事業者名	日本原子力発電株式会社		独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構
所在地	敦賀市明神町１		敦賀市明神町３	敦賀市白木２
設置番号	１号炉	２号炉	－	－
炉型	沸騰水型軽水炉（BWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	新型転換炉（ATR）	高速増殖炉（FBR）
熱出力	107.0 万ｋW	342.3 万ｋW	55.7 万ｋW	71.4 万ｋW
電気出力	35.7 万ｋW	116.0 万ｋW	16.5 万ｋW	28.0 万ｋW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物燃料	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ･ｳﾗﾝ混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	－	－
本格運転 開始年月日	S45.3.14 H27.4.27 運転終了	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	平成 30 年 3 月 28 日に廃止措置計画認可

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力株式会社		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	１号炉	２号炉	３号炉
炉型	加圧水型軽水炉 （PWR）	加圧水型軽水炉 （PWR）	加圧水型軽水炉 （PWR）
熱出力	103.1 万ｋW	145.6 万ｋW	244.0 万ｋW
電気出力	34.0 万ｋW	50.0 万ｋW	82.6 万ｋW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
燃料装荷重量	約 40 トン	約 48 トン	約 72 トン
本格運転 開始年月日	S45.11.28 H27.4.27 運転終了	S47.7.25 H27.4.27 運転終了	S51.12.1

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島			
設置番号	１号炉	２号炉	３号炉	４号炉
炉型	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）
熱出力	342.3 万ｋW	342.3 万ｋW	342.3 万ｋW	342.3 万ｋW
電気出力	117.5 万ｋW	117.5 万ｋW	118.0 万ｋW	118.0 万ｋW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
燃料装荷重量	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン
本格運転開始年月日	S54.3.27 H30.3.1 運転終了	S54.12.5 H30.3.1 運転終了	H3.12.18	H5.2.2

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦１			
設置番号	１号炉	２号炉	３号炉	４号炉
炉型	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）
熱出力	244．0 万ｋW	244．0 万ｋW	266．0 万ｋW	266．0 万ｋW
電気出力	82．6 万ｋW	82．6 万ｋW	87．0 万ｋW	87．0 万ｋW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
燃料装荷重量	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン
本格運転開始年月日	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

１－22　安定ヨウ素剤およびその服用に関する留意事項

⑴安定ヨウ素剤とは

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起こす。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果がある。

⑵服用対象者

安定ヨウ素剤の服用は、40 歳未満の者を対象とするが、希望すれば 40 歳以上の者も対象とする。

特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先させる。

（※乳幼児は、甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるＤＮＡ損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果もより大きい。すなわち、放射性ヨウ素の内部被ばくによる若年者の甲状腺がんの発生確率が成人に比べて有意な増加が認められていること及び胎児の被ばくを考慮し、優先的に服用させる必要がある。胎児の被ばくを低減・阻止する目的で、40 歳以上の者であっても、妊婦の場合は服用の対象とする。）

以下の者は安定ヨウ素剤の服用対象者から除外する。

・40歳以上の者（希望者は除く。）
・ヨウ素摂取により重い副作用が発生する恐れのある者
・ヨウ素過敏症の既往歴のある者
・造影剤過敏症の既往歴のある者
・低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者
・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者

服用除外者への対応措置の必要性については、全員に説明を行い、個別に対応する。

屋内退避や避難が自発的にできない災害弱者などで、服用の対象となる者に対しては、予め対応措置など準備する。

安定ヨウ素剤の服用により副作用が発生する恐れがあるため、服用に当たっては、十分に副作用に留意する。

⑶服用回数

服用は原則１回とする。

安定ヨウ素剤の効果が 1 日は持続することが認められていることから、1 日 1 回の服用で充分である。2 日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。

⑷服用量・方法

ア　新生児

安定ヨウ素剤内服液 1mL（ヨウ化カリウム量 16.3mg）を服用する。

イ　生後 1 カ月以上 3 歳未満の者

安定ヨウ素剤内服液 2mL（ヨウ化カリウム量 32.6mg）を服用する。

ウ　3 歳以上 13 歳未満の者

3 歳以上 7 歳未満の者は安定ヨウ素剤内服液 3mL を、7 歳以上 13 歳未満の者は丸薬 1 丸（ヨウ化カリウム量 50mg）を服用する。ただし、丸薬を服用できないこの年齢層の者は、安定ヨウ素剤内服液 3mL を服用する。

エ　13 歳以上 40 歳未満の者

丸薬 2 丸（ヨウ化カリウム量 100mg）を服用する。

オ　40 歳以上の者

妊婦と希望者については上記(エ)と同様な量を服用する。

カ　その他

安定ヨウ素剤の実際の服用に当たっては、就学年齢を考慮すると、7 歳以上 13 歳未満の対象者は概ね小学生に、13 歳以上の対象者は中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学 1 年～6 年生までの児童に対して一律、丸薬 1 丸、中学 1 年以上に対して一律、丸薬 2 丸を採用することが実際的な服用方法である。

3 歳以上であっても丸薬を服用できない者がいる場合は、安定ヨウ素剤内服液を服用させる。その場合 3 歳以上 13 歳未満の者では安定ヨウ素剤内服液 3mL（ヨウ化カリウム量 48.9mg）、13 歳以上 40 歳未満の者では安定ヨウ素剤内服液 6mL（ヨウ化カリウム量 97.8mg）で代用することが可能である。自動分配器（デスペンサー）を活用できれば 3.1mL（50.5mg）、6.2mL（101.1mg）を分取分配可能である。

実際の服用にあたっては、安定ヨウ素剤の服用量の厳密さの遵守よりも、迅速な予防服用が優先される。

⑸重複投与の防止策

未服用者と服用済者を分別できるようにする。

⑹服用後の注意事項

ア　新生児

安定ヨウ素剤を服用した新生児、安定ヨウ素剤を服用した妊娠後期の妊婦より生まれた新生児については、甲状腺機能をモニターする必要がある。

※甲状腺機能低下症を発症することがあり、その早期発見・治療のため。

イ　授乳婦・授乳児

授乳婦が安定ヨウ素剤を服用した場合、授乳児への授乳を中止する。

※摂取したヨウ素の 4 分の 1 程度が母乳に移行し、授乳により母子ともに安定ヨウ素の適正な摂取量が確保できなくなるため。

ウ　その他

安定ヨウ素剤服用により、副作用と思われる症状などが発症した場合は、医師に相談する。

※単回服用での重大な副作用の発生は極めて稀であるが、火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状の報告事例がある。

※なお、医師による対応が困難な場合は、オフサイトセンター等に連絡し、国から派遣された緊急被ばく医療派遣チームの指示を受ける。

※「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル（平成 15 年 3 月　財団法人原子力安全研究協会）」参照

１－23　各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

※原子力災害対策指針（令和５年11月１日）に示される各発電所の該当EALは以下のとおり
（一部記載を簡略化しています。）

美浜発電所	1号機	９．原子炉の運転等のための施設
	2号機	９．原子炉の運転等のための施設
	3号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
大飯発電所	1号機	９．原子炉の運転等のための施設
	2号機	９．原子炉の運転等のための施設
	3号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	4号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
高浜発電所	1号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	2号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	3号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	4号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
敦賀発電所	1号機	９．原子炉の運転等のための施設
	2号機	５．実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
もんじゅ		７．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの
ふげん		９．原子炉の運転等のための施設

2．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。 ④　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ⑤　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨　火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩　原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪　炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫　燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④　原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑥　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ⑦　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧　蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪　燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

５．実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するＥＡＬ （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

7．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するＥＡＬ （⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波警報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

9．原子炉の運転等のための施設（1．から8．までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。ＵＰＺのみが設定される場合は、ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

出典：令和５年度滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）

１－24　備蓄品一覧表

品目		備蓄数	
食料品	保存用ビスケット	492	食
	レトルト（粥）	2,700	食
	レトルト（ごはん）	5,000	食
	缶詰パン	2,136	食
飲料水	飲料水（2ℓ）	3,954	本
生活用品	毛布	1,689	枚
	パットお尻ふき	23,192	枚
	おむつ（新生児用）	1,600	枚
	おむつ（幼児用）	4,968	枚
	おむつ（大人用）	4,626	枚
	生理用品	1,456	個
	トイレットペーパー	480	ﾛｰﾙ
	カセットコンロ	112	個
	カセットボンベ	240	本
トイレ	簡易水洗トイレ	28	ｾｯﾄ
	簡易水洗トイレ用便袋	4,200	枚
	簡易トイレ（ﾊﾟｯｸ式）	1	ｾｯﾄ
	簡易トイレ処理剤	1,500	個
	簡易トイレ用バッテリー	1	個
	簡易組み立てトイレ	3	ｾｯﾄ
	トイレ用テント	13	ｾｯﾄ
避難所用品	段ボールベッド	23	個
	レジャーシート	977	枚
	パーテーション	83	ｾｯﾄ
	手指消毒用アルコール	120	個
	ゴーグル	40	個
	会話補助具	9	個
	簡易筆談器	8	個
	紙コップ	2,720	個
	食器セット	300	個
	大型ストーブ	7	台
	スポットエアコン	11	台
	スポットエアコンダクト	13	個
	多目的テント	48	張
その他	ポリ容器20ℓ	14	個
	飲料水袋6ℓ	320	袋
	浄水機	2	台
	浄水機用カートリッジ	68	個
	簡易水槽	3	式
	アルミ簡易ベッド	5	台
	模造紙	40	枚
	寝袋	30	個
	ハンドパレット	1	台

品目		備蓄数	
救助活動用品	担架	10	台
	アルミリヤカー	1	台
	バケツ（消火用）	20	個
	軍手	1,840	双
	テント	6	張
	ヘルメット（消防団）	20	個
	ライフジャケット	80	着
	ゴムボート	1	艇
油漏対策用品	油吸着材	1,700	枚
	油吸着材（ﾛｰﾙ）	6	ﾛｰﾙ
	油吸着材（フェンス）	1	箱
原子力災害対策	ヨウ化カリウム内服ゼリー16.3mg	60	包
	ヨウ化カリウム内服ゼリー32.5mg	600	包
	ヨウ化カリウム丸50mg	25,000	丸

※水防用資材は資料編１－６に掲載

１－25　用語集

用語	説明
あ	
安全規制担当省庁	安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。 １　実用発電炉、研究開発段階炉、核燃料施設（製錬、加工、再処理、廃棄施設）、試験研究炉、核原料・核燃料使用施設に係わるものは原子力規制委員会が担当する。 ２　実用舶用原子炉については、国土交通省が担当する。 ３　核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については原子力規制委員会、国土交通省および都道府県公安委員会により実施される。
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
ＥＡＬ（緊急時活動レベル:Emergency Action Level）	EAL（Emergency Action Level）とは、原子力発電所において、事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。 EAL レベルについては、各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し緊急事態区分ごとの判断基準として、事業者が具体的に定める必要があるとされ、プラント（原子炉や使用済燃料プール等）の状態（各種パラメータ）の変化、深層防護を構成する各種設備の状態、放射性物質の閉じこめ機能の状態、外的事象の発生に着目して設定することとしている。

ＯＩＬ （運用上の介入レベル:Operational Intervention Level）	OIL（Operational Intervention Level）とは、防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などから求めたレベルをいう。 OIL は、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路（外部、吸入、摂取）等を仮定して、包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量または既に受けてしまった線量によって表される判断基準）に相当する計測可能な値として導き出される。 OIL としては、空間線量率、表面汚染密度、空気中放射性物質濃度など様々な値が考えられる。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。
オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）	オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）は、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県および市町村の災害対策本部などが、原子力災害合同対策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた応急対策を講じていくための拠点であり、現在全国で原子力施設周辺の２２ヵ所が指定されている。 事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかの班が、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各班がとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。
か	
外部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。 外部被ばくの例として、レントゲン撮影のとき X 線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設から　の外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。
過酷事故	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。
環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。

空間線量率（空気吸収線量率）	目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ/時）及びμSv/h（マイクロシーベルト/時）である。
グレイ（Gy）	グレイは、放射線をある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。１グレイは、放射線を受けた物体１キログラムあたり１ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質（人体を含む）に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。
原子力災害合同対策協議会	原災法第２３条に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国の原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部および市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織する。 原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部ならびに指定公共機関および事業者などで構成する。
原子力災害対策特別措置法	平成11年（1999年）９月30日に起きたJCO臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化をはかるために1999年12月17日に制定され、2000年６月16日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。 1. 迅速な初期動作の確保 2. 国と地方公共団体の有機的な連携の確保 3. 国の緊急時対応体制の強化 4. 原子力事業者の責務 また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。 この法律は東北地方太平洋沖地震（平成23年（2011年）３月１１日）に伴う福島第一原発事故の教訓から、原子力規制委員会による見直しを経て平成24年（2012年）９月19日に改正された。

原子力防災管理者	原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第９条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長および関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事および市町村長に通報しなければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。
原子力防災専門官	原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第 30 条の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、原子力規制庁の職員が、同庁が指定した原子力事業所の所在するオフサイトセンターに常駐し、原子力事業所に係わる業務を担当する。平常時業務においては、原子力事業者の防災業務計画の策定および原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備および予測機器などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている
さ	
災害対策基本法	1961 年（昭和 36 年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めることを求めている。災害は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発及びこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として

	勘案した、全身についての「実効線量」がある。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 実効線量（Sv）＝Σ（等価線量（Sv）×組織荷重係数）
重大事故	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第４条によると、炉心の著しい損傷および核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。
線量	吸収線量、実効線量などの総称。
た	
等価線量	等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト（Sv）である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。 等価線量（Sv）＝吸収線量（Gy）×放射線荷重係数
特定事象	特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第 10 条第１項に規定する次の基準または施設の異常事象のことをいう。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により５μSv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した５μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50μSv/h の放射線量か５μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から１m 離れた地点で 100μSv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
な	
内部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。
は	

ＰＡＺ（予防的防護措置を準備する区域:Precautionary Action Zone）	重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEA の国際基準において、PAZ は 3～5 ㎞（5 ㎞が推奨）としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね 5 ㎞」とする。
被ばく経路	原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらし、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。
ベクレル	放射能の能力を表す単位のこと。１ベクレルは、１秒間に１個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。
放射性物質	放射線を出す性質（能力）を放射能といい、放射能をもっている原子（放射線核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルームという。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで加工器などで人工的に作り出されたＸ線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
放射能	原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル（Bq）で表す。
や	
ＵＰＺ（緊急時防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone）	UPZ（Urgent Protective action Planning Zone）とは、国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設から概ね 30Km」とされる。 原子力災害対策指針によると原子力災害対策重点区域の範囲として PAZ と UPZ が掲げられているが、滋賀県には PAZ が無いため、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を重点的

	に実施すべき地域の範囲についても UPZ と略する。
予測線量	予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。

参考文献

・財団法人原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」2004 年、一部（EAL,OIL および UPZ）は 2013 年版。
・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ＡＴＯＭＩＣＡ」
http://www.rist.or.jp/atomica/
・原子力施設等防災対策専門部会防災指針検討ワーキンググループ「防護対策の実施に係る判断基準に関する考え方（中間取りまとめに盛り込むべき事項）（案)」平成 24 年 1 月

出典　令和５年度滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）

２　条例、協定、書式等

２－１　竜王町防災会議条例

（昭和 37 年 9 月 25 日条例第 13 号）
改正 昭和 60 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 9 年 9 月 26 日条例第 20 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号 平成 14 年 9 月 27 日条例第 22 号
平成 24 年 9 月 11 日条例第 11 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、竜王町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　竜王町地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4)　前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。
（会長および委員）
第 3 条　防災会議は、会長および委員をもつて組織する。
2　会長は、町長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
(2)　滋賀県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
(3)　町の区域を管轄する警察署の警察官のうちから町長が任命する者
(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　町の教育委員会の教育長
(6)　町の区域を管轄する消防署長および町の消防団長
(7)　指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
(8)　自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者
(9)　その他町長が必要と認める者
6　前項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号、第 8 号および第 9 号の委員の定数は、それぞれ町長が定める。
7　第 5 項第 7 号および第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、地方行政機関の職員、滋賀県の職員、町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(部会)
第5条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(議事等)
第6条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則
この条例は、昭和37年9月25日から施行する。

附　則(昭和60年3月28日条例第3号)
この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附　則(平成9年9月26日条例第20号)
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年3月30日条例第1号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成14年9月27日条例第22号)
この条例は、公布の日から施行する。

付　則(平成24年9月11日条例第11号)
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
(委員の任期の特例)
2　改正後の竜王町防災会議条例第3条第5項第8号の規定により最初に任命する委員の任期は、任命した日から他の委員の任期までとする。

２－２　竜王町災害対策本部条例

（昭和 37 年 9 月 25 日条例第 14 号）
改正 平成 8 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 24 年 9 月 11 日条例第 11 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、竜王町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
4　部長は、部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（雑則）
第 5 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、昭和 37 年 9 月 25 日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成 24 年 9 月 11 日条例第 11 号）
この条例は、公布の日から施行する。

２－３　竜王町水防協議会条例

（昭和 55 年 6 月 18 日条例第 17 号）
改正 平成 9 年 9 月 26 日条例第 21 号 平成 10 年 3 月 18 日条例第 2 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号 平成 18 年 12 月 12 日条例第 38 号
平成 26 年 6 月 11 日条例第 17 号

（設置）

第 1 条　水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、竜王町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条　協議会は、竜王町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条　協議会は、会長および委員 15 人以内で組織する。

2　会長は、町長をもって充てる。

3　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　滋賀県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者　2 人

(2)　滋賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者　1 人

(3)　町の区域を管轄する消防署長および消防職員のうちから町長が任命する者　2 人

(4)　竜王町消防団の団員のうちから町長が任命する者　4 人

(5)　町長が町職員のうちから任命する者　4 人

(6)　その他町長が必要と認める者　2 人以内

(会長)

第 4 条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条　委員の任期は、1 年とし、再任されることを妨げない。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条　協議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2　協議会は、委員の定数の 3 分の 2 以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条　協議会の庶務は、生活安全課において処理する。

(雑則)

第 8 条　この条例に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 9 年 9 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 10 年 3 月 18 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 18 年 12 月 12 日条例第 38 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 26 年 6 月 11 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

２－４　竜王町消防団の設置等に関する条例

（平成 10 年 12 月 22 日条例第 24 号）
改正 平成 23 年 12 月 15 日条例第 28 号

（趣旨）
第 1 条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称および区域については、この条例の定めるところによる。
（消防団の設置、名称および区域）
第 2 条　法第 9 条第 3 号の規定に基づき、本町に消防団を設置する。
2　前項の消防団の名称は、竜王町消防団とし、その管轄区域は町内全域とする。

附　則
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（竜王町消防団条例の一部改正）
2　竜王町消防団条例（昭和 30 年竜王町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

付　則（平成 23 年 12 月 15 日条例第 28 号）
この条例は、公布の日から施行する。

２－５　竜王町消防団規則

（昭和 31 年 4 月 1 日規則第 1 号）
改正 昭和 44 年 4 月 1 日規則第 8 号 昭和 45 年 7 月 10 日規則第 6 号
昭和 57 年 3 月 31 日規則第 9 号 昭和 62 年 12 月 25 日規則第 16 号
平成元年 12 月 26 日規則第 24 号 平成 6 年 3 月 29 日規則第 5 号
平成 8 年 3 月 28 日規則第 2 号 平成 10 年 3 月 18 日規則第 3 号
平成 10 年 12 月 22 日規則第 25 号 平成 18 年 3 月 20 日規則第 4 号

（趣旨）
第 1 条　この規則は、竜王町消防団の設置等に関する条例（平成 10 年竜王町条例第 24 号）第 2 条第 1 項に基づく竜王町消防団の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
[竜王町消防団の設置等に関する条例（平成 10 年竜王町条例第 24 号）第 2 条第 1 項]
（団の組織）
第 2 条　消防団に次の役員を置く。
団長 1 人
副団長 1 人
分団長 3 人
副分団長 3 人
部長 6 人
班長 14 人
2　団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例および規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責に任ずる。
分団長、副分団長、部長および班長等の役員は、団員の中から団長がこれを命免する。
第 3 条　団長が事故あるときは副団長が、団長および副団長ともに事故あるときは団長の定める順序に従い分団長が、団長の職務を行なう。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職または心身の故障によつてその職務を行なうことのできない場合を除いては分団長、副分団長、部長および班長の任免を行なうことはできない。
第 4 条　団長、副団長、分団長、副分団長、部長および班長の任期は 2 年とする。ただし、重任することを妨げない。
第 5 条　分団の名称およびその区域は、別表に定めるところによる。
[別表]
（宣誓）
第 6 条　団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。
[宣誓書]
（水火災その他の災害出場）
第 7 条　消防車が火災現場に赴くときは交通法規の定める走行粁に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は鐘または警笛

のみに限られるものとする。

第 8 条　出火出場または引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1)　責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。

(2)　病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。

(3)　団員ならびに消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。

(4)　消防車は、一列縦隊で、安全を保つて走行しなければならない。

(5)　前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追越してはならない。

第 9 条　消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従つて管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

（消火および水防等の活動）

第 10 条　水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具および資材を最高度に活用して生命身体および財産の救護に当り、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよおよび鎮圧に努めなければならない。

第 11 条　消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、または留意しなければならない。

(1)　団長の指揮の下に行動しなければならない。

(2)　消防作業は、真しに行なわなければならない。

(3)　放水口数は、最大限度に使用し消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害およびじゆ損を最小限度に止めなければならない。

(4)　分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第 12 条　水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、町長に報告するとともに、警察職員または検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 13 条　放火の疑いある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1)　直ちに町長および警察職員に通報しなければならない。

(2)　現場保存に努めなければならない。

(3)　事件は慎重に取扱うとともに、公表は差控えなければならない。

（文書簿冊）

第 14 条　消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

(1)　団員の名簿

(2)　沿革誌

(3)　日誌

(4)　設備資材台帳

(5)　区域内全図

(6)　地理水利要覧

(7)　金銭出納簿

(8)　手当受払簿
(9)　給与品貸与品台帳
(10)　諸令達簿
(11)　消防法規例規綴
(12)　雑書綴

（教養および訓練）

第 15 条　団長は、団員の品位の陶冶および実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行なわなければならない。

（表彰）

第 16 条　町長は、消防団または団員がその任務遂行にあたつて功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2　前項の場合、団員については団長が表彰を行なうことができる。

第 17 条　前条の表彰は次の 2 種とする。

(1)　賞詞
(2)　賞状

第 18 条　賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

第 19 条　町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者または団体に対して、感謝状を授与することができる。

(1)　水火災の予防または鎮圧
(2)　消防施設強化拡充についての協力
(3)　水火災現場における人命救助
(4)　火災その他の災害時における警戒防ぎよ、救助に関し消防団に対してなした協力

（訓練礼式および服制）

第 20 条　消防団の訓練、礼式および服制については国家消防庁の定める準則による。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　竜王町消防団の設置区域及び組織に関する規則(昭和 31 年竜王町規則第 1 号)は、廃止する。

附　則（昭和 44 年 4 月 1 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 45 年 7 月 10 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 57 年 3 月 31 日規則第 9 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 62 年 12 月 25 日規則第 16 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成元年 12 月 26 日規則第 24 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 6 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 10 年 3 月 18 日規則第 3 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 10 年 12 月 22 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 4 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表

分団の名称および区域表

分団の名称	区域
第 1 分団	大字山之上、大字山中、大字岡屋、大字小口、大字薬師
第 2 分団	大字岩井、大字川守、大字林、大字庄、大字信濃、大字橋本、大字川上、大字弓削、大字駕輿丁、大字島、大字綾戸、大字田中
第 3 分団	大字鵜川、大字七里、大字須恵、大字西川、大字西横関、大字鏡、大字山面

２－６　竜王町消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例

（昭和 30 年 4 月 29 日条例第 17 号）

改正　昭和 42 年 8 月 1 日条例第 28 号　昭和 43 年 8 月 1 日条例第 14 号　昭和 44 年 3 月 27 日条例第 5 号
昭和 45 年 3 月 27 日条例第 12 号　昭和 46 年 3 月 22 日条例第 5 号　昭和 48 年 3 月 30 日条例第 9 号
昭和 48 年 9 月 26 日条例第 34 号　昭和 49 年 7 月 9 日条例第 26 号　昭和 50 年 12 月 23 日条例第 32 号
昭和 52 年 3 月 29 日条例第 16 号　昭和 54 年 3 月 23 日条例第 13 号　昭和 55 年 3 月 28 日条例第 5 号
昭和 56 年 3 月 28 日条例第 13 号　昭和 56 年 9 月 14 日条例第 23 号　昭和 59 年 3 月 15 日条例第 1 号
昭和 62 年 3 月 30 日条例第 10 号　昭和 62 年 12 月 25 日条例第 27 号　平成 2 年 3 月 29 日条例第 3 号
平成 3 年 3 月 27 日条例第 2 号　平成 4 年 3 月 18 日条例第 4 号　平成 6 年 3 月 18 日条例第 3 号
平成 8 年 3 月 28 日条例第 4 号　平成 10 年 12 月 22 日条例第 24 号　平成 11 年 3 月 31 日条例第 7 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 6 号　平成 14 年 3 月 26 日条例第 14 号　平成 20 年 5 月 23 日条例第 18 号
平成 21 年 9 月 30 日条例第 29 号　平成 25 年 12 月 10 日条例第 34 号　平成 31 年 3 月 5 日条例第 8 号
令和元年 9 月 1 日条例第 33 号　令和 4 年 3 月 10 日条例第 3 号

（通則）

第１条　非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

（定員）

第２条　消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第２項の規定に基づく団員の定数は192人とする。

２　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第４条第１項第１号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

（任命）

第３条　消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。

（１）　当該消防団の区域内に居住または勤務する者

（２）　年齢満18歳以上の者

（３）　志操堅固で、かつ身体強健な者

（欠格条項）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

（１）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者またはその執行を受けることが

なくなるまでの者

（２）　第６条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）　６月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

（分限）

第５条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、または免職することができる。

（１）　勤務実績が良くない場合

（２）　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれにたえない場合

（３）　前２号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

（４）　定数の改廃または予算の減少により過員を生じた場合

２　団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

（１）　前条第３号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（２）　当該消防団の区域外に転住または転勤したとき。

（懲戒）

第６条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職または免職することができる。

（１）　消防に関する法令ならびに条例または規則に違反したとき。

（２）　職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（３）　団員としてふさわしくない非行があったとき。

２　停職は、１月以内の期間を定めて行なう。

第７条　分限および懲戒に関する処分の手続については、竜王町職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和30年竜王町条例第11号）を準用する。

（服務規律）

第８条　団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第９条　団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者

にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条　団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、もしくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

（報酬）

第12条　団員の報酬は、年額報酬および出動報酬とする。

２　団員の年額報酬は、別表第１に定める額を年度末に支給する。ただし、退職者（死亡による退職の場合には、その者の遺族とする。以下同じ。）には、その当月分までの月割をもって計算した額を支給する。

３　団員が機関員を兼ねるときは、前項の年額報酬に別表第２に定める額を加給する。

４　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、出動実績に応じて年度末に別表第３に定める額を支給する。ただし、退職者には、その当月分までの出動実績をもって計算した額を支給する。

（費用弁償）

第13条　団員が公務のため旅行した場合、竜王町特別職の職員で非常勤のものの例により費用弁償を支給する。

（公務災害補償）

第14条　団員が公務により死亡、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、身体障害を有することとなつた場合においては、その団員またはその者の遺族もしくは被扶養者に対し損害を補償する。

２　公務災害補償の額および支給方法については、別に条例で定める。

（退職報償金）

第15条　団員が退職した場合においては、別に定める方法によりその者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

２　退職報償金の額および支給方法については、別に条例で定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　竜王町消防団条例（昭和30年竜王町条例第17号）は、廃止する。

附　則（昭和42年８月１日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年８月１日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年６月６日から適用する。

附　則（昭和44年３月27日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年４月１日から適用する。

附　則（昭和45年３月27日条例第12号）

この条例は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則（昭和46年３月22日条例第５号）

この条例は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年３月30日条例第９号）

この条例は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年９月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年７月９日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年４月１日から適用する。

附　則（昭和50年12月23日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年４月１日から適用する。

附　則（昭和52年３月29日条例第16号）

この条例は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年３月23日条例第13号）

この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年３月28日条例第５号）

この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年３月28日条例第13号）

この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年９月14日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年３月15日条例第１号）

この条例は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年３月30日条例第10号）

この条例は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年12月25日条例第27号）

この条例は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成２年３月29日条例第３号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年３月27日条例第２号）

この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月18日条例第４号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成６年３月18日条例第３号）

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月28日条例第４号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成10年12月22日条例第24号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年３月31日条例第７号）

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月30日条例第６号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月26日条例第14号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成20年５月23日条例第18号）

この条例は、平成20年10月１日から施行する。

付　則（平成21年９月30日条例第29号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

付　則（平成25年12月10日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成31年３月５日条例第８号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

付　則（令和元年９月１日条例第33号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

付　則（令和４年３月10日条例第３号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第12条関係）

年額報酬

職名	金額
団長	166,000円
副団長	88,000円
分団長	62,000円
副分団長	51,000円
部長	44,000円
班長	43,000円
団員	36,500円

別表第２（第12条関係）

区分	支給単位	金額
消防自動車担当機関員	年額	8,000円
小型動力ポンプ担当機関員	〃	3,500円

別表第３（第12条関係）

出動報酬

区分	支給単位	金額
災害の場合	１時間	1,000円
警戒、訓練等の場合	４時間未満	1,800円
	４時間以上	3,500円

２－７　竜王町災害時要援護者支援庁内会議設置規程

（平成 20 年 5 月 21 日訓令第 2 号）
改正　平成 29 年 3 月 23 日訓令第 1 号

（設置）
第 1 条　竜王町における災害時要援護者の支援について、総合的な推進を図るため、情報の共有や支援体制の確立を目的に竜王町災害時要援護者支援推進庁内会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第 2 条　推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
(1)　災害時要配慮者支援マニュアルの作成に関すること。
(2)　災害時要配慮者情報の共有のあり方に関すること。
(3)　災害時要配慮者への支援体制のあり方に関すること。
(4)　その他災害時要配慮者支援の総合的な推進に関すること。
（組織）
第 3 条　推進会議は、委員 12 名以内をもって組織する。
2　推進会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
3　委員は、町長が任命する。
（任期）
第 4 条　委員の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。
（会長および副会長）
第 5 条　会長は、推進会議を招集し、会務を総理する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を求めることができる。
（庶務）
第 6 条　推進会議の事務局は、生活安全課に置く。
（その他）
第 7 条　この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付　則

この訓令は、平成 20 年 5 月 21 日から施行する。

付　則(平成 29 年 3 月 23 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

２－８　滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、県内に発生した大規模林野火災に対処するため、県が整備している林野火災対策用空中消火機材（以下「資機材」という。）の運用について必要な事項を定める。

（資機材の種類および数量）

第２条　資機材の種類および数量は別表のとおりとする。

（資機材の保管）

第３条　資機材の有効かつ迅速な活用を図るため、滋賀県消防学校ほかで保管することとし、その内訳は別表のとおりとする。

２．資機材保管場所への出入りは、各保管場所管理者の了解を得るものとする。

ただし、消防学校閉庁時においては、東近江行政組合消防本部（能登川消防署）で消防学校資機材庫の鍵を借り受けるものとする。

（貸付けの範囲）

第４条　資機材は、大規模林野火災が発生した場合の消火および防禦または林野火災の訓練に使用する場合に各市町に対し貸付けるものとする。

（借受申請）

第５条　資機材を借り受けようとする市町長等は事前に資機材借受申請書（別記様式１号）を知事に提出しなければならない。

２．前項の規定にかかわらず、資機材を緊急に借りうける必要があるときは、口頭または電話等により借受の申請を行うことができる。

ただし、借り受け後速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

（貸付決定）

第６条　知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに貸付けを決定し、資機材貸付決定通知書（別記様式２号）を申請者に交付するものとする。

２．前項の規定にかかわらず、前条第２項の規定に基づく申請にあっては、口頭、電話等により貸付けの決定の通知をすることができる。

ただし、通知後速やかに前項の貸付決定通知書を交付するものとする。

（貸付けの条件）

第７条　前条の決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（１）次の経費は、市町等が負担するものとする。

ア　資機材の引渡しおよび返納に要する経費

イ　資機材の借受期間中における資機材管理に要する経費

（２）資機材は、貸付けの目的以外に使用しないこと。

（３）資機材は、善良な管理者の注意をもって管理すること。

（４）資機材は、貸付期間満了後速やかに返還すること。

（５）空中消火薬剤を使用したときは、使用した薬剤を補てんすること。

（自衛隊の派遣要請）

第８条　市町長等が、資機材の使用のために自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請するときは、その手続きを併せて行うものとし、その要領は滋賀県地域防災計画の定めるところによる。

（広域航空消防応援の要請）

第８条の２　市町長等が、資機材の使用のために広域航空消防応援を要請するときは、その手続きを併せて行うものとして、その要領は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項の定めるところによる。

（引渡しおよび返還）

第９条　資機材の引渡しおよび返還は、知事が指定する日時および場所において行うものとする。

（損害賠償等）

第 10 条　市町長等は、資機材の全部もしくは一部を忘失し、またはき損したときは直ちにその旨を口頭、電話等により知事に届け出るとともに、その事実および事由についての報告書を知事に提出しなければならない。

２．市町長等は、前項の亡失またはき損が自己の責めに帰すべき理由によるときは、すべて自己の責任において補てん、修理しなければならない。

ただし、知事が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

（使用報告書）

第 11 条　市町長等は、第６条の規定による知事の貸付決定により借り受けた資機材を使用したときは、使用後速やかに資機材使用報告書（別記様式３号）を知事に提出しなければならない。

（使用記録等）

第 12 条　知事は資機材の貸付けおよび使用の状況について別に定める記録簿を作成する。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、資機材の運用について必要な事項は別に定める。

付　則

この要綱は昭和 62 年７月 10 日から施行する。

様式１号

番　　号
年　　月　　日

滋　賀　県　知　事　殿

申請者　　印

林野火災対策用空中消火資機材借受申請書

下記のとおり資機材を借り受けたいので申請します。

記

１．借受けの目的

２．借受け資機材の種類および数量

３．借受期間
年　　月　　日～　　年　　月　　日

４．引渡し希望日時および場所

５．連絡責任者

様式３号

番　　号
年　　月　　日

滋　賀　県　知　事　殿

申請者　　印

資　機　材　使　用　報　告　書

１．資機材の使用状況

２．その他
（１）火災発生日時
（２）火災発生場所
（３）鎮火日時
（４）出火原因
（５）被害状況
（６）消火活動状況
（７）その他参考事項

２－９　応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡に関する様式

様式１

政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）

令和　　年　　月　　日

・滋賀県知事　殿
・近畿農政局滋賀県拠点　殿
・　　倉庫　御中
（該当するものに印をすること）

・滋賀県知事
・竜王町長

倉庫（　　）
貴　倉　庫　に保管中の政府所有食糧を竜王町民等に対する給食用に使用したいので、下記数量の引渡を要請（通知）します。

１　品目　　国内産玄米・外国産玄米・外国産精米・乾パン・乾燥米飯
　　↓　　↓　　↓　　↓　　↓
２　数量　　kg　　kg　　kg　　食分　　kg

３　参考　　精米予定場所

（注１）災害救助用米穀は、（被災者及び災害救助従事者の人数）×（玄米 200 グラム）
　　×（炊き出しを必要とする食数）　　※精米においては 180 グラムとする。
（注２）乾パン１食分は 115 グラムである。
（注３）乾燥米飯１食分は 100 グラムである。

様式２

政府所有物品引渡受領書

倉庫所名				
種類				
産年				
銘柄				
低温区分				
包装				
量目				
等級				
個数等				
引き取りトラック等の番号				
実引取人氏名　　印				

上記物品を正に領収しました。

令和　　年　　月　　日

倉庫御中

滋賀県知事　　印

竜王町長　　印

立会人

印

様式３

災害救助用米穀購入報告書

番号	購入 年月日	購入先		品名 品質 種別	単価	数量 kg	金額 円
		氏名（社名）	住所（所在地）				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
合　　計							

災害救助用米穀を上記のとおり購入したので報告します。

令和　　年　　月　　日

滋 賀 県 知 事 殿

竜王町長　　印

２－10　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して、○○市町村長と滋賀県警察本部長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先利用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和 38 年７月１日

○○市町村長　　○○○○○
滋賀県警察本部長　　野中　庸

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第１　○○市町村長が災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定の定めるところによるものとする。

第２　○○市町村長が法第 57 条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話とする。

第３　○○市町村長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、原則として、当該市町村の地域を管轄する警察署長に対して次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

１．使用等しようとする警察通信設備
２．使用等しようとする理由
３．通信の内容
４．発信者および受信者

第４　警察署長は、当該申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときはその使用等を承認するものとする。この場合において受付けた通信の取扱い順位の決定は、警察署長が当該通信の緊急性、通信の内容、受付け順位等をしん酌して決定するものとする。

第５　○○市町村長は、法第 56 条の規定に基づく伝達、通知または警告を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ、当該市町村の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。

第６　本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは、増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

付則

１．本協定は、昭和 38 年７月１日から施行する。
２．この協定の成立を証するため、協定書２通を作成し相方各１通を所持する。

第　　号
年　　月　　日

警 察 署 長 殿

市町村長名

警察通信設備を使用する場合の申出について

このことについては、昭和 38 年 7 月 1 日付け、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定に基づき下記のとおり申出します。

記

１．使用しようとする警察通信設備
（１）警察有線電話
（２）警察無線電話

２．使用等しようとする理由
例文
台風接近に伴う災害応急措置の実施、通知、要請、伝達、警告等に関し、緊急かつ特別の必要により管内市（町村）民への連絡、周知および災害対策地方本部（県事務所）県災害対策本部（滋賀県）に報告連絡等のため。

３．通信の内容
（１）気象業務法に基づく各種予警報
（２）各種災害に伴う応急復旧対策要請指示
（３）その他災害に関する緊急必要なる事項

４．発信者および受信者
（１）市町村災害対策本部（　　市町村）
（２）滋賀県災害対策　　地方本部（　　県事務所）
（３）滋賀県災害対策本部（滋賀県）

2－11　被害即報および被害報告要領

別表1　即報基準　（県への報告）

区　分	事　項	種　別	基　　準	
火災等即報	一般基準	火災 特定の事故	1）死者3 人以上生じたもの 2）死者および負傷者の合計が1０人以上生じたもの	
	個別基準	火災	建物火災	1）特定防火対象物で死者の発生した火災 2）高層建築物の1１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3）国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 4）建物焼損延べ面積3，０００平方メートル以上と推定される火災 5）損害額1億円以上と推定される火災
			林野火災	1）焼損面積1０ヘクタール以上と推定されるもの 2）空中消火を要請又は実施したもの 3）住家等への延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交通機関の火災	1）航空機火災 2）タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3）トンネル内車両火災 4）列車火災
			その他	以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
		石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 3）特定事業所内の火災（1）以外のもの）	
		危険物に係る事故	1）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2）負傷者が5 名以上発生したもの 3）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5）河川への危険物等流出事故 6）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故	
		原子力災害等	1）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3）原子力災害対策特別措置法第1０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの	
		その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの	
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合。		

<table>
<tr><td>救急救助事故即報</td><td colspan="3">1)死者5 人以上の救急事故
2)死者及び負傷者の合計が1 5 人以上の救急事故
3)要救助者が5 人以上の救助事故
4)覚知から救助完了までの所要時間が5 時間以上を要した救助事故
5)その他報道機関に取り 上げられる等社会的影響度が高い救急・ 救助事故</td></tr>
<tr><td>武力攻撃災害即報</td><td colspan="3">1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2 条第4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
2)武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2 5 条第1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</td></tr>
<tr><td rowspan="5">災害即報</td><td>一般基準</td><td colspan="2">1)災害救助法の適用基準に合致するもの
2)都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
3)災害が2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個別基準</td><td>地　震</td><td>地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4 以上を記録したもの</td></tr>
<tr><td>風水害</td><td>1)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2)河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
3)強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住宅被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td>雪　害</td><td>1)雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2)道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの</td></tr>
<tr><td>社会的影響基準</td><td colspan="2">一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。</td></tr>
</table>

別表２　直接即報基準　（消防庁および県への報告）

区　分	種　別	基　　準
火災等即報	交通機関の火災	1)航空機火災 2)タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3)トンネル内車両火災 4)列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物に係る事故	1)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2)負傷者が5名以上発生したもの 3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ②５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3)原子力災害対策特別措置法第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	
救急救助事故即報	死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2)バスの転落等による救急・救助事故 3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5)その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃災害即報	1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2)武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第２５条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	
災害即報	1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） 2)次のうち、死者又は行方不明者が生じたもの ア　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの イ　河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの	

別表３　災害即報事項例示

事　　項	例　　示
（１）　市町村災害対策本部設置状況 （設置日時、配備体制等）	台風×号の接近に伴い○月○日○時災害対策本部を設置、第２号配備体制（職員約○○名配置）を指示
（２）　主要河川、ため池の情報 （水位、溢水箇所、決壊箇所等）	○○川は○○地点において○○時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込である。 ○○川は○○地点において○時頃○mにわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在水防団員○○名が出動し、応急復旧作業中。
（３）　びわ湖水位上昇に伴う被害状況	びわこ水位上昇に伴い○○地区の湖岸○○ha浸水、農作物○○の状態。
（４）　主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道○○線は○時頃がけくずれのため○○地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、○時以降管内のバス交通はすべて運休。
（５）　電力通信関係の情報 （停電状況、と絶状況等）	○時以降管内○○地区約○○○戸が停電中。 ○時以降町役場と○○地区間の電話不通。
（６）　水道施設関係の情報 （断水状況等）	○時以降停電に伴い○○地区約○○戸が断水中、給水車○台を派遣し、緊急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。）
（７）　ガス施設関係の情報（供給停止状況等）	○時以降○○地区約○○戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
（８）　避難関係の情報 （避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所）	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるので、○時○○地区約○○○世帯に対し避難命令を発令した。 現在約○○○世帯が○○小学校に避難中。
（９）　死傷者の発生状況 （人数原因等、死傷者の姓名、性別年令）	○○時頃○○において、がけくずれのため男○名が生き埋めになった。現在地元消防団員約○○○名が出動し救出にあたっている。
（10）　住家の被害状況 （全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等）	○○川が○○地区において、溢水し付近の住宅約○○戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約○○○戸の浸水家屋が発生しているもよう、なお今後も増加する見込みである。 （災害救助法適用基準に達するかも知れない。）
（11）　非住家の被害状況 （学校、公民館公共的施設、その他主要な建物の被害状況）	○時頃○○小学校の講堂、瞬間最大風速○○mの強風により倒壊した。
（12）　市町村災害対策本部のとった主な応急対策実施状況	○○地区に○○時に避難命令を発令。 現在○○避難所に収容中の○○名に対し、炊き出しを実施中。 ○○川の決壊箇所に消防団員約○○○名を出動させ応急復旧作業中。
（13）　県への要請事項 （市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達斡旋に関する要請等）	○○川が決壊したので、水防用の土のう○○○袋至急調達して送付してほしい。○○部落が孤立しているので、カンパン○○箇を空輸してほしい。 防疫用の薬剤○○kg至急調達してほしい。
（14）　災害写真 （フィルムおよび説明書添付したもの）	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流失、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。
（15）　雪害状況 （孤立化した場合の住民の動向）	○○地区で○月○日から連絡つかず、住民の動向が懸念される。
（16）　大規模事故 （交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者が出た事故）	原因、場所、負傷者の状況、とられつつある措置等。
（17）　作　業　日　報	市町村における主要な活動状況について毎日１７時現在で、とりまとめ報告する。ただし緊急なものについてはその都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 （１）災害対策本部の設置状況（開設、閉鎖の日時） （２）避難指示の状況、避難場所の設置状況（箇所数、人員） （３）消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） （４）応援措置、救助活動の概要 （５）音信不通、状況のは握できない地区名

別表 4　災害の被害認定基準

分類	用語		被害程度の判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしてる実際の生活単位を云うが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。
	全壊（全焼、流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または、住家の損失(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の必要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊（半焼）		住家がその居住のために基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	全壊または半壊の被害を受けたもののみ報告する。		
その他	田の流失、埋没		田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没		田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水		田の例に準じて取り扱うものとする。

その他	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道（道路法第２条第１項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。（ただし、橋りょうを除いたものとする。）
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう１級河川および２級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたもの。
	通信被害	電話とは災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの。
	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または、港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第１条の規定による砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または、同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第１号様式（ 火災）

第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

火　災　種　別	1.　建物　2.　林野　3.　車両　4.　船舶　5.　航空機　6.　その他		
出　火　場　所			
出　火　日　時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮　火　日　時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・ 用　途		事　業　所　名 （代表者氏名）	
出　火　箇　所		出　火　原　因	
死　傷　者	死者（ 性別・ 年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた 理　由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼　損　程　度	焼損棟数　全　焼　棟 半　焼　棟 部分焼　棟 ぼ　や　棟 計　棟	焼　損　面　積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り　災　世　帯　数	世帯	気　象　状　況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　台　人		
救　急・救　助 活　動　状　況			
災害対策本部等 の　設　置　状　況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（ 確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「 未確認」 等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故名
1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物等に係る事故
3. 原子力施設等に係る事故
4. その他特定の事故

消防庁受信者氏名

事故種別	1. 火災　2. 爆発　3. 漏えい　4. その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物　2.指定可燃物　3.高圧ガス　4.可燃性ガス 5.毒劇物　6.RI等　7.その他（　　）	物質名	
施設の区分	1. 危険物施設　2. 高危混在施設　3. 高圧ガス施設　4. その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台 人	
	消防団		台 人	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
	その他		人	
警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分				

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）第1報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（ 救急・ 救助事故等）

第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1.　救急事故　2.　救助事故　3.　武力攻撃災害　4.　緊急対処事態		
発　生　場　所			
発　生　日　時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚　知　方　法	
事故等の概要			
死　傷　者　等	死者（ 性別・ 年令） 計　人 不　明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救　助　人　員	
消防・救急・救助 活　動　状　況			
災害対策本部等 の　設　置　状　況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（ 確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「 未確認」 等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（ その１）

［災害概況即報］

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）		

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（ 確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「 未確認」 等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県				区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　報 (　月　日　時現在)			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
					病院		箇所	
区分			被害		道路		箇所	
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所	
	行方不明者		人		河川		箇所	
	負傷者	重傷	人		港湾		箇所	
		軽傷	人		砂防		箇所	
住家被害	全壊		棟		清掃施設		箇所	
			世帯		崖くずれ		箇所	
			人		鉄道不通		箇所	
	半壊		棟		被害船舶		隻	
			世帯		水道		戸	
			人		電話		回線	
	一部破損		棟		電気		戸	
			世帯		ガス		戸	
			人		ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人	火災発生	建物		件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林業被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害対策本部等の設置状況	都道府県	
	市町村	
災害救助法適用市町村名		
	計	団体
消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること

災害被害即報様式(その１　－　人・建物)

1.　人、建物等の被害について

（　　）　：　　No.1

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害者(被害世帯主)				被害の内訳(建物)			備考 (被害発生・消防隊員出動状況、被害状況、被害見込金額等)
		市町名	字名		住所	氏名	性別	年齢	棟数	世帯数	世帯人数	

※被害区分について

次に示す区分により当該番号を記入する。

人、建物等の被害について

1-1	死者	1-2	行方不明者	1-3	負傷者	1-4	り災者		
2-1	住家全壊	2-2	住家半壊	2-3	住家一部破損	2-4	住家床上浸水	2-5	住家床下浸水
3-1	非住家(公共)	3-2	非住家(その他)						
4-1	文教施設被害	4-2	病院被害	4-3	清掃施設	4-4	ブロック塀		
5-1	水道被害	5-2	電話不通等	5-3	電気停電等	5-4	ガス漏れ等		

災害被害即報様式(その２　－　道路・河川等)

2.　道路・河川等の被害について

（　　）　：　No.2

被害区分	発生日時	発生場所		原因	交通規制等の状況(規制開始、規制時間等)	迂回路等の状況	経過状況				備考(被害の程度・規模、被害見込金額等)
		路線名・河川名等	地先名(字名等)				／　時	／　時	／　時	／　時	

道路、河川等の被害についての区分

6-1	道路被害	6-2	橋梁被害	6-3	鉄道不通等		
7-1	河川被害	7-2	港湾被害	7-3	砂防被害	7-4	崖崩れ

災害被害即報様式(その３　－　農業関係被害、避難勧告等)

3.　農業関係被害等について

(　　)　:　　No.3

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害対象						被害面積	備考 (被害の程度・規模、被害見込金額等)
		市町名	地先名 (字名等)		田	畑	農作物	耕地	農業施設	林道		

8-1	農作物被害	8-2	農地被害	8-3	農業施設被害	8-4	林地被害	8-5	林道被害

4.　避難勧告等について(*発、解については該当に丸をつける)

勧告・指示	対象地域(市町、字名等)	発令、解除時間	対象地域(市町、字名等)	発令、解除時間	対象地域(市町、字名等)	発令、解除時間
	(　人)	発解　:	(　人)	発解　:	(　人)	発解　:
	(　人)	発解　:	(　人)	発解　:	(　人)	発解　:
	(　人)	発解　:	(　人)	発解　:	(　人)	発解　:

5.　災害対策本部等設置状況について(*発、解については該当に丸をつける)

対策・警戒	設置市町名	発令、解除時間	設置市町名	発令、解除時間	設置市町名	発令、解除時間
		発解　:		発解　:		発解　:
		発解　:		発解　:		発解　:
		発解　:		発解　:		発解　:

＊この即報は〈パターン①〉振興局・地域振興局・県事務所に 8:30、15:30 の提出、本庁に 9:00、16:00 の提出とし(ただし、死傷者、住家全壊、住家半壊、床上浸水、り災世帯等急を要する被害については随時報告)、それ以外の時間帯の報告については〈パターン②〉4 時間、〈パターン③〉2 時間の各間隔とし総合防災課から連絡する。

※なお、死傷者、行方不明者、住家全壊、半壊については、可能な限り第１発見者の氏名も報告する。

第１号様式　災害確定報告

都道府県				区分				被害
災害名・確定年月日	月　日　時確定			その他	田	流出・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					畑	流出・埋没	ha	
						冠水	ha	
区分		被害			文教施設		箇所	
人的被害	死者	人			病院		箇所	
	行方不明者	人			道路		箇所	
	負傷者 重傷	人			橋りょう		箇所	
	負傷者 軽傷	人			河川		箇所	
住家被害	全壊	棟			港湾		箇所	
		世帯			砂防		箇所	
		人			清掃施設		箇所	
	半壊	棟			崖くずれ		箇所	
		世帯			鉄道不通		箇所	
		人			被害船舶		隻	
	一部破損	棟			水道		戸	
		世帯			電話		回線	
		人			電気		戸	
	床上浸水	棟			ガス		戸	
		世帯			ブロック塀等		箇所	
		人						
	床下浸水	棟		り災世帯数			世帯	
		世帯		り災者数			人	
		人		火災発生	建物		件	
非住家	公共建物	棟			危険物		件	
	その他	棟			その他		件	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

都道府県災害対策本部	名称	
	設置	月　日　時
	解散	月　日　時
災害対策本部設置市町村名		
	計	団体
災害救助法適用市町村名		
	計	団体
消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考
災害発生場所
災害発生年月日
災害の概況

消防機関の活動状況

その他(避難の勧告・指示の状況)

第３号様式　災害年報　　都道府県名

区分 ＼ 災害名・発生年月日								計
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
			人					
非住家	公共建物		棟					
	その他		棟					
その他	田	流出・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流出・埋没	ha					
		冠水	ha					
	学校		箇所					
	病院		箇所					
	道路		箇所					
	橋りょう		箇所					
	河川		箇所					
	港湾		箇所					
	砂防		箇所					
	清掃施設		箇所					
	崖くずれ		箇所					
	鉄道不通		箇所					
	被害船舶		隻					
	水道		戸					

第３号様式　災害年報（つづき）　　都道府県名

区分 ＼ 災害名・発生年月日								計
その他	電話		回線					
	電気		戸					
	ガス		戸					
	ブロック塀		箇所					
火災発生	建物		件					
	危険物		件					
	その他		件					
り災世帯数			世帯					
り災者数			人					
公立文教施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
農林水産業施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
公共土木施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
その他の公共施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
小計			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
公共施設被害市町村数			団体						
その他	農産被害		千円						
	林産被害		千円						
	畜産被害		千円						
	水産被害		千円						
	商工被害		千円						
	その他		千円						
被害総額			千円						
都道府県災害対策本部	設置			月日	月日	月日	月日	月日	
	解散			月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									

２－12　緊急通行車両の標章、確認証明書

（１）緊急通行車両の標章

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（２）緊急通行車両確認証明書

第　　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知　事　印 公安委員会　印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路		
備考		

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

2－13　義援金募集配分計画様式

義援金品搬出者名簿

様式1号

				○○町
年　月　日	住　所	氏　名	搬出区分	数　量
55．9．10	○○町○○	○○○○	現　金	○○○円
55．9．10	○○町○○	○○○○	衣　類	○点

（注）1.　記載例に準じて記載する。
2.　連名簿であるが、町村単位に別葉等として差し支えない。

義援金品引継書

様式2号

義えん金品引継書

引　継　書	機関名		職氏名	㊞
引　継　書	機関名		職氏名	㊞

義援金品を次のとおり引継ぎました。

記

1　引継年月日　　年　月　日
2　引継場所
3　引継金品　　次表のとおり（車両番号　　）

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

（注）1.　2部作成し、授受両機関とも保管する。
2.　金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等で表示する。

義　援　金　品　受　領　書

様式3号

義援金品受領書　　No.

（住所　氏名）　　殿

1　現金　　金○○○円也

2　物資　　○○○　梱包

ただし、○○災害の義援金品として

上記のとおり受領しました。

年　　月　　日

機　関　名

（取　扱　者　　（印））

（注）1.　複写式とし、事前に機関別の通しNo.を付しておく。

2.　控は義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

3.　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項をただし書き等に付記することとして差し支えない。

4.　物資区分は実情に即して記載する。

現　金　出　納　簿

様式4号

年　月　日	摘　　要	受	払	残

（注）1.　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。

2.　預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。
ただし、区分して経理する必要のあるときは、口座を「現金」「預金」に区分して扱うものとする。

3.　公共団体の取扱で「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑部金受払簿」により「現金出納簿」と別途に経理する。

義　援　金　品　受　払　書

様式5号

年　月　日	摘要	受	払	残	てん末
55. 9. 10	バケツ ○○商店より	100ヶ			9.20　配　分
55. 9. 10	衣　類 ○○会社従業員	10包			9.20　配　分
55. 9. 10	現　金 ○○中学生徒会	5,450円			9.20　現金出納簿へ転記

55. 9. 20	物　資 ○○町外2町村		10ヶ 20包 50点		550点 100ヶ　} 2包とする

（注）1.　この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払およびてん末を記録する。
ただし、現金については現金出納簿へ転記し、そのときに払出記帳をする。なお物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差し支えない。
2.　記載方法は記載例に準じ適宜累計を行う。